

平成 20 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成20年 第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月2日～12月22日(21日間)

月日(曜日)	本 会 議	委 員 会
12月 2日 (火)	提案説明	
3日 (水)	休 会	
4日 (木)	"	
5日 (金)	"	
6日 (土)	"	
7日 (日)	"	
8日 (月)	会派代表質問	
9日 (火)	"	
10日 (水)	一般質問	
11日 (木)	休 会	予算特別委員会(総括質疑)
12日 (金)	"	" (総括質疑)
13日 (土)	"	
14日 (日)	"	
15日 (月)	"	予算特別委員会(総括質疑)
16日 (火)	"	総務・経済・厚生・建設各常任委員会
17日 (水)	"	学校適正配置等調査特別委員会
18日 (木)	"	市立病院調査特別委員会
19日 (金)	"	
20日 (土)	"	
21日 (日)	"	
22日 (月)	討論・採決等	

平成20年
小樽市議会
第4回定例会会議録目次

12月2日(火曜日) 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし第35号及び報告第1号	3
	市長提案説明(議1~34、報1)	3
	提案説明 (議35 北野議員)	5
1	日程第3 休会の決定	6
1	散 会	6

12月8日(月曜日) 第2日目

1	出席議員	9
1	欠席議員	9
1	出席説明員	9
1	議事参与事務局職員	10
1	開 議	11
1	会議録署名議員の指名	11
1	日程第1 議案第1号ないし第35号及び報告第1号	11
	会派代表質問 新谷議員	11
	会派代表質問 山田議員	33
1	散 会	47

1 2 月 9 日（火曜日） 第 3 日目

1	出席議員	49
1	欠席議員	49
1	出席説明員	49
1	議事参与事務局職員	50
1	開 議	51
1	会議録署名議員の指名	51
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 3 5 号及び報告第 1 号	51
	会派代表質問 斉藤（陽）議員	51
	会派代表質問 林下議員	63
	会派代表質問 大橋議員	73
1	散 会	86

1 2 月 1 0 日（水曜日） 第 4 日目

1	出席議員	89
1	欠席議員	89
1	出席説明員	89
1	議事参与事務局職員	90
1	開 議	91
1	会議録署名議員の指名	91
1	日程第 1 議案第 1 号ないし第 3 6 号及び報告第 1 号	91
	市長提案説明（議 3 6）	91
	一般質問 成田（祐）議員	91
	一般質問 成田（晃）議員	96
	一般質問 菊地議員	102
	一般質問 山口議員	109
	一般質問 古沢議員	115
	一般質問 千葉議員	126
	採 決（議 1）	136
	予算特別委員会設置・付託	136
	常任委員会付託	136
1	日程第 2 陳情	136
	取下げ（陳 6 4 6）	136
	常任委員会付託	137

1	日程第3	休会の決定.....	137
1	散	会.....	137

1 2月22日(月曜日) 第5日目

1	出席議員.....	139	
1	欠席議員.....	139	
1	出席説明員.....	139	
1	議事参与事務局職員.....	140	
1	開	議.....	141
1	会議録署名議員の指名.....	141	
1	日程第1	議案第2号ないし第36号及び報告第1号並びに平成20年第3回定例会 議案第8号ないし第23号並びに陳情及び調査.....	141
	予算特別委員長報告.....	141	
	討	論 菊地議員.....	146
	討	論 成田(祐)議員.....	147
	採	決.....	148
	決算特別委員長報告.....	148	
	討	論 中島議員.....	154
	採	決.....	156
	総務常任委員長報告.....	157	
	討	論 菊地議員.....	159
	討	論 斎藤(博)議員.....	160
	討	論 吹田議員.....	161
	採	決.....	161
	経済常任委員長報告.....	162	
	討	論 新谷議員.....	164
	採	決.....	164
	厚生常任委員長報告.....	165	
	討	論 中島議員.....	167
	採	決.....	168
	建設常任委員長報告.....	169	
	討	論 古沢議員.....	171
	採	決.....	172
	学校適正配置等調査特別委員長報告.....	173	
	討	論 北野議員.....	175
	採	決.....	176

市立病院調査特別委員長報告.....	176
採 決.....	178
1 日程第2 議案第37号ないし第39号.....	178
市長提案説明.....	178
採 決.....	178
1 日程第3 意見書案第1号ないし第6号.....	178
提案説明 (意1 菊地議員).....	178
討 論 新谷議員.....	179
採 決.....	180
1 閉 会.....	181

議事事件一覧表

議案

議案	案	第 1 号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 2 号	平成20年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第 3 号	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 4 号	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
議案	案	第 5 号	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第 6 号	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
議案	案	第 7 号	平成20年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第 8 号	平成20年度小樽市下水道事業会計補正予算
議案	案	第 9 号	小樽市税条例等の一部を改正する条例案
議案	案	第 10 号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 11 号	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 12 号	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 13 号	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 14 号	小樽市保健所使用条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 15 号	小樽市病院事業条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 16 号	小樽市病院事業使用料及び手数料条例案
議案	案	第 17 号	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 18 号	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 19 号	小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 20 号	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 21 号	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 22 号	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例案
議案	案	第 23 号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 24 号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 25 号	市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 26 号	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 27 号	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 28 号	工事請負変更契約について
議案	案	第 29 号	工事請負変更契約について
議案	案	第 30 号	不動産の取得について
議案	案	第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（いなきた児童館）
議案	案	第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について（塩谷児童センター）
議案	案	第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（総合体育館）
議案	案	第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（福寿荘）
議案	案	第 35 号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第 36 号	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 37 号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第 38 号	小樽市公平委員会委員の選任について
議案	案	第 39 号	人権擁護委員候補者の推薦について

報告

報告	報	告	第 1 号	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）
----	---	---	-------	---------------------------

継続審査中の議案

20年3定議案	案	第 8 号	平成19年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案	案	第 9 号	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案	案	第 10 号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案	案	第 11 号	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案	案	第 12 号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案	案	第 13 号	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

20年3定議案第14号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第15号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第16号	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第17号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第18号	平成19年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第19号	平成19年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について
20年3定議案第20号	平成19年度小樽市病院事業決算認定について
20年3定議案第21号	平成19年度小樽市水道事業決算認定について
20年3定議案第22号	平成19年度小樽市下水道事業決算認定について
20年3定議案第23号	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

意見書案

意見書案第1号	消費税増税を行わないよう求める要望意見書(案)
意見書案第2号	中小企業の経営を守るための緊急対策を求める意見書(案)
意見書案第3号	雇用と暮らしを守る緊急対策を求める要望意見書(案)
意見書案第4号	労働法制及び労働者派遣法の改正を求める意見書(案)
意見書案第5号	「食の安全確保」への取組強化を求める意見書(案)
意見書案第6号	国籍法改正に関する意見書(案)

陳情

陳情第1118号	小樽市特別支援連携協議会の設立方について
陳情第1119~1140号	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について
陳情第1141号	介護保険料の引下げ方について
陳情第1142号	介護保険料の引下げ方について
陳情第1143号	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について

質 問 要 旨

会派代表質問

新谷議員（１２月８日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 金融・経済危機問題について
- 2 使用料及び手数料の改定について
- 3 財政問題について
- 4 小樽市立病院改革プランについて
- 5 介護保険制度について
- 6 資格証明書の問題について
- 7 その他

山田議員（１２月８日２番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題
 - （１）財政健全化法から
 - （２）市職員の退職手当から
 - （３）希望降任制度について
- 2 経済問題
 - （１）市の融資制度について
- 3 建設問題
 - （１）市街地活性化
 - （２）福祉のまちづくり条例
 - （３）除排雪問題
- 4 厚生問題
 - （１）新市立病院問題
 - （２）エイズ検査と骨髄バンク
 - （３）服薬指導
 - （４）薬歴鑑査
 - （５）生活保護
- 5 教育問題
 - （１）教育システム
 - （２）小樽市学校教育推進計画
 - （３）外国語活動
 - （４）全国学力・学習状況調査
- 6 その他

斉藤（陽）議員（１２月９日１番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政問題について
- 2 使用料及び手数料の改定について
- 3 小樽市立病院改革プランについて
- 4 生活支援対策について
- 5 中小企業対策について
- 6 その他

林下議員（１２月９日２番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 小樽市立病院改革プランと医療制度改革について
- 2 定額給付金について
- 3 介護保険制度の現状と対策について
- 4 公契約条例の制定について
- 5 小樽市の公共交通政策とふれあいバスについて
- 6 その他

大橋議員（１２月９日３番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 市立病院の公開講座について
- 2 高齢者給食サービス、その他について
- 3 地域での見守りにについて
- 4 使用料及び手数料の改定について
- 5 上下水道について
- 6 定額給付金について
- 7 教育問題について
- 8 その他

一般質問

成田（祐）議員（12月10日1番目）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 小樽市立病院改革プランについて
- 2 マリンウェーブ小樽について
- 3 不登校児の実態の把握について
- 4 その他

成田（晃）議員（12月10日2番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 地方分権と地域の自立に向けた取組について
- 2 地方分権と財政力格差の調整について
- 3 今後の地域の自立に向けた取組について
- 4 その他

菊地議員（12月10日3番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 循環型社会の形成に向けた粗大ごみの再生利用について
- 2 カジノ構想について
- 3 その他

山口議員（12月10日4番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 国の制度の硬直化と自治体の現状とあり方
- 2 まちづくりの理念とカジノ誘致問題
- 3 第2期観光の戦略
- 4 街路樹剪定の見直しと市民参加
- 5 その他

古沢議員（１２月１０日５番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 平成２０年度除雪体制について

- (１) ６ステーション別の対象地域、委託先業者、道路種別ごとの延長距離
- (２) 請負代金額の積算基準
- (３) 請負代金額の変更
- (４) ２種路線の車道除雪出動基準と作業時間
- (５) 拡幅除雪の出動基準と作業方法
- (６) 置き雪対策の実績と評価
- (７) 除雪路線の総合除雪未実施状況

2 整備新幹線問題について

- (１) 新幹線整備の基本条件
- (２) 建設財源の見通し
- (３) 建設費及び新小樽駅周辺整備事業に対する小樽市負担分
- (４) 並行在来線からのＪＲ経営撤退
- (５) 平成１９年第４回定例会での「建設促進方の意見書」
- (６) 並行在来線（函館本線）のＪＲ撤退区間
- (７) ＪＲ長万部～小樽間の利用状況
- (８) 第三セクター運営会社移行と鉄道資産の譲渡予想価格
- (９) 他の第三セクター運営会社の経営状況
- (１０) 建設促進期成会など関係団体内の「温度差」
- (１１) 譲れない並行在来線（函館本線）のＪＲ直営存続

3 その他

千葉議員（１２月１０日６番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 女性支援策について

2 小樽港の物流活性化と小樽市経済について

3 観光について

4 第４期小樽市介護保険事業計画について

5 その他

平成20年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成20年12月2日

出席議員(27名)

1番	秋元智憲	2番	千葉美幸
3番	鈴木喜明	4番	吹田友三郎
5番	大橋一弘	6番	成田祐樹
7番	菊地葉子	8番	中島麗子
9番	高橋克幸	10番	斉藤陽一良
11番	佐野治男	12番	山田雅敏
13番	佐藤禎洋	14番	濱本進
15番	井川浩子	16番	林下孤芳
17番	斎藤博行	18番	山口保
19番	佐々木勝利	20番	新谷とし
21番	古沢勝則	22番	北野義紀
23番	横田久俊	24番	成田晃司
25番	前田清貴	26番	大竹秀文
27番	見楚谷登志		

欠席議員(1名)

28番 久末恵子

出席説明員

市長	山田勝麿	副市長	山田厚
教育長	菊讓	水道局長	小軽米文仁
総務部長	山崎範夫	財政部長	貞原正夫
産業港湾部長	磯谷揚一	医療保険部長	佃信雄
福祉部長	長川修三	生活環境部長	小原正徳
建設部長	嶋田和男	小樽病院局長	吉川勝久
消防長	安達栄次郎	教育部長	大野博幸
監査委員 事務局長	宮腰裕二	会計管理者	中塚茂
総務部 企画政策室長	貞村英之	保健所次長	小林修一
総務部総務課長	田中泰彦	財政部財政課長	木下正樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開会 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、平成20年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、成田祐樹議員、佐藤禎洋議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月22日までの21日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし第35号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし第34号及び報告第1号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）（拍手）

市長（山田勝磨） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第8号までの平成20年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号平成20年度一般会計補正予算につきましては、生活困窮世帯に対する特別の措置として、灯油購入経費の一部を助成するための所要の経費を計上するもので、昨年度より支給対象を拡大して実施するものであります。

次に、議案第2号から議案第8号までの平成20年度各会計補正予算の主なものといたしましては、各会計において決算見込みに伴う職員給与費の補正所要額を計上したほか、一般会計では障害者自立支援法にかかわる事業所運営支援として所要の経費を計上いたしました。

以上に対する財源といたしましては、それぞれ歳出に対応する使用料、道支出金、寄付金、諸収入及び市債を計上いたしました。

また、債務負担行為につきましては、工事の早期発注を図るため、臨時市道整備事業費及び消防署朝里出張所建設事業費を計上したほか、軽費老人ホームほか3施設の指定管理者の管理代行業務等に係る経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は3億1,042万8,000円の増となり、財政規模は563億5,234万7,000円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業と後期高齢者医療事業で制度改正などに伴うシステム改修経費等について所要の経費を計上したほか、企業会計では、水道事業において債務負担行為として工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費を計上いたしました。

次に、議案第9号から議案第34号までについて説明申し上げます。

議案第9号市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金の範囲を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第10号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、各種保健所関係手数料及び計量器検査手数料を改定するとともに、生活援助員派遣手数料を廃止するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第11号市民会館条例の一部を改正する条例案につきましては、市民会館の冷房に係る利用料金を設けるものであります。

議案第12号銭函市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、銭函市民センターの体育室の使用料を改定するとともに、第4集会室及び娯楽室の使用料を設けるほか、所要の改正を行うものであります。

議案第13号コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案につきましては、コミュニティセンターの体育室の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号保健所使用条例及び夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきましては、使用料等に係る算定根拠の引用を変更するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第15号病院事業条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用するとともに、これに伴う関係条例の整備を行うほか、市立小樽病院高等看護学院の授業料を改定し、及び入学金を新設するものであります。

議案第16号病院事業使用料及び手数料条例案につきましては、病院事業に地方公営企業法の全部を適用するため、病院事業条例を病院事業の設置等に関する条例に改正することに伴い、これまで病院事業条例で定めていた使用料及び手数料について別に定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第17号墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、火葬場の火葬炉及び控室の使用料を改定するものであります。

議案第18号廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、廃棄物処理手数料及び一般廃棄物処理業の許可等の申請手数料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第19号浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、浄化槽保守点検業の登録及び更新並びに浄化槽清掃業の許可及び更新に係る申請手数料を改定するものであります。

議案第20号勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの特定使用者に係る使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第21号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、観光物産プラザの使用料の納付方法を変更するものであります。

議案第22号小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例案につきましては、景観法の施行に伴い、景観計画、景観重要建造物等について必要な事項を定めるとともに、同法に基づく変更命令の対象となる行為及び届出を要しない行為を定めるほか所要の改正を行うため、全部改正するものであります。

議案第23号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、有料公園施設の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第24号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、住宅地区改良法施行令等の一部改正に伴い、改良住宅の入居者資格に係る収入限度額等を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第25号市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案につきましては、美術館の特別展示室の使用料を改定するものであります。

議案第26号総合体育館条例の一部を改正する条例案につきましては、総合体育館の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第27号体育施設条例の一部を改正する条例案につきましては、祝津ヨットハウス及び望洋サッカー・ラグビー場の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号及び議案第29号工事請負変更契約につきましては、設計変更の必要が生じたため、廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事については、契約金額8億1,094万6,500円をもって岩田地崎・久保・近藤・山吹共同企業体と、廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事(その2)については、契約金額1億8,243万7,500円をもって阿部・小田・水谷内共同企業体とそれぞれ請負変更契約を締結するものであります。

議案第30号不動産の取得につきましては、市営オタモイD住宅の敷地として、合計1万620.11平方メートルの土地を取得価格6,869万872円をもって石川マチ子さんほか5名から取得するものであります。

議案第31号から議案第34号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。いなきた児童館及び塩谷児童センターについては社会福祉法人小樽市社会福祉協議会を、総合体育館については株式会社アンビックスを、福寿荘については社会福祉法人小樽北勉会を引き続き指定管理者として指定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、平成20年度一般会計において校舎耐震診断事業費の予算を措置するため、同会計の補正予算について平成20年10月20日、専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、なにとぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

議長(見楚谷登志) 次に、議案第35号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 提出者を代表し、議案第35号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

33回目の提案となる今回は、現在の核兵器廃絶をめぐる世界の動きに照らして、議案第35号非核港湾条例の持つ今日的意義についての角度から説明させていただきます。

2005年5月の核不拡散条約再検討会議で、五つの核保有国は自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れました。その具体的な課題として、核兵器完全廃絶、包括的核実験禁止条約の発効、核分裂物質製造禁止条約の交渉開始、中東非核地帯の実現などです。これらの課題実現のために、今、何が求められているでしょうか。

2010年には核不拡散条約再検討会議が開かれます。この会議に向けて、核保有国がこれらの約束を誠実に実行するよう、国際世論の力を大きくしていくことです。この点で心強いことは、この会議に向けて核兵器のない世界を共通目標とする全世界的な行動キャンペーンが本年8月に、広島、長崎で開催された原水爆禁止世界大会で呼びかけられ、実行に移されていることです。全世界の圧倒的人々が核兵器のない世界を望み、非核兵器地帯は東南アジア、中央アジア、モンゴル、アフリカ、中南米、南太平洋など、地球的規模で広がっています。このように大多数の国々が非核兵器国として核不拡散条約に加わり、みずから核兵器の開発、保有を放棄する条約上の義務を課しています。

このような世界の動きの中で、アメリカなどが核抑止論を正当化し、核兵器を持つことが他の国からの核攻撃を抑止できるとの口実で、実際には核兵器の力で、核兵器を持たない、放棄すると宣言している国々を脅しつけることが、いかに卑劣きわまりないことであるかは明白です。核抑止論は、まやかしとして世界的に既に見抜かれつつあります。

本年10月24日、国連本部で、民間団体であるイースト・ウエスト研究所主催による「大量破壊兵器問題での停滞打開を探る」と題した大規模なシンポジウムが開かれました。このシンポジウムには、モントレール核不拡散研究所、グローバルセキュリティ研究所、英米安全保障情報評議会などの軍縮核不拡散

問題の国際シンクタンクが共催に名を連ねました。国連本部の経済社会理事会会議場で開かれた全体会議では、基調講演に潘基文（パン・ギムン）国連事務総長、パネリストにキッシンジャー元アメリカ国務長官、モハメド・エルバラダイ国際原子力機関（IAEA）事務局長などが参加しました。キッシンジャー氏をはじめ5名の元アメリカ国務長官が去年1月にウォールストリート・ジャーナル紙で「核兵器のない世界」を提言して以来、過去10年にわたる核軍縮交渉の停滞を打開しようという機運が世界的に広がりつつあります。このシンポジウムの基調講演を行った潘基文国連事務総長は、「核兵器のない世界というのは、世界が目指すべき最も高い善だ」と講演し、「一部の国は、核兵器の保有を地位の象徴のようにみなし、核兵器保有でほかからの核攻撃を抑止できるとみなしている。これこそ、いまだに核兵器が存在する理由だ」と指摘しました。続けて、先ほど指摘した原水爆禁止世界大会が呼びかけたのと同じように、「核不拡散条約参加国、特に核保有国が条約上の義務を果たし、核軍縮に向けた実りある交渉に取り組むよう強く求める」と強調しました。潘基文国連事務総長の講演は、核保有国による軍縮義務の履行、そのために核兵器禁止条約の交渉を指摘したことは、これまでの各種国際会議では、核兵器禁止条約の交渉を議題にすること自体がなかなか難しく、現実的ではないと言われてきましたが、ここに踏み込んだことは極めて注目に値することでもあります。御承知のように、国連事務総長の演説とか講演は、国連の専門スタッフ、集団の検討を経て行われるものです。

また、先ほど引用した国際原子力機関（IAEA）は、北朝鮮の非核化を目指す6か国から同国の核査察を依頼されている国際的にも権威ある機関です。非核三原則を国是とする日本で、小樽市が非核港湾条例を制定し、核兵器を積んだ艦船の港湾施設使用を認めないということは、核兵器廃絶という核問題での根幹で画期的な前進が図られようとしている世界の動きから見れば、まことにささやかなものがあります。しかし、ささやかではあっても、そのことは世界の核兵器廃絶の平和の流れに沿う歴史の胎動に立った、極めて大きな意義を持つものです。非核港湾条例を制定し、小樽市から全世界に核兵器廃絶を発信することは、核兵器廃絶平和都市宣言に続き、歴史に名誉ある地位を記すことになるものです。

平成会の皆さん方が、これまで熟慮し続けてこられていることに敬意を表しますが、本非核港湾条例の持つ意義を今議会で改めて検討し、賛同されることを要望するものです。皆さんの満場の賛同をお願いして、提案説明といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明12月3日から12月7日まで5日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時18分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登 志

議員 成 田 祐 樹

議員 佐 藤 禎 洋

平成20年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成20年12月8日

出席議員(28名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員(0名)

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	副	市	長	山	田	厚										
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽	米	文	仁							
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長	貞	原	正	夫						
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療	保	険	部	長	佃	信	雄			
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳				
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院	長	吉	川	勝	久					
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務	局	長	吉	川	勝	久				
監	査	委	員	長	宮	腰	裕	二	教	育	部	長	大	野	博	幸					
監	事	務	局	長	宮	腰	裕	二	会	計	管	理	者	中	塚	茂					
総	務	部	長	貞	村	英	之	保	健	所	次	長	小	林	修	一					
企	画	政	策	室	長	貞	村	英	之	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹	
総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦	財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、斎藤博行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号及び報告第1号」を一括議題といたします。

質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して質問します。

初めに、金融・経済危機問題についてお聞きします。

アメリカ発の金融危機、極端な金融自由化と規制緩和で投機マネーを異常に膨張させ、世界有数の巨大金融機関が先頭に立って、ばくちのような投機に狂奔するカジノ資本主義の破たん、世界経済は大混乱をし、日本経済にも深刻な影響が出ています。景気悪化を理由に大銀行を先頭にした貸し渋り、貸しはがしが加速、とりわけ資金供給で最大の責任を果たすべき大銀行4グループが、この1年間に3兆7,000億円、2年間で5兆7,000億円も中小企業への貸出しを減らしています。1990年代後半から約11兆5,000億円もの公的資金が投入され、4グループで約2兆5,000億円の経常利益を上げながら、ほとんど法人税を払わず、中小企業には貸し渋り、貸しはがしを行う一方で、三菱UFJ銀行は、リーマン・ブラザーズに9,000億円の資金提供をしたのは大問題です。

金融庁の資料によると、2008年6月末、大銀行はサブプライム関連商品で6,790億円、地域銀行は460億円、協同組織の金融機関は290億円の損失になっています。貸し渋り、貸しはがしの裏づけとなるのが銀行、金融機関の預金残高に対する貸出残高の割合を示す預貸率、預金量に対する有価証券保有割合である預証率で、近年、預貸率を低下させ、預証率を上昇させています。

小樽市内の銀行、金融機関の預貸率と預証率はどのようになっているか、サブプライム関連証券での損失はないのか、それぞれの金融機関についてお知らせください。

この間、企業倒産と負債金額も増えていますが、市内企業の平成16年以降の倒産実態についてお知らせください。

北海道中小企業家同友会が8月にまとめた「原油・原材料高騰と対応に関する緊急アンケート」における原油・原材料に関する悩みの項では、「販売価格に転嫁できない」「諸経費の増大」「仕入れ先の一方的値上げ」「消費の冷え込み」「資金繰りが厳しくなってきた」と続いています。2007年6月期比較では、売上高が「減少」と回答している企業は、建設関連業が55.7パーセント、サービス業が48.5パーセント、全業種平均は46.5パーセントです。経常利益が「減少」と回答している企業は、運輸・倉庫業が81パーセント、製造業が64パーセント、建設関連業が63.9パーセント、全業種で60.5パーセントと厳しい経営実態が表れています。この対応策として、「諸経費の削減」や「人件費の削減」などを挙げていますが、「自助努力も限界、公的支援を」と訴え、国などに望むことの項では、「灯油・ガソリン・軽油などの税率低減」「国際的な投機を防止する対策」「中小企業への緊急融資の実施」「大企業の便乗値上げへの監視強化と指導」と続いています。このような中、小樽市の融資制度を利用する企業が増えているということですが、利用実態をお知らせください。

10月31日からは、国の原材料価格高騰対応等緊急保証制度が始まり、原油・原材料仕入価格の高騰を転嫁できない中小業者を支援するセーフティネット保証の指定業種が618業種に広げられました。一般保

証とは別枠で責任共有の対象外で、信用保証協会の100パーセント保証ですが、要件、手続についてお知らせください。

私たちのところに建築関係の業者から、「金融機関は、税金の滞納をしているので滞納を一掃したら貸すと言って貸してくれない。材料を仕入れることもできず大変困っている」という訴えがあり、「3年前までは仕事があったが、今年は仕事も売上げも激減して税金も滞納している」と肩を落としていました。全国商工団体連合会が経済産業省・中小企業庁に行った要請・懇談で、国側は、「2期連続赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても門前払いすることのないように総合判断し、与信ができるようにしていきたい。また、税金が払えていないということであっても、相談に応じていきたい」と答えております。

小樽市への緊急保証制度の申込みと認定は何件になり、また、さきのような税金滞納の業者にも認定を行っていますか。

また、市が認定しても金融機関が融資をしないという事実はありませんか。

あわせて、今の経済危機に際して、融資状況に対する市の調査をしていたら実態をお知らせください。

今度の緊急保証制度は、中小零細企業の強い批判を受けて創設されたものですが、わずか1年半の期限措置であり、対象となる中小企業は全体の6割程度です。昨年10月に導入された部分保証制度は、民間の貸し渋りを助長する役割すら果たしており、部分保証制度そのものを撤回し、全額保証に戻すべきです。このことを国に強く申し入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

今、起きている金融危機による経済への深刻な影響は、ますます広がるだろうというのが小樽の経済人の見方です。大倒産の危険から中小零細企業を守るために、小樽市として積極的に支援をしていただきたいと思えます。小樽は従業員が4人から9人という事業所が40パーセントを占めており、小口の資金が必要という場合が多数です。厳しい経済状況から営業を支援するため、無担保、無保証の小口資金融資制度をつくってはいかがでしょうか。

また、平成20年第3回定例会の経済常任委員会で、私は、営業を守るため、市の融資制度の利率を下げるなど応援すべきと求めたところ、小樽商科大学の先生の知恵を拝借して精査・検討を行っているということでした。融資制度見直しの内容、時期はどうなりますか。予定を早めて中小零細企業を支援すべきです。いかがですか。

次に、雇用問題です。企業倒産や景気悪化で従業員の解雇、リストラが進んでいます。一タクシー会社の倒産で70人から80人が失業、しかし新たな職についたのは30人程度と聞いています。最近では、住宅関連の企業が30人ほど解雇すると聞いています。市内企業従業員の実態を把握していますか。

寒い季節を迎え、職を失った労働者はどんな思いか、心が痛みます。このような事態を受け、市は相談窓口を設けるべきです。また、6兆円に上る雇用保険の積立金を活用して失業した労働者の生活と再就職への支援を行うよう、国に申し入れていただきたいと思えます。いかがですか。

こうした景気回復のためには、国の責務として、景気悪化を理由に行われている大量の派遣労働者や期間工社員の首切り、雇止めをやめさせ、安定した雇用を保障するルールをつくること。構造改革で削減したこれまでの合計額1兆6,200億円の社会保障予算を復活させて、安心できる社会保障制度をつくること、中小企業への貸し渋り、貸しはがしをやめさせ、一般歳出の0.3パーセントしかない中小企業予算を少なくとも2パーセント、1兆円に増額するなど、中小企業への施策を抜本的に強化することが必要です。国への要望も含め、市長の御見解を求めます。

麻生内閣は、景気対策として国民には定額給付を行う方針です。しかし、開始時期、所得制限、また辞退を呼びかけるかどうかは自治体の判断でということですが、市長はどう判断をされますか。

小泉内閣以来の国民負担は、いまや年間13兆円にも上り、4人家族で40万円もの負担増です。65歳以上の人たちは、公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、定率減税の廃止などに伴う住民税の大幅引上げ、国民健康保険料や介護保険料の引上げなどで雪だるま式に負担が増えました。市長は、このような中、1年限りの給付金で景気はよくなるとお考えでしょうか。以前に行った地域振興券も、経済効果はわずか3割程度だったということですが、マスコミの世論調査でも、評価しないという声は7割近くに上ります。

総務省は11月28日、自治体側に支給方法の原案を示しましたが、自治体関係者から不満、疑問の声が相次いだと報道されています。小樽市は、総務部を中心に定額給付金準備室を立ち上げましたが、定額給付金を盛り込んだ第2次補正予算案も提出されない段階で立ち上げた理由を伺います。

問題は、麻生首相がこの後に消費税を増税すると明言していることです。消費税が増税されたら消費が冷え込み、景気は一層冷え込むのではないのでしょうか。今起きている経済危機に対して、11月26日、欧州連合の行政執行機関である欧州委員会は、金融危機と景気後退に対応するため、各国に消費税や労働者の所得税減税を勧告する内容を含む「欧州経済回復計画」を発表しました。この計画では、困難な時期に最も困っている人を支援する「連帯と社会的公正」を基本原則とし、「消費税減税は素早い導入が可能」であり、「財政的刺激を与えて消費を支える」と評価しています。イギリスでは、既に2.5パーセントの消費税引下げを決めています。消費税増税に対する市長の御見解を伺います。

次に、使用料及び手数料の改定についてです。

使用料は、平成17年度に全面的に見直し、4,186万円の財政効果を見込みました。しかし、17年度決算では、わずか132万7,000円の増収にとどまりました。台風被害を受けた鯨御殿やアスベスト除去による体育館の休館で影響を受けたとはいえ、効果が上がらなかった理由をどのようにお考えですか。

あわせて、平成18年度、19年度の効果額をお知らせください。

スポーツ施設は平成17年度、ほとんどの施設で料金の値上げをした結果、利用者は4万4,772人も少なくなっています。今回改定する施設の16年度と19年度を比較した利用人数の差をお知らせください。

また、使用料は大半が12パーセントから33パーセントの値上げで、21年度は136万6,000円の効果額と見込んでいますが、前回同様、利用者の落ち込みが考えられませんか。この程度の影響なら、市民が健康で生き生き暮らせるためにも、値上げをせず利用を高める施策に転じるべきではないですか。いかがですか。

今回の見直しの視点として、道内主要都市平均のプラスマイナス5パーセントを基準にしていますが、前回同様、平均と言いながら、使用料ゼロの自治体を除外し、しかも比較できる都市、また施設がない、あるいは少ない場合は、近隣市町村、また同種施設の比較をすと言いますが、最大54.3パーセントもの値上げは適正なやり方でしょうか。

また、平成21年度には約3,000万円の効果を上げる計画ですが、今の経済不況、物価高騰、社会保障改悪などにより、市民生活は大変圧迫されている中、計画どおりの効果を上げられるとお考えですか。

次に、財政問題についてお聞きします。

平成20年第3回定例会で示された一般会計補正予算で、20年度は14億5,198万円の財源不足になりましたが、今定例会の補正予算を加えると、財源不足は15億384万円と増加しており、より厳しい財政状況になっています。市長は、市税や各種使用料など歳入確保に全力を挙げると述べておりましたが、これまで改善に向けてどのようなことを行ってきたのですか。

平成19年度の市税収入は予定した額より6億7,560万円も落ち込みましたが、20年度の見通しはいかがですか。

市税の滞納で大きいのは固定資産税と都市計画税で、平成19年度は合計約27億401万円、市税全体の86パーセントを占めています。個人市民税の収入率は31パーセントに対し、固定資産税は13.4パーセント、都市計画税は13.2パーセントで、中でもOBCの滞納額は推計17億円で、固定資産税と都市計画税全体の63パーセント近くになっています。この滞納分の回収は財政再建には欠かせません。市長は、どのような努力をし、また見直しについて伺います。

次に、出資金、有価証券についてです。

我が党は、これまで予算修正案などで、市民の暮らし、営業を守りつつ財政を立て直すため、株式会社ドーコンやマリンウェーブ小樽、札幌国際エアカーゴターミナルなどの有価証券の売却で財源を生み出すことを提案してきました。北海道は出資金約130億円の引揚げを検討していると報道されています。小樽市も昨年度2協会への出資をやめ、9月末現在、総額約2億901万5,600円の出資金がありますが、どのように使われているか、有用性や有効性についても不鮮明です。第3回定例会後の決算特別委員会で、私は、北海道健康づくり財団などの出資金を引き揚げるように求めたところ、研究したいとの答弁がありました。これまでも市が出資をしていた石狩開発株式会社の破たんにより6,800万円、エア・ドゥに対して1,000万円の損失など、市財政ひっ迫の原因にもなっています。市財政が厳しいのですから、出資金の引揚げや有価証券の売却をすべきです。いかがですか。

次に、地方財政健全化法の健全化判断比率にかかわってお聞きします。

平成19年度の連結実質赤字比率は、算定方法の変更で早期健全化基準の16.72パーセントを辛うじて下回る16.2パーセントでしたが、20年度は公立病院特例債が許可されるかどうかで数値に違いが出てきます。その場合の数値をお示しくください。

実質公債費比率も基準の25パーセントに対し、16.4パーセントと下回りました。これまでは地方財政法の同意基準を上回り、公債費の面からも起債の許可団体となっていたことから、建設事業を厳選し、予算は平成20年度ベースで進めると述べておりましたが、予算はわずか11億5,335万円、市民の市道や側溝整備の要望は依然として多く、また冷え込んだ景気を少しでもよくするために建設事業費を増額すべきと思いますが、いかがですか。

また、平成19年度の市税収入の落ち込みや交付税の予算割れなどから、本年3月に見直しをした財政健全化計画の収支計画をさらに見直さなければならないと考えますが、いつ見直し計画が出されるのですか。

次に、石狩湾新港の防波堤整備についてお聞きします。

北防波堤延伸と防波堤（島外）の工事についてです。平成20年は、10月まで西地区マイナス14メートルバースを利用した500トン未満の船はわずか2隻、静穏度で国の基準をわずかに満たしていないといっても、港での荷役作業に何の支障も生じていないのに、来年度、北防波堤着工関連の予算を要求するという事です。この二つの事業の予算は150億円で、母体負担を軽減するために工事期間は10年ということですが、このこと自体、財政が苦しいことの証明です。小樽市は、21年度の石狩湾新港管理組合負担金が今年度と同額の4億2,000万円程度であれば、防波堤の建設は認めるのですか。

小樽市の管理組合負担金は、1978年度から2008年度予算まで99億円を超えています。小樽市は、財政難を理由に市民生活や教育に密着した普通建設事業費を1999年度から9年間で約90パーセントも削減しているのに、管理組合負担金はわずか10パーセントしか落としていません。これが聖域なき削減でしょうか。北防波堤延伸と防波堤（島外）工事は、厳しい市の財政を圧迫するのは明白であり、工事延期を求めるべきです。お答えください。

次に、地方交付税についてです。

三位一体の改革で累計56億7,800万円も削減された上、国の納税義務者の過大見積りなどにより、平成19年度、20年度合わせて5億9,500万円の減額になり、ますます厳しい財政運営を強いられています。自主財源の乏しい自治体には、法の趣旨に沿って地方交付税を応分に配分するのは国の責任でもあります。何といっても三位一体改革以前の水準に戻すべきで、あらゆる手段で強く国へ要求するよう求めます。いかがですか。

次に、小樽市立病院改革プランについて伺います。

公立病院改革ガイドラインに基づく改革プランの原案が示されました。以下、改革プランの概要に沿ってお聞きます。

一般会計による経費負担についてですが、計画期間中の基本的な繰入金、財政支援、不良債務解消で、それぞれ幾らになるのですか。

経営効率化に係る計画の基本指標についてですが、経常収支比率は平成23年度101パーセントを目指しています。20年度は96.3パーセントの設定で、入院・外来収益は78億2,300万円の計画です。しかし、4月から10月までに病院事業の当初予算予定より3億3,716万円も落ち込んでいます。これで計画が達成できるのでしょうか。できない場合は、一般会計からさらに繰入れをするのですか。

さらに、平成21年度は3人の医師確保により、医業収益を20年度比で3億7,300万円の増収とする計画ですが、それが実現できない場合はどうなるのですか。また、この計画を国に提出後、計画を達成できない場合は、小樽市が何か不利益をこうむることがありますか。

不良債務解消については、総務省の例示では平成19年度末の不良債務残高を23年度までに解消するとなっています。本市のプランで不良債務解消計画を22年度にしたのは特例債を見込んでのことと思いますが、それであっても一般会計に負担を与えないために、23年度にしたほうがよいのではないのでしょうか。不良債務解消に係る措置として公立病院特例債を国に要望しているところですが、決定はいつになりますか。

許可病床を削減し、平成23年度には80パーセント以上の利用率を計画していますが、どの診療科で何床減らすのか、お示してください。

来年度は、現在、欠員の呼吸器科の医師確保ができるのか。また、その場合、後志二次医療圏唯一の結核病床の再開はできるのでしょうか。

病床削減をしても既存の交付税措置は5年間継続するとのことですが、どれくらいの金額が見込まれますか。

問題は、ガイドラインに従って病床数を削減して、公立病院としての役割を果たせるかということです。これまでも医師の退職に伴い、患者は次にどこの病院に行ったらよいか右往左往しました。必要な医師の確保ができなかったことが主な原因だったとは思いますが、国の方針どおり病床利用率に合わせてベッドを減らし、産科や小児科の病床をなくしたまま、市民の医療要求にこたえられるのでしょうか。患者の行き場がなくならないようにしなければなりません。この点をどうお考えですか。

経営形態の見直しでは、来年度から地方公営企業法の全部適用を予定していますが、目的は改革プランに書かれているように、病院事業に民間的な経営手法を導入し、経費削減・抑制対策、民間委託の促進などで徹底した経費削減を行う一方、差額ベッド料金の引上げなどで増収を図ろうというものです。人件費の適正化として医療職給料表導入で幾らの節減を見込んでいるのか、民間委託をする業務はあるのか、差額ベッド料は幾らにするのか、それぞれお答えください。

診療報酬の確保では、7対1入院基本料を維持するとしています。入院基本料を算定する際の施設基準額に看護師1人当たりの月平均夜勤時間数が72時間以下と定められていますが、直近3か月の実績は

何時間になっていますか。両病院ごとにお答えください。

第二病院では、夜勤の時間帯を1時間ずらしても72時間をオーバーし、人員が不足しています。7対1看護で増収になるのはわかりますが、患者に安心の医療サービスを提供するためにも、過重労働にならない人数確保が必要です。安定的に72時間をオーバーしない体制にするためには何人必要であり、不足している場合は、その看護師数確保の見直しはあるのかお聞きします。

平成18年に地方公営企業法の全部適用を行った函館市、留萌市の公立病院の19年度決算は、医師の退職などによる患者数の落ち込みで医業収益は大幅減収になり、稚内市は単年度黒字といっても、いずれも厳しい経営状況です。この原因は、国の医療費抑制政策の下で相次ぐ診療報酬の引下げ、自治体病院への交付税引下げ、医師抑制策などによるのは明らかです。

小樽病院で見ると、診療報酬引下げの影響額は2002年度と2006年度の比較で推計6億2,230万円の減少、自治体病院への普通交付税は削減の一途で、1997年の74万2,000円から2006年度には48万9,000円に削減され、10年間で2億3,260万円の減少、新臨床研修制度の下で医師は13人も減少し、そのために医業収益は推計約26億円の減少となっています。

市長は、かねがね病院は地方公営企業法の全部適用で経営改善が図られると発言してきましたが、予定どおり収支計画を達成できるとお考えですか。

事業規模・形態の見直しでは、23年度までに小樽病院と第二病院の統合新築に着手するとしていますが、規模、場所、財政的な裏づけについてお答えください。

次に、再編・ネットワーク化について伺います。

9月に出された再編・ネットワーク化協議会の中間報告では、小樽市の地域医療の課題、市立病院の当面の方向性などについて述べられています。小樽市においては高齢者の割合が高く、さらに高齢化が進むと予測されており、医療需要に適切に対応していく必要があるため、大学病院でしか提供困難なものは除いて、地域で提供すべき範囲を明確にし、地域完結型医療体制の確立を目指すべきであるが、市立病院以外の医療機関においては、医師や施設などの手当なしには直ちに何らかの機能を担える状況にはないこと、また今後の協議の方向性でも、市内の医療機関は診療体制を維持する上でも、病院経営においても大変厳しい状況にあり、簡単に役割分担ができる状況にはないことなどが報告されています。報告では、各診療科の需要を考えると、ほとんどの診療科が残ることになるが、採算性を考慮した判断が必要となると述べられています。

北後志地域からは入院診療で25.9パーセント、外来診療で23パーセントが市内の医療機関に依存していることから、市立病院の果たす役割は大きいと思います。住民の命と健康を守るために、地域の民間病院が担えない不採算部門の診療を行うのは、自治体病院の役割ではないでしょうか。再編・ネットワーク化は、効率優先ではなく、小樽・北後志の住民が安心して医療を受けられるものにならなければなりません。そのためにも、ガイドラインを押しつけ、病院の縮小・診療所化・廃止で国の財政支出を減らす政策を転換し、診療報酬の総額引上げ、不採算医療に対する診療報酬上の評価、自治体病院が存続できる地方交付税措置の改善を行うことが必要ではありませんか。市長は、これらを国に要求すべきです。見解を求めます。

次に、介護保険制度についてお聞きします。

初めに介護保険料についてです。

現在、小樽市の介護保険料は、基準額で1か月4,897円、全道35市の中で一番高い料金となっています。我が党は、介護給付費準備基金を活用して保険料を引き下げるように求めてきましたが、新聞報道によると、次期保険料の基準月額額は基金の投入等で現在より510円安くとありました。平成20年度決算見

込みで、基金総額は幾らになりますか。基金総額が増額した場合は、さらに保険料を減額すべきと思いますが、その計画はあるのでしょうか、お答えください。

保険料は第1号と第2号の被保険者で負担割合が違いますが、65歳以上の人口が増えると保険料が上がる仕組みになっており、64歳以下と65歳以上は第3期では19対31だったものが、第4期の計画では10対30と、65歳以上の負担割合が多くなっています。介護保険制度開始以来この割合はどのように変化してきたのか、また第4期以降負担割合はどのようになる見通しなのか伺います。

これらは保険料を際限なく高くする仕組みであり、制度として見直しが必要ではないでしょうか。市長の御意見をお聞かせください。

介護労働者の待遇改善についてです。

政府与党は、介護保険制度の待遇改善を求めてきた世論と運動に押されて、介護報酬の3パーセント引上げを決定しました。しかし、これまで2003年にマイナス2.3パーセント、2006年にマイナス2.4パーセント、合計マイナス4.7パーセントですから、依然として過去のマイナス分を回復していません。2回連続のマイナス改定で事業所の経営は圧迫され、賃金の低迷と過重労働から、介護労働者の離職が進み、人材不足が深刻化しました。日本医師会、全国保険医団体連合会、全日本民主医療機関連合会は、3パーセントでは不十分、5パーセント以上の引上げが必要と訴えています。3パーセントの引上げで小樽市の介護現場の現状が改善されるとお考えでしょうか。

また、この点で介護事業者の御意見はお聞きですか。

次に、介護認定についてです。

厚生労働省は、介護認定の調査項目を現行の82項目から8項目を削減すると提案しています。「削減されたら介護度の認定が軽くなる。特に認知症が軽度の判定になるのではないかと不安の声が上がっています。また、項目がなくなれば、調査員が特記事項を記入しなくなるため、問題行動の多い認知症などは重要な情報が伝わりにくくなりませんか。今でも認定更新で介護度が軽くなり、必要なサービスが受けられないことが問題になっています。調査項目削減でますます高齢者の実態からかけ離れた認定結果にならないのか、御見解をお聞きます。

介護施設サービスについて伺います。

2000年から一般病床、療養病床という分類が導入されました。療養病床は一般病床より少ない医師、看護師の配置で運営でき、診療報酬も包括払いで一般病床より低く、高齢者の医療費を安上がりにするものです。しかし、一般病床では高齢者は90日以上入院できないなど厳しい入院制限がありますが、療養病床は長く入院できます。病床数は2005年時点で医療保険型25万床、介護保険型13万床、合わせて38万床ですが、政府は介護型の全廃、医療型も15万床まで削減する方針です。この間、食費や居住費の大幅引上げや医療の必要度ランクづけの導入で、病院を追い出されて行き場を失う患者が急増し、医療難民と問題になっています。

小樽市は、来期の保険料算定で677床の介護療養病床の全廃を見込んでいますが、入所者の介護度別の人数と現在までで病床転換は、どの程度実施されているのか、お知らせください。

また、病床廃止後、入所者の受入先はどのようなものになるのか、自己負担額はどうなるのか、御説明ください。

介護老人保健施設で長期入所ができず、市内の特別養護老人ホームは待機者が933人ではとても対応できる状態ではありません。行き場のない高齢者を追い出すような心配はないのですか。受入先のない地域の実態に合わせて必要な病床は残すべきではないでしょうか。いかがですか。

次に、資格証明書の問題についてお聞きます。

支払能力を超えた高すぎる国民健康保険料で払えないため、滞納している世帯で病気になりやすい子供がいても、機械的に保険証を取り上げる資格証明書発行は全国で33万世帯、無保険状態になっている中学生以下の子供が3万3,000人に上ることが厚生労働省の調査で明らかになりました。小樽市の平成20年度保険証更新時における資格証明書発行数と、無保険の子供は小中学生それぞれ何人いるのか、お知らせください。

今回、厚生労働省は、地方自治体が滞納者にどのように接触しているかを調査していますが、その調査項目ごとの小樽市の対応についてお聞きします。

これまで厚生労働省は、保険料を滞納した場合でも、特別な事情を考慮すると強調してきましたが、それに当たる世帯はどれくらいありますか。

今回の調査では、全国で551の市町村が資格証明書を発行していないこともわかりました。北海道では9月15日現在、旭川市や釧路市など135の自治体で、子供のいる世帯に配慮し資格証明書を発行していないことが、日本共産党花岡ユリ子道議の質問により明らかになりました。後志では、この時点で19町村の中で島牧村と喜茂別町を除く17の自治体では発行していません。札幌市でも、資格証明書は病院の窓口で一たん全額自己負担となるため、結果として納付義務のない子供が必要な治療を控えるなど、受診抑制につながっていると指摘されているとして、18歳未満の子供については12月1日から有効期限1年の保険証を交付することになりました。

さきの第3回定例会で、我が党の中島麗子議員が、資格証明書の発行を中止し、せめて義務教育の子供たちには本来の保険証を発行するよう求めました。市長は、「調査をさせ、結果がわかればそういうこともあり得ると思います。」と御答弁していらっしゃいます。その後、調査はどれだけ進んだのでしょうか。改めて本市における子供のいる世帯には資格証明書を発行しないように求めます。お答えください。

次に、10月から始まった国民健康保険料の天引きで保険料を徴収しているにもかかわらず、これまで資格証明書が発行されていた対象には、本来の保険証が発行されていませんでした。このようなケースは何件あったのか。その後、本来の保険証は全員に渡されたのか、お知らせください。

たとえこれまで保険料の滞納があっても、保険料が納入された時点で保険証を交付するのは当然のことです。なぜこのようなことになったのですか。来年度から後期高齢者医療制度で保険料滞納の場合、資格証明書が発行されることになっていますが、発行するかしないかは市町村の実務への影響が大きいと思います。以前の老人保健制度では、資格証明書の発行はありませんでした。市長は、75歳以上の高齢者に対する資格証明書の発行は妥当とお考えでしょうか、お伺いします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、金融・経済問題についての御質問でありますけれども、まず市内金融機関の預貸率と預証率についてであります。金融機関が開示している情報によりますと、平成19年度の預貸率につきましては、北洋銀行が72.55パーセント、北海道銀行が75.76パーセント、北陸銀行が84.69パーセント、小樽信用金庫が55.55パーセント、北海信用金庫が62.56パーセントとなっております。預証率は、北洋銀行が31.41パーセント、北海道銀行が25.20パーセント、北陸銀行が16.56パーセント、小樽信用金庫が24.47

パーセント、北海信用金庫が28.21パーセントとなっております。また、サブプライム関連証券での損失につきましては、市内金融機関に確認しましたところ、関連証券の保有はないとの回答を得ております。

次に、平成16年以降の市内企業の倒産実態であります。16年は倒産件数12件で負債金額33億5,700万円、17年は16件で21億9,200万円、18年は14件で105億300万円、19年は22件で29億8,800万円、本年は11月末現在で21件、79億8,600万円となっております。

次に、制度融資の利用実態であります。短期の運転資金として利用されているものに、中小企業特別資金、通称マルタル資金と経営安定短期特別資金があります。毎月集計を行っていますマルタル資金は、10月末現在で86件、6億6,100万円の利用があり、昨年同時期の91件、7億1,500万円を下回っております。また、四半期ごとに集計を行っています経営安定短期特別資金は、本年9月末現在で45件、2億6,000万円の利用があり、昨年同時期の16件、1億2,300万円と比較しますと、件数で約3倍、金額で約2倍の伸びを示しております。

次に、国の緊急保証制度に関する御質問でありますけれども、対象となる指定業種に属し最近3か月間の平均売上高が前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者又は製品原価のうち20パーセント以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品価格に転嫁できていない中小企業者、さらには最近3か月間の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者となっております。また、市に認定申請があった場合には、対象業種であるかどうか、売上高、売上総利益率又は平均営業利益率の減少について要件を満たしているかどうかなどを確認しており、申請のあった日の翌々日には認定書を交付しております。

次に、緊急保証制度の認定に関してであります。この制度がスタートした10月31日から12月5日までの認定件数は66件となっております。税金の滞納と認定との関係でありますけれども、市は国の要領等に基づき申請者が指定業種に属しているかどうか、価格転嫁が十分でないこと、あるいは売上高、売上総利益率又は平均営業利益率の減少率が要件を満たしていることをもって認定を行っており、納税の状況については審査要件に含まれておりません。また、認定した後の金融機関の融資実行であります。事前に事業者が金融機関と協議し、その上で市が認定したケースについては実行されておりますけれども、それ以外のケースについては把握しておりません。

次に、融資状況に関する調査でありますけれども、市では11月下旬に市内企業に対して業況や融資状況について卸小売業や飲食・宿泊業など48社の聞き取り調査を行いました。そのうち7割の企業が前年同期と比較して業況が悪化したと回答しております。また、9月から11月の間に金融機関に融資を申し出た企業は48社のうち24社で、希望どおりの融資を受けることができたのが16社、希望額より少額となったのが3社、融資を断られたのが3社となっております。

次に、部分保証制度についての御質問ですけれども、この制度は金融機関と保証協会が責任を分担することを目的に導入され、それまで保証協会が100パーセント保証していた制度を金融機関が一定割合を負担する責任共有制度に変更されたものであります。市といたしましては、小規模事業者に配慮した小口零細企業保証制度や今回の緊急保証制度が100パーセント保証となっていることなどから、当面、推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、無担保、無保証の小口融資であります。以前にも無担保、無保証の特別小口資金がありましたが、当時北海道に同様の制度があり、市の制度に比較して融資条件が有利だったことから、平成14年度に廃止しております。この制度は現在でも「小口事業貸付」として継続されていることから、本市において新たに制度化することは考えておりません。制度融資の見直しにつきましては、昨年利用者である中小企業者にアンケート調査を行い利用実態を把握するとともに、金融機関や学識経験者の意

見を聞きながら検討を行ってまいりました。その結果、融資期間が10年以内のマルタル資金の利用者のうち8割を超える企業が5年未満の利用となっていることから、融資期間が5年未満の取扱いについては、金利をこれまでより0.1パーセント引き下げ、利用者の負担軽減を図ることとします。

また、二つある設備系資金を一つに統合するとともに、融資対象に土地購入資金を追加し、制度の利用や設備投資の促進を図ってまいりたいと考えております。実施時期につきましては、利率の改定などを伴うことから、現在、金融機関と調整を行っておりますが、市内経済の状況に配慮し、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

次に、市内企業の従業員の実態把握であります。市では毎年600事業所を対象に小樽市労働実態調査を実施し、市内企業の賃金や労働条件などの実態を把握するとともに、ハローワーク小樽と情報交換を行うなど、情報の収集に努めております。離職者の相談対応につきましては、従来から雇用相談総合窓口を設置し、ハローワークや北海道と連携しながら再就職が図られるよう取り組んでおり、今後ともきめ細かな対応がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

また、雇用保険の積立金を財源とする雇用対策につきましては、現在、政府・与党間でその具体策を検討していることから、この動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、景気回復の方策についてであります。雇用の安定や安心できる社会保障制度、中小企業施策の充実、景気回復のための施策として重要であると受け止めております。現在、全国市長会としても、国の平成21年度予算に対して、雇用就業対策や社会保障制度、中小企業対策について要望しております。今後も必要な施策については、全国市長会等を通じて働きかけてまいりたいと考えております。

次に、定額給付金事業についての御質問でありますけれども、まず給付の開始時期であります。定額給付金は制度自体がまだ確定したものではありませんが、総務省がたたき台として示した事務概要では、年度内の給付開始を目指すものとされておりますので、これを目安として準備を進めていく必要があると考えております。

また、高額所得者に対する所得制限と辞退の呼びかけにつきましては、全国市長会の会長は、「所得による給付制限の実施にはさまざまな問題点があり、制度的にも実務的にも非常に困難であることから、本制度には適用しないこととすべきである」というコメントを出しておりますが、私としても実務的に膨大な作業量が想定されますので、難しいものと考えております。

次に、1年限りの給付金で景気がよくなるかということでもありますけれども、小樽では総額約21億円の給付金の支給になりますので、これが相当程度消費に回ることになれば、疲弊している地域経済に少しでも上向く契機となるものと思っております。

次に、定額給付金準備室を12月1日付けで立ち上げた理由でありますけれども、既に国や北海道などからの問い合わせや打合せ会議等が始まっていることから、事業実施に向け準備を進めるセクションを早めに立ち上げ、情報収集や調査、事業スケジュールの調整など、事業実施に支障を来さないようにするために設置したものであります。

次に、消費税増税に対する見解ということでもありますけれども、今後の社会保障費の増加などを考えますと、将来的には消費税を含む税制の抜本的な見直しは避けられないのではないかと考えております。

次に、使用料及び手数料の改定に関連して、まず平成17年度の使用料改定の効果額であります。当初の試算に当たりましては、16年度の予算見積時の利用件数等にそれぞれの単価の改定影響額を掛け、財政効果を4,186万円と見込んだところであります。実際の16年度と17年度決算額の比較では133万円の収入増にとどまりましたが、総合体育館がアスベスト除去のため、また鯉御殿が台風被害の復旧のため、それぞれ休館したことが最大の要因であり、市民会館や市民センターなどの施設では、改定前からの利

用者数の減少傾向が続いていたことなどによる影響もあったものと考えております。なお、17年度に使用料改定を行った施設の使用料の16年度と比較した増収額は、休館や廃止した施設、指定管理者制度を導入し利用料金制とした施設などを除きますと、17年度は約1,000万円、18年度は420万円、19年度は1,050万円となります。

次に、見直しの視点に関連して、まず道内主要都市の平均の考え方でありますけれども、本市と同様の施設を有しながら無料としている都市は、個々の政策的な判断で無料化しているものでありますので、本市は既に料金設定があることから、有料として料金を設定している都市の平均値を採用したものであります。また、改定率が約54パーセントとなった事業系一般廃棄物の埋立手数料については、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却処理手数料と同額となるよう、料金改定を行うものであります。

次に、見直しの効果額でありますけれども、今回の効果額3,000万円の試算に当たりましては、本年度の予算見積時の利用件数等に、それぞれの単価の改定影響額を掛けて財政効果を見込んだものであります。なお、それぞれの使用料や手数料によっては、経年的に利用件数等が減少しているものもありますし、実際の効果額は変動するものと思われま

す。次に、財政問題についての御質問でありますけれども、まず本年度の歳入確保の取組であります、市税につきましても、これまで同様、粘り強くそれぞれの納税交渉に当たるとともに、悪質なケースについては積極的に差押えを行うなど、取組を強化していきたいと思っております。

また、市税以外の使用料や手数料などは平成16年度以降、収入未済額は減少傾向にありますが、国民健康保険料や水道料金、下水道使用料などについては、19年度末においても、多額の収入未済額を抱えておりますので、それぞれにおいて収入率の向上に全力で取り組んでおりますし、その他の保育料や住宅使用料などについても、督促や催告など納入交渉の徹底を図るなど、収入確保に努めているところであります。

次に、本年度の市税収入の見込みであります、原油製品や原材料費の高騰の影響による企業収益の低下のほか、消費の落ち込みなど、厳しい経済状況が続いている状況等を勘案しますと、現時点では予算額の確保は難しい状況にありますが、残された期間内での可能な限りの収納に努めてまいりたいと考えております。

また、OBCの市税の滞納につきましても、従来から納税計画などを提出させ、経営状況を把握しながら滞納の解消に向け納税交渉を行っておりますが、現在、継続中の特定調停の動向にも留意しながら、今後も引き続き解消に向け、交渉をしてまいります。

次に、出資金や有価証券についてでありますけれども、まず出資につきましては、出資対象法人の事業の公益性や必要性、さらには本市の経済や観光振興などの観点から、出資金の抛出という形により、市としてその事業の支援を行ってきたものであります。出資法人の中には、設立後、相当の期間が経過しているものもあり、その設立目的が現在においても有効なのかどうかの検証は必要であると考えておりますが、出資には財団法人などに対し出えん金として抛出したものも多く、これらは原則、出資団体への返還の対象とはならないことから、北海道など他の団体の今後の対応を注視してまいりたいと考えております。

また、本市が保有する有価証券につきましては、そのすべてが非公開株式のため、譲渡に当たっては当該法人の承認を得て処分先を探す必要があり、また処分価格も買い手との合意によることなど不確定要素もありますので、現在の配当の状況なども考慮しながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、平成20年度の連結実質赤字比率の見込みでありますけれども、公立病院特例債が許可された場

合の影響についてであります。仮に現在、総務省に要望しております18億8,000万円が全額許可された場合には、6パーセント程度数値が下がると試算されます。

次に、建設事業費の増額でありますけれども、過去に公債費の増高が大きな財政負担となった経験と近年の厳しい財政状況を踏まえ、建設事業については厳選をし、市債発行額の抑制にも努めているところであります。したがって、当分の間は大幅な事業費の増は困難であります。そのような中でも現状においてでき得ることとして、工事の早期発注の観点から、今年度はいわゆるゼロ市債を大幅に増額するなど工夫をいたしております。建設事業の選択に当たりましては、今後とも各事業の必要性や効果、緊急性などの検討はもちろんのこと、その時々市の財政状況や公債費を含む将来的な財政負担などを総合的に勘案して判断をしてみたいと考えております。

次に、財政健全化計画の見直しでありますけれども、平成19年度の決算で累積赤字が増となったことや、本年度の普通交付税が予算を下回ったことなどにより、現時点では本年度の収支は計画よりも厳しい状況にありますが、健全化計画の収支の見直しにつきましては、本年度における歳入歳出の決算見込み、年明けに国が示す21年度の地方財政対策などを踏まえ、また来年度の予算との整合性にも十分留意しながら判断をしてみたいと考えております。

次に、石狩湾新港の防波堤の整備でありますけれども、港湾管理者の姿勢として、利用者が安全かつ円滑に物流活動を行えるよう一定の港内静穏度の確保に努めることは、基本的に必要なことと考えております。しかしながら、このたびの防波堤整備につきましては、厳しい財政運営を続けている母体に十分配慮し、事業期間を長期に設定して毎年度の負担をできるだけ軽減するなど、慎重に進めてもらわなければならないと考えております。このことにつきましては、各母体とも共通の認識に立っており、石狩湾新港管理組合として来年度の予算編成に当たり母体負担金の一層の低減に努めるとしてありますので、北防波堤を含む来年度の開発予算に対しては同意の方向で考えているところであります。

次に、地方交付税の復元についてでありますけれども、三位一体の改革などによる地方交付税の削減が、本市の直面する大変厳しい財政状況の最も大きな要因であることは、これまでも申し上げておりであります。御意見をいただくまでもなく、数年前より全国市長会等と連携をし、国に対し繰り返し改善を求めてきております。平成20年度の交付税総額がわずかではあります。8年ぶりに増加となったのも、これらの活動等によるものと思っております。さらに近年の地方六団体の国への要望におきましては、地方交付税については、従来の「充実・確保」というものから明確に三位一体の改革以前への「復元・増額」を求めており、こうした認識につきましては、全国の多くの地方自治体に共通のものであろうと思っておりますので、これらの動きとも連携をしまして、私どもの実情をさらに国に対し訴えてまいりたいと考えております。

次に、小樽市立病院改革プランについての御質問でありますけれども、まず一般会計による経費負担についてですが、計画期間の5か年では基本的な繰出金は46億8,900万円、財政支援に係る繰出金は5億7,000万円、不良債務解消に係る繰出金は26億800万円で、合計78億6,700万円となります。そのうち地方交付税措置額は35億1,000万円となりますので、実質負担は43億5,700万円となります。

次に、収支計画の達成見込みでありますけれども、改革プランの収支計画は今年度途中に当初予定していなかった医師の退職などがあったため、当初予算を下方修正して策定しており、今年度10月までの入院・外来収益は、当初予算比では大きく下回っております。改革プランで見込んだ計画値はほぼ達成している状況となっております。残された5か月間におきましても、収益の確保、経費の削減に努め、計画を達成してまいりたいと考えております。

また、平成21年度につきましては、現在、今年度退職した医師の補充も含めまして、各大学医局へ医

師派遣の要請をするなど、診療体制の確保に努めているところでありますので、改革プランに盛り込みました収支改善への取組を着実に進めることにより、計画を達成してまいりたいと考えております。

次に、計画を達成できないときにこうむる不利益ということでありますけれども、公立病院特例債を発行した団体につきましては、経営実績が計画に適合しない、又は計画等に著しく反すると認められるときは、特例債の利子に係る特別交付税措置を行わないこととされております。

次に、不良債務の解消を平成23年度までに先延ばしたほうがよいとの御指摘でありますけれども、病院事業としましては、特例債の借入れも含めた資金不足額の計画的な解消が求められておりますので、一般会計の財政健全化計画との整合性も図りながら、地方財政法上の資金不足を25年度末に解消できるよう収支計画を策定したものであります。今回の公立病院特例債の導入により、不良債務が大きく改善されますことから、この計画策定の中で不良債務につきましては、22年度末に解消することとしたものであります。

次に、公立病院特例債についてでありますけれども、総務省から北海道への発行許可の同意等の通知は本年中に行われる予定であると聞いておりますが、最終的な許可につきましては、北海道において年度内に決定されることとなります。

次に、許可病床数の削減でありますけれども、現在の運用病床や医師確保の状況も見ながら、効率的な病床数を検討してまいりますので、各診療科の運用病床に影響の出る削減とはなりません。いずれにいたしましても、現在の許可病床数と実稼働病床数のかい離が大きく、早期に是正する必要があると考えておまして、一定程度の病床数を削減し、病床利用率の目標を達成したいと考えております。

また、結核病床につきましては、後志管内唯一の病床でありますので、医師確保に努めるなど、再開に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、病床削減後の交付税措置額でありますけれども、平成19年度は1病床当たり49万5,000円が措置されておりますけれども、21年度に病床数を削減した場合には、27年度までは削減前の病床数に措置額を乗じた額が交付税措置されることとなっております。仮に改革プランの病床利用率70パーセントを確保するとした場合の削減病床を300床として計算いたしますと、5年間で7億4,250万円ほどが措置されることとなります。

次に、ベッドを削減して市民の要求にこたえられるかという御指摘でありますけれども、これまでの病床数の削減は、平均在院日数が大きく短縮されたことも影響しておりますが、何と申しましても医師の退職によりその補充がないことが大きな要因となっております。今後も医師が大幅に増員となることは難しいと考えますが、他の医療機関と連携して市民の医療ニーズにこたえていきたいと考えております。

なお、周産期医療につきましては、現在、地域周産期医療センターに認定されております協会病院にその役割を担っていただいております。市といたしましても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、経費削減策でありますけれども、まず医療技術職員に対する医療職給料表(2)・(3)の導入でありますけれども、この給料表は既に道内市立病院設置市におきましては、7割以上が導入済みのものであり、国や道からの指摘も受けまして、国家公務員を超える給与制度の是正の一環として導入を予定しているものであります。なお、その効果額は、主に後年度に発生すると考えられますが、数字は差し控させていただきます。

次に、民間委託する業務としては、これまでも委託化を進めてきており、新たに委託できる業務は限られますが、現行の医事業務の拡大など、今後も業務委託の可能性や採算性の検討を行いながら進めて

まいりたいと考えております。

また、収入増加対策の一環として行う差額ベッド料の設定は、特別室などの施設改修を行い、入院中の患者のアメニティを向上させることを目的としておりますが、差額の設定等につきましては、今後、検討してまいります。

次に、直近3か月における看護師1人当たりの月平均夜勤時間数であります。小樽病院は9月が65.9時間、10月が64.9時間、11月が64.7時間、第二病院は精神病棟を除く一般病棟が7対1看護体制に該当しておりまして、9月が70.8時間、10月が72.3時間、11月が74.2時間でありました。また、安定的に72時間をオーバーしない体制にするため必要とする人数は、小樽病院が150人で現員149人でありますので、不足人数は1人であります。第二病院が必要とする人数は85人で、現在80人となっております。不足人数は5人であります。この不足分につきましては、現在、採用募集など確保に向け努力しているところであります。

次に、地方公営企業法の全部適用導入に伴う経営改善についてでありますけれども、単に全部適用の導入のみをもって経営改善が図られるとは考えておりません。新たに設置する病院事業管理者のリーダーシップの下で職員一丸となつての経営努力があつて、初めて全部適用に伴う効果として経営改善が図られていくものと考えております。全国的に見ましても、公立病院を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、全部適用の導入により経営の柔軟性、迅速性を高める中で経営改善を進め、収支計画が達成できるよう、最大限の努力を払ってまいりたいと考えております。

次に、新病院の規模、場所などありますけれども、まず両病院の統合新築後の規模につきましては、再編・ネットワーク化協議会の中で、現市立病院の役割やあり方について引き続き協議していくこととなりますので、この結果を踏まえて新病院の適正な規模・機能を判断してまいりたいと考えておりますし、場所につきましては、現状では築港地区以外に適地はないものと考えております。

また、財政面につきましては、改革プランの経営の効率化に係る計画の中で示した目標数値などをクリアするための改善策を着実に実施することで、病院事業の不良債務や資金不足額の解消など、財政的な見通しを立てていきたいと考えております。

次に、地方交付税措置の改善などについての国への要望でありますけれども、医師不足、診療報酬の引下げ改定など、自治体病院を取り巻く環境は厳しさが増す一方でありますし、また地方交付税の大幅な削減は、病院を持つ自治体の財政悪化に拍車をかける結果となっております。これらの状況から、本年11月には、北海道、北海道市長会のほか、自治体病院開設者協議会、全国自治体病院協議会から不良債務を有する一般会計への支援措置、公立病院特例債を発行する市町村に対する病院事業債への配慮など、6項目にわたりまして総務大臣あて要望書を提出してきたところであり、今後も機会あるごとに地域医療を守るための国の施策の充実について要望してまいります。

次に、介護保険制度についての御質問でありますけれども、まず介護給付費準備基金の総額であります。基金の平成20年度の決算見込額は約6億7,000万円と考えております。

また、今後、基金総額が増加した場合の取扱いでありますけれども、現在策定中の第4期介護保険事業計画においては、国への保険料最終値の報告期限時期が1月下旬となっておりますので、それ以降の増額分を保険料に反映することはできないことになっております。

次に、第1号と第2号被保険者の負担割合の変化でありますけれども、第1号と第2号被保険者の負担割合は、第1期17対33でスタートし、第4期では20対30となつており、各期ごとに1パーセントずつ第1号被保険者の負担割合が増えてきております。なお、この負担割合は、国が人口比で設定しているものでありまして、今後とも高齢化の進行に伴い増加していくものではないかと考えておりますが、今

のところ国からは第5期以降の考え方については示されておられません。

また、制度の見直しについてですが、国において今後の社会保障制度全体の動向を考慮しつつ、将来の被保険者と受給者の範囲の拡大を視野に入れた見直しを行い、国民的合意形成に向けて取り組むべきであるとの基本的考え方が示されておりまして、今後その議論経過を見守ってまいりたいと考えております。

次に、介護報酬引上げによりまして介護現場が改善されるかということでありまして、今回の引上げ幅は確かに過去2回の引下げ分に見合う額までには回復しておりませんが、国においてはこの引上げが介護職員の待遇改善につながるよう、手厚い人員配置をした事業所への報酬加算や給与水準の公表を促す方策を検討しているとのことでありまして、介護職員の待遇改善が一定程度見込めるものと考えております。

また、今回の引上げによる効果についての事業者への調査は、個別のサービス単価が未定でありますので、行っておりません。

次に、認定調査項目の削除に伴う介護認定調査についてでありますけれども、厚生労働省は、現行の調査項目82項目のうち14項目を削除、新たに6項目を追加した74項目とする介護認定調査に移行することとしております。削除された14項目の内訳は、主治医の意見書で代替可能なものが10項目、それ以外は認定調査員によって判断が分かれる項目でありました。また、多様な心身の障害の評価に有用であるとされた項目として、集団参加や買物及び調理の状況などの6項目が追加されておりますので、主治医意見書及び新たに加えられた項目を参考にすることにより、認知症高齢者の重要な情報は得られるものと考えております。

また、高齢者の実態からかけ離れた認定結果にならないかとの御指摘でありますけれども、今回の認定調査の見直しで追加された項目は、いずれも高齢者の日常生活への適応に関する評価項目となっていることから、高齢者の実態からかけ離れた認定結果にはならないものと考えております。

次に、介護療養病床入所者の介護度別人数の御質問でありますけれども、平成20年8月に調査をしております、要介護1が9人、要介護2が18人、要介護3が71人、要介護4が178人、要介護5が340人の616人となっております。

また、現在までの介護療養病床転換数についてであります、6月1日調査時で677床あった療養病床は、その後75床が医療療養病床へ転換され、現在602床となっております。

次に、療養病床廃止後の利用者の受入先でありますけれども、国は医療の必要性が高い者は医療療養病床に、医療の必要性の低い者は老人保健施設やケアハウス、特別養護老人ホーム等への転換を想定しております。

また、自己負担額につきましては、介護療養病床は介護保険施設の中では最も高額でありまして、移行による負担額は、ユニット型など拠出区分により居住費に違いがあるものの、おおむね減少するものと考えております。

次に、介護療養病床全廃による受入先の確保の問題でありますけれども、廃止に当たりましては、基本的には北海道が医療機関などと一体となって連携を図り、情報提供や必要な調整等に努めることとされております。

また、地域の実態に合わせて必要な病床数は残すべきとのことでありまして、8月1日付けの調査では、転換しなければならぬ介護療養病床647床のうち老健施設や一般医療病床などへ転換を希望している359床のうち123床が未定でありまして、また残り288床が医療療養病床への転換を希望していますが、北海道では85床のみの存続を考えており、それ以外の203床については存続が認められない可能性

もあります。したがって、これら326床の転換状況が不透明であります。市といたしましては、第4期計画で74床分を見込むこととし、未定である医療機関に対しては確実に転換されるように、また北海道に対しても医療療養病床の枠の拡大を要請するなど、入院中の高齢者の受入先確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、資格証明書についての御質問でありますけれども、まず全国調査時における資格証明書発行世帯数は419世帯であり、そのうち小中学生がいる世帯数は17世帯であって、小学生が14人、中学生が10名となっております。今回の資格証明書発行前に滞納者との接触を図る取組についての調査項目は、催告の仕方として文書、電話、休日電話、時間外電話、また訪問の仕方については、日中、休日、時間外、その他の取組の8項目となっており、本市ではすべての項目を実施しております。また、滞納世帯から災害など特別の事情がある場合に提出していただく届出書については、資格証明書交付予告書と一緒に送付しておりますが、ここ数年実績がありません。

次に、子供のいる資格証明書交付世帯の調査についてでありますけれども、現在17世帯のうち13世帯が既に社会保険に加入したり納付約束があったなど解決済みであり、面談のできない世帯が4世帯ありまして、小学生5名、中学生1名となっております。調査の結果、世帯の中には一定の収入があっても未納の方もおられるようではありますが、今後とも接触できない世帯の実態把握に努めるとともに、世帯主から市の窓口において子供の受診の申出があった場合には、国の通知に基づき短期証の発行に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険料の年金天引きに伴う保険証発行についてでありますけれども、御指摘のようなケースは4件となっております。この4件のうち居所不明の1件を除き3件については、既に短期証を送付しております。短期証の交付には納付の確認が必要でありまして、保険料が年金から天引きされましても、送られてくる年金天引きデータに基づき納付確認を行うための時間を要することになります。今回の件は短期証の交付対象となりますけれども、制度開始後間もないこともありまして、チェックに必要なデータの遅れと内部での調整が不十分となり、発行できなかったものと思っております。

次に、後期高齢者医療制度における資格証明書の発行であります。市町村は北海道後期高齢者医療広域連合が定めた交付基準に基づき事務を行うものでありまして、資格証明書の発行は北海道後期高齢者医療広域連合において決定することになっております。被保険者間の公平性や支える側と支えられる側の世代間の公平性の観点などから、一般論としては資格証明書の発行はやむを得ないものと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、今回、使用料を改定するスポーツ施設の平成16年度と19年度の利用人数の差についてであります。該当施設は9施設で1万5,862人の減少となっております。

次に、利用者の落ち込みについては、人口の減少や少子化の影響、さらには競技団体の数やそれぞれの団体の構成員の減少などが影響しているものと考えております。今後、利用者を増やす施策として、各種競技団体の育成や生涯スポーツの普及・振興に努め、スポーツ人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再質問を行います。

初めに、金融・経済危機問題ですが、平成19年度の預貸率、預証率だけでは、ちょっと傾向がわかりませんが、小樽市の統計書に普通銀行と信用金庫・信用組合の預金と貸出金が載っております。それを見ますと、15年から19年までなのですが、普通銀行では58パーセントから56パーセントに落ちております。信金・信組は、貸出しが54パーセントから50.6パーセントに落ちています。今月6日の新聞報道によりますと、道内信金・信組の2008年中間決算が報告されておりましたが、やはり信金の預金額、それから貸出金について載ってございましたけれども、いずれにしても貸出しが下がっております。こういう中で小樽市の調査でも、今回、不況にあえぐ業者が融資を断られたというのが3件あると。それから、希望どおりの金額を貸してもらえないという実態が浮かび上がりました。まさにこれは貸し渋りではないのかと思いますが、緊急保証制度で市が認定した後、銀行、金融機関が貸さないという事実は把握していないということでしたが、今朝、ある建設関係の業者の方から、市で認定を受けたのに、地方銀行ですが、融資を断られたということで、大変せっぱ詰まった声で相談がありました。市で認定したけれども、金融機関がどういう態度をしているのかということとをぜひ後追いで調査をして、そしてこういうところには強く認定基準に沿って貸出しをするようにということで要望してほしいですし、それから金融庁、それから中小企業庁に監督を強めるように要望してほしいのですが、いかがですか。

それから、市の融資制度のマルチル資金は、融資期間が5年未満で借りた場合は利息を0.1パーセント引き下げるということでしたが、できるだけ早くということなのですが、これは本当に早くしてほしいのですが、1月、2月のうちなのか、それとも3月を過ぎるのか、その辺はどうでしょうか。

それから、雇用の問題なのですが、今までも確かに本庁4階にハローワークの方が来て、情報提供はあります。しかし、私も何回か行ってきましたが、今の情勢は、この金融危機に対して非常にリストラ、それから解雇、雇止めが起きているということで、市内の企業でも正職員を含めて30人ほどが解雇だということを聞いております。その中の一人からお話を聞きましたが、正職員として頑張ってきたけれども、11月1日に解雇ということで予告されたということをお話ししておりました。ですから、これは特別な情勢なので、ただ単にハローワークの方にお任せするということではなくて、市がやはりこういう方々の生活も含めてきちんと相談に乗る、これが大事なことはないかと思いますが、いかがですか。

それから、使用料や手数料の改定についてなのですが、他市で使用料や利用料を無料にしているのは、やはり政策としてしているということだと思うのです。今回の改定は、財政健全化のため4年に一遍の改定だとか、それから値上げのために無料のところを算定から除くというのは公平なやり方ではないと思います。特に市民が文句をつけにくいところ、例えば火葬場使用料の値上げです。自分が死んだ後も、もう何か心配しなければならない。こんなことはやめるべきだし、全項目において無料のところを入れてやり直すべきだと思います。また、今回、施設で料金を値上げしなかったところに高島小学校温水プールとか、それから銭函パークゴルフ場がありますが、これはどんな理由から値上げをしなかったのかお聞きします。

それから、財政問題なのですが、石狩湾新港の防波堤工事についてです。二つの工事予算は150億円ということで、これも小樽市には大変負担がかかるのは明白です。いくら10年かけてといっても、負担がかかります。この工事が必要と言っている理由に静穏度を問題にしているわけですが、港の荷役作業に何の支障もないというのに、何でつくる必要があるのか、これがわかりません。大体工事に10年もかけるということは、今当面必要ではないと言っていることと同じではないでしょうか。それに10年先、波の状態が悪くなるという科学的根拠があるのですか。

それから、小樽市立病院改革プランについてですが、3人の医師確保の見込み、これは希望的観測で

はなく、確実に確保できるという見通しはあるのでしょうか。

それから、公立病院特例債は今年中に返事が来るということですが、全額オーケーになるのか、どうでしょうか。

それから統合新築なのですけれども、改革プランでは平成23年度に着手するということなのですが、先ほどのお答えですと、これはちょっとできないようなのですが、それであれば23年度に着手するという、そこに丸で書いてありましたけれども、それは変えなければいけないのではないですか。

それから、改革プランの地方公営企業法の全部適用で、函館市や留萌市など、先ほども言いましたけれども、全部適用を取り入れたところはもう大変苦しくなっています。総務省は、改革プランの3年間の収支計画中の診療報酬の改定などがあると、収支計画など必要な見直しを行うことが適当と言っていますけれども、医師が確保できなくて医業収益に狂いが出たときには見直しになる、それが認められないのでしょうか。

それから、先ほどいろいろお答えを聞きましたが、国の公立病院改革ガイドラインに沿って改革プランを実行していくというのは非常に厳しいことだと思います。地方自治体から総務省に寄せられた質問を見ますと、地方の病院が抱える苦しい事情が伺えます。特に医師不足による医業収益の確保が難しい、不採算部門に係る経費負担の問題、「診療報酬の改定など自助努力の及ばないところで収益の大部分が決まってしまう現状では、経営効率に係る部分が3年程度では短いのではないか」という質問、それから「これまでは資金ショートしないように減価償却前黒字を目指していたが、『経常黒字』達成を目指すのはハードルが高すぎるのではないか」などです。しかし、総務省の答えはなかなか厳しいもので、経営効率化に係ることに対しては、「経費節減等に関しては3年間で集中的な取組をお願いしたい」「独立採算を旨とする公営企業として持続可能な経営を図るためには、最終的に『経常黒字』達成を目指すのは当然のことと考える」というふうに答えております。

それと、先ほどお聞きしましたけれども、収支計画達成が狂うと、特例債の利息分の特別交付税が措置されない。それから、特例債の償還も翌年度からというのは、本当にきついことだと思うのです。全国の自治体病院と連携して国に要求していくという御答弁がありましたけれども、総務省は改革プランの内容は一律のものにはなり得ないとしておりますし、昨年12月4日の日本自治体労働組合総連合と総務省の交渉では、ガイドラインは強制ではないと答えております。そういう点からも、やはりこの自治体病院を本当に市民の要求する、市民の命を守る、そういうものにするために、国の圧力に負けないで頑張っていっていただきたいと思いますが、これはお答えいただいたので、よろしいです。

それから、介護保険制度なのですが、64歳以下対65歳以上のこの仕組みの問題です。毎回上がっていくということでは、第5期以降の国の考え方はわからないというふうにおっしゃいましたけれども、65歳以上の人口が増えると上がる仕組みになる、これはもう本当に際限なく上がる仕組みだと思っておりますので、そういう点は、ぜひ国に対してこの仕組みをやめるということを申し入れていただきたいと思っております。

それから、療養病床全廃の問題なのですが、85床ということなのですが、あの方々、どういうふうになるのか非常に心配です。この廃止について、病院や診療所あるいは入所者の家族の声を聞いたのでしょうか。どうでしょうか。

それから、先ほど介護事業所の介護報酬改定の問題で、介護事業所の意見を聞いていないと言ったのですけれども、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

それから、資格証明書なのですが、市長の前向きな御答弁を期待しておりましたけれども、まだ明快に資格証明書をやめて本証を発行するという答えにならなくて、非常にがっかりです。今まで資格証明

書を発行していたところで、接触をして本証発行あるいは短期証だと思うのですけれども、保険証が発行になったということなのですが、これは逆に言いますと、資格証明書は機械的に発行していたということになるのです。4世帯が接触できないということですが、こういう方々も特別な事情があるのかわかりません。市長は、親が保険料を滞納すると、納付義務のない子供に連帯責任があるとお考えですか。小樽市と近隣の札幌市も後志の町村もほとんどで保険証を発行しております。国会でも与野党が足並みをそろえて無保険の子を救済する方向で動いております。それが今の流れだと思います。国の出方を待つのではなく、一日でも早く子供に温かい姿勢を示してほしい、このように思いますが、いかがですか。

それから、後期高齢者の資格証明書の問題です。ちょっとお答えにびっくりしましたが、何回か北海道後期高齢者医療広域連合と小樽市の役割の分担の中で、小樽市が判断をしていい場面があるわけです。そのときに特別な事情ばかりだとして、75歳以上の皆さんに資格証明書を発行しないと広域連合に伝えれば、それはそれで通るのではないかと思うのです。その資格証明書の発行というのは、75歳以上の高齢者に本当に過酷なことをするものだというふうに思います。東京都日の出町は、御存じだと思うのですが、高齢者の命と健康を守るために75歳以上の医療費自己負担や人間ドックの受診料を無料化する条例案が議会で可決されまして、来年4月から実施されます。こういう自治体もあるのです。ですから、小樽市の判断で特別な事情として資格証明書を発行しないという判断はできるはずですから、北海道後期高齢者医療広域連合に資格証明書発行の対象者である旨の連絡をしないようお願いいたしますし、それに市長は広域連合の議員なので、資格証明書の発行に反対してほしいと、このように思います。いかがですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝廣) 私がお答えした以外のものは担当のほうから答えさせます。

最初は、融資を断られたという話ですが、これはまだ実態を聞いていませんので、よく調べて対応したいと思います。ただ、金融庁にも何か申入れをせよというお話ですが、よく状況を見ながら必要があれば全国市長会を通して対処したいと思います。

それから、融資制度ですが、これは私も担当のほうには早期に実施するよという話はしております。

それから、雇用の問題ですが、大変な状況だというふうに聞いておりますし、市内でも倒産がありますので、こういった形でうちとしても対応するか、よくハローワークとも相談しながら対応していきたいと思います。

それから、使用料の関係で、算定に無料のところを入れるというお話ですが、無料のところは財政状況がいいから無料にしているのしょうけれども、我々としては同じような施設を持って、有料化しているところとはやはり均衡を保つといいですか、そういう観点でやっていきたいと思っていますので、無料のところまでしゃにむに入れて計算することは、ちょっと難しいのではないかとこのように思います。

(発言する者あり)

それから、小樽市立病院改革プランですが、問題はこの医師の確保の見通しがあるかということですが、これはもう大変難しい問題ですから、粘り強く関係大学、医局のほうにお願いをしていきたいと思っていますし、それから公立病院特例債の見込みにつきましては、現在、最終的な詰めの作業といえますが、ヒアリングをやっておりますので、もう少し時間がかかるかというふうに思います。

それから、統合新築の話では、小樽市立病院改革プランのほうでは前期となっています。前期ですから、最終は平成23年度だと思えますけれども、着手ということは工事をやるということではなくて、いろいろな着手の仕方がありますので、今、再編・ネットワーク化協議会で役割分担とかいろいろやっていますので、そういったものが一定程度固まれば、では新病院はどういった役割のものに、機能を持った病院になっていくかという、それも着手だと思えますので、そういう観点で考えてもらいたいと思います。

それから、全部適用ですけれども、先ほども申し上げましたけれども、全部適用すればすべて解決だとは思っていません。それで、たまたま全部適用をやって有名な人がいまして、現在は全国病院事業管理者等協議会名誉会長の武弘道さんという方なのですけれども、この方は全国で三つの自治体の病院事業管理者をやっているのです。一つは鹿児島市の市立病院、それから埼玉県と京都府の県立病院、川崎市の市立病院、計八つの病院の事業管理者をやりまして、全部ここを、赤字の病院を私は黒字にしたのだというふうに言っております。なぜできたかという話は、先ほどもちょっと言いましたけれども、これは経営情報を職員が全部共有して、こういう状況だということを知って、みんなで一致団結をして取り組んだのだと、こういう単純な話なのです。ですから、ここが基本であり大事な部分だと思います。これはどんな制度を導入したって、その部分が一番大事だと思いますので、全部適用だろうが独立行政法人化だろうが、どんな方式であろうが、そういう経営者のリーダーシップといいますが、それがやはり一番大事なのだというふうに思っていますので、そういう視点で全部適用のほうもやっていかなければならないだろうというふうに思っております。

それから、公立病院改革ガイドラインの関係で、ガイドラインはそもそも改革プランをつくりなさいと。ですから、ガイドラインをすべてこのとおりにつくれというふうには総務省は言っていません。それは確かです。ですから、それぞれの地域事情に合った改革プランをつくってくださいという指導ですから、我々は全部ガイドラインに縛られてつくっているというのではなくて、我々は我々の事情を踏まえながら改革プランをつくっているということでございます。

それから、介護保険の関係は、これは確かに今の制度は毎年上がっていくというスタイルですけれども、これは何といたしても、高齢者がどんどん増えていくという状況だと思いますので、この辺はまた仕組みをやめさせるかどうかは別にしまして、少し議論をしてみたいと思います。

それから、療養病床のお話ですけれども、これは家族の方の意見は聞いていないと思いますけれども、確かにまだ未定のところが相当ありますので、今後、病院との連携といいますが、病院の考え方もありますし、それから道の指導もありますので、これはまだ若干時間がありますので、ちょっとこれは現在入っている方々の行き先がなくなるというようなことがないように努めていきたいと思っております。

それから、資格証明書ですけれども、4世帯ですけれども、この相手がかめないので。私は、24時間監視せよと言ったのです。とにかく、うちにいないのです。いないから子供もつかめないので、どういう状況かわからないのです。中には結構収入もあるのではないかとこのように想定される人もいるのです。ですから、その辺の事情がわからないので、資格証明書をやりたくてもやれないというのが現実ですから、わかればやります、それは。事情もわかりましたら、ちゃんと交付しています。

それから、後期高齢者のほうも、これも先般、北海道後期高齢者医療広域連合の議会があって、大分質問があったのですけれども、要するに収入があっても払わない悪質な者、この人はだめだと、それ以外はできるだけ広げたいと、交付していきたいというふうに広域連合で判断していましたから、本市のほうもそういったことで対応していきたいというふうに思っています。要するに、悪質な者はだめですと、それ以外はできるだけ交付していきたいという姿勢を示しておられましたので、本市もそういう姿

勢でいきたいというふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 副市長。

副市長(山田 厚) 石狩湾新港の問題についてお答えいたします。

基本的には確かに10年先の波の状況がどうのこうのというのが今わかるのかということ、現状として10年先の波の事情まではわかりませんが、現状の調査の中で今の北防波堤の工事が必要だというふうに判断をし、それは当然静穏度の確保のためでございますので工事を進めたいと、こういったことの立場については基本的に理解をしております。

ただ、御承知のように、港をつくるというのは、課題ができてすぐ1年2年でできるものでもございませんから、一定の計画に基づいて進めるわけでございますけれども、その計画自体で財政的な問題があれば、やはり10年工事をせざるを得ない状況も当然想定をされるだろうと思っておりますので、今回の開発予算については、これだけの同意を求められているわけではなくて、来年度予算全体についての同意を求められておりますので、総合的に判断をして同意をするという、こういった考え方でおりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 新谷議員の再質問にお答えいたします。

体育施設の関係で2施設ほど具体的に例を挙げまして、料金改定を見送ったところなのですけれども、その部分のお尋ねがございましたので、私のほうから答えさせていただきます。

最初に、高島小学校温水プールの関係なのですけれども、道内の実態といいますか、他都市の現状では専用使用の部分、コース使用については平均で1,823円、小樽市の場合、コースの専用使用が1,800円という数字になっております。また、個人使用、これまた一般なり高校生なり、小中学生でそれぞれいろいろなパターンがあるのですけれども、一般で比較しますと、道内の平均が462円、それに対して小樽市の現状の使用料が450円ということで、一つの基準として設けましたプラスマイナス5パーセントを超えていないということで、プールについては今回対象としておりません。

それから、銭函パークゴルフ場の関係なのですけれども、有料としているところが札幌市、函館市、室蘭市、江別市と、確かに少ない実態にあります。そのうち札幌市は、1ラウンド幾らという料金の取り方をしているものですから、ちょっと小樽市の実態とは合わないもので、残りの函館市、室蘭市、江別市なのですけれども、函館市が1日300円、室蘭市と江別市が1日500円、小樽市は現状1日400円ということなものですから、ちょうど間という言い方もおかしいのですけれども、今回改定の必要はないという、そういう判断をしたわけです。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

20番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

雇用の問題なのですが、ハローワークと相談してということだったのですが、相談窓口を設けるというふうに理解してよろしいですか。今、ハローワークの方だけです、あそこにいらっしゃるのは、だから、市の職員もついてきちんと相談窓口をつくるのかということです。

それと、今、今回料金を上げなかった施設について御答弁をいただきましたけれども、パークゴルフ場は、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市で使用料は無料です。これはやはり政策的に無料にしているわけです。だから、今とりわけ健康志向が強いですし、メタボリック解消などもあって、やは

りそういう面でも、もっと市民がスポーツに親しめる、そういう意味でも料金を値上げしないでいくべきではないかと思いますが、いかがですか。

それから、石狩湾新港の防波堤の関係なのですが、波の状態が10年先はわからないということでした。それであれば、今この厳しい小樽市の財政状況の中で、財源不足が15億円を超え、市税収入も落ち込むのではないかという見通しの中で、この負担というのがまた大きくなるのではないですか。どうして石狩湾新港だけ聖域にするのかわかりません。再度工事の延期を求めていると思いますが、いかがでしょうか。

それから、資格証明書の問題で、子供のいる世帯4件については、どうしても今接触ができないということでしたけれども、そういうことは別として連絡がとれる、とれないという問題ではなく、小中学生に、子供たちに無保険状態をなくするかどうか、保険証を発行するかどうかということです。それで、市長の御決断を求めます。いかがですか。

この点についてお伺いします。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 雇用相談の窓口の問題ですけれども、市でつくっても、就職をあっせんするとかという業務はできないわけです。いわゆる生活相談になってしまうのです、雇用相談というよりも。ですから、そういった生活相談と雇用相談とあわせたものをつくれるかどうか、そういったことも含めてハローワークとも相談してみたいと、こういう趣旨です。ですから、つくるかどうかもまだわかりません、相談してみると。就職であればハローワークへ行ってもらったほうが早いわけですから。ただ、市へ来て就職のほうはちょっと難しいので、来た方に就職ならこちらへ行きなさいという話にもなりませんから、その辺はどうするかというのは相談してみたいということでございます。

それから、資格証明書は小中学生に全部発行するかという話ですね、滞納があろうが、なかろうが。やはりそれはちょっと難しいのだろうと、今の制度の仕組みの中では難しいだろうと。したがって、そういう個々の事情の中で、よく相談して、そういう人方には対応したいと、そういうことですから、今回。

（発言する者あり）

静かにしてください。

今回、今4世帯の方は全然接触がとれないわけです。資格証明書を上げたくても、納付相談にも来ない、手紙も置いてくる、全然市役所に来ないのです。訪問してもいない。ですから、これは難しいと言っているのです。ですから、やりたくてもやれない。ただ、いるのはわかっています。それはおかしいのではないかと我々も思います。24時間張り込むかという話までしているのですけれども、事情がわかれば、やりたいと思います。ですから、金があってもなくても全部出すかというのは、ちょっと制度から外れるのではないかという気がしますので、今ちょっとここで出しますとは言い切れないと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 副市長。

副市長（山田 厚） 石狩湾新港の問題でお答えします。

少なくとも10年先20年先に波浪がどうなるかということを経営予測するというのは難しいということをお申し上げておまして、現在の整備計画というのは当然調査を行って必要があるというふうに判断をした部分でございます。したがって、工事をする分については、基本的には進めることについては

理解をしているところで、我々が財政状況としてこの事業をどういうふうに判断するかということについては、全体的な現在の母体の負担金額が私どもの財政負担に耐えられるものかどうか、現行の4億2,000万円という金額をできる限りいろいろな財政の手だてをする中で下げてもらうような要望をしておりますので、そういうことも含めて財政負担は考えていきたいと思っておりますので、そういう意味では聖域というか、これを特別扱っているのではなくて、そういうやりくりも含めて、負担すべきものは負担をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育部長。

教育部長(大野博幸) 政策判断ということなのですが、私が政策判断をするわけではないのですが、一例として先ほど申し上げましたプールの例、これも道内の9都市の平均をとりますと、例えば小中学生では113円という料金が、平均では出てくるわけなのです。ただ、ここの部分については小樽市は、小中学生については社会教育施設を無料にしようという一つの政策判断をしているわけですから、どこに政策判断を置くかというその違いは出てくるだろうと。ただ、今回は有料としている部分についての平均を一つの基準にして判断をさせていただいたということでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

議長(見楚谷登志) 新谷議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時15分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

(12番 山田雅敏議員登壇)(拍手)

12番(山田雅敏議員) 平成20年第4回定例会において、自由民主党を代表しまして何点かお聞きしてまいります。

最初に、財政健全化法からお聞きいたします。

現在の地方の借金の総額は約200兆円と言われ、北海道のみならず、日本じゅうの多くの自治体が厳しい財政状況にあります。こうした中で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が昨年6月に制定され、本市においても、平成19年度決算に基づいて算出された四つの健全化判断比率と各公営企業の資金不足比率が、さきの第3回定例会に報告されました。全国の自治体に関する比率も、9月末に総務省から公表されています。この法律の本格的な適用は平成20年度決算からですが、本年度もあと残すところ4か月足らずであり、何としても早期健全化基準をクリアしていただきたいと思っておりますので、こうした観点から数点お伺いいたします。

この法律の目的は、自治体の財政が健全な時期からわかりやすい財政状況の開示を徹底し、自治体が財政危機に陥らないよう早期に財政の健全化の施策を実施するように促すことなどを目的としています。健全化判断比率は、1として、主に一般会計の赤字の度合いを示す実質赤字比率、2として、一般会計ではなく特別会計や企業会計を合わせた全会計の赤字の度合いを示す連結実質赤字比率、3として、当該自治体だけではなく一部事務組合や広域連合が起こした地方債の償還費などを含めた実質公債費比率、4として、一般会計などが将来負担すべき実質的な負担の度合いを示す将来負担比率、5として、

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足の度合いを示すものであります。

そこでお伺いいたしますが、これらの比率が一定の基準より悪化した自治体は、どのような計画をつくる義務があるのか、お示ください。

また、以前にもお示しいたしましたが、このような自治体は、国などからどのような関与を受けることになるのか、お答えください。

この法律の目的は、言うまでもなく自治体財政の健全化であります。平成19年度決算を見ると、全国1,800余りの自治体のうち実質収支が赤字の団体は、都道府県においては大阪府の1団体、市町村においては24団体となっています。大阪府は10年連続の赤字で5兆8,000億円の借金を持ち、利払いは1日当たり2億6,000万円を超えとのこと。また、北海道は現時点で赤字団体ではありませんが、公債費の増加などで厳しい財政運営を強いられています。しかし、逆を言えば、全国の1,700団体以上がこの厳しい財政環境の中で黒字を保っているのです。

小樽市も平成18年度に財政健全化計画を策定し、24年度の累積赤字の解消を目指しています。厳しい社会経済情勢や高齢化の進展の下、教育や福祉などの分野になかなか大きく予算を割けない現状ですが、市民の皆さんの負担、協力を得ながら歳入歳出両面で懸命に努力を積み重ねている現状です。

そこで、先ほどお伺いいたしました健全化判断比率の見通しについてどう考えておられるのか、本市の将来の一般会計黒字化に向け、市長はどのような財政的な展望を持っておられるのか、お示ください。

次に、市職員の退職金についてお伺いいたします。

退職金の原資は市民の納める税金で賄われ、今回上程されている議案によると、退職金は退職手当債の発行で賄われますが、これは市民の負担を将来に先送りすることです。

そこでお伺いいたしますが、最初に他都市の中では同基準の市職員と地元企業の退職金の平均額に2倍の差があると思われませんが、本市の状況をお示ください。

次に、現在予定している退職手当債で賄う団塊世代の退職年度の人数と返済期間、金利負担についてお示ください。

また、他都市では平成17年度以降、財政悪化により借入金や金利負担が増えたと考えられます。本市でも同様の可能性があるのか、お答えください。

さらに、民間の企業では、退職積立金や共済制度がありますが、本市においては無いようです。市職員の将来の退職者などは、ある程度予測できることであり、民間の企業のように今後に備える制度を早急につくる必要があると思いますが、見解をお示ください。

次に、希望降任制度についてお伺いいたします。

今、価値観が変わってきたのか、この制度を導入する自治体が増えていると聞きます。企業でも官庁でも、だれもが皆働く以上は出世を夢見るものと私自身は思っていました。また、一般企業では、この制度を導入している企業はほとんどないと思われ。平成13年に都道府県で初めて管理職を対象に希望降任制度を導入した東京都では、平成20年4月1日付けでこの制度を利用した管理職が3名いたと聞き、驚きました。

そこでお聞きいたします。この制度は、他自治体においては少数です。その少数の中で、導入、運用をしている本市の希望降任制度の概要についてお示ください。

次に、経済問題から何点かお伺いいたします。

本年11月17日、内閣府が発表したGDP速報値による実質GDPが前年比0.1パーセント減と、2四半期連続のマイナス成長となり、日本の経済が景気後退局面に入ったことを表明いたしました。さらに、

アメリカの証券大手リーマン・ブラザーズの経営破たん後、与謝野経済財政相は10月から12月期もマイナス成長が続く可能性を指摘しています。

さて、市内の今期の経済動向調査によれば、個人消費の低迷や公共事業や民間設備投資の減少の中で、原油価格の高値推移を背景とした原材料価格の上昇などから、景気動向指数は悪化し、来期はさらに経営環境は厳しくなると予測しています。

そこで、国や市の中小企業に対する施策について何点かお聞きいたします。

国は、安心実現のための緊急総合対策の一環として、新しい保証制度となる原材料価格高騰対応等緊急保証制度を本年10月31日からスタートしました。

最初に、この措置の概要と期間、財政規模についてお示してください。

次に、この保証制度を利用するためには、市が中小企業の経営者を認定すると聞いておりますが、これまでの認定件数や認定業種、認定までの期間を同様にお示してください。景気悪化の中、年末や年度末を迎える中小企業が、運転資金の調達に苦慮していると思われれます。市内の中小企業向けの融資制度のほか、国や北海道が行っている融資制度にはどのようなものがあるのかお示しの上、企業に対してどのように周知しているのか、お伺いいたします。

中小企業が市の融資制度をつなぎ資金として利用されるケースが増えていると聞きます。つなぎ資金として利用されている資金名と、その利用状況などについてお教えてください。

さらに、市では融資制度の見直しを検討しているとのことですが、その内容、時期についてお答えください。

次に、建設問題関連から何点かお聞きいたします。

市街地活性化について、本市では本年7月に中心市街地活性化基本計画に基づいて総理大臣の認定を受け、現在、計画に基づき事業が進められていると伺っております。

最初に、中心市街地活性化基本計画の主な事業についてお知らせください。

次に、多くの市民から要望が上がっていた駅前歩道橋が撤去され、第3ビルの再開発事業も順調に推移していると聞き、この事業が完成した後、小樽駅前から臨港線までの中央通沿線は、新しいまち並みが完成するものと思います。

そこで、今後、中央通周辺でシンボリックな整備利用方法を考えているのか、お示してください。

また、中央通からつながる第3号ふ頭基部では、合同庁舎の建設に着手していますが、このふ頭基部周辺での整備についても、あわせてお答えください。

次に、小樽市中心市街地活性化基本計画から景観法、観光都市宣言と順調に施策が進んでいる中、本市に住む高齢者や障害を持つ方々の利用に配慮した法律「北海道福祉のまちづくり条例」について、お聞きいたします。

最初に、全国一律のバリアフリー化に向けた施策の基準を示したバリアフリー法と北海道福祉のまちづくり条例を比べ、どの点が違うのか、またバリアフリー化に向け、本市ではどのような指導をしているのか、お答えください。

過去に行われたホテル東横インの違法改造の件や今後の高齢化社会を考えると、バリアフリー化をより進展させるために市において条例を制定するなど、拘束力を強化すべきではないでしょうか、見解をお示してください。

次に、除排雪問題から何点かお聞きいたします。

今年春から半年が過ぎ、また雪との共生の時期を迎えました。昨年の除排雪状況を踏まえ、昨年度から変更された6か所の事業所体制や基準など、その内容から何点かお聞きいたします。

最初に置き雪対策について、2年目の試行ですが、実施するに当たり各町会では点在する除雪弱者の指定が難しいと考えられます。置き雪対策試行路線の選定に当たり、どのようなスケジュールで行ったのか、また現在、決定されたことがあれば、お答えください。

次に、地域総合除雪における積算内容の見直しを行いました。その内容についてお伺いいたします。

次に、冬は凍結路面の安全対策が重要と考えています。今年度、凍結路面对策で出勤基準の変更を行っています。その内容についてお答えください。

この項の最後に、昨年度より実施しました町会長と市議会議員との合同の除雪パトロールについて、来年度も充実した内容で実施してほしいという御意見が出されていましたが、本年度の実施内容についてお示しください。

次に、病院問題についてお聞きいたします。

11月26日、市長は、新市立病院の開業時期について、平成23年秋の予定から25年以降へと先送りを表明しました。病院事業会計が抱える不良債務の解消にめどが立った後、新病院という道のりが一步示されたものと評価をしますが、医師不足や人件費削減策など、まだ多くの課題をクリアしなければなりません。この課題の中で、民間病院との協力関係や市民への説明責任が求められていますが、このたび25年度までの小樽市立病院改革プランが示されました。このプランの中で特に重要であると思われる点についてお示しください。

また、改革プランの中で示されております両病院の統合新築に向けた今後の見通しについて、市長の考えを改めてお答えください。

次に、12月1日は、世界エイズデーです。道内初の民間運営によるエイズ検査・相談施設として開設された「サークルさっぽろ」が開業して1年を過ぎ、公立の検査施設より存在感が増しています。

最初に、この施設の運営団体や検査、他と違う相談方法などをお聞きします。同様に本市の検査状況をお示しください。

また、市民が相談しやすい施策も検討しています。本市でも参考になると思いますので、方法などについてお聞かせください。

関連してお伺いいたします。保健指導や血液検査を行う身近な相談所として保健所の存在があります。骨髄バンクについて小樽でドナー登録をする場合は、どこで、どのような登録手続が行われるのか、お答えください。

このドナー登録は簡単な血液採取で登録をすることができますが、保健所ではドナー登録業務を行うことなど、今後、骨髄バンク登録の推進についての考えがあればお答えください。

次に、服薬指導についてお聞きいたします。

病院を運営していく上で医師確保も重要ですが、病院薬剤師は患者に対して適切かつ安全な薬物治療が行えるよう、調剤のみならず前に述べたチーム医療の一メンバーとして参加し、病棟における服薬指導にも対応できることが求められており、医療技術の進展により、その業務は高度化、多様化しております。

平成18年12月に、国において病院における薬剤師の業務及び人員配置に関する検討会が開催されていますが、「薬剤師の仕事内容について期待するところが多い」「薬剤師の総数を増やすことも必要であるが、どのように確保すべきか議論が必要」との意見も出されています。薬剤師に寄せる期待が大きいことがわかります。

そこでお聞きしますが、道内には薬剤師を養成する教育機関として北海道大学、北海道医療大学、そして小樽市内には北海道薬科大学があります。この北海道薬科大学と市立病院の間では、実務実習で

学生を受け入れたり、共同研究、学生への講義などで結びつきがあると聞いております。

そこで、これから行われる6年制移行後の学生に対する実務実習の内容、期間、受入れ人数、費用、また薬科大学との共同研究の内容についてお示しください。

4年後の平成24年度には、6年制の課程を修了した薬剤師が医療現場に出てまいります。市立病院のような大規模な病院や薬剤師の多い病院では、業務の内容が複雑多様化しており、さらにはオーダーリングシステム、電子カルテの導入など、薬剤師を取り巻く環境が大きく変化しています。この変化に対応していくためにも、薬剤師のための研修が重要であると考えます。改革プランの原案の中でも、人材の確保、育成に積極的に取り組むことが記載されていますが、最近では医師の負担を分散し、安心かつ質の高い薬物療法を提供することを最大の目標として専門薬剤師制度が創設されたと聞いております。この制度の概要と市立病院でのこの認定取得に向けてのお考え、さらには、ふだんの薬剤師のための研修体制も含めてお示しください。

次に、薬歴鑑査についてお聞きいたします。

今年6月、青森県五所川原市の公立金木病院において、肝硬変で入院中の70歳代の女性が糖尿病患者の血糖を下げる薬を過って投与され、意識不明となり、約3週間後に死亡した医療事故が起きました。事故の原因は、事務職員が医師の書いた処方内容に基づき処方せんを作成する際、薬品名が類似した糖尿病薬をパソコンに誤入力したことと、さらに薬局へ処方せんを渡す際にも、医師、看護師が内容を確認しておらず、これらのミスが重なったために発生したと判断されました。また、同年6月、三重県の整形外科診療所で院内感染が原因により死亡者を出した事故も、薬剤師が不在で点滴の調製は看護師が行っていたと聞きます。今回の青森県で発生したような医療事故を未然に防ぐ方法の一つとして、薬剤師による薬歴に基づく処方鑑査が有効と言われており、平成18年に日本病院薬剤師会が20床以上の6,703施設に行った実態調査では、すべての処方せんについて薬歴に基づく鑑査をしている病院は3割にとどまっていると聞きます。本市の市立病院は万全と思いますが、状況をお示しください。

また、三重県で発生した医療事故は、点滴のつくり置きが原因とされておりますが、市立病院の点滴調製に関する現状をお答えください。

次に、薬剤師の人員配置基準についてお伺いします。

現行の医療法における病院薬剤師の人員配置基準は平成10年に施行されましたが、近年の病院薬剤師の業務については、服薬指導や薬歴管理等の病棟における業務が増大するなど大きく変化しており、配置基準が病院薬剤師の業務実態に合わなくなってきていると言われております。

そこで、昨年、厚生労働省において病院における薬剤師の人員配置に関する検討会が立ち上がり、病院薬剤師の人員配置基準の見直しが行われ、その結果、報告書としてまとめられていたようですが、その内容についてお答えください。

この項の最後に、生活保護に関連してお伺いいたします。

平成17年度以降、3年連続で100万世帯を突破し、19年度、初めて110万世帯を超えました。本市においても年々被保護世帯が増加してきていますが、生活保護法では困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。

そこで、何点かお聞きいたします。

このように被保護世帯が増加する主な要因について、どのような点が挙げられるのか、お示しください。

また、国において不正受給や自立助長など保護適正の観点から、何か政策的に転換したことがあればお知らせください。

さらに、本市においても、不正受給やその生活状況について問題があるのではないかなどの市民の声があります。これらの解消のための取組や問題点があればお答えください。

次に、教育問題に関連してお伺いいたします。

戦後、教育制度は六三三制を構築されてきましたが、昨今、学校システムの枠に変化がはじめています。画一的な横並びではなく、多様な教育を求める声が現実には高校から義務教育に及び、公立でも中高や小中一貫校が開校、学校選択制が拡大し、選ぶ幅は広がりました。が、果たしてそうでしょうか。経済力のない家庭は教育費をかけられず、だれでも頑張ればよい学校、よい会社に入れるという高校、大学等の学歴社会の恩恵は少なくなりました。さらに13万人に上る不登校生、その脱学校を突きつけられた現実を前に、文部科学省は学校の基準を緩め、フリースクールの教育内容でも学校と認め出している新学歴社会が始まっています。少子化が進む中、公立小中学校がこれ以上小規模化するのを防ぐため、文部科学省は統廃合を促進する方針を固め、中央教育審議会ですべて具体的な検討を行い、異論がなければ公立校の規模に関する国の基準が35年ぶりに見直されます。

そこでお聞きします。

最初に、公立小中一貫校の理念の背景と、このような教育課程の特例で実施している学校は全国で何校あるのか、お伺いいたします。

次に、学年の区割りの例を示した上で、その実践内容についてお示しください。

次に、小樽市学校教育推進計画についてお伺いいたします。

「教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠のものである。同時に、教育は、国家や社会の形成者たる国民を育成するという使命を担うものであり、民主主義社会の存立基盤でもある。さらに、人類の歴史の中で継承されてきた文化・文明は、教育の営みを通じて次代に伝えられ、より豊かなものへと発展していく。こうした教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものである」。教育振興計画の教育の使命の冒頭部分でもあります。「心豊かに学び ふるさとに夢と誇りをもち たくましく生きる 小樽の子どもの育成」を基本理念に掲げた小樽市学校教育推進計画（案）に関しては、既にパブリックコメントも済み、意見については取りまとめ中であります。

初めに、小樽市立学校教育推進計画（あおばとプラン）と小樽市学校教育推進計画（案）の相違点についてお答えください。

あおばとプランでは、平成20年度1学期末における実施状況では、92.8パーセントとなっておりますが、当然実施中の項目もあり、カリキュラムが決まっている現状、困難な項目も幾つかあります。早期に実施状況が100パーセントになるような施策をお願いいたします。見解をお答えください。

また、未実施が10校以上ある項目、例えば読書活動における学校支援ボランティアの活用などが、小樽市学校教育推進計画（案）に記載されていないのは、教育効果がなかったという判断なのか、見解をお示しください。

小樽市学校教育推進計画（案）では、実施期間が平成21年度から25年度の5年間となっておりますが、各学校における重点項目ごとの実施計画の作成はいつ行うのか、保護者や地域に公開される時期についてもお答えください。

また、毎年の実施状況については、公開する必要があると思います。見解をお示しください。

実施項目については、単に実施、未実施では、基本理念の実現がなされたのか検証ができません。その達成度をだれもが理解できる検証が重要です。そこで、達成度を数値化することや内外評価なども必要と考えます。お答えください。

新計画（案）は、小樽市学校教育推進計画作成委員会で作成されましたが、学校、地域、家庭が連携して子供たちの教育にかかわり、計画作成に反映されなければならないと考えます。学校、地域、家庭の意見はどのように反映されているのか、お答えください。

次に、外国語活動についてお聞きいたします。

国際化と言われて久しい期間が過ぎ、中学からの英語教育も小学生へと移行した現在、来年度から2年間移行期間のある小学校外国語活動の必修化を受け、後志教育局が12月に行う初の教員研修に、市内の小学校27校のうち追加を含め14校が参加したと聞いています。これは北海道教職員組合が参加しないよう組合員に通知した影響と聞きます。また、外国語活動に独自のカリキュラムを策定すると聞きます。

そこでお伺いいたします。

最初に、北教組が不参加を指示した理由をお示しくください。人事異動で適正な人員配置が崩れるのが心配ですが、来年度からの授業に支障がないのか、お答えください。

次に、北教組小樽支部が策定中の英語に特化しない外国語活動のあるべきカリキュラムや指導方法を提示、授業に活用と説明されています。教育委員会においては、方針がぶれることなく、正常な状態を堅持し、児童・生徒の指導をしていただきたいと思います。見解をお示しくください。

質問の最後に、学力調査についてお伺いいたします。

全国学力・学習状況調査の結果が、いろいろな自治体で公開され始めています。かつて1960年代に行った学習調査とどのように環境が違うのか、塩谷文部科学相も記者会見の中で「状況を見ながら検討する」と、公開基準を見直す可能性も示唆しています。本市の見解をお答えください。

先般10月26日、北海道教育委員会は、本年4月に実施された学力テストの全道調査結果報告書を発表した中で、地域の格差が浮き彫りになりました。特に後志管内では道内の平均を下回る結果が出ました。

そこでお聞きいたしますが、学習意欲や学習環境など、要因は多岐にわたると思いますが、どのような分析内容を各校に通知したのか、北海道学校改善支援プランに沿った実践例をお示しくください。

また、今後、本市が行う施策について、教育長にお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化法に関連して、健全化判断比率が一定の基準以上となった場合に策定する計画の内容でありますけれども、まず健全化判断比率が早期健全化基準以上となった、いわゆる財政健全化団体は、健全化計画の中で比率が基準以上になった要因の分析、早期健全化の基本方針のほか、実質赤字額がある場合には、その解消策等についても示すこととなっております。また、公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合も、おおむね同様の内容で経営健全化計画を定めなければならないとされており、さらに、健全化判断比率が財政再建基準以上となった場合には、財政再生計画の中でそれらに加えて歳入の具体的な増収策などについても示し、その計画に基づいて予算を調整しなければならないなど、より厳しいものとなっております。

次に、財政健全化団体等に対する国などからの関与でありますけれども、例えば市町村の場合、計画を策定した団体の長は計画の実施状況等について都道府県知事に報告し、それを受けて知事は総務大臣へその要旨を報告することとなっております。財政健全化団体、また、いわゆる経営健全化団体につい

ては、計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化又は公営企業の経営の健全化が著しく困難であると認められるときは、知事はその団体の長に対し必要な勧告をすることができるとされているのに対し、いわゆる財政再生団体については、財政の再生が困難であると認められる場合において、その団体の長に対し、総務大臣が予算の変更、財政再生計画の変更など必要な措置を勧告することができるとされ、より強い勧告の内容となっております。

次に、健全化判断比率の見通しと一般会計の黒字化に向けての展望でありますけれども、まず健全化判断比率につきましては、平成19年度決算で連結実質赤字比率が16.12パーセントと、早期健全化基準の16.72パーセントに近い比率となっております、決して楽観できる状況にはないと思っております。市税や地方交付税など比率の算定上の分母の動向を想定しづらく、比率の今後の見通しについては申し上げられませんが、比率を下げるためには、一般会計をはじめ赤字を抱える各会計の赤字額の縮減が必要でありますので、今後も全力を挙げて、当面は一般会計の黒字化を優先しながら、各会計における収支改善の取組を進めてまいりたいと考えております。

また、一般会計の黒字化に向けての展望であります、平成24年度での累積赤字解消という財政健全化計画の目標達成の最大のかぎを握るのは地方交付税等の動向であり、それらを含む安定的な財政見通しをなくして将来展望は描きにくい状況にあります。したがって、全国市長会などとも連携をし、これまでの地方の健全化努力が無に帰すことのないよう、地方交付税の復元、増額等、地方一般財源の充実確保について、さらに強く国に対して訴えとともに、市みずからも歳入の確保と歳出の見直しに不断に取り組むことにより、計画どおりの黒字化を達成し、次の世代へよりよい財政環境を引き継ぐことができるよう、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、市と地元企業との退職金の差でありますけれども、平成19年度の小樽市労働実態調査によりますと、市内民間企業の定年時の勤続年数平均は25.8年で、退職金受領額は平均で679万9,300円となっております。一方で、本市職員の19年度定年退職者の勤続年数平均は35.6年となっていることから、モデルケースとして本市職員が民間と同様に26年勤続し、退職した場合を試算しますと1,190万9,430円となり、1.75倍程度の支給額となっております。

次に、いわゆる団塊の世代に当たる市職員の今後の退職者数であります、今年度末に定年退職を迎える数は全会計で54人、以降、来年、再来年が同数で62人と予定されております。また、この定年退職者の退職手当の財源につきましては、退職手当債を借り入れる予定であります、この償還については仮に市中銀行から借り入れる場合には通常10年間となっており、金利負担につきましては、仮に今年度の一般会計の借入見込額8億7,700万円を基に試算いたしますと、返済期間の10年間トータルで1億2,700万円となります。

なお、この退職手当債につきましては、従前は整理退職者又は勤奨退職者のみを対象としておりましたけれども、平成18年度以降、いわゆる団塊の世代の定年退職者が急増することにかんがみ、27年度までの間、それらについても対象とすることに制度の拡大がなされたことを受けまして、各団体において借入額が増えていると理解しております。

したがって、一概に財政の悪化が要因とは考えておりませんし、市といたしましても、この制度については今後も有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、退職手当支払のための積立制度でありますけれども、一つの例としまして、道内では比較的財政規模が小さい市や町村が加盟する市町村職員退職手当組合という一部事務組合がありまして、退職手当支給に関する事務を共同処理するとともに、それぞれの団体が毎年度一定額を組合に納付することにより、所属職員が退職する際には、この組合から退職手当が支給される仕組みとなっております。退職

者数の増減に伴う年度間の財政負担の変動を平準化するためには、有効な仕組みではありますが、本市が加盟するとした場合には、毎年度の納付額が相当程度多額になるものと思われまして、それ以外の市独自の積立てなどにつきましても、現下の厳しい財政状況の中では難しいものと考えております。したがって、当分の間は退職手当の財源としては退職手当債を導入してまいりたいと考えており、この積立制度等につきましては、財政再建をなし得た後での研究課題としたいと考えております。

次に、希望降任制度についてであります。本市におきましても平成20年7月1日から実施要綱を策定し、制度を導入しております。本制度は、係長職以上の職にある者で降任を希望する職員が任命権者に申出をし、任命権者が申出の理由や執行体制等を総合的に判断することにより、主任職までの希望する職への降任の可否を決定する制度です。降任の時期は、原則として降任の承認決定後の最初の定期異動日に行うこととしております。また、降任した職員の降任理由がなくなったときは、本人からの申出により、元の職に戻すことはしませんが、それ以後の職員の昇任については、他の職員と同様の取扱いとすることとしております。

次に、経済問題についての御質問でありますけれども、初めに国の緊急保証制度の内容と財政規模についてであります。この制度は、原油・原材料価格や仕入価格の高騰、景況の悪化の影響を受けている中小企業者が、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会が保証するものであります。対象は、最近3か月間の平均売上高が前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者、又は製品原価のうち20パーセント以上を占める原油などの仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品価格に転嫁できていない中小企業者、さらには最近3か月間の売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者となっております。これまでのセーフティネット保証に比較しますと、指定要件や保証料率が緩和されており、対象業種も185業種から618業種に拡大されております。また、取扱期間は平成22年3月31日までで、財政規模は20兆円となっております。

次に、緊急保証制度の認定に関してでありますけれども、認定件数は、この制度がスタートしました10月31日から12月5日までに66件で、そのうち売上高の減少によるものが40件、売上総利益率又は平均営業利益率の減少によるものが26件となっております。認定業種につきましては、卸小売業が26件、製造業が17件、建設業が16件、その他が7件となっております。また、認定までの期間であります。現在2名体制で相談業務に当たっており、指定要件の確認を経て、申請があった翌々日には認定書の交付を行っております。

次に、国や北海道の融資制度についてであります。国は従来から中小企業の経営基盤の強化や経営の安定を支援するためのセーフティネット貸付けを行っておりますが、このたび緊急保証制度とあわせて、この貸付枠を3兆円から10兆円に拡大し、今後、特に業況の厳しい企業に対しては、金利の引下げを検討していると聞いております。また、北海道には「新生ほっかいどう資金」として、融資金額が1,000万円以内、融資期間が6か月以内の短期融資と融資金額が5,000万円以内で融資期間が10年以内の長期融資などがあります。市といたしましては、こうした国や北海道の保証融資制度を市が主催する施策説明会や市のホームページなどを通じて周知に努めているところであります。

次に、つなぎ資金として利用されている資金についてであります。現在、市の制度融資のうち、いわゆるつなぎ資金として利用されているのは、中小企業特別資金、通称マルタル資金と経営安定短期特別資金とがあります。毎月集計を行っているマルタル資金は、10月末現在で86件、6億6,100万円の利用があり、昨年同時期の91件、7億1,500万円を下回っております。また、四半期ごとに集計を行っている経営安定短期特別資金につきましては、本年9月末現在で45件、2億6,000万円の利用があり、昨年同時期の16件、1億2,300万円と比較しますと、件数で約3倍、金額で約2倍の伸びを示しております。

次に、市の融資制度の見直しについてであります。昨年利用者である中小企業にアンケート調査を行い、利用実態を把握するとともに、金融機関や学識経験者の意見を聞きながら制度の改正を検討してまいりました。その結果、融資期間が10年以内となっているマルタル資金の利用者のうち、8割を超える企業が5年未満の利用となっていることから、融資期間が5年未満のものについては、金利をこれまでより0.1パーセント引き下げ、利用者の負担軽減を図ることとします。また、設備資金の設備近代化資金と店舗等改善資金を統合するとともに、融資対象に土地購入資金を追加し、制度の利用や設備投資の促進を図ってまいりたいと考えております。実施の時期につきましては、利率の改定などを伴うことから、現在、金融機関と調整を行っておりますが、経済状況に配慮し、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

次に、市街地活性化についての御質問がありましたけれども、初めに中心市街地活性化基本計画の主な事業についてであります。来年6月ごろに全面オープンが予定されております小樽駅前第3ビル周辺地区第1種市街地再開発事業や旧丸井今井小樽店周辺について、大規模小売店舗立地法の規定を適用しない区域への指定申請などの事業を推進することにしておりまして、民と官が協働して取り組む内容となっております。

次に、中央通周辺での新たなシンボリックな整備についてであります。中央通の中央部分で交差する旧国鉄手宮線跡地は、近代化産業遺産として認定された市民の貴重な財産であります。この活用を図ることが中心市街地の活性化や観光の振興につながるものであることから、本年2月には懇話会を設置したところであり、この懇話会の議論などを踏まえて活用方策を取りまとめ、整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、第3号ふ頭基部周辺の整備につきましては、現在、平成22年3月完成の予定で国の小樽地方合同庁舎の建設工事が行われており、市はこれに合わせて周辺の環境整備の一環として、今年度から港湾関連車両の円滑な交通と安全な歩行者動線を確保するため、合同庁舎周辺の臨港道路の整備を進めているところであります。今後もこれらのにぎわいを取り戻す事業を実施し、市街地の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉のまちづくり条例についての御質問であります。初めにバリアフリー法と北海道福祉のまちづくり条例の違いでありますけれども、バリアフリー法につきましては、福祉的な配慮が行き届いた社会として求められる最低限の基準を示しており、特定の要素で一定の規模を超える建築物を新築する場合などにバリアフリー化を義務づけております。北海道の福祉のまちづくり条例は、北海道が施設の整備基準などを定め、事業者に対して基準を満たす努力を求め、より質の高い福祉環境の整備を誘導していくものであります。

また、バリアフリー化に向けた市の指導であります。建築確認申請時に法や条例に基づく自主チェックリストを提出してもらい、その内容を審査するとともに、必要に応じて指導を行っております。

次に、バリアフリー化の進展に向けた拘束力の強化についてであります。現在のバリアフリー法は、高齢化の進展などの社会情勢の変化を受け、それまでのハートビル法と交通バリアフリー法を一本化するとともに、内容の充実や罰則規定の強化などを図り、平成18年12月に施行されたものであります。また、小樽市建築基準法施行条例においても、特定の用途で一定の規模を超える建築物を新築する場合には、出入口の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を義務づけております。市といたしましては、これらの法律や条例に基づく指導等を徹底することとし、新たな条例の制定などは考えておりません。

次に、除排雪の問題についての御質問でありますけれども、初めに置き雪対策の試行路線であります

が、6月及び11月の除雪懇談会で試行要領を説明し、選定協力の要請を行ってまいりましたが、現時点では協議中の町会はありませんが、決定までには至っておりません。

次に、地域総合除雪における積算内容の見直しであります。昨年度は平成17年度までの4ステーション体制での実績及び18年度の6ステーション体制の実績を基に積算を行ってまいりましたが、今年度は18年度と19年度の6ステーション体制での2か年のデータが得られたことから、これを基に作業効率の見直しを行ったものであります。

次に、凍結路面対策での出勤基準であります。これまでは砂の散布作業を朝5時から8時と16時から18時の2回を基本としていましたが、今年度からは原則朝1回の散布とし、夕方は道路パトロールにより路面状況を判断し、必要に応じて砂散布を行うことといたしました。

次に、除雪パトロール体系についてであります。連合町会から参加人数を増やす要望が出されたことから、町会長の参加6名を12名程度に増やし、厳冬期の2月に雪捨場状況、貸出しダンプ作業状況及び除排雪状況などを視察していただく予定であります。

次に、小樽市立病院改革プランの中で特に重要と思われる点についてということですが、何と申しましても、病院事業の経営改善が最も重要であると考えております。このため、改革プランでは、収支改善の数値目標を設定し、その実現のための具体的な施策を掲げ、一般会計からの繰入れもあわせて早期に不良債務を解消し、病院経営の健全性とその継続性の確保を図っていくことを目指しております。

次に、統合新築に向けた今後の見通しであります。まず再編・ネットワーク化の協議の結果を踏まえて、将来の市立病院としてのあるべき姿を明確にすることが重要でありますので、今後も精力的に協議を行ってまいります。

一方、財政的な見直しを立てることも重要でありますので、改革プランで示した改善策を着実に実施することによって、目標値の達成を成し遂げ、収支の改善に努めるとともに、現病院の不良債務を早期に解消し、できるだけ早い時期に事業を再開できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、エイズ検査についてでありますけれども、「サークルさっぽろ」は、札幌市から委託を受けた社会福祉法人が運営している施設と聞いております。この施設では、各保健所等と同様にプライバシーに配慮した無料・匿名の検査を実施しておりますが、特にスタッフの接遇教育を徹底し、待合室を個室化するなど受診しやすい環境づくりを進め、平日の公的機関で受診できない方のため、開設日を土曜日にしております。本市のエイズ検査の状況につきましては、検査日を毎週水曜日に設定しているほか、受診者の都合に合わせて夜間や土曜日、日曜日にも検査に応じるなど、利便性の向上を図っており、受診者数は平成18年度98人、19年度177人と増加傾向にあります。また、今後につきましても、サークルさっぽろや他都市の事例を参考とし、受診者のプライバシー保護にさらに配慮を加えるなど、より利用しやすい検査体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽での骨髄バンクへのドナー登録であります。日本赤十字社が献血にあわせて行っておりまして、北海道赤十字血液センターの移動献血車が市内で献血等をする際に、ドナー登録もできる体制がとられております。また、ドナー登録を促進するため、通常の献血時に合わせて、年一、二回、特別なキャンペーンとしてドナー登録会が開催されております。登録業務につきましては、登録希望者に対し骨髄提供について内容説明を行った後、問診をし、検査用血液の採取が行われます。登録に当たっての費用は無料であります。

次に、保健所でのドナー登録につきましては、本市での移動献血車の巡回は週1日を基本とし、年間で57日ほど巡回しておりまして、登録の機会は一定程度確保されていると考えております。市といたし

ましては、さらに骨髄移植について市民の理解を深め、ドナー登録者を増やしていくことが必要と考えますので、今後とも北海道赤十字血液センターや小樽骨髄バンク推進協議会との連携を図り、骨髄移植の意義やドナー登録の方法等について、広報誌やホームページなどを通じて市民に周知、啓発を進め、ドナー登録の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院の薬剤師に関連しての御質問でありますけれども、まず薬学教育6年制移行後の学生の実習についてであります。実習は入学して5年目に、病院及び調剤薬局でそれぞれ11週間行うことになっております。両市立病院では、これまで北海道薬科大学大学院生の長期実習を受け入れてきました。6年制移行後の実習生受入れの施設基準につきましては、両市立病院はともに満たしておりますので、平成22年度から両病院合わせて1年に6人の実習生を受け入れる予定となっております。その費用としましては、実習生1人につき25万円が大学から支払われることになっております。なお、北海道薬科大学との共同研究につきましては、これまでもテーマを決めて何度か実施してまいりましたが、今後も実施の中でこれまで同様にテーマを決めて深く学んでいくことが新たな共同研究へつながっていくものと考えております。

次に、専門薬剤師制度についてであります。現在は、がん、感染制御、精神科薬物療法、妊婦・授乳婦、HIV感染症の五つの専門薬剤師制度があります。しかし、そのハードルが非常に高いことから、それぞれに認定薬剤師制度を設け、まず認定薬剤師の資格を取り、その後、専門薬剤師を目指すという2段階の制度となっております。両市立病院におきましては、まだ制度ができて間もないことから、これらの資格を取得している薬剤師はおりませんが、資格取得を奨励しており、薬剤師はそれぞれの病院の特性に合った資格を取得すべく研修会への参加、症例の収集等を行っております。

また、ふだんの薬剤師の研修体制であります。病院、薬剤師会が毎月市内で開催する講演会には、両病院の薬剤師のほとんどが参加をしております。さらに、札幌で行われる講演会、研修会等にも積極的に参加しており、全国規模の学会には両病院合わせて年間5人の薬剤師が参加し、多くの研究発表を行っております。

次に、薬歴に基づく処方鑑査についてでありますけれども、両市立病院とも外来及び入院処方に関しましては、すべて薬局においてパソコンへ処方入力を行い、薬歴を作成し、そのデータを利用して重複投与や相互作用等の処方鑑査を行ってから調剤する薬歴に基づく処方鑑査を実践しております。また、特に薬品名が類似した薬品に関しましては、薬事委員会において採用を中止するなどの対策も行っており、安全かつ質の高い医療を提供できるように、病院全体で医療安全に取り組んでおります。

次に、点滴のつくり置きでありますけれども、投与する点滴のすべては、基本的には患者への投与直前に調製しておりますので、院内感染の原因になるようなつくり置きは一切ありません。

次に、平成19年8月に厚生労働省より発表された「病院における薬剤師の人員配置に関する検討会」の報告書についてであります。その検討会では病院薬剤師の取り組むべき業務と役割について整理をし、それを踏まえた人員配置について検討を行ったものと聞いております。内容を要約しますと、病院薬剤師が医療薬物治療の安全確保と質の向上等のために取り組むべき業務として15項目が提言され、これらの役割を踏まえ、人員配置について検討がなされましたが、今回の検討会では、現行の薬剤師配置標準を直に見直す必要性までは認められないものの、当該病院の規模や機能に応じて個々の病院で必要な業務が実施されるのに十分な薬剤師数を確保すべきであり、今後の業務の実施状況や薬学6年制の状況、IT化の進展等を注視し、それらの状況の変化に応じて必要な時期に改めて人員配置のあり方を検討すべきという内容の報告がなされております。

次に、生活保護についてでありますけれども、被保護世帯の増加の要因であります。やはり長引く

景気の低迷とそれに伴う雇用情勢の悪化などの経済的背景や少子高齢化、核家族化などの進行に伴う低所得者層の高齢者世帯の増加などによるものと考えております。

次に、国の施策についてでありますけれども、現在でも国において生活保護の実施に関し、生活保護行政を適正に運営するための手引などの各種通知により保護の適正化を進めており、小樽市においても、これらの趣旨を踏まえ取り組んでいるところであります。また、国の関係機関では、生活保護受給世帯の就労を促すため、保護の受給期間に期限を設ける有期制度などが検討されていると聞いております。

次に、不正受給などの取組でありますけれども、定期的な家庭訪問や民生委員、主治医などとの連携、さらには税や預貯金等の調査により被保護世帯の生活実態や収入状況の把握に努めております。

また、市民からの情報提供があった場合には、個別に調査を行い、保護費の返還、医療機関への受診、文書による指導など、所定の措置を講じております。なお、問題解決までに相当の期間を要する場合がありますが、今後も引き続き保護の適正実施に努めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小中一貫教育についてであります。この取組の背景には、児童・生徒の発達の早熟化や、中学校への進学に伴い学習する内容や生活の変化になじみず学校生活に適應できなくなる、いわゆる中1ギャップなどが考えられ、小中学校の円滑な接続に注目し、研究がなされているものと承知しております。

なお、全国で小中一貫教育を実施している公立学校は、文部科学省の集計では平成19年度には約3万2,300校中1,450校となっております。

次に、小中一貫校の学年の区切り方についてであります。発達段階や学習の内容などを考慮して、主に小学校1年生から小学校5年生、小学校6年生から中学校3年生までの二つに区分けする五四制や、小学校1年生から小学校4年生、小学校5年生から中学校1年生、中学校2年生から中学校3年生までの三つに区分けする四三二制などが挙げられます。また、指導については、小学校における教科担任制の導入や小中学校間での合同事業などを通しての児童・生徒の交流といった9年間を見通した教育課程の編成、実施や小中一貫した生徒指導に取り組んでいるようでございます。

次に、現行のあおばとプランと新しい推進計画の相違点についてであります。あおばとプランは、市内のどの学校においても、保護者や地域の信頼にこたえ、知・徳・体の調和のとれた教育活動を展開することを目指して策定し、現在、実践しているものです。

また、新しい学校教育推進計画は、基本的にはこれまでの考え方と違いはありませんが、新しい学習指導要領との関連も踏まえ、各学校がこれまで以上に確かな学びと豊かな感性をはぐくむ教育、信頼と活力ある学校づくりの推進を基本方針として教育活動が行われるよう工夫しております。

次に、あおばとプランの100パーセント実施に向けた今後の取組についてであります。これまで市教委では未実施が多かったALTの活用やキャリア教育における指導計画の作成といった項目について、資料の提示や研修会を開催するなどしながら、100パーセントの実施に向けた取組を進めてまいりました。今後、不十分な項目については、各学校に対して個別に具体的な実践を指導・助言するなど、現行のあおばとプランが新しい計画に円滑に接続できるよう努めてまいります。

次に、読書活動における学校支援ボランティアの活用など、新しい計画とのかかわりについてであります。それぞれの学校では、家庭や地域の人々とともに子供たちを育てていくという視点の下に、相互に連携しながら教育活動の活性化と充実に向け、努力していただくこととなります。特に新しい計画

においては、読書活動だけではなく、さまざまな分野においてこれまで以上に学習支援ボランティアを効果的に活用しながら、教育活動を進めていく必要があります。

次に、各学校における実施計画の作成と保護者などへの公表の時期についてであります。毎年、年度末から年度初めにかけて各学校では、校長の経営方針や重点目標を示した経営計画、さらには具体的な活動を記載した年間計画を作成しております。これまでも推進計画の中にある重点項目については、こうした計画の中に位置づけて作成してまいりました。また、これらの概要を示す経営要綱などについては、市のホームページや学校だよりに掲載しておりますが、新年度も各学校の計画が整い次第、掲載する予定であります。

次に、実施状況の公開についてであります。学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、互いに協力して教育活動を推進することが求められておりますことから、こうした方々に学校がみずから積極的に活動の様子や結果などの情報を公開することが必要となります。今後も各学校の活動の状況について皆さんに伝えていきたいと考えております。

次に、推進計画の点検・評価についてであります。実施状況を適切に把握し、次の改善に向けて点検・評価を行うことは大変重要なことであると考えます。本年度から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会みずから事務事業についても点検・評価を行うこととなります。その際、評価の客観性を確保するため、学識経験者から意見を伺うことになっており、評価方法等についても検討してまいります。

次に、新しい計画づくりにおける学校、家庭、地域からの御意見の反映についてであります。新しい計画は、これまでのあおばとプランの延長線上にあり、基本的には保護者や市民の御意見を反映したあおばとプラン作成当時の答申をふまえながら策定しております。また、これまでの成果や反省も踏まえ、新しい計画案の作成に対して校長会、小樽市PTA連合会、連合町会など18の関係団体から御意見をいただきながら作成いたしました。

次に、小学校外国語活動研修について北海道教職員組合が不参加を指示した理由についてであります。北教組小樽支部から不参加の指示を示した旨の通知は受けておりますが、具体的な理由については承知しておりません。

次に、来年度から進められる授業への対応についてであります。本研修会は今年度と来年度の2年間で各小学校から1名参加することになっており、校長会議の中でも学校の現状を踏まえ、どちらかの年度に参加するよう指導しております。平成23年度から新しい学習指導要領が全面实施されますが、21年度から22年度は移行が円滑に進められる期間となっております。授業については今回の研修会やこれまで教育委員会や各学校が行っている研修の成果に基づき、ALTを活用するなどしながら、支障のないよう対応してまいります。

次に、北教組小樽支部で策定しているカリキュラムについてであります。職員団体で作成している資料については、どのようなものかその内容を承知しておりませんが、各学校で進められる教育課程の編成、実施は学習指導要領に基づいて行われるものであり、本市においても法令に基づいて学習することとなります。

次に、1960年代に行った学力調査との違いと公開基準の見直しについての見解についてであります。40年ほど前に行われた調査では、学習指導の改善というよりも、自治体や学校間の集団としての成績に関心が集まり、結果として競争が過熱したものと思われれます。しかし、現在の全国学力・学習状況調査の目的としているところは、学力や学習の状況をしっかりと把握し、子供一人一人の学力の向上や望ましい学習習慣の定着に向けた指導方法の改善を図ることにあります。なお、公開基準の見直しについて

は、国内でさまざまな議論もありますが、小樽市においては、これまで同様に北海道教育委員会の指導に基づいて対応してまいりたいと考えております。

最後に、各校に通知した分析内容についてであります。評価に関する調査においては、全国・全道の平均正答率と比較するのではなく、個々の設問ごとに学習指導上の課題の把握とその傾向を分析しております。また、児童・生徒質問紙の調査結果については、全国の状況や小樽の状況を提示し、これらを分析するとともに、学力との相関関係も示しております。各学校においては、本市の調査結果を踏まえ、北海道学校改善支援プランに示されている検証改善サイクルを参考にしながら、自校のプランを作成し、改善に向けた努力をいただいているところであります。小樽市教育委員会では、今後、各学校が作成した改善プログラムを市のホームページや学校だよりでお示しするとともに、指導資料の作成や研修会の実施を通して、教育の指導力と子供たちの学力の一層の向上に努めてまいります。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

12番(山田雅敏議員) 教育長に1点だけ、最後の質問のほうでお聞かせください。

全国学力・学習状況調査の中で、生徒指導の生活面でいろいろと学校単位で通知が出されております。その中で、やはり生徒の学習時間や家庭環境の面でいろいろと分析された用紙も、各学校で家庭に配られていると承知しています。そこで、一応改善支援プランに沿った実践例もいろいろあるのですが、そこから一歩抜け出て、家庭を巻き込んだ生徒の指導といえますか、今後の学習の方法、若しくはその環境などの改善について、もし何かあれば、聞かせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 山田議員の再質問にお答えします。

先ほどもお答えしましたように、国や北海道から出ているものも十分踏まえながら、小樽の実態を踏まえまして報告書を作成したところでございます。それは小樽全体のものでありまして、それらを各自校のものとして十分検討しながら学校だより等で報告したところでございますが、学校だより等につきましては、十分御理解いただけない場合もございますので、市P連の理事会ですとか、保護者が集まる機会等がたくさんありますので、そういう機会に保護者全体に広めるような努力もしているところでございます。

なお、一つ一つの方法につきましては、小樽が一斉にということではなくて、それぞれの学校に合った、校長の学校経営も十分踏まえたそういう施策を工夫していただいているところでございますので、御理解いただければと思います。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 12番、山田雅敏議員。

12番(山田雅敏議員) それでは、大まかな部分では理解できましたので、委細については予算特別委員会で質問をいたしたいと思っております。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時31分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登 志

議員 千葉 美 幸

議員 齋 藤 博 行

平成20年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成20年12月9日

出席議員(27名)

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸	
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎	
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹	
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子	
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良	
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏	
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進	
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳	
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保	
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し	
22番	北	野	義	紀	23番	横	田	久	俊	
24番	成	田	晃	司	25番	前	田	清	貴	
26番	大	竹	秀	文	27番	見	楚	谷	登	志
28番	久	末	恵	子						

欠席議員(1名)

21番 古 沢 勝 則

出席説明員

市 長	山 田 勝 麿	副 市 長	山 田 厚
教 育 長	菊 讓	水 道 局 長	小 軽 米 文 仁
総 務 部 長	山 崎 範 夫	財 政 部 長	貞 原 正 夫
産 業 港 湾 部 長	磯 谷 揚 一	医 療 保 険 部 長	佃 信 雄
福 祉 部 長	長 川 修 三	生 活 環 境 部 長	小 原 正 徳
建 設 部 長	嶋 田 和 男	小 樽 病 院 事 務 局 長	吉 川 勝 久
消 防 長	安 達 栄 次 郎	教 育 部 長	大 野 博 幸
監 査 委 員 長	宮 腰 裕 二	会 計 管 理 者	中 塚 茂
総 務 部 長	貞 村 英 之	保 健 所 次 長	小 林 修 一
企 画 政 策 室 長		財 政 部 財 政 課 長	木 下 正 樹
総 務 部 総 務 課 長	田 中 泰 彦		

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、菊地葉子議員、井川浩子議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第35号及び報告第1号」を一括議題とし、昨日に引き続き会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 10番、斉藤陽一良議員。

（10番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

10番（斉藤陽一良議員） 平成20年第4回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

まず、財政問題について伺いたいします。

本市の財政においては、一般会計が平成16年度から19年度までの4年間、連続して赤字決算となり、危機的な状況が改善されておられません。各年度の繰上充用額は、平成16年度11億7,900万円、17年度14億800万円、18年度11億8,400万円、19年度12億9,600万円と、市長が先頭に立って赤字額の圧縮を至上命題として、全庁を挙げて危機感を持ちながら最高度の緊縮型の財政運営に努めてきているのにもかかわらず、実質収支の赤字幅は一進一退を続け、むしろ膨張の兆しさを見せております。

初めに、19年度決算を踏まえて、この現状についての総括的な御認識と、この4年間の主な取組、さらに、それが現在まで結果として顕著な改善に結びついていない理由はどこにあるとお考えか、市長の御見解をお示しく下さい。

19年度決算を振り返って、具体的に何点が確認をさせていただきたいと思えます。

まず、地方交付税と並んで一般会計歳入の大宗を占める市税収入は、19年度は特殊要因として三位一体改革の一環である所得税からの税源移譲により、個人市民税は約10億円の税収増となりましたが、他のほとんどの税目で減となったことにより相殺されて、150億9,800万円と6億8,000万円の増収にとどまっております。市税の収入率についても、14年度に25.7パーセントと、ひところ改善の兆しを見せていた滞納繰越し分の収入率も、19年度は15.4パーセントと、このところ低下の一途をたどっており、全体として低下に歯止めがかかっておりません。本年3月に収支の見直しをされた小樽市財政健全化計画においても、19年度の市税収入は157億7,000万円と見込まれており、大きくかい離しております。この原因及び市税収入の今後の見通しと収納対策をお示しく下さい。

一方、歳出においては、性質別内訳で最も大きな割合を占める扶助費は、ここ数年おおむね141億円台で推移していたところ、19年度は144億5,700万円と対前年度比2億6,300万円の増となり、財政健全化計画の19年度見込みに対しては、3億800万円が抑えられたものの、今後増高していく傾向は間違いのないものと考えます。

今回、健全化計画の見込みを下回った理由と、今後の見通し、将来の扶助費増高に対する政策的に基本となる考え方を示しく下さい。

もう一点、歳出で大きな割合を占める人件費は、職員給与費のほか、退職手当などを含む総額で、19年度107億8,300万円と対前年度比1億8,100万円、率では約1.6パーセントの減となっており、財政健全化計画の見込みを上回るペースでの削減となっております。これからさらに大変痛みの伴う問題ではありますが、団塊世代の大量退職による退職手当の増加の影響なども含めて、今後の人件費及び職員数削減に対する見通しと決意をお示しく下さい。

次に、平成20年度の決算見込みについて伺います。

平成19年度決算は、さきの第3回定例会で報告されたように、残念ながら18年度の赤字額を1億1,200万円も拡大してしまったわけでありましたが、この13億円に近い累積赤字を引き継いでいる本年度の決算見込みについては、どのようにお考えか、税収見込みや去る10月下旬に示された普通交付税等の再算定後の決定額を考慮に入れた見直しをお示しください。

また、20年度普通交付税額については、久方ぶりに対前年度比8,800万円、0.6パーセントのプラスとなったわけでありませんが、交付税の算定にかかわって本年第1回定例会において市長は、20年度予算における普通交付税の積算については、地方財政計画の伸び2.3パーセントに対して、地方再生対策費の影響等も考慮し、臨時財政対策債を含む合計で、19年度決算見込みに対して1.6パーセントの伸びと慎重に見積もった旨の御説明がありました。しかし、結果としては、この見積りをさらに下回る0.1パーセントの伸びにとどまり、対予算では2億3,400万円のマイナスとなったわけであります。この原因についてもお示しください。

さて、平成20年度決算から地方財政健全化法で定められた四つの指標の判断比率が実際に適用されることとなっております。19年度決算における連結実質赤字比率は16.12で、本市に当てはめた場合の早期健全化基準の16.72まで0.60ポイントと、極めて危険な状況にあります。他の指標も含めて、改善の方策と20年度決算における見直しをお示しください。

この項の最後に、現在進められている平成21年度予算編成についてお伺いいたします。

基本は、徹底した歳出削減と税収増など歳入の増加を図り、24年度までに赤字を解消するという財政健全化計画の達成にあることは、論をまたないところと考えますが、21年度予算編成において、特に留意する点、歳出の削減の対象となる項目、市民サービスの低下を招かないために配慮すべき点など、また将来的に本市の産業経済の発展に資する事業など、21年度予算編成の基本的なお考えをお聞きいたします。

次に、使用料及び手数料の改定に関連してお伺いいたします。

今回の使用料及び手数料改定は、約20年ぶりの改定だった平成16年度、17年度に続く4年ごとの見直しとして21年度から実施されるものであります。財政効果としては、一般会計と特別会計で2,200万円、企業会計で800万円、合計で約3,000万円、平均8.5パーセントの値上げとなります。市民生活に直結する住民票などの各種証明手数料は今回据え置かれ、業者対象の手数料を中心に、道内主要都市の平均程度をめどとして、プラスマイナス5パーセント以内は据置き、それ以外について改定を行うとしています。内容としては、基本的には妥当なものと考えますが、利用者あるいは市民の立場から二、三お伺いいたします。

まず、教育長にお伺いいたしますが、社会体育施設のうち、専用で使用する場合の使用料について、手宮公園陸上競技場は一般が1日につき8,200円から9,900円に20.7パーセントの値上げ、また弓道場は一般が1日につき6,600円から8,800円に33.3パーセントの値上げと際立って高い値上げ率となっております。社会体育振興の観点からこの大幅な値上げについては、相当丁寧な説明がなされる必要があると考えます。この改定の計数的な根拠とこれらの施設、それぞれにおける最近3年間の利用者数の推移、他都市の同種施設の使用料等をお示しください。

次に、市立小樽病院高等看護学院収益についてお伺いいたします。

今回の使用料及び手数料見直しの一環として、平成22年度新入生から授業料が現行の月額1万円から1万5,000円へと50パーセントの大幅値上げ、さらにこれまで設定されていなかった5万円の入学金が新たに設定されます。確かに病院事業会計の資金不足解消は急務であり、職員給与費等の削減は避けられないものもありますが、次の時代を担う医療従事者の育成はむしろ、より充実してしかるべきものであ

り、その負担増についてはできる限り慎重を期すべきと考えますが、今回改定に踏み切らなければならない理由について、市長の御見解を求めます。

次に、議案第15号小樽市病院事業条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案に関連して、特に小樽市立病院改革プランについて伺います。

本議案は、病院事業に地方公営企業法の全部を適用することを主な内容としておりますが、小樽市立病院改革プランの策定にも密接に関連し、その根幹となるものでもあります。去る11月、その原案が発表された小樽市立病院改革プランは、平成19年12月の総務省自治財政局長通知公立病院改革ガイドラインを受け、経営効率化を図る数値目標の設定とその目標を達成するための具体的な施策の立案、実行により、病院の収支改善を図り、一般会計からの繰入れもあわせ、早期に不良債務を解消して、病院経営の健全性と継続性の確保を図ることを課題とし、その解決のために策定されたものと理解しております。ガイドラインは地域医療の再編・ネットワーク化を前提として、公立病院の果たすべき役割、すなわち地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供するため、具体的にはがんや循環器病の専門的な治療等、民間医療機関では限界のある高度先進医療の提供などの役割について明確化し、一般会計との間での経費の負担区分について明確な基準を設定し、健全経営と医療の質の確保に取り組むことを求めています。

まず、改革プランにおける市立病院の役割の明確化について伺います。

市立小樽病院と市立小樽第二病院の役割について、改革プランは前者については11診療科にわたる幅広い医療、泌尿器科の重点化、がん診療、オープン病棟、災害拠点病院などの役割を上げ、後者については脳神経外科、心臓血管外科をあわせ持つことから、脳、精神、循環器疾患の専門病院、さらに24時間365日の救急医療などが主な役割として挙げられております。しかし、これはガイドラインに言うところの民間医療機関が多く存在する都市部における公立病院においては、果たすべき役割に照らして、現実に果たしている機能を厳しく精査した上で、必要性が乏しくなっているものについては廃止統合を検討していくべきというような厳格な要求水準に対応するものとしては、いま一步踏み込み不足の感を否めません。このような認識では、現実の市立病院、第二病院のありようをなぞっただけの現状追認と見られても反論できないのではないのでしょうか。

現在の市立病院が果たしている役割と再編・ネットワーク化を前提とした上で、現病院で可能である市内他医療機関では代替できない機能に限って、例えば、がん専門治療の循環器疾患などに特化して果たし得る役割、さらにそれとは区別した形で将来的に新築統合を視野に入れた場合に、果たさなければならない、あるいは果たすことが期待されている役割とは、それぞれ明確に分けて示さなければならないと考えます。みずからが果たすべき役割の見直し、明確化は、今次改革のすべての出発点として大変重要と考えますので、再編・ネットワーク化を考慮した上で、現病院に限った可能な役割とそれと区別した将来の統合新築を考慮したビジョンをそれぞれお示しください。

次に、一般会計との間での経費負担区分、繰出し基準の明確化について伺います。

ガイドラインが求めている内容は、「地域医療の確保のため果たすべき役割を明らかにし、これに対応して一般会計が負担すべき経費の範囲について記載する」となっておりますが、改革プランでは「基本的に、総務省自治財政局長通知に基づく繰出し基準や地方交付税基準財政需要額算入内容を勘案し整理する」とし、基本的な繰出金、財政支援に係る繰出金、過去の不良債務解消に係る繰出金の3区分を示しています。このうち基本的な繰出金については、公立病院事業を経営する上でその経費の性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でないものや、経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められるものなどについて、一般会計が負担することとされ、その一部は交付税に算入

されており、この範囲も明確であります。問題となるのは、財政支援に係る繰出金と過去の不良債務解消に係る繰出金であります。

財政支援に係る繰出金は、医業外収益の他会計補助金における財政支援として、平成20年度から24年度まで、市立小樽病院の資金不足解消のため、20年度・21年度1億8,000万円、22年度・23年度1億7,000万円、24年度5,000万円をそれぞれ加算するものであります。また、不良債務解消に係る繰出金は、平成19年度から22年度の間のみ、18年度以前の不良債務解消額を負担し、21年度と22年度については、特例償元金の償還と重なるため、繰出金合計が病院分だけで約20億円と非常に大きな負担が一般会計にしわ寄せされる形になっております。

ガイドラインは、公立病院がその役割を果たすため、やむを得ず不採算となる部分については、繰出し基準に基づき支出される一般会計等からの負担金等によって賄われることが法的に認められており、しかし、この場合の繰出しは独立採算原則に立って最大限効率的な運営を行っても、なお不足する真にやむを得ない部分を対象として行われるもので、現実の公立病院経営の結果、発生した赤字をそのまま追認し、補てんする性格のものではないことは言うまでもないと思っております。

今回の改革プランの繰出しは、現実の公立病院経営の結果発生した赤字をそのまま追認し、補てんする性格のものではないのかという疑問の声が出た場合に、市長はどのように説明されるのか、何よりも本市の一般会計は約13億円の累積赤字を抱え、財政健全化計画もその収支見直しが見直しに次ぐ見直しを余儀なくされ、この繰出しの負担に耐え得るのかどうか、改めて市長の率直な御判断をお示しください。

次に、経営効率化の計画について伺います。

基本指標において、経常収支の黒字化を前期終了年度の平成23年度、不良債務及び健全化法上の資金不足は22年度、そして地方財政法上の資金不足については昨年11月の病院事業資金収支計画では23年度に解消の予定とされていたのに対して、本年9月の医師3名の退職などの影響から、25年度末までにそれぞれ解消を目指すこととされました。

差し迫った問題として、まずこの計画は退職した医師3名の補充と18億8,000万円の公立病院特例債が許可されることを前提としておりますが、このどちらか、あるいは両方が不調に終わった場合、計画達成に対してどのような影響があると想定されておられるのか、さらに万が一その場合にはどのように対応されるお考えか、お伺いいたします。

これに関連して、平成20年度の経営状況は現状どうなっているのか。

両病院をあわせた本年4月から直近までの入院・外来収益の対前年、対予算の状況と今後の見直し、さらにこのことが改革プランの収支計画あるいは改革プラン全体に及ぼす影響についてお示しください。

次に、基本指標について1点だけ伺います。

財務に係る数値目標のうち、職員給与比率の逡減の度合いが市立小樽病院と市立小樽第二病院とで計画上かなりの差が出ているように見えるのは、どのような理由によるものか、お示しください。

次に、目標達成に向けての具体的な取組の柱であると同時に、民間的経営手法を取り入れた経営形態の見直しという本改革プランの最大の眼目でもある地方公営企業法の全部適用導入とそれに伴う経営体制の整備について伺います。

いわゆる全適は、改革プランにも触れられているとおり、より強力に民間的経営手法を導入し、経営改善を図っていく観点からすれば、非公務員型の地方独立行政法人化のほうが有力であり、その意味では全適は最善ではなく、次善の策と言わざるを得ません。したがって、これを実りあるものにするためには、単に制度として導入するだけでなく、その運用の中身こそ、その経営の内実こそが問われる必

要があると考えます。そのためには、事業管理者の実質的な権限と責任の明確化、すなわち人事、予算等の実質的な権限が新たな経営責任者に与えられ、かつ実際にそれを行使できる仕組みが保証され、経営責任者における自立的な意思決定が迅速に執行され、実践される場とそれを支える人材が確保されなければなりません。

さらに、結果を素早く正確かつ客観的に評価し、次の意思決定に反映させるシステムと責任を明確にする必要があります。

その意味で、今回設置される病院局、経営企画部門、経営戦略会議は重要です。事業管理者の権限との関係、事業管理者による指揮命令の系統、指揮監督の範囲、それぞれに配置される人員、役職、所掌事務、組織間の役割分担と相互の関係などについてお示しください。

この項の最後に、再編・ネットワーク化の検討、協議について伺います。

小樽市立病院改革プラン再編・ネットワーク化協議会の中間報告では、地域医療の現状把握と課題整理、両市立病院の当面の方向性が示され、その当面の方向性が小樽病院については現診療機能の継続とオープン病棟の充実、第二病院については専門性を生かす院内環境の整備ということで、このある意味で暫定的な認識が今回の改革プランにおける現状追認的な市立病院の果たすべき役割の認識のベースになっていると言わざるを得ません。今後1年程度の議論を積み重ねて、明年10月を目途に出される再編・ネットワーク化素案の中で、市立病院再編と他の医療機関との役割分担などがより明確な形で提出されることが期待されております。

その後、それを受けて再編・ネットワーク化実施計画が策定されるものと考えますが、それは改革プランの改定という形をとられるのか、またその段階においては市立病院の適正な規模機能へのスリム化を図るために、より実効性のある計画としなければならぬと考えますが、市長の御見解をお示しください。

さらに、現在凍結中の統合新築へ向けて、建設再開へのプロセス、クリアすべき条件など、また再編・ネットワーク化の議論とリンクして検討すべき項目などお考えをお示しください。

次に、いわゆる福祉灯油、冬期特別生活支援事業などの生活支援対策について伺います。

最近の灯油価格は、一時の高騰ぶりに比較すれば値下がり傾向にあるとはいえ、11月5日現在の生活必需品価格調査では、1リットル当たり91.76円で、昨年の同時期の85.7円に比べて6円以上高い状態で、国際的な価格下落が消費者物価に十分反映されておらず、高どまりの状況にあります。また、一部の食料品などは値上がりがおさまらず、生活必需品の物価上昇は家計を大きく圧迫しています。

このような中での福祉灯油の実施は、市民の要望に沿うものであり、時宜を得たものと考えられます。

今年度は高齢者の対象世帯を拡大したり、対象となる世帯の種類に関する要件をわかりやすくして、支給額を統一するなど改善が見られますが、対象世帯数、支給額、支給の時期、実施に向けての昨年度との主な変更点などをお示しください。

現在の経済情勢の下で、景気の後退が進む場合、实体经济における雇用の悪化、給与所得の減少など、来年度においても福祉灯油を望む声は強まることはあっても、弱まる可能性は少ないのではないのでしょうか。道の助成との絡みも含めて、来年度の事業継続についての見通しをお示しください。

また、最悪のケースとして、万が一道の助成が縮小又は廃止されて市単独での福祉灯油が見送りになった場合、今年度共同募金単独の事業となったふれあい見舞金は、単独実施となるのか、それともこれまでのように市と共同募金の共同の事業として実施されることになるのか、考え方を示してください。

もう一点、生活支援に関連して、政府与党が追加経済対策、生活対策の柱として決めた総額2兆円の定額給付金事業についてお伺いいたします。

去る11月28日、総務省で各都道府県と政令市に説明が行われました。総務省が示した概要では、給付金の目的は景気後退化での住民不安に対処するための生活支援、広く給付することによる地域の経済対策とされ、事業の実施主体は市区町村、世帯主が受給権者で、給付対象者は住民基本台帳に記録されている人及び外国人登録原票に登録されている人のうち、永住外国人や日本人の配偶者などとなっています。就労目的や留学などの外国人を加えるかどうかは検討課題とされています。

総務省は、問題となった所得の高い人の取扱いについて給付の差異を設けないことを基本とし、市区町村が給付制限を設ける場合は下限1,800万円を基準とし、該当者に辞退を呼びかけることができるとしています。この点について本市の場合はどのような考え方で対処されるのか、お示してください。

給付額は1人1万2,000円、全国統一の基準日において、65歳以上と18歳以下の人については、1人2万円となります。本市における給付対象者数と給付想定額をお示ください。

また、この給付金の本市にとっての意義、経済効果などに対する市長の御所見をお伺いいたします。

給付開始日について総務省は準備が整い次第、市区町村で決定するとしていますが、少しでも早く市民に安心を届けるためにも、今年度内の支給開始が望まれますが、準備の進め方についてもお示ください。

最後に、中小企業対策についてお伺いいたします。

アメリカ発のサブプライムローン問題に端を発した世界的な信用収縮の影響は、リーマンショック以後、未曽有の国際的金融危機に発展し、实体经济への波及が深刻さを増しています。国内的には、昨年、数年前から始まっていた不動産関係のミニバブルと言われる状況ははじけ、金融危機の影響と相まって、景気後退局面入りが明らかになりました。一方、市内では景気低迷は長期化しており、中国やロシアなど対岸貿易における鉄鋼や非鉄金属の市況の変化、水産物や中古車の貿易に対する政策変更などによる状況の変化などから、売上げや収益の減少も取りざたされ、企業の倒産や廃業も相次ぎ、金融機関による貸し渋り、貸しはがしの実態がささやかれるなど、企業経営者の心理は冷え切っております。

そこでお伺いいたしますが、本年に入ってからのも別倒産件数の推移と主な業種、主な倒産原因の推移についてお示ください。

特に、いわゆる資金繰り倒産と見られるものはあったのか、お知らせください。

政府与党は、8月29日の緊急総合経済対策が、10月16日、可決成立し、中小企業の資金繰り支援が実行されることになりました。また、10月30日、追加経済対策として、生活対策が策定され、中小企業向けの緊急保証制度の保証枠や貸付枠の追加を実施、全体規模で30兆円の金融支援となる予定であります。従来からあったセーフティネット貸付、資金繰り円滑化借換保証制度に加えて、原材料価格高騰対応等緊急保証制度が10月31日からスタートしています。これまでのセーフティネット保証では対象となる業種が製造業、建設業など185業種だったものが、飲食店、不動産業、加工製造業、繊維製品卸小売業など545業種に拡大、さらに11月7日には73業種追加されて、618業種に拡大されました。この制度の利用に当たっての市の認定などの手順と直近までの認定件数、相談のあった件数、それぞれの業種の内訳についてお示ください。

このほか、市の制度融資における短期の運転資金など、いわゆるつなぎ融資の件数と貸付額の推移、さらに設備投資的な貸付けの件数と額の推移についてもお示ください。

金融庁は、金融機関の貸し渋り、貸しはがしなどを防止するため、去る11月、金融検査マニュアルを改定し、金融機関が融資先企業の返済期間を延長したり、金利の減免を認めるなど、貸出し条件を緩和した場合、これまではその企業への融資は原則として不良債権とみなされ、金融機関は引当金を積みなど、収益圧迫につながるため、条件緩和に応じづらい状況にあったところ、5年後、10年後に経営が健

全化する計画を提出できれば、不良債権とみなさなくてもよくなり、金融機関も条件の緩和に応じやすくなることが期待されています。市としても、年末を控え、また、来年度に向けてより機動的で実効性の高い融資が行えるよう、制度融資の見直しを考える必要もあると思いますが、御所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 斉藤陽一良議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、財政問題に関連して平成19年度決算を踏まえた本市の財政の現状に対する認識ということでもありますけれども、私はこれまで財政再建を最優先の課題として行財政改革に取り組んできたところでありますけれども、結果として19年度の一般会計決算においても、約12億9,600万円の赤字決算となり、健全化計画上の目標を若干ではありますが、達成できなかったことは、もはや自助努力も限界に近づきつつあると実感するほど、残念な結果であると思っております。

平成16年度以降におきましても、退職者の不補充や職員給与の独自削減などによる総人件費の抑制をはじめ、指定管理者制度の導入や事務事業の見直しなどによる経費の節減、また使用料及び手数料の見直しや遊休資産の売却、退職手当債の導入などによる歳入の確保などには最大限努めてきていると思っておりますが、それでも収支の改善に至らない最大の要因は、やはり地方交付税等の削減にあると思っております。

近年、地方六団体の国への要望におきましても、地方交付税につきましては、従来の充実確保というものから、明確に三位一体改革以前への復元、増額を求めており、こうした認識につきましては、全国の多くの地方自治体に共通するものであろうと思っております。

次に、市税収入についての御質問でありますけれども、平成19年度決算と財政健全化計画における決算見込みとの乖離の原因についてであります。固定資産税と都市計画税については、収入率の低下、また法人市民税については石油製品や原材料費の高騰による企業収益の低下、たばこ税については近年の健康志向などによる喫煙者及び販売本数の減少により、それぞれ調定額が下回ったことが主な原因と考えております。

次に、本年度の市税収入の見込みと対策でありますけれども、新たに金融不安や消費の落ち込みも加わり、依然として厳しい経済状況が続いている状況を勘案しますと、現時点では予算額の確保は難しい状況にありますが、いずれにいたしましても、市税収入の確保には最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、扶助費でありますけれども、まず平成19年度決算において、財政健全化計画上の見込みを下回った理由であります。健全化計画上の数値は生活保護費や重度心身障害者医療助成費などについて17年度の決算や18年度の決算見込みを基に、それぞれの受給者が伸びると見込んで積算したところであります。決算では結果として見込んだほどの実績がなかったことから、このような乖離が生じたところであります。

また、今後の見通しなどにつきましては、高齢化の進展や現状の厳しい景気動向などを踏まえ、生活保護費等の扶助費は今後も増加することが予想され、その多くは国や道などによる統一的な基準に定められた義務的な経費でありますことから、本市の独自の考え方によりこの経費を抑制することが難

しいものと考えております。

次に、退職手当の増加や人件費、職員数削減に対する見通しと決意でありますけれども、平成19年度から22年度までのいわゆる団塊の世代の定年退職による退職手当支給額は、他の年と比べると増加いたしますが、23年度以降は一定程度落ちつくものと見込んでおります。

また、人件費の抑制につきましては、これまで実施してまいりました本俸の独自削減や期末手当の1か月削減など、給与の総額抑制に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。さらには、これまで原則退職者不補充を基本に事務事業を見直し、効率的な行政運営を図りながら職員数の削減に取り組んできた結果、平成20年5月1日現在で実際の削減数が財政再建推進プラン実施計画を約50人程度上回るなど、順調に推移をしてきております。

次に、本年度の決算見込みについてでありますけれども、先ほど述べました市税収入の動向に加えまして、普通交付税が予算額に対し、約2億3,400万円の減額となっておりますし、既に今年度の補正財源として約2億円を要しております。このため、現在歳入については可能な限り予算額を確保するとともに、歳出におきましても、予算の効率的な執行により経費節減を図るよう、全庁挙げて取り組んでいるところであり、いずれにいたしましても、これから本格的な降雪期を迎えることもあり、現時点で決算見込みを推計することは困難であります。年度内の残された期間、赤字額の圧縮に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の普通交付税が予算を下回った原因についてであります。予算の見積りに際しては、地方財政計画で示された伸び率等を基に積算をしておりますが、実際の交付税の算定において市民税や固定資産税などの収入額が想定以上に多く見られたことにより、結果として臨時財政対策債を含む合計で前年度と比較して0.1パーセントの伸びにとどまり、予算額に対しては約2億3,400万円下回ることになったところであります。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の改善方策と平成20年度決算における見通しであります。まず実質赤字比率や連結実質赤字比率を引き下げるためには、赤字を抱える各会計の赤字額の縮減が必要であります。したがって、一般会計については健全化計画の達成に努めるとともに、病院事業については策定中の改革プランの着実な実行を、また国民健康保険事業については単年度収支の黒字を目標に、それぞれ今後も全力を挙げて収支改善の取組を進めてまいりたいと考えております。

また、実質公債費比率と将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を大きく下回っておりますが、将来的にもいわゆる危険水域に入ることのないよう、その動向には十分留意してまいりたいと考えております。

なお、20年度決算における健全化比率の見通しであります。現在の予算ベースではいずれも早期健全化基準を下回ると試算しております。

次に、平成21年度の予算編成の基本的な考え方についてであります。まず現在の厳しい景気動向の中であって、国における道路特定財源の取扱いや地方交付税総額の問題、さらには住宅減税などの税制改正などについても先行きは不透明であり、少なくとも現状で市税や地方交付税等の一般財源収入に過大な期待はできないものと考えております。加えて来年度は固定資産税の評価替えの年にも当たりまして、本市の場合、市税収入のさらなる減少が予想されますので、こうした中で歳入歳出のバランスをとるためには、また新たな視点で全事務事業の緊急性や優先度を見極めることが重要と考えております。

御質問にありました市民サービスの維持や産業経済の発展などの観点につきましても、十分留意してまいりたいと考えておりますが、申すまでもなく、本市の最優先課題は財政再建でありますので、基本的な姿勢として収支均衡予算を編成することを第一としながら、今後の予算編成作業を進めてまいりた

いと考えております。

次に、高等看護学院の授業料の改定理由であります。同学院の授業料は平成12年度に改定し、授業料と地方交付税措置に見合う一般会計からの繰入金により収支を均衡させて運営してまいりました。今回の改定は、基本的には道内他都市の水準に合わせて改定するものであります。一方で21年度からの新しいカリキュラムへの移行に伴う教材・教具の充実、実習期間の確保、学院の教育環境の充実に向けた経費の増が見込まれるため、今回の改定による増収で財源を確保し、引き続き収支均衡を図ってまいりたいと考えております。

次に、小樽市立病院改革プランについての御質問でありますけれども、まず初めに市立病院が果たすべき役割であります。その役割は再編・ネットワーク化協議会の検討結果を踏まえた上で明確化していく必要があると考えております。協議会においては検討結果を出すには時間を要することから、引き続き検討を行い、来年10月を目途に結論を出すことになりましたので、今回策定する改革プランにおきましては、両市立病院の当面果たすべき役割について示すこととしたものであります。したがって、再編・ネットワーク化を前提とした市立病院の役割、また統合新築を視野に入れた担うべき役割についても、協議会における検討結果を待って判断していく必要があります。市立病院の役割としましては、基本的には他の医療機関で担うことが困難な医療を補完するものと考えておりますので、現在も中心的な役割を担っている脳疾患、心疾患診療など、第二病院の機能や小樽病院における放射線科や泌尿器科診療のほか、眼科、耳鼻科など公的病院などにはない診療機能を中心に検討していくことになるものと考えております。

次に、病院事業会計に対する一般会計からの繰出しについてであります。今回の改革プラン策定に当たりましては、ガイドラインで示された趣旨に沿って、改めて一般会計からの繰出しについても考え方を整理いたしました。

一つには、総務省が示している繰出し基準や交付税算入額に基づいて決定するものであり、これが基本的な繰出しであります。一般会計側の負担については、将来的にはこの基本的な繰出しのみにいたしたいと思っております。現状の病院事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、過去の不良債務の解消分と一定期間内の財政支援分を例外として加えることとしたものであります。この不良債務につきましては、これまでも申し上げておりますとおり、過去の一般会計側の財政事情もあって、病院事業として抱えていた負債でありますので、その解消は従来どおり一般会計が負担することとし、平成24年度までの財政支援につきましても、病院事業として可能な限りの経営改善を行っても、なお不足すると見込まれる資金についてはやむを得ず繰り出すものであり、単なる赤字の追認やその補てん策でないことを御理解いただきたいと思います。

なお、見直し後の繰出し増額も現在の一般会計の財政健全化計画における病院事業への繰出し総額とほぼ同額となっておりますので、今回の見直しをもって財政負担が大きく変動したということではありませぬので、御理解願いたいと思います。

次に、経営効率化の計画の達成でありますけれども、平成21年度につきましては、現在、今年度退職した医師の補充も含めまして、各大学医局へ医師派遣の要請をするなど、診療体制の確保に努めているところでありますので、改革プランに盛り込まれました収支改善への取組を着実に進めることにより、計画を達成してまいりたいと考えております。

また、特例債につきましては、その導入に向けて、現在、北海道を通じ国に対して本市の事情などを鋭意説明し、調整を行っているところであります。

次に、今年度の経営状況であります。10月までの入院収益は30億6,010万3,000円、外来収益は16億

3,643万2,000円となっております。前年度に比べ、入院収益では1億1,820万7,000円、外来収益では4,194万7,000円、それぞれ下回っております。また、平成20年度当初予算との比較では、入院収益では2億3,079万6,000円、外来収益では1億636万5,000円、それぞれ下回っております。

今後の見通しであります。10月までの入院・外来収益は、当初予算比では大きく下回っておりますが、改革プランで見込んだ計画値をほぼ達成している状況となっておりますので、残された5か月間におきましても、収益の確保、経費の削減に努め、計画を達成してまいりたいと考えております。

次に、職員給与比率に係る両病院の差であります。職員給与比率は分子に職員給与費、分母に医業収益として算定をしますが、平成21年度と計画期間最後の25年度を比較しますと、分子となる職員給与費は第二病院では8,300万円、4.6パーセント減少し、小樽病院では1億円、3.8パーセント減少する見込みとなっております。一方、分母となる医業収益は、第二病院では循環器科の外来患者増を見込み、8,100万円、2.3パーセント増加するのに対し、小樽病院では1,200万円、0.2パーセントの増加にとどまることにより、職員給与比率が第二病院で3.4ポイントの改善に対し、小樽病院では2.1ポイントとなるものであります。

次に、地方公営企業法の全部適用、いわゆる全適後の管理者の権限や組織体制であります。管理者は人事・予算など多くの権限を有することとなりますし、病院事業の最高経営責任者となりますので、病院事業の運営と組織のすべてを統括するとともに、病院事業に所属するすべての職員を指揮監督することになります。

病院事業の組織につきましては、現在、その組織の大枠として病院局を設置し、そのトップである管理者を病院局長とする関係議案を本議会に提案しているところでありますが、病院局の内部組織につきましては、今後、企業管理規程で定めることとなるため、現在、鋭意検討しているところであります。いずれにいたしましても、管理者がその権限を行使しやすい効率的な組織とすることを念頭に作業を進めているところであります。

次に、再編・ネットワーク化に係る計画でありますけれども、平成21年10月を目途に最終的な素案が示される予定となっております。その中で市立病院の役割が明確になるものと考えておりますので、それに基づいて計画を策定し、改革プランを一部改定することになるものと思っております。

次に、統合新築への事業再開の条件などについてでありますけれども、まず再編・ネットワーク化の協議の結果を踏まえて、将来の市立病院としてのあるべき姿を明確にすることが重要でありますので、今後も精力的に協議を行ってまいります。

一方、財政的な見通しを立てることも重要でありますので、改革プランで示した経営改善策を着実に実施することにより、目標値の達成をなし遂げて、収支の改善に努めるとともに、現病院の不良債務を早期に解消して、できるだけ早い時期に事業を再開できるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、生活支援対策についての御質問であります。初めに冬期特別生活支援事業（福祉灯油）についてであります。対象世帯は75歳以上の高齢者世帯3,300世帯、母子世帯550世帯、重度身体障害者等の世帯1,450世帯で、いずれも生活保護世帯を除く市民税の非課税世帯とし、合計は5,300世帯を見込んでおまして、各世帯への支給額は6,000円としております。支給時期につきましては、年内に各地区の民生委員から配布していただく予定であります。

昨年度との変更点であります。独居の高齢者世帯に加えて、夫婦などともに75歳以上の高齢者だけで構成される世帯も対象としたこと、重度身体障害者の世帯におきましては、昨年度は重度心身障害者医療助成を受けていることを条件としておりましたが、それを撤廃し、これに伴って支給対象世帯は約

1,400世帯増加する見込みであります。また、昨年度はふれあい見舞金と福祉灯油の両事業とも共同募金会と共同で実施しましたが、今年度は市が福祉灯油を、共同募金会は従来のふれあい見舞金を実施することとし、それぞれの事業の趣旨を明確にしたものであります。

次に、来年度の事業実施の見通しであります。福祉灯油の実施につきましては、灯油価格の動向、国や北海道の財政支援、本市の財政状況を総合的に勘案し判断したいと考えております。また、ふれあい見舞金につきましては、今年度から共同募金会の単独事業となりましたので、歳末助け合いの募金額の状況にもよると思いますが、実施については年末までに判断されるものと考えております。

次に、定額給付金事業についての御質問でありますけれども、まず高額所得者に対する所得制限と辞退の呼びかけについてであります。全国市長会の会長は、「所得による給付制限の実施にはさまざまな問題点があり、制度的にも実務的にも非常に困難であることから、本制度には適用しないこととすべきである」というコメントを出していますが、私としましては、実務的に膨大な作業量が想定されますので、所得制限などは難しいものと考えております。

次に、本市の給付対象者数と給付想定額でありますけれども、給付対象者の基準日はまだ正式に決まっておりますが、仮に11月末日現在の住民登録人数13万6,870人により試算したところ、給付想定額は約21億円程度となる予定であります。

次に、定額給付金の本市にとっての意義、経済効果についてであります。長引く景気低迷の中にあつて、小樽で約21億円の給付金になりますので、これが相当程度消費に回ることになれば、疲弊している地域経済が少しでも上向く契機となることと思っております。

次に、給付金支給に係る本市の準備の進め方ありますけれども、予算の国会での議決を経なければ実際の給付は開始できないわけあります。市といたしましては、12月1日付けで総務部に定額給付金事業準備室を設立し、職員は兼務体制として総務部次長を室長に、主幹4名、主査3名体制で当面の情報収集や調査、事業スケジュールの調整などを行い、事業内容がはっきりした段階で実施本部に切り替えて進めてまいりたいと思っております。なお、相当な事務作業量が想定されますので、実施に向けては慎重に対応してまいりたいと思っております。

次に、中小企業対策についての御質問であります。初めに今年に入ってから倒産件数ありますが、民間調査機関によりますと、11月末現在で21件の倒産が発生しており、月別では6月に6件の倒産があったものの、他の月はおおむね一、二件で推移しております。主な業種といたしましては、建設業が8件と最も多く、次いで卸小売業が6件、食料品製造業が3件、その他が4件となっております。

また、倒産原因の推移であります。近年、需要の減少が主な要因でありましたが、本年になりました。累積赤字の増によるものが増えてきているのが特徴であります。いわゆる資金繰り倒産につきましては、倒産原因の区分にこうした分類項目がないことから把握はできませんが、大半のものは資金繰りに困難を来して倒産に至ったものと考えております。

次に、国の緊急保証制度についてあります。市では認定の申請があった場合には、対象業種であるかどうか、売上高や売上総利益率又は平均営業利益率の減少について要件を満たしているかどうかなどを確認し、申請があった日の翌々日には認定書を交付しております。認定件数につきましては、本制度がスタートした10月31日から12月5日までで66件となっており、業種の内訳としましては、卸小売業が26件、製造業が17件、建設業が16件、その他が7件となっております。また、相談件数につきましては、窓口、電話を合わせて20件ほどで、業種の内訳については正確に集計しておりませんが、主に飲食業や小売業などの個人事業主から相談が寄せられております。

次に、いわゆるつなぎ資金についてありますけれども、短期の運転資金としては、中小企業特別貸

付、通称マルタル資金と、経営安定短期特別資金があります。毎月集計を行っているマルタル資金は10月末現在で86件、6億6,100万円の利用があり、昨年同時期の91件、7億1,500万円を下回っております。四半期ごとに集計を行っている経営安定短期特別資金は、本年9月末現在で45件2億6,000万円の利用があり、昨年同時期の16件1億2,300万円と比較しますと、件数で約3倍、金額で約2倍の伸びを示しております。また、設備投資に利用されている資金のうち、設備等近代化資金は昨年が2件5,350万円、本年10月末現在で1件1,357万円となっており、店舗等改善資金は昨年が3件7,900万円、本年は10月末現在で1件で4,000万円となっております。

次に、市の融資制度の見直しについてであります。昨年利用者である中小企業にアンケート調査を行い、利用実態を把握するとともに、金融機関や学識経験者の意見を聞きながら、制度の改正を検討してまいりました。その結果、融資期間が10年以内となっているマルタル資金の利用者のうち、8割を超える企業が5年未満の利用となっていることから、融資期間が5年未満のものについては、金利をこれまでより0.1パーセント引き下げ、利用者の負担軽減を図ることといたします。また、設備資金の近代化、設備近代化資金と店舗等改善資金を統合するとともに、融資対象に土地購入資金を追加し、制度の利用や設備投資の促進を図ってまいりたいと考えております。

実施時期につきましては、利率の改定などが伴うことから、現在、金融機関と調整しておりますが、経済状況に配慮し、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 謙) 斉藤陽一良議員の御質問にお答えいたします。

初めに、手宮陸上競技場及び弓道場の最近3か年の利用者数の推移であります。手宮陸上競技場につきましては、平成17年が5,912人、平成18年が7,166人、平成19年が5,010人となっており、弓道場につきましては、平成17年が4,210人、平成18年が4,185人、平成19年度が4,040人の利用者数となっております。

次に、使用料改定の計数的な根拠と他都市の同種施設の使用料金についてですが、使用料の改定につきましては、原則として人口がおおむね10万人以上の道内主要都市や近隣の市の類似施設の平均程度になるよう、本市の料金と比較してプラスマイナス5パーセント程度の差がある場合に改定することとしております。

まず、手宮陸上競技場につきましては、道内3市の第三種公認競技場の使用料と比較しております。千歳市が1万5,000円、深川市が8,400円、芦別市が6,400円で、3市の平均が9,900円となっており、小樽市の現行8,200円と比較して20.7パーセントの改定としたものであります。

次に、弓道場につきましては、道内7市の類似施設の使用料と比較し、札幌市が1万3,600円、函館市が3,000円、旭川市が6,930円、釧路市が1万1,500円、帯広市が9,600円、苫小牧市が7,000円、江別市が1万200円で、7市の平均が8,800円となっており、小樽市の現行6,600円と比較して33.3パーセントの改定としたものであります。

議長(見楚谷登志) 斉藤陽一良議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時25分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長（見楚谷登志） 16番、林下孤芳議員。

（16番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

16番（林下孤芳議員） 平成20年第4回定例会に当たり、民主党・市民連合を代表して質問いたします。

医療制度改革は、イギリスのサッチャー政権時に医療費の抑制のために導入され、医師が海外に流出するなど大混乱が生じ、イギリスの医療は大きく立ち遅れ、いまだその影響が残っていると言われております。アメリカのニクソン政権でも、健康保険制度を解体し、民間主導の保険制度にしたことにより、世界一高い医療費を負担しているにもかかわらず、医療が国民に行き届かず、かけ離れたものになっております。こうした問題のある医療制度が、アメリカの要求によって橋本内閣の時代に日本に導入され、小泉政権に引き継がれ、改革の名の下に断行されたものであります。アメリカの要求する最終目標は、日本の皆保険制度を解体し、アメリカ資本の医療保険の導入にあると言われております。

小泉政権時代に進められた医療制度改革は、医療費を抑制するための医師の削減と診療報酬の引下げを強行した結果が、今、全国規模での医師不足と地域医療崩壊の原因であると指摘されております。また、平成16年度から実施された初期臨床研修医制度も、医師不足を決定的にしたものと言われております。

このように、地域医療を取り巻く環境は厳しさを増し、深刻なものになっておりますが、小樽市はこれまで医師の数や病院、診療施設、ベッド数など、人口平均の数値では比較的恵まれてきただけに、市民の地域医療に対する危機感が乏しい面も多く、市立病院の新築統合問題が注目されている割には、地域医療の崩壊が深刻に受け止められていないと思われます。地域医療の崩壊に直面し、政治問題化して政府はやっと医師を年間700名増員する計画を打ち出しましたが、専門医は実質的な効果が期待できるのは10年から15年後と指摘しております。

北海道の保健福祉部が今年9月に取りまとめた「北海道の地域医療の現状と道の取組み」を見ますと、道内の医師数は人口10万人当たりで全国平均を2.2名上回っているものの、札幌圏に全道の医師の約半数が集中し、地域偏在が著しいとされています。全道21ブロック中14地域が全道平均の70パーセント以下しか医師が確保できず、恵まれている小樽市を含めても後志は193.7人となっており、全道平均の70パーセント以下の水準となっております。特に、道内の公立病院のうち、7割近くの病院が医療法で定める医師の標準数を満たすことができず、1割強の病院は医師の充足率が70パーセント以下で、診療報酬が減額となり、公立病院の経営を圧迫し、存続の危機を迎えている実態があります。

北海道医療対策協議会は、医師の派遣システムの連絡調整と地域医療を担う医師養成の方策、自治体病院の広域化の検討などの推進、そして対策を検討中と言われておりますが、医師不足の解決に向けた医師の要請数を確保することや、医師の地域偏在や診療科目の偏在などは、解決策が見い出せず、国に対する要望が活動の中心になっております。緊急を要する医師の確保対策は、道外医師への招へいや医師版の移住促進事業など、非常にユニークな取組が継続的に予算を計上して行われ、その成果が期待されているところでございますけれども、広い北海道の地域医療を確保することは極めて難しいと言われております。

市立小樽病院は、全国に先駆けて開設したオープン病棟が、今の地域医療の連携体制の確立に貢献しているとして、高い評価と注目を集める一方で、再編・ネットワーク化を先取りする形で民間病院への医師の移籍が行われるなど、平成13年度と比べ、市立小樽病院の医師の数は11名も減少となり、第二病院も3名減少しています。当然のことながら、外来、入院患者の数も約40パーセント余りの減少となり、診療科目も医師不足のため、小児科の入院や産科、呼吸器内科の休診を余儀なくされてきました。

このたび作成された小樽市立病院改革プランは、平成19年12月24日に総務省の公立病院改革ガイドラ

インに従って策定されたものと理解をしておりますが、ガイドラインは第一に公立病院の改革の必要性として、公立病院は地域に必要な医療のうち、採算性の面から民間の医療機関による提供が困難な医療を提供することと規定し、第1として例えば過疎地、救急などの不採算部門、高度・先進医療の提供、医師派遣拠点機能など地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営を効率化すること、第2に一般会計からの所定の繰出し後、経常黒字が達成される水準を目途とすること、第3に改革プランの実施状況の点検、評価、公表、プランの実施状況をチェックする委員会を設置し、評価の客観性を確保すること、第4に財政支援措置等となっています。これは抜粋で省略をされていますが、総務省の改革ガイドラインは、公立病院の役割は地域に必要な医療のうち、採算面から民間医療機関による提供が困難な医療を担うことを求める一方で、徹底した経営の効率化を推進し、経営黒字を達成することを求めていることが大きな特徴となっています。

私は、このガイドラインは実態からかけ離れた大変矛盾した内容であるとこれまでも指摘をしてきましたが、市長はこのガイドラインの矛盾をどう受け止め、この市立病院改革プランにはその点をどう位置づけられたのか、御説明いただきたいと思います。

また、この改革ガイドラインは、今日の医師不足の深刻化と地域偏在など、地域医療の崩壊という現実に対する視点が極めてせい弱であると指摘せざるを得ません。今後さらに医師不足が深刻化することを考慮すれば、小樽市立病院改革プランの計画どおりに医師を確保することは極めて困難であると考えられます。地域の再編・ネットワーク化などによって解決は可能と判断されているのか、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

最近、市立小樽病院の呼吸器内科の休診をはじめとし、小児科や産科の休診が行われてきましたが、これらの診療科目は厚生労働省が最も医師不足が深刻なものとして、また訴訟リスクや医師の長時間労働など、厳しい労働環境を踏まえた医師の増員対策などの取組を急いでいると言われています。全国的に緊急診療のたらい回しなどが起きており、国民の不安の声も広がっております。

小樽市立病院は後志の拠点病院としての役割も担っており、休診となっている診療科こそがこのガイドラインが示す公立病院が担うべきものと受け止められますが、改革プランにはどう位置づけられているのか、御説明いただきたいと思います。

医師不足が今後ますます厳しくなる中で、改革プランでも計画した医業収益を確保するためにも、医師の確保は重要な条件でもあります。来年4月から全部適用が導入され、医師1人の退職や増員によって改革プランの成否に影響するだけに、病院事業管理者の手腕に大きな期待が寄せられるのは当然ですが、病院事業管理者に期待するだけで、これからの医師不足の解決にはならないと考えます。市長も市議会も市民も挙げて医師不足に対するバックアップ体制が必要だと思えます。

広島県では、今年2月、「“みんなで守ろう広島県の医療”緊急アピール」を発表し、県、医師会、大学などが一体となって地域医療を守る取組を始めました。医局が果たしてきた医師の偏在調整機能、臨床研修病院制度を復活されることなどの提言を厚生労働省へ行ったほか、最近では東京で「ふるさとドクターカムバック」という大デモンストレーションを行い、全国的に注目を集めております。島根県益田市の取組は、全国市議会だよりにも紹介されておりますが、市議会に医療問題検討委員会を設置し、救急医療を守るための対策と提言を取りまとめ、休日や夜間に軽傷者が安易に救急外来に駆け込むいわゆるコンビニ受診の抑制を市民に訴え、協力を求めるなど、時間外診療の増加を抑え、医師の過酷な労働を軽減させ、市民全体で医師確保に理解を示し、協力しようと取り組んでいます。

こうした取組も地域医療を守るために非常に大切な取組であると思います。札幌市でも、夜間の産科のテレフォン相談をはじめ、医師の夜間診療の軽減と患者の安心にもつながる取組として大きな成果を

上げ、評価されています。

私たちも小樽市立病院改革プランを機に、医師を確保し、地域の医療を守るための取組が必要と考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、定額給付金について市長の御見解をお伺いいたします。

与党が追加の経済対策で実施するとしている定額給付金の取扱いについて、総務省が11月28日に都道府県や政令市の担当者を集めた支給説明会が行われたと聞いております。小樽市にもファクスで説明書類が届けられているとお伺いしておりますが、まずその内容について質問をいたします。

政府は当初、所得制限は設けないと発表し、世論のばらまき批判でさんざん迷走したあげく、今回の説明では所得制限は設けないと統一見解が示される一方で、市町村は1,800万円を下限に所得制限をできる。また、辞退を呼びかけることは可能とされたと報道されています。これは責任を自治体に丸投げしたと批判を受けた考えとどこが違うのか、非常に理解できないところであります。

市長は総務省の見解が示される前から所得制限はしないと表明されていたようですが、統一見解が示された以降、今日においても考え方に変化はなく、所得制限はしないと理解してよいのか、お答えください。

次に、給付金の基準日は1月1日から2月1日で検討中と報道されていますが、これがどちらに決定されるかで、対象から外れる方も出てくると考えられます。また、基準日がまだ決定されないことから、転居した場合などのチェックや取扱いがどちらになるのか、大変大きな問題だと思います。ダブリや支給が受けられないといった混乱が生じる心配があるのではないかと指摘もあります。自治体の準備期間も短く、大変な作業量が予想される中で、そうした対策は考えておられるのか、また支給申請ができる期間も3か月又は6か月と言われております。これらの問題も対処が可能ですか。

また、給付申請書が市民に確実に届くことが前提となりますが、これまでの経験から、郵便局からあて先不明で返却された場合に、調査に大変な時間を要したケースもあったと伺っております。期間内に混乱なく給付を終えるために、どのくらいの準備期間が必要だとお考えですか。

また、市民の多くが現金支給を希望する場合、支払の窓口に必要な現金をストックする必要性が生じてくると思いますが、事件・事故に対する警備などの対策は検討されていますか。

既に給付金の振り込め詐欺などの事件が発生していると報道されています。老人世帯などへの周知や啓もう活動など事前の対策が必要と思われるが、計画はなされているのですか、お伺いいたします。

私が今質問いたしました事柄は、本来は国政の場で地方の意見を聞き、準備に十分な時間をかけ、給付基準や仕組みづくりを入念に行い、何より市民に対する説明責任を直接負う自治体の理解を得てから進めるべきと考えますが、市長はどう判断されていますか。

麻生首相は、経済対策はスピードが求められる、中小企業が年末を乗り越えられるかが大切だとの主張をしてきましたが、いまだに法案すら国会に提出されず、中小企業の年末対策も失業対策も不十分のまま、定額給付金も年度内に支給されるのか不安視されています。あまりにも未確定の要素が多すぎると思われるが、市長はどういった感想をお持ちですか。

次に、経済効果について道内の世論調査でも、180市町村の60パーセントが経済効果に疑問を示し、30パーセントは経済効果はないと回答しています。市長は、小樽市の経済効果をどう判断されていますか。

定額給付金に伴う事務作業の経費の増加などについても、多くの自治体が不安と不満を訴えております。いち早く準備室を立ち上げた小樽市は、経費の増加を幾ら見積もっていますか。

また、この経費の増加分は国からどのような形でどの程度保障されるのか、お伺いいたします。

定額給付金は政府与党が景気対策として大々的に打ち上げ、国民の間にもいつ支給されるのかとの期

待も広がっていると思いますが、自治体の声も聞かず、景気対策としては準備不足による失速もあって、多くの自治体から地域の中小企業対策や、より深刻化している雇用対策など、自治体が取り組む対策に対する支援のほうはるかに地方の活力につながるとの声が報じられています。2兆円もの税金を無駄にばらまくより、地方自治体に対する支援策のほうがまだまだ有意義な景気対策になると私も思います。市長は政府に対して地方の声を聞き、仕切り直しを訴えることはできませんか、お答えください。

次に、小樽市の介護保険制度の現状と対策についてお伺いします。

私は、昨年の第4回定例会の代表質問や第3回定例会の一般質問でも、介護サービスに対する行政のかかわり方について質問をいたしました。その後も介護の現場で働く労働者の退職は増加傾向が続いております。介護保険で本当にサービスが受けられるのか、制度はこのままで維持していくことができるのかといった声が多くの方々から指摘をされています。

私は、この間の議会を通じ、小樽市の介護労働者の賃金や労働条件の調査を求めると同時に、国に対して待遇改善を求めるように訴えてまいりました。その後、政府は、本年10月になって来年度から介護報酬を3パーセント引き上げることを決定しました。政府の発表によると、介護職員の賃金を月額で約2万円引き上げる額に相当すると言われております。介護労働者の全国の平均賃金は16万5,800円と言われておりますことから、月額18万円台になると報じられています。道内の賃金は、この全国平均より6,000円ほど低いとされておりまして。まずは、この3パーセントの介護報酬の引上げが労働者の賃金に正しく反映されているのか、行政としてしっかりチェックする必要があります。

第3回定例会の時点では、従業員の約3割近い人たちが退職していると指摘しましたが、最近の新聞報道では、年間で退職者は4割にも達すると報道されています。別のアンケート調査では、「人手不足で忙しすぎる」43パーセント、「賃金が安い」38パーセント、やりがいがないという理由で実に7割の介護労働者が「仕事をやめたい」と回答しています。私たちの想像を超え、事態が極めて深刻化していると判断をされます。小樽市として改めて事業所ごとの介護職員の数と業務量に整合性があるのか、基準を満たしているのか、介護報酬の改定が適正に賃金に反映しているのかなどの調査をする必要があると思いますが、市長の御見解をお伺いします。

今回、政府が決定した介護報酬の引上げに必要な原資は、二千数百億円とされておりまして、半分は公費で残りは40歳以上の保険料で負担されることになると報じられております。介護労働者は長時間労働で大変重労働であり、しかも利用者の重度化により仕事は確実に増加すると言われております。今回の報酬改定でも一般労働者の平均月収を10万円も下回っております。公的な介護保険制度の下で働く労働者の賃金制度は、さらなる公的な保障と待遇改善が必要だと思っております。介護職員の退職と介護職員になり手がいないという悪循環が続けば、介護保険制度は破たんしてしまいます。制度を維持していくためにも、さらなる介護報酬のアップを国の責任として公費で実施すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

また、家庭内介護について、北海道が集計した調査によりますと、家庭内での高齢者に対する虐待が増加傾向にあるとの結果が報告されています。介護を担う家族の精神的、肉体的負担が大きく、虐待の原因となるケースが多いとされておりまして。背景には、社会構造の変化によって介護の負担が特定の人だけに限定され、悩みやストレスを相談したり発散する場もなく、家庭における介護者が孤立を深めるという悪循環が指摘されています。そうした深刻な問題を抱える家庭介護をしている人を、行政や近隣の住民が協力して支え合える仕組みをつくり、高齢者虐待という悲劇的な問題を解決する必要があります。

2006年に高齢者虐待防止法が施行され、小樽市にも相談窓口が設置されていますが、これまでの相談

実績と対処方について、プライバシーに抵触しない範囲でお答えをお願いしたいと思います。

また、厚生労働省は自治体に対し、民生委員や町会、社会福祉協議会で構成する虐待の兆候を早期に発見するネットワークづくりを進めていると承知しておりますが、小樽市としての取組について報告いただきたいと思います。

次に、公契約条例の制定についてお伺いします。

日本経済はいざなぎ景気を超えて、過去最長を記録したと言われていますが、アメリカのサブプライムローンの破たんをきっかけに、日本経済も急速に後退局面に入りました。これまで大都市の景気回復に取り残された地方経済は、一度も好転することなく、さらに厳しい経営環境に置かれることとなります。

小樽経済の低迷も、これまで企業倒産が過去の記録を更新するほど深刻化し、大量の失業者も生みだしております。既に輸出産業を中心に雇用調整と言われる非正規雇用者の大量解雇が始まり、新規採用者の内定取消しも表面化しています。道内の雇用情勢も、今後、急速に悪化するものと思われま

す。日本の雇用が流動化した原因は、1996年に日本政府に対するアメリカ政府の要望に基づく労働者派遣法の改正をきっかけに、日本の終身雇用が崩壊し、雇用形態が大きく変化し、大量の非正規社員が生ずることとなりました。そのために、2000年と比較して、労働分配率は5兆円から3.5兆円に大きく低下する一方、株主に対する配当は2.5兆円から5兆円と倍増し、経営者、役員の給与は3倍になっています。

一方で、ワーキングプアと言われる働く貧困層が拡大し続けています。雇用形態や家庭の所得格差によって、既に子供の教育にまで格差が拡大しているという調査もあります。こうした事態を何とか食い止め、貧困層の固定化を解消しなければ、日本の社会全体が悪い方向に向かっていく懸念があります。これは政治の責任であることは明らかなですが、地方自治体でもできることから取り組む必要があると思

います。世界一の格差社会であるアメリカでも、最近、格差を解消するため、さまざまな取組が始まっていると言われてい

ます。連邦最低賃金を10年ぶりに3年間で大幅に引き上げ、中小企業の経営負担を軽減する減税もあわせて実施、州政府も連邦最低賃金を上回る州別最低賃金制度を定める州が数多くなっていると言われてい

ます。地方自治体も条例による最低賃金を決定したり、地方自治体と取引する企業を対象に、一定の契約金額を超えた場合に、雇用労働者が4人家族で生活できる賃金の支払を求める条例を定め、生活賃金運動は既に100を超える自治体で決議されていると言われてい

ます。一方、我が国の自治体においては、これまでの業務委託に加え、公の施設の指定管理者制度の導入が図られ、今後ともさまざまな分野で民間への業務の拡大が予想されますが、コスト削減の中で労働者の賃金低下が危ぐされるとともに、業務量の減少による解雇や最低賃金レベルで入札しても仕事がとれず、半数以上の従業員が解雇されるといった深刻な事態も全国から聞かされております。

小樽市においても、既に業務委託や指定管理者制度の導入が図られておりますが、厳しい財政を背景とするコスト削減により、雇用や賃金に悪影響が及んでいないか、大変心配しているところです。自治体の発注がワーキングプアをつくり出す原因に絶対になってはならないと思いますが、市長の御見解をお聞かせください。

また、小樽市では業務委託や指定管理者の決定に際し、事業者に対して従業員の給与体系や社会保障などの有無、最低賃金などについてチェックされているのか、お答えください。

小樽市が発注する業務委託などについて、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されることを目的とする公契約条例の必要性を訴える議論が市議会であったと承知しておりますが、公契約条例の制定について市長も検討されてきたと思いますが、一方で条例の制定には難しい問題もあると伺っているところ

であります。公契約条例を制定する上でどのような問題と課題があるのか、お答え願います。

また、公契約条例制定に向けての市長の御見解もお伺いしたいと思います。

小樽市の公共交通政策とふれあいバスについてお伺いします。

私は一貫して、小樽市の公共交通政策のあり方としてのコミュニティバスの運行やデマンドバスの運行を政策的に推進すべきと訴えてきました。高齢化が進む山と坂のまちの小樽市にとって、マイカーに頼らない移動手段を確保することは、高齢化対策や環境対策ばかりでなく、地域の経済対策にも極めて有効であり、国の支援制度を活用した民間バス会社に支援と協力をし、全国モデルになるような公共交通の確立をしたいと考えます。

しかし、バスやハイタクの運輸業界は、規制緩和と自由競争によって企業としての体力を失い、燃料の高騰が追い打ちをかける形となって、経営努力も限界に達しております。こうした時代にこそ、小樽市としての公共交通政策によって利用者の新たなニーズにこたえるシステムとして国土交通省が提唱し、支援策が利用できる取組を今こそ急ぐべきと考えますが、市長の御見解はいかがですか。

札幌市内の定期路線バスの赤字による撤退問題は、市民生活への影響があまりにも大きく、全国的に大変な注目をされました。路線バスは、少子高齢化などの悪条件が重なって、利用者の減少が続き、赤字経営となっております。札幌市も迷走が続いたものの、公的な負担の見直しを検討することで、決着が図られました。小樽市内の路線バスも条件に大きな差はありません。したがって、北海道中央バスといえども、路線バスに対する公的な支援が必要となる可能性があると思います。

そこでお伺いしますが、小樽市の市民サービスとして実施しているふれあいバスは、現在、北海道中央バス、JR北海道バス、ニセコバスなどの協力によって、70歳以上を対象に、これまで200円の運賃の半額は利用者負担、小樽市は半額の60パーセント、残りの40パーセントを各バス会社の負担で実施されてきたと承知しております。本年5月から暫定運賃が解除され、市内線の運賃は210円に改定されておりますが、現在値上げ分は業者のみの負担となっております。各社とも厳しい経営環境の中で負担に苦しんでいると思いますが、小樽市の政策として実施しているふれあいバスの負担のあり方については、小樽市としても早急に検討すべき課題であったと思います。これまでバス会社との協議などの経過がありましたら、お知らせください。

これまで小樽市は、路線バス網は全道一充実し、鉄道の利便性も高く、大変恵まれた環境にありましたが、公共交通機関の経営は少子高齢化や経済の低迷がさらに進めば経営が悪化し、路線の削減などが起きることも予想される一方で、市民の要望はまだまだ多様であります。小樽市として、これまでの公共交通政策は事業者任せと言えるほど、かわかりが手薄の分野であったと思われる。市民生活には欠かすことのできない大きな影響がある公共交通政策のあり方について、公的負担のあり方、利用者負担のあり方、国の政策などを通じた支援策など、検討すべき課題は多くあります。ふれあいバスの関係は今後の予算にも影響することもありますので、負担のあり方などを早急に取りまとめ、小樽市の政策として明らかにする必要があると思います。市長の御見解をお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 林下議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、小樽市立病院改革プランについての御質問でありますけれども、まず公立病院改革ガイドラ

インについてであります。ガイドラインでは公立病院に経営の効率化と不採算医療の提供を含む地域医療の確保の両立という大変難しい課題が与えられたと感じております。本市の市立病院のみならず、全国の公立病院は、長年にわたり地域医療の中核を担う役割を果たしてまいりましたが、御指摘のような厳しい経営環境の下で経営状態が悪化しており、医師不足や診療報酬の引下げが続く中で、経営健全化をなし遂げることは容易なことではありません。公立病院の経営改善には、国による医療政策や地方交付税など地域医療を守るための施策の充実が必要と考えますが、自治体病院もみずから懸命の努力をしなければならぬと考えております。そのため、本市の改革プランにおいては、経営の効率化を進めた上で、一般会計からの繰入金の見直しも行い、病院収支の改善と不良債務の解消を図ることとしたものであります。

次に、医師確保と再編・ネットワーク化についてであります。改革プランにおきましては、まず今年度途中で退職した医師の補充を予定しておりまして、これにつきましては、現在、選択肢を広げるなど、さまざまな形で確保に努めているところであります。また、件数として見込んでおりませんが、糖尿病など、市内に不足している専門医についても、公立病院として確保に努めることとしておりますが、容易に確保できる状況でないと思っております。こういった状況は他の医療機関も同様でありますので、今後はそれぞれの医療機関で個別に確保するというより、再編・ネットワーク化を行いながら、地域において必要な医師を確保するという視点での取組に努めることにより、市民に必要な医療を確保していくことが重要と考えております。

次に、公立病院は医師不足となっている診療科こそ担うべきという御指摘でありますけれども、市立病院は他の医療機関で担うことが困難な医療を補完することが基本的な役割と考えておりまして、改革プランにおいてもそのようにうたっております。そのため、市内に不足している呼吸器疾患、糖尿病、リウマチ、血液疾患などの専門医の確保に鋭意努めているところでありますが、これまでの医師確保の交渉の中で、医師不足は極めて深刻な状況にあるという現実も確かなことでもありますので、先ほども申し上げましたが、再編・ネットワーク化を進めながら、市民に必要な医療を確保してまいりたいと考えております。なお、周産期医療につきましては、現在、地域周産期医療センターに認定されております協会病院にその役割を担っていただいております。市といたしましても、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民を挙げての医師確保の取組でありますけれども、各医療機関が直面している状況として、医師の退職後、補充がない場合に、残った医師の負担が増大することにより、連鎖的に退職が起こることがありまして、地域としてこれ以上医師を減らさないための取組が必要であると考えております。

地域によって事情が異なりますので、その取組はさまざまありますが、まず再編・ネットワーク化協議会の中間報告にもありますように、各医療機関の医療内容や病院と診療所の医療連携状況、救急医療の現状など、市民にわかりやすくお知らせをして理解を深めていただくことが重要でありますので、関係機関の協力も得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、定額給付金についての御質問であります。まず所得制限についてであります。全国市長会の会長は、所得による給付制限の実施にはさまざまな問題点があり、制度的にも実務的にも非常に困難であることから、本制度には適用しないこととすべきであるというコメントを出していますが、私といたしましても、実務的に膨大な作業量が想定されますので、所得制限は難しいものと考えております。

次に、基準日が決まらないことによる混乱や支給申請期間内に処理が可能かどうかという御質問であります。現時点ではこの事業の詳細な内容が確定していないため、事務処理等について明確な回答が

できる状況にはありません。12月1日付で総務部に定額給付金事業準備室を設置いたしましたので、今後、事務処理等も含めて、遺漏のないよう慎重な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、混乱なく給付を終えるまでに必要な期間であります。現在示されている事務概要では、市民が申請する期間が3か月以内又は6か月以内で検討されております。これらの申請を受けて、市が申請書の確認作業から支給手続までの所要の事務処理を行い、給付金を支給するわけですが、詳細が決定していないため、はっきりした期間を示せる状況にはございません。

次に、現金支給に伴う窓口での現金保管にかかわる警備体制というお話でありますけれども、現金支給は事務の混乱を避けるため、口座振り込みと支給時期をずらすことなどが検討されておりますが、具体的にはまだ決まっておりません。仮に警備が必要な状況が想定される場合には、関係機関などと協議をして適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、振り込み詐欺などの犯罪対策であります。これにつきましては、小樽市だけの問題ではなく、全国的に対策が検討されております。既に法務省のホームページでは犯罪防止広報記事が掲載されておりますし、警察庁からは自治体と連携して広報・啓発活動を実施するよう、通達が発せられておりますので、事業の実施に当たっては、広報おたるなどを通じて広報活動が必要なものと考えております。

次に、定額給付金の制度等についての感想であります。現在、総務省が事務概要について地方公共団体の意見を聞きながら制度の詳細を整理している段階であると聞いております。今のところ未確定の部分もありますが、実施に向けては、窓口が混乱しないよう問題点等を整理して、国でしっかりとした制度設計を行っていただきたいものと考えております。

次に、小樽市での経済効果でありますけれども、約21億円の給付金が相当程度消費に回ることになれば、疲弊している地域経済が少しでも上向き契機となるものと思っております。

次に、事業に必要な経費の見込みと国からの補助であります。また事業の具体的な内容が確定していませんので、市の業務内容について経費の見込みを算定するまでには至っておりません。また、支給に係る事務費につきましては、事務概要では地域振興券の場合と同様に、人件費の本俸や備品購入費などを除く全額を国が補助することとされております。

次に、政府への制度自体の見直し要請ということでもありますけれども、総務省では今回の給付金の目的は、あくまでも生活支援、あわせて地域の経済対策と位置づけていると説明しておりますので、今後示される予定の実施要綱等に沿って事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度の現状と対策という御質問でありますけれども、初めに3パーセントの介護報酬の引上げに伴う介護従事者の賃金・労働条件等の調査についてであります。国におきましては、引き上げる介護報酬が介護職員の待遇改善につながるよう、手厚い人員配置をした事業所への報酬加算や給与水準の公表を促すなどの方策を検討していると聞いておりますので、この推移を見ながら、必要があれば市内の事業所に対し、調査を実施してみたいと考えております。

また、業務量と介護職員数の整合性については、既に介護事業所の人員基準が定められておまして、小樽市や北海道における実地指導の中で検査をしておりますが、人員基準は満たされているものと考えております。

次に、介護報酬のさらなる引上げについてというお話でありますけれども、介護保険制度を維持していく上で、優秀な介護職員の確保は重要なことですが、今回の介護報酬の引上げもまだ未実施でありますので、まずはその引上げ後の推移を重視してまいりたいと考えております。

次に、高齢者虐待の相談実績等ではありますが、相談窓口は法施行時の平成18年度に介護保険課に開設をし、その後、19年1月、市内3か所の地域包括支援センターにも拡大をしております。相談件数とし

ましては、18年度24件、19年度31件、そして20年度は現在まで12件となっております。また、対処方法としては、窓口相談があった場合は、速やかに実態を把握し、取扱いを検討後、緊急性がある場合には医療機関や施設への一時保護を行うとともに、関係機関と連携の上、施設入所や成年後見制度の利用など、必要な支援を行っているところであります。

次に、高齢者虐待を早期に発見するネットワークについてでありますけれども、高齢者虐待の対応には、各関係機関の協力が重要であることから、既に民生委員、町会や社会福祉協議会など、14の機関から成る小樽市高齢者虐待防止ネットワークを設置し、第1回目の会議を11月27日に開催したところであります。今後はこのネットワークを通じて、関係機関がお互いに連携をし、高齢者虐待の予防、早期発見や適切な支援につながるよう活用してまいりたいと考えております。

次に、公契約条例の制定についての御質問でありますけれども、まず本市のコスト削減の取組が事業発注先の雇用や賃金に影響を及ぼしていないかという御指摘でありますけれども、業務委託や指定管理者導入に当たりましては、これまでも3年から5年の契約の継続を基本に、雇用の安定にも配慮しているほか、業務委託経費や指定管理経費につきましても、見積書や事業計画書などを基に必要な額を把握し、適正な経費の算出に努めております。

また、現下の厳しい財政状況の中で、コスト削減の観点からこれらの業務経費の削減にも努めておりますが、見直しに当たりましては、業務内容の変更を主眼に進めており、今後とも必要な経費については、適正に積算した上で発注してまいりたいと考えております。

次に、市が業務を委託する場合や指定管理者を決定する際に、事業者の給与体系や社会保障、最低賃金などをチェックしているかという御質問であります。これらは労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令により規定されておまして、小樽市にはその調査権限がないことや、また労働条件については労働者と使用者との自主的な取決めによるものとされていることから、委託先を決定するに当たって、小樽市がその事業者の労働条件等について調査をするということはありません。

次に、公契約条例制定に向けての考え方ですが、1946年6月にILOにおいて採択された条約第94号では、公の機関を一方の契約当事者とする契約、いわゆる公契約においては、団体協約又は国内の法令などによって定められたものよりも有利な労働条件の条項を、その契約の中に入れることなどを規定しております。

しかし、我が国におきましては、労働条件については労働基準法や最低賃金法など関係法令を整備し、賃金等の労働条件については個々の労使当事者間で自主的に取り決められており、政府がこれに介入することは適当ではないとして、現時点でこの条約第94号を批准しておりません。労働界を中心に公契約制度について議論があることは承知しておりますが、自治体において公契約条例を制定するとした場合に、これら法律との整合性が図られるのかといった問題もありまして、条例制定に当たっては、関係法令の整備が前提になるものと考えております。

次に、公共交通政策とふれあいバスについての御質問であります。まず公共交通の確保に向けた取組であります。現在の市内の路線バス網は他の市町村に比べて比較的充実しておまして、恵まれた環境にあると考えております。しかしながら、バス運行事業者にとっては、近年、運輸業界の規制緩和に加えまして、バス利用客の減少などにより、経営状況は厳しいものがあると伺っております。市といたしましては、公共交通機関、とりわけ路線バス運行体制の維持については、市民生活に直結する重要な問題と認識しておりますので、今後とも利用客の増加に向けた市民へのアピールなど、できる限りの支援協力を行ってまいりたいと考えております。

最後に、ふれあいバスについての御質問でありますけれども、運賃改定によりまして、バス事業者が

らは改定された210円の運賃を基にした負担額の変更を早期に実施するよう求められましたが、負担額を変更するには相応の準備期間が必要であり、市の事業としても年度途中での変更は難しいことを説明し、今年度は平成21年3月31日まではふれあいバスの利用者負担を100円のまま利用できるよう、バス事業者の御協力を得ているところであります。来年度のふれあいバス事業につきましては、料金改定の増額分については、利用者に負担いただきたいと考えておまして、平成21年4月1日から利用者負担を1乗車につき110円として事業を実施したいと考えております。

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 16番、林下孤芳議員。

16番(林下孤芳議員) 再質問させていただきます。

今、公共交通の関係で市長から御答弁をいただきましたけれども、問題はやはり事業者の負担がずっと続いているということと、この事業者負担を今度は利用者負担とすることを来年度から考えているということで、やはり札幌市の例を見ても、赤字が続けば経営者も株主の代表権訴訟とか、そういったリスクがあって、いつまでも赤字経営となり、その負担が無造作に続くということに関していえば、企業側も非常に敏感になっているというふうに思います。そうしますと、ある日突然、路線が削減をされるとか、あるいは減便をされるとか、いろいろなことが起きると、市民生活に重大な影響を及ぼすという観点で質問をいたしました。

そうした意味で、今後の小樽市の公共交通政策として、多様なニーズにこたえるということも含めて、お答えを願ったのですけれども、その点について、ただ10円の負担を利用者をお願いするということだけではやはり不十分ではないかというふうに考えたものですから、その点について御答弁をいただきたいと思います。

あと、定額給付金の関係については、全国知事会とか、全国市長会とか、町村会といったいろいろなレベルでの意見というのは新聞で報じられておりますから、理解をしておりますけれども、小樽市長としてこの政策判断についての考え方を再度お伺いしたいと思います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) バス路線の問題だとは思いますが、札幌でいろいろな問題があって大分報道されまして、そのときにバス会社の社長が小樽に見えまして、私のところに来まして、札幌でいろいろ問題になっているけれども、小樽についてはあのような事態は起こしませんので、御心配は要りませんというふうにおっしゃっていましたので、心配ないというふうには思っていますけれども、いずれにしても、バス会社としても企業ですから、いつまでも赤字経営にできませんので、それは一定程度利用者に負担を願う場合もありますし、我々行政側としてもいろいろな面で支援をしていくという体制をとっていきたいというふうに思っております。

それから、定額給付金の話ですけれども、2兆円をどう使うかという話ですから、いろいろな考え方があると思います。今回の定額給付金という使い方もあるだろうし、また別な使い方、昨日は学校の耐震化に使ったらいいのではないかという話もありまして、いろいろありますので、これは一概にどちらとは言えませんけれども、先ほど申しましたとおり、小樽には21億円の金が落ちるわけですから、これが有効に使われれば経済効果もあるというふうには思っております。

議長(見楚谷登志) 林下議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時40分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き、会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

5番（大橋一弘議員） 10月24日に、市立小樽第二病院による第2回市民公開講座がマリンホールで開催されました。動脈硬化をテーマに5人の講師の講演でしたが、足、心臓、脳の専門の医師による市民のレベルに合わせてのお話でした。また、急患の手術後駆けつけた医師もあり、多忙な中での講演に感銘深いものがありました。

講演の前には血圧・体脂肪測定もあり、健康相談が看護師によって行われました。私の状態は予想どおりあまり芳しいものでなく、ショックも多少ありました。私にとって病院がとても身近に感じられ、信頼感が大いに増した貴重な時間でした。これも予防医療なのかなというふうに思いましたが、多忙な病院スタッフがこのような企画をなぜ行ったのか、そして健康相談を通じ何を感じられたのか、病院にとってこの活動はどのように位置づけられていくものなのか、お尋ねいたします。

また、市立小樽病院においても、11月12日から14日の3日間、健康相談会を開催したと新聞報道されました。こちらは参加できませんでしたので、どのような状態であったのか、市民の反応、病院側の感じたこと等についてお尋ねいたします。

独居高齢者等給食サービス事業についてお尋ねいたします。

この問題は以前にも議会において中島議員より質問がされましたが、私は町会長として、私の町会がサービス事業に参画できない状態であることを踏まえて質問をいたします。

市長は、11月26日の町会長との懇談会において、給食サービス事業の拡大のために、町会の協力をお願いしたいと話されました。また、市広報においても、給食サービス利用を希望する市民への呼びかけが行われました。ただ、その文中に希望者の地区に配達できる人がいなければ断ることがあると書いてあります。さらっと書いたその文は、大変問題の多い無責任な文です。現在150以上の町会の中で、29地区実施です。80パーセントの町会では、今回の広報によって申し込んでも配食はできません。私の町会も、以前、民生委員から希望者がいると相談がありましたが、町会では実施していないと返事をいたしました。申し込んだ方は悲しかったと思います。

一方、配食業者が高齢者宅に利用されるのがずいぶん増えていると民生委員は話しておりました。家計上、費用が支払可能であれば、市のサービスを必要としない人もいますが、支払は苦しくても業者を利用しなくては在宅生活が困難である市民が相当数存在するということであると思います。週1回の給食サービスを必要とする市民はどのくらいいると推定しますか。

需要予測なしにとにかくやってみようというのでは、政策とは言えないと思いますが、いかがですか。

業者利用による週4回の給食と週1回で市民ボランティアによる見守りを兼ねる方式を費用対効果で検証したことはありますか。

配食サービス事業費が函館市7,100万円、苫小牧市2,390万円、北見市875万円に対し、小樽市は270万円です。どうも高齢者が在宅を続けるために食事を支援することと、給食を週1回配食することにより高齢者を地域で見守っていくことは、政策の方向性が異なるように思うのですが、いかがでしょうか。

週4回配食するためには、現状の市民ボランティア方式では不可能と思いますが、小樽方式の拡大は今後どのような計画を基に行われますか。

私の町会では、独居高齢者と町会の昼食会を年2回開催してきました。民生委員の協力を得て参加を呼びかけていますが、老人クラブにも所属していない初めて顔を見る方もいます。高齢者でも町会に長く住んでいるとは限らず、異動があるということを感じます。婦人部の手づくりの昼食ですから、年2回でも大変ですが、給食サービスを利用できれば回数は増やすことができます。地域の中の交流として考慮できないでしょうか。

第4回高齢者保健福祉計画等策定委員会が12月3日開催され、傍聴いたしました。今後1月、2月と開催され結審だそうですが、地域密着型サービスの目標値について議論が交わされておりまして。グループホームの経営者から、市はグループホームを増設すると決めましたが、今でも介護従事者が不足しているのに、職員を充足できるのか心配だと聞いておりました。グループホームは登録凍結前に駆け込みで申請が行われたため、数は倍に増え、現在36か所と承知しておりますが、評判による施設間の優劣も起き、空き室の目立つ施設もあります。許可収容人員と現収容人員は何人でしょうか。

3年間増設しなかったのに、なぜ今増設するのでしょうか。

待機者の予測は何人なのか、今後何か所増設するのか、収容人員は何人増えるのか、増設後、市内の全収容可能人員は何人となるのか、お尋ねいたします。

また、介護職員の不足は労働のきついこと、その割に収入の低いことが要因と重なり合っていると聞いております。世界同時不況のときに、人手不足という分野です。春には高卒者の若者の職場が市内に全くないというのも過言でないと予想されます。この若者たちの介護事業における職場実習を基金を使ってできないものでしょうか。

新卒の初めからフリーター化していくことを防ぎ、職場を体験することにより、介護に就職する人材が得られればと考えますが、いかがですか。

また、新卒で未就職となる高校生を市のアルバイトに優先的に雇うとか、市内企業への働きかけを行うとか、対策を考えてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

地域における高齢者見守りにおいて、病気、事故時の発見、さらには孤独死に至ることをいかに防ぐかという課題があります。4年前、知人が借家で屋根が雪で破損し、大家から取壊しをするので退去を求められ、市営住宅を申し込む相談を受けたことがあります。申込み中に急死しましたが、死後3日目に発見されました。家の電気がつけっ放しなのを近所の人が不審を持ち発見しました。また、先月は友人を訪ねた人が何度か寄ったが、留守で郵便物もたまって心配なので、入院しているのかどうか市のどこに問い合わせしたらよいのかと相談に来ました。その地区を担当する民生委員を調べ、その方に相談するように手配をいたしました。隣の家に聞いてもわからないとなると、市民は本当に困ってしまいます。孤独死が年間何件あるか予算特別委員会で質問したことがありますが、不明とのことでした。安否確認又は高齢者自身からの緊急通報システムとして、どのようなことが行われていますか。それは十分な対策であるとお考えでしょうか。

岩手県河合村では、お年寄りには簡単に情報が送れるように改良された電話を使い、毎日自分の健康状態を発信し、定時の連絡がない場合は、職員が電話をかけて確認し、それでも連絡がつかないときには、民生委員が地区の見守り協力者に直接の確認を依頼する高齢者安否確認システムを実践しています。今は予算的には難しくても、進めたほうがいい先進地事例はありますか。

市民が知人の安否を確認する場合、返答のできるような見守りの指令塔が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、使用料及び手数料の改定についてお尋ねいたします。

財政再建推進プラン実施計画に伴う4年ごとの定期的な見直しを行うとのことですが、当市の

財政状況から使用料及び手数料収入のアップを目指す方向への改定となったと思います。基準とされた各市の使用料を精査すると、総合体育館使用料は1日1名当たりの使用料は旭川市の7,900円に対し、札幌市は2万5,050円と3倍の差があり、美術館使用料は1日当たり北見市1万7,700円、苫小牧市4,600円と3倍、弓道場は1日当たり札幌市1万3,600円、函館市3,000円の4倍と格差は激しく、民間施設のように建設費、維持費のコストを計算しての使用料とはなっていません。体育館の使用料はアリーナの中において平均14パーセント程度、弓道場は33パーセント、コミュニティセンターは時間帯によって11パーセントから25パーセントのアップと、まことに一貫性が感じられません。各施設の維持管理コストと、使用料の関係を計算したことがありますでしょうか。

また、一度に25パーセント、33パーセントとなることは異常と感じなかったのでしょうか。

そして、今回の改定による使用料及び手数料の平成19年度の額と改定後の予想額、財政効果はどのようなのか、お尋ねをいたします。

財政難により市民サービスが低下していく過程のわかりやすい指標が使用料及び手数料のアップであり、市民の文化健康活動に直接影響のあることだけに、市民の生活にかんがみて慎重に進めていただきたいと要望いたします。

また、市立小樽病院高等看護学院の授業料、入学金においては、入学金5万円を新設、授業料を1万5,000円と50パーセントアップするものですが、道内10学院の中で入学金無料は岩見沢市と当市のみ、授業料は深川市の3万円を上限としていますが、小樽、岩見沢1万円、帯広広域連合9,600円と低額になっていました。まず、昨年度の1年生の授業料総収入と平成22年度改定後の1年生の授業料、入学金の総収入額は幾らとなりますか。そして、今まで道内最低額を維持してきた理由と、今回、改定に至った理由を聞かせていただきたいと思います。

今年度の下水道入札に関してお尋ねをいたします。

9月10日入札の中央下水終末処理場水処理施設電気設備工事において、株式会社明電舎が7,300万円で落札、同日、勝納中継ポンプ場電気設備においても明電舎が5,500万円で落札しました。両入札とも明電舎1社のみが入札に参加しておりました。1社入札は、ほかにも桂岡機械設備工事で新明和工業株式会社が4,790万円で行ったものや、勝納中継ポンプ機械設備で荏原エンジニアリングサービス株式会社が1億2,450万円で行っています。競争原理の全く働かない入札となっております。

予定価格5,000万円以上の入札7件中4件が1社のみというのは理解しがたいことですが、見積依頼は1社のみにしたのでしょうか。なぜ、1社のみ入札になったのでしょうか。

公正取引委員会が10月29日、札幌市発注の下水処理施設電気設備工事の入札において、違反事業者9社を認定いたしました。株式会社明電舎は9,544万円の課徴金納付命令を受けました。公正取引委員会が重電9社に立入検査に入ったのは6月10日です。7月3日の毎日新聞では、札幌市下水道河川部は「東芝、日立製作所、富士電機、三菱電機、明電舎を中心に隔たりがないように選定している」と説明し、明電舎の社名が報道されております。にもかかわらず、小樽市において9月10日に1社入札が行われています。公正取引委員会の認定は10月29日ですが、6月から報道されている立入検査中の業者に、1社入札を許したことに疑問を持ちますが、御説明ください。

また、6月から11月の間、14件が落札しており、落札額は12億1,555万2,000円でしたが、地元企業の落札は5件、1億2,730万2,000円で、全体額の10.5パーセントにすぎません。あまりにも地元経済効果の少ない結果ですが、なぜこうなるのか、御説明ください。

小樽の水資源についてお尋ねをいたします。

今年は4月からの降雨が例年に比して極端に少なく、朝里ダムの底が見えたという人もおり、水量が

16パーセントまでに減ったとも聞きました。朝里ダム完成後、小樽の水は余るほどあると言われてきました。浄水場別の浄水能力では奥沢、潮見台、豊倉、天神の4か所で約98パーセントの処理能力を持っており、中でも豊倉浄水場は日量4万2,370立法メートルで、市内の約44パーセントの施設能力となっております。朝里ダムの状況はどの程度のものであり、節水を検討しなければならない段階まで近づくほど危機的な状況と言えるものだったのでしょうか。

他の余市川、勝納川からの水量はいかがでしたか。

また、水不足の地区が発生した場合、他の浄水場からの運用でカバーすることは可能なのでしょうか。

財政が困難な自治体において、使用料の値上げがありますと、次は上下水道料の料金改定となるのが通常の道と思われます。当市における料金改定の見通しについてお尋ねいたします。

上水道の給水状況は、平成14年度と19年度の5年差の比較において、給水人口14万6,886人が13万7,978人と8,908人、6.1パーセントの減少であり、年間有収水量は14年度が1,565万8,826立法メートル、19年度は1,442万2,567立法メートルと、123万6,259立法メートル、7.9パーセントの減少です。下水道においては、平成17年度決算統計で下水道事業汚水処理原価は247円、使用料単価は149円で、道内10都市中、処理原価は一番高く、使用料単価は4番目に低いと聞いております。原価回収率は60パーセントで、差額不足分98円が一般会計の負担分となります。全国の下水道の使用料水準は、処理原価にほとんど関係なく、120円から150円と聞いておりますが、使用料を原価の水準に設定できれば、赤字は発生しませんが、それでは料金は倍になってしまいます。上下水道料金の収入状況の14年度と19年度の比較をお尋ねします。

この間の減少率を適用した場合の5年後の予想額はどうなりますか。

一般会計繰出金の14年度と19年度の比較及び収益的収入全体の中に占める料金収入の割合はいかがでしょうか。

以上のことから、現状では一般会計繰出金を増やす環境になく、むしろ減少させなければならないことも予想できますので、料金改定は必至かと思いますが、改定の予想される年度はいつとなりますでしょうか。

定額給付金についてお尋ねをいたします。

市長は、11月26日、記者会見において、12月1日に定額給付金事業準備室を立ち上げること、市民全員となると相当な事務作業なので、慎重に対応したいこと、市内への効果について総額21億円と計算しており、一定の効果はあると思うが、消費の追跡調査をするわけではないので、スーパーの売上げがどうだったとか、最終的にはトータルで見ると発言されたと会見記録にありました。

相当な事務作業を推定するには、地域振興券を発行した経験を基に、当時の記録を調査していると聞いておりますが、振興券は対象者が限られていたので、税金の確認の本人承諾をとるのが一仕事であったとも聞いております。振興券のときには作業に要した人員、労力はどのような状態であったのでしょうか。

また、本人が不在や入院中等で連絡困難な場合、また本人が自分の意思を告げられない症状であった場合等、どのように対応されたのでしょうか。

加えて、今回は事務量が多いために、通常の業務に差し支えが出るのではと懸念されていますが、その点はどうお考えですか。

定額給付金を発案された自民、公明の支持者の方からは、すばらしい制度と期待の声が集まっているのでしょうか、私のところには近年の福祉医療費の地方交付税の減額によって、市民生活の苦しさが著しい部分への福祉、医療介護や教育予算に使ってほしい。個人へのばらまきはやめて市への支給として

ほしい、景気対策か、生活支援か、目的があいまいになってきている以上、2兆円あればいろいろなことができるはずだという声が多く寄せられております。この財政難の市を抱え、市長はどのような考えを持っておられますか。

次に、小学校における外国語活動について、今後のスケジュール及び外国語活動教育の目的、内容はどのようなことでしょうか。現在、大学生の英語の実力は、英語を教えるレベルに達している人は少ないと考えますが、小学校教員は現状で英語を教育する能力を持っていると考えておられますでしょうか。

また、教えるに当たって、学科免許を取る必要はありますでしょうか。

今回の研修会は、12月で父母懇談日と日程が重なってしまいました。どのような経緯で日程が決定したのですか。参加について後志管内では、小樽以外で混乱は起きなかったのでしょうか。

学校行事の多忙なときではなく、冬休みに実施すべきであったと思いますが、冬休みに開催する発想はなかったのでしょうか。

今回は北海道教職員組合が反対し、当初参加校が少なかったのは、その影響があったと考えますが、全国で実施することが決まっていることへの北教組の反対する論理が理解できません。いじめ問題のときのアンケート非協力も記憶に新しいところですが、文部科学省の方針にはすべて対決し、独自性を打ち出すということだと思われませんか。

教育問題についてお尋ねします。

新学校教育推進計画はすべてのバランスを整えた立派なものですが、あおばとプランを見たときのよな心のときめきを覚えません。あおばとのときには、これが小樽で推進できればすごい、だが実行するには大変な困難があり、教員が受け入れるだろうかと、尾道のように頑張してほしいと感じさせる精神が伝わってきました。

今回は、総花的すぎ、最も力を尽くすべきの一点集中主義が伝わってきません。あおばとプランで重点的に突破できた点、成果の上がった点は何でしょうか。積み残しの問題点、課題はどのようにしようと考えておられますか。

市教委の指導はあまりに多くの面にわたり、真の重点が何かを理解できないでいると語った中学の校長がおりました。いわゆる読み書き・そろばんという基礎学力をつけるための学校における実践項目は何でしょうか。

読書活動の充実もうたわれていますが、それには学校図書館を中心とした活動が必要ですが、学校図書館の現状についてお尋ねいたします。

蔵書数、生徒1人当たりの図書点数、図書購入予算はいかがですか。

司書教諭の配置状況、司書教諭、図書担当教員の活動内容はどうでしょうか。

読書のまちづくりで優秀賞に選ばれた恵庭市では、市長が図書館長経験者であったこともあって、読書活動に特に力を入れ、図書館、図書購入予算の多額なこともさることながら、市立図書館の蔵書を学校図書館活動と結びつけています。学校図書館で市立図書館の蔵書が検索でき、児童の希望する本を連絡すると、図書館バスが各校ごとを巡回し届けてくれます。小樽は移動図書館を運営していますが、それとは活動内容が違うように思います。学校が市立図書館を利用しやすくするために、どのようにすべきと考えますか。

子供の人格と読書の効果について、恵庭では当市より3年早くブックスタート事業を発足し、新生児に絵本をプレゼントしてきていましたが、昨年来その世代が新1年生となり、それ以前の子供と目立って違ってきていると言います。子供が読むことに当初より興味を持ち、四、五人のグループをつくり、行動に落ちつきがあると評価しています。恵庭市の図書館員の講演ですからいいかげんな話ではないと

思いますし、小樽のブックスタート事業の成果が2年後の新生にどのように現れるか、興味深いところでもあります。

朝10分間の読書活動が全校で実践されることを強く期待していますが、教員の指導力によって大きな差がつくことと思います。今年読書感想文の表彰が市教委、学校図書館協議会、グリーンライオンズクラブの主催で行われましたが、小学校において16校、197名参加中、入賞者55名中、緑小学校22名、手宮西7名と緑小学校と手宮西が目立ちました。学校が熱意を込めて指導すれば必ず成果の出るのが読書作文であると思います。各校がその重要性を理解するよう努力していただきたいと思いますが、いかがですか。

そして、現在の各校の読書活動の実施状況はどうなっていますか。

また、朝の読書活動はどのような効果をもたらすとお考えでしょうか。

重点目標3は、健やかな体の育成であります。実践項目8番に家庭と連携し、早寝早起き朝ごはん運動を推奨するなど、生活リズムに配慮した指導の充実を挙げております。規則正しい生活習慣が乱れてしまったことが、いじめ、不登校等さまざまな問題に関連しているとの認識から、全国で取組が試みられております。今後、重点的に取り組む課題ですが、現在の小樽の子供たちの状況、学校の取組状況、早寝早起き朝ごはんを実践することの難しい家庭環境に置かれている児童への働きかけをどう考えていくのか、お尋ねをいたします。

次に、学校支援ボランティアと学校支援地域本部事業についてお尋ねします。

学校に異常に苦情を言う保護者が増え、クレーマーと言われ、クレーマーに専門に対応する機関をつくる自治体もできています。また、朝、通学時間に通学路に立ち、小学生の安全を見守っている市民が多数おります。また、喫茶店で3人の母親が「中学では入学式が終わると講堂の戸を閉め、帰れないようにして、PTA役員を決めているのですって」と話しておりました。三つのつながりのない話をしましたが、学校をめぐるさまざまな動きがあります。

町内の道で子供の遊ぶ姿が減り、各家庭に小中学生がいなくなり、一時は地域と学校の結びつきが薄くなったことを感じました。しかし、各学年に3クラス程度の児童がいるときは、PTAも役員を確保できましたし、活動も活発にできたと思いますが、学年1クラスの今は役員確保もままならない状態で、PTAのあり方も全国で議論されています。

小樽市と人口規模が同様で、古くからの歴史を持つまちとして千葉県木更津市を考えてみましたが、木更津市では10年前から学校支援ボランティアを制度化し、市内31の小中学校で推進しています。市教委がリストに登録し、全校に担当職員も置き、ボランティアの中からコーディネーターも選んでいます。ボランティアの登録者数は10年前の195人から1,788人に増加しました。成果として、地域住民が学校へ出入りすることに抵抗感がなくなり、ボランティア活動に取り組みづらかった教員の後押しができたこと。子供たちと大多数の時間を過ごし、学校という空間の中だけにいがちな教員に、地域の社会の人々と接する機会をつくることができたこと。それは教員同士の連携にも役立つと、自治体教育政策シンポジウムで発表されました。

小樽市においても学校評議員制を実施し、各学校単位で地域と結びつく活動をしているのは聞いております。学校統廃合が進みますと、学校のなくなった地区からは学校は遠く縁の薄いものになることも予想されますし、各校ごとにボランティア活動をしていただいている方々との関係もどうなるかわかりませんし、各学校の努力で地域のボランティアの協力を再構築することは負担の多い問題であると思います。

文部科学省では、地域全体で学校教育を支援する体制づくりをする学校支援地域本部事業を今年度よ

り発足させました。北海道では170市町村が設置を決め、文部科学省に申請しました。ただ、文科省の実施に向けた作業が大幅に遅れ、各教育委員会が困っているとも報道されました。私は学校支援地域本部事業のことは昨年まで知りませんでしたが、東京都杉並区和田中学校の藤原校長の「よのなか科」の授業と公立の授業と民間の塾の教師を結びつけた「夜スペシャル（夜スベ）」等の目覚ましい教育成果に注目をしておりました。

小樽市の教育者と親の意識改革に藤原校長の講演会をしたいと思い、各方面の方と努力してきました。昨年3月には、「よのなか科」ネットワークの若江講師の講演会を小樽青年会議所主催でグランドホテルで行い、校長、議員、PTA、市民等の参加がありました。藤原校長の講演は、7月26日に函館の教育委員会の後、27日に来られることでしたが、潮まつりの日でしたので断念し、来年春に変更いたしました。11月に若江講師に連絡しましたところ、ファクスで返事が来ました。そのまま読み上げますが、「北海道197の市町村のうち196の市町村すべてが最低一つ以上の学校支援地域本部の設置を申請しております。小樽市のみ不参加という実情を皆様方は認識しているのでしょうか。大変失礼ながら、このような状況で藤原さんの御講演をお願いすることは意味がないように思われます。支援本部と「よのなか科」は密接な相関関係があります。小樽の問題は教員の意識の低さにあるようですから、そのような方々のために藤原さんの貴重な時間を御提供いただくことは私にとってはできかねます。私に御協力できることは、教育委員会の説明後、教員研修の実施くらいです。ぜひ御検討ください。よろしくお願ひします」とありました。長々と引用しましたが、私はこのファクスを読むまで小樽のみ不参加とは気がつきませんでした。小樽市はなぜ申請しなかったのでしょうか。

新聞へのコメントでは、小樽市としては既にボランティア事業に取り組んでいるとコメントしていますが、どのように取り組んでいて、今後どのように発展させていくのか、お尋ねします。

また、今後の学校支援地域本部事業への考え方をお尋ねいたします。

再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市立病院の公開講座についての御質問でありますけれども、まず第2回市立小樽第二病院市民公開講座についてであります。第二病院における診療科や高度医療の内容を広く市民の皆さんに直接説明することにより、疾病予防や早期発見、早期治療などにつながるものであり、また第二病院が市民の皆さんに選ばれる病院、望まれる病院となるためにも、大切なものと位置づけをしまして、このたびの講座では心筋こうそくや脳卒中などの原因となっている動脈硬化を取り上げ、企画したものであります。

また、これに先立ち、開催しました健康相談を通じて、感じたことでありますが、改めて市民の皆さんが健康に対して非常に関心が高いことや、病院で患者を待つだけでなく、気軽に相談しやすい場を設けることの必要性を感じたと聞いております。

今後につきましても、市民の健康維持をバックアップするとともに、広報活動の柱の一つとして、毎年開催してまいりたいと考えております。

次に、市立小樽病院において11月に開催された健康相談会ですが、3日間の開催で73名の市民の皆さんが訪れ、血圧や食事、家族の病気などについての相談を受けましたが、市民の皆さんからは、

相談会は今後も継続をしてほしい、看護師の対応がよく話しやすかったなどという声をいただきました。病院といたしましては、市民の皆さんがふだん気になっていることを時間をかけて親切に対応することが皆さんの健康上の不安解消や疾病の早期発見、早期治療の一助となることを感じましたし、相談を受けた看護師側としても、日常の勤務と違った視点で市民の皆さんと向き合うことにより、学ぶことも多かったと聞いております。今後は、相談内容や参加スタッフも充実をさせて、継続して開催してまいりたいと考えております。

次に、独居高齢者等給食サービスについての御質問であります。初めに給食サービスを必要とする高齢者数の推計であります。地域も限定され、またサンプル数も少なく、推計するのは難しい状況でありますけれども、現在の給食サービス利用者の独居高齢者に占める割合を全市の独居高齢者に当てはめて推計しますと、おおよそ400名程度であります。

また、需要予測なしでの実施は政策とは言えないのではないかという御指摘でありますけれども、この事業は、地域の方が配食を通じて独居高齢者の見守りを行う高齢者施策の一つの事業として行ってきた経過もありまして、ボランティアに協力してもらえ地域から順次実施してきたものであります。

次に、業者利用による週4回の給食とボランティアによる見守りを兼ねる週1回の給食との費用対効果の検証ということでもありますけれども、道内他都市でも同様の事業を行っておりまして、その実施状況や費用、配食形態などについて調査をいたしましたけれども、検証まではいたしておりません。

次に、高齢者の食事の支援と地域での見守りとの関係でありますけれども、御指摘のとおり、配食サービスと地域での見守りとは別なものと考えておりますが、本市では地域のボランティアによる給食サービスを通じて高齢者の状況を定期的に把握する見守り活動に活用してきたところであります。

次に、ボランティアによる給食サービスの拡大でありますけれども、第4期介護保険事業計画におきましては、配食回数はそのままで、市内全域への拡大を目指してボランティアの発掘に努め、毎年度20地区100名の増加を計画しております。しかしながら、ボランティアによる配食回数を増やすには限界があることから、他都市が実施している業者委託による配食方式を詳細に調査・検討し、今後の参考にしてまいりたいと考えております。

次に、町会での昼食会の給食サービスの利用ということですが、サービスの対象となる独居高齢者の昼食会であれば給食サービスを提供することは可能と思われませんが、それ以外の方も参加しての昼食会となりますと、制度上なかなか難しいものがあると考えております。

次に、グループホームの収容人員等についての御質問でありますけれども、初めにグループホームの現在の許可収容人員は689人、収容人員は673人となっております。

次に、第3期計画の中でグループホームを増設しなかったのは、介護保険法の改正により、第3期からグループホームは市町村で総量規制ができることとなったため、介護事業者が第3期の直前に駆け込みで建設をし、既に第3期中の目標数値を上回っていたためであります。

次に、第4期でグループホームを増設することとしたのは、第1に、特別養護老人ホーム待機者のうち早期入所希望者は309人と第3期に比べ増加していること、第2に、第4期計画期間中の待機者の予測は難しいものの、現在、要介護認定者のうち認知症と判断されている方が約82パーセントと増加傾向にあることなどから、これらの方々を特養で受け入れるには限界がありますので、第4期計画においては、グループホームは12か所増設し、収容人員216人に対応していきたい。その結果、市内の全収容人員は905名となる見込みであります。

次に、介護給付費準備基金を使用した若者の介護職場実習についてであります。この基金は介護保険の保険給付に要する費用の財源に充てることとされておりまして、職場実習に使用することはできな

いものと考えております。しかしながら、御提言のように、職場体験は職業を選択する上で重要なことと考えておまして、これまでも高等学校のインターンシップ制度の中で介護事業所での実習が行われていることから、今後も多くの高校生が介護授業の職場実習を体験できるよう、関係機関に働きかけていきたいと考えております。

次に、新規卒業予定者で就職内定していない高校生に対する対策でありますけれども、これまでも緊急雇用対策の一環として、新卒で未就職となる高校生を平成14年度及び18年度の2回、市の臨時職員として優先的に雇用してまいりました。今後とも内定状況等を見ながら採用の有無について検討してまいりたいと考えております。

また、民間企業への就職対策であります。11月6日に内定を受けていない高校生を対象に、ハローワーク主催の新規高卒者就職促進会を小樽市、北海道、小樽商工会議所、中小企業家同友会後志小樽支部などと連携して開催をしておまして、昨年を上回る内定者が決まったと聞いております。

このほか、来年2月にはハローワーク北海道、小樽市の連名で小樽管内の事業所を対象に求人要請を行う予定であります。今後とも内定の状況を見ながら、必要に応じ、さらなる要請を行うなど、関係機関と連携をし、新規学卒者の就職対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者の安否確認等についてでありますけれども、独居高齢者などの安否確認は、基本的には身内の方をお願いしたいと思っております。このほかに友人や近所の方など、身近な方々の見守りも必要なものと考えております。また、民生委員の皆さんにも定期的に各家庭を訪問していただくとともに、老人クラブや配食ボランティアによる見守り活動なども行っております。

しかしながら、これらの見守り活動にも限界があることから、夜間や緊急な事態に対応するため、電話機のボタン一つ押せば警備員等が駆けつける緊急通報システムを導入しております。高齢者の見守り対策としましては、現在も市や警察、地域包括支援センターなどが連携を図り、可能な限り対応しているところでありますが、今後とも地域の方々を含めた各関係機関によるネットワークの強化が必要であるとと考えております。

次に、高齢者の見守りでの地域での見守りの先進事例であります。例えば身近な例としましては、室蘭市のように民生委員が中心となり、町会などの地域の方や新聞配達、乳飲料、電気、水道、バスなどの各事業所の豊富な人材を活用して安否確認を行っている事例や、議員から御提示のありました河合村のほか、岡山県矢掛町のようにテレビ電話、センサーなど、IT機器を活用して高齢者を見守るシステムの実践などがあります。

次に、高齢者の見守りの指令塔というお話でありますけれども、地域によって事情が変わってくると思いますが、高齢者宅に異変があり、近所の住民などで連絡先がわからないような場合には、原則的には地域内の実情を把握している民生委員などが中心となって、先ほども申し上げましたが、市や警察、地域包括支援センターなどとも連携をとって対応していくものと考えております。また、ネットワークの強化とともに、地域住民や関係機関の理解が大切な要素でありますので、こういった場合の対応の周知・啓発も進めてまいりたいと思っております。

次に、使用料及び手数料の改定に関連しての御質問でありますけれども、まず各施設の維持管理コストと使用料の関係についてであります。コスト計算に基づいて使用料の算定を行う場合、どの程度を使用料として回収するかによって料金設定に大きな差が出てまいりますので、これについては他都市の考え方なども参考としながら、今後の改定に向けて引き続き研究していきたいと考えております。今回は基本的には前回の改定の考え方と同じく、道内主要都市の平均程度に改定を行うこととしたものであります。

次に、今回の使用料の改定率についてであります。例として挙げられました弓道場の使用料が33パーセントアップとなったのは、今回の改定の基本的な考え方でありまして、道内主要都市の平均程度に改定したことによるものでありますし、いなきたコミュニティセンター体育室の使用料の改定率に幅ができましたのは、使用面積や使用時間ごとの料金について整合性を持たせ、適正化を図ったことによるものであります。

次に、使用料及び手数料の改定の影響額でありますけれども、平成20年度予算の見積りを基に試算をいたしますと、今回の改定で約3,000万円の増収が見込まれますが、改定後の収入見込額と19年度決算額を単純に比較いたしますと、約1,600万円の増となります。

次に、高等看護学院における授業料及び入学金であります。平成19年度に入学した1年生は32名でありまして、授業料の総収入額は384万円となっております。また、授業料改定後の22年度に入学する1年生は、定員どおり30名入学した場合には、入学金と合わせ690万円となります。

次に、改定の理由でありますけれども、同学院の授業料は平成12年度に改定し、授業料と地方交付税措置に見合う一般会計からの繰入金により収支を均衡させ運営してまいりました。今回の改定は基本的には道内他都市の水準に合わせて改定するものであります。一方で平成21年度からの新しいカリキュラムへの移行に伴う教材・教具の充実、実習期間の確保、学院の教育環境の充実に向けた経費の増が見込まれるため、今回の改定による増収で財源を確保し、引き続き収支均衡を図ってまいりたいと考えております。

次に、上下水道について何点か御質問がありましたけれども、初めに平成20年度の下水道工事の入札にかかわる見積り依頼等についての質問でありますけれども、それぞれの工事によって内容が異なることから、依頼先は違いますが、国が策定した下水道用機械及び電気設備請負工事費見積り要領に基づいて3社以上から見積りを聴取しており、御指摘の4件の工事についても同様の手続を行っております。

また、応札者が1社のみであったことにつきましては、これらの工事の入札方式は条件付一般競争入札による郵便入札で執行してありまして、条件からすると数社の応札が可能であると考えておりましたが、結果として1社のみのお応札となりました。どのようにしてこのような結果になったかについては、調査をいたしておりません。

次に、公正取引委員会から立入検査を受けた業者が入札に参加したことありますけれども、条件付一般競争入札に係る公告日及び入札執行日が、同委員会が独占禁止法違反業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を出した平成20年10月29日以前でありまして、本市は指名停止の措置をしていなかったことから、通常どおりの入札を執行したものであります。

次に、地元企業の落札でありますけれども、地元企業以外の業者が落札した9件の工事は、下水終末処理場やマンホールポンプ場などの機械及び電気設備の更新工事ということでありまして、下水道処理のノウハウと施工管理体制の確保が必要でありまして、地元の業者での施行は困難であることから、機械及び電気メーカーの条件付一般競争入札を執行し、発注を行ったところであります。なお、基本的な考え方といたしましては、地元業者で施工できるものは地元発注を原則として、具体的には汚水管布設工事や建築工事のほか、建築設備や建築電気などについては、これまでも市内業者に発注しているところであります。

次に、朝里ダムの濁水についてでありますけれども、今年は降雨量が平年に比べて異常に少なかったことから、貯水量がなかなか回復しない状況が続きまして、これまでに経験したことがない水位まで低下をいたしました。市民への影響を回避することを最優先に、朝里ダムを管理している小樽土木現業所に対して、河川維持用水の放流調整について要請を行うとともに、協議を重ね、これまでに5回給水量

に合わせて段階的に放流量の調整をしていただいたところであります。また、水道局としては浄水場の系統間で水運用を行うことにより、朝里ダムから取水している豊倉浄水場の送水量の軽減を図るなどの対応をしたところであります。なお、12月8日現在の朝里ダムの状況は、貯水量324万立方メートル、貯水率73.7パーセントまで回復しておりまして、危機的な状況は回避されたものと考えております。

次に、朝里ダム以外の水源の河川の状況でありますけれども、本市の水源は朝里ダムのほか余市川、勝納川、銭函川があります。いずれも小雨の影響により、河川水量は平年に比べ減少しておりましたが、天神浄水場などの浄水場の取水については、所要の量を確保することができるとともに、浄水場間の水運用により、豊倉浄水場の送水量の軽減を図ることができたところであります。

次に、他の浄水系統からの水運用であります。水道局では安定した給水を確保するため、危機管理対策として各浄水場間の水運用を可能にするネットワークを構築しているところであります。既存施設としましては、中心部の基幹的な配水池である低区、中区、高区の配水池に連絡管やポンプ施設を配置して水の融通を行っています。さらに、現在建設中の天神送水ポンプ所の完成により、奥沢浄水場の機能強化と天神浄水場のバックアップ体制の強化が図られることとなります。

次に、上下水道の料金改定の見通しでありますけれども、現在、水道局を取り巻く現状として、料金収入の減少や老朽施設の更新、技術の継承問題、危機管理体制などがあります。これらの課題を整理し、新たに策定する財政計画を踏まえて、計画的に事業を推進していくための上下水道ビジョンを策定する作業を進めているところであります。上下水道料金の改定につきましては、財政健全化計画期間内に必要か否か、また必要とすれば、その時期はいつなのか等について、検討すべき課題であると考えております。

次に、上下水道料金の収入状況でありますけれども、水道料金については平成14年度、約30億4,439万円に対し、19年度は約28億6,770万円となり、約1億7,669万円、5.8パーセントの減となっております。

次に、下水道使用料については、平成14年度、約22億415万円に対し、19年度は約21億9,026万円となり、約1,389万円、0.6パーセントの減となっております。

次に、5年後の平成24年度の上下水道料金についてであります。現時点で推計しますと、水道料金は約25億7,000万円、下水道使用料は約20億3,000万円となり、19年度の決算額と比較しますと、水道料金は約10.4パーセント減、下水道使用料は約7.2パーセント減となります。なお、今後、20年度の実績などを踏まえて、さらに精査する必要があると考えております。

次に、上下水道事業における一般会計繰出金であります。水道事業については、平成14年度約2億7,827万円に対し、19年度は約1億8,671万円となり、約9,156万円、32.9パーセントの減となっております。

また、下水道事業については、平成14年度28億9,600万円に対し、19年度は約17億3,698万円となり、約11億5,902万円、40パーセントの減となっております。これは維持管理経費の節減、企業債利息の減や18年度以降、国の財政措置の見直しにより、新たに資本費平準化債拡大分や下水道事業債特別措置分を導入したことにより、大幅な減少となったものであります。

次に、収益的収入に占める上下水道料金の割合であります。水道料金については平成19年度の収益的収入約32億1,179万円に対し、約28億6,770万円となり、約89.3パーセントとなっております。また、下水道使用料については、19年度の収益的収入約37億6,155万円に対して約21億9,026万円となり、約58.2パーセントとなっております。

次に、予想される料金改定の年度でありますけれども、先ほどお答えしましたように、上下水道ビジョンの策定や今後見直しをする財政計画を踏まえて検討しなければならない課題であると考えておりま

すが、いずれにいたしましても、厳しい経営状況が予想されますので、まずはより一層の経営努力が必要と考えております。

次に、定額給付金についての御質問でありますけれども、平成11年に実施をいたしました地域振興券の交付事業の体制についてでありますけれども、総務部、経済部を中心に実施本部を立ち上げて、職員42名と臨時職員2名の計44名で事業を実施しております。また、地域振興券の交付に当たりましては、3月下旬の3連休に本庁舎の本館、別館の1階フロアとサービスセンターなどで集中的に交付を行い、実施本部職員だけではなく、応援職員も含め、1日当たり約120名の職員で対応いたしました。

次に、本人と連絡が困難な場合や自分の意思を伝えられない場合の対応でありますけれども、地域振興券の交付に当たり、15歳未満の子供がいる世帯には引換申請券を、その他の交付対象者と思われる方には交付申請書を郵送いたしました。居所不明等で返送されたものにつきましては、本人の申請が基本であることから、特にその後の調査は行いませんでした。また、病気などで自分の意思を伝えられない方への対応についてであります。国からは意思表示ができない交付対象者には、交付できないこととなりますが、実態においては地域振興券の交付を拒否するものでない限り、代理人において申請・受領するなど、交付対象者の便宜を図ることが適当であるとの考え方が示されておりました。これに基づいて対応したものであります。

次に、事務量が多くなることにより通常業務に支障が出るのではないかとということではありますけれども、地域振興券の場合と同様に、実際に支給業務が煩雑になる前には、実施本部を立ち上げて全庁的な推進体制を強化するとともに、臨時職員の雇用や業務の委託などにより通常業務に支障がないよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、定額給付金の制度でありますけれども、目的があいまいになっているという御指摘であります。総務省では今回の給付金の目的は、あくまでも生活支援、あわせて地域の経済対策と位置づけていると説明しておりますので、今後示される予定の実施要綱等に沿って事業を進めてまいりたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 大橋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小学校における外国語活動の目的、内容、今後のスケジュールなどについてであります。この活動は、外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成といったコミュニケーション能力の素地を培うことなどを目的としております。

指導内容としては、積極的に外国語を聞いたり話したりすることや日本と外国の生活や文化の違いなどを知り、多様な物の考え方に気づかせることにあります。

今後のスケジュールについては、各学校で平成23年度からの新小学校学習指導要領の全面实施に向け、来年度から段階的に移行措置を行うこととなります。

教員にはある程度の語学力はあると思っております。この活動は言語を覚えることよりも、コミュニケーション能力をはぐくむことを目的としておりますことから、指導に当たってはその技能が必要となります。なお、現在の免許法では小学校では特に英語の免許の有無については触れておりませんが、今後、小学校の免許を修得する際に、例えば英語の単位数が増えるのではないかとということも予想されております。今後、市教委としても、指導資料の作成や研修会の開催など、指導力の向上を図る取組を進めてまいります。

次に、外国語活動研修会の日程にかかわる経緯等についてであります。この研修会は後志教育局の主催であり、局に開催までの経過を伺ったところ、10月下旬に文部科学省でこの活動の指導者養成講習が開催され、それぞれの教育局が独自にほかの研修会の日程と重ならないよう調整しており、後志では12月の実施になったとのことでございます。

また、管内における各学校の混乱の有無については承知しておりません。

なお、冬期休業期間中の実施については、この期間中、初任者研修や10年経験者研修などもあるようですが、学校の教育活動に支障のない範囲で教育局に要望してまいります。

次に、北海道教職員組合の研修に対する考え方についてであります。北教組小樽支部からはこの研修会について不参加指示を出した旨の通告は受けております。しかしながら、具体的な理由やそのほかの方針などについては、承知してございません。小学校における外国語活動が平成23年度から本格的に実施されるというこれからのスケジュールも踏まえ、適切に対応してもらいたいと考えております。

次に、あおばとプランの成果と今後の課題に向けた対応についてであります。あおばとプランによる成果として、小樽市立の小中学校として目指すべき方向が明確になり、新たな時代に対応した学校教育に必要な基盤を整えてきたことが挙げられます。とりわけ、各学校における地域への授業公開、地域の人材の活用、ホームページの開設など、開かれた学校への取組が着実に進められてきております。また、教育委員会の開催するさまざまな研修会においては、平成19年度で従前の約4倍となる延べ957名が参加し、研修するなど、教職員の研修に対する意識の向上が図られてきております。

一方、取組の課題として重点項目にあります基礎的・基本的な学力の定着や望ましい人間関係を築くことが十分できていない面が挙げられます。こうした課題の解決も含め、新しい計画においては、子供たち一人一人の確かな学力を身につけさせるため、基礎・基本の確実な定着を図る授業の充実や思いやりの心など豊かな人間性の育成に、全力を挙げて取り組んでいかなければならないものと考えております。

次に、基礎学力をつけるための実践項目についてであります。重点目標1の確かな学力の育成における基礎的・基本的な知識、技能の修得と活用力の育成で示している四つの項目すべてにそれが該当いたします。具体的には、子供たち一人一人に基礎基本の定着を図るため、各学校においてこれまでも取り組んでいる1校1実践の継続はもとより、反復学習やドリル学習を指導計画に位置づけ、実践したり体験的な学習の充実を図るための教材の開発や指導力向上に向けた授業研究を行うなどしながら、重点項目を具体的に計画化し、着実に実践することになります。

次に、学校図書館の蔵書数についてであります。平成19年度末で小学校が13万454冊、中学校が10万7,161冊となっております。また、児童・生徒1人当たりの図書冊数の平均は、小学校で22.3冊、中学校で34.5冊となっております。

次に、学校図書館の図書購入予算についてですが、平成20年度で小中学校とも350万円であり、1校当たりの予算額は、平均で小学校が13万円、中学校が25万円となっております。

次に、司書教諭の配置状況についてであります。学校図書館法では12学級以上の学校に兼任の教諭1名を配置することとなっており、本市では12学級以上となっている小学校8校、中学校4校に1人ずつ配置しております。司書教諭や図書担当教員の活動内容については、児童・生徒及び教員が学校図書を利用できるよう図書資料の収集をはじめ、図書目録の整理などを行うとともに、児童会や生徒会の図書委員会の活発化に向け、指導なども行っております。

次に、市立図書館をいかに学校に利用していくかについてであります。現在、市立図書館では図書館から遠い小学校17校、中学校2校に図書を貸し出す学校巡回文庫を行っております。今後は学校にと

って、より効果的に利用を図るには、どのような方法があるのか、学校図書館協議会などと相談しながら、研究してまいりたいと考えております。

次に、各学校の読書指導についてであります。読書指導の重要性については、各学校で十分認識し、児童・生徒の指導に当たってまいりました。また、読書活動につきましては、朝の読書活動をはじめ、教科や特別活動における指導や児童会、生徒会による図書委員活動などを通して、全学校で実践しており、その成果を感想文にまとめたりする取組も行っていました。なお、朝の読書については、平成19年度で小学校21校、中学校5校で取り組んでおります。

次に、朝の読書活動の効果についてであります。子供たちが教員と一緒に短時間ではありますが、毎日自分の好きな本を読むことによって、読書することの楽しさや本を集中して読む習慣を身につけ、落ちついた雰囲気の中で学校生活を始めることができるという効果もあると考えます。

次に、早寝早起き朝ごはん運動についてであります。子供たちの健やかな成長をはぐくむためには、規則正しい生活習慣の定着が不可欠であります。全国学力・学習状況調査結果によりますと、本市において約10パーセントの児童・生徒があまり朝食をとらずに登校している状況が見られます。学校では、教科や特別活動の指導を通じて、生きていくための食事の大切さを子供たちに指導するとともに、保護者会や学校だよりなどにおいて、繰り返しその啓発に努め、時には個別にお願いすることもあります。

一方、あおばとプランに掲げている健やかな体の実現に向け、本年4月、小樽市PTA連合会、校長会、教育委員会の連名で保護者に向け啓発資料を配布し、各家庭に対して早寝早起き朝ごはん運動をお願いしたり、市P連などのさまざまな会合の場をおかりして、保護者の意識向上を図られるよう努めてまいりました。

次に、本年度、文部科学省の委託事業である学校支援地域本部事業を申請しなかった理由についてであります。本市におきましては、今までもそれぞれの学校単位で学校支援ボランティアの活動を実施してまいりました。しかしながら、このような小樽の枠組みを急に変えて国の事業を導入することにより、混乱を招くおそれがあると判断したため、今回は申請をいたしませんでした。

次に、学校支援ボランティアの取組状況についてであります。現在、各学校においては、地域の皆さんの協力を得ながら、国語、社会、体育などの学習において、書写、読み聞かせや戦時中の生活などを題材とした体験談、水泳、スキーの指導や小学校英語活動なども行われ、総合的な学習の時間においても、稲作指導や校区の歴史などを学んでおります。部活動でも野球やスキーなどのスポーツ指導を受けております。

一方、子供の安全については、登下校時における通学路の安全パトロールや子ども110番の家など、さまざまな形で地域の皆さんの協力を得ながら、教育活動を進めているところであります。今後は、策定中の学校教育推進計画にも載せておりますが、学校支援ボランティアリストの作成などを通して、人材情報の共有化と活用に努めてまいりたいと考えております。

最後に、学校支援地域本部事業に対する今後の考え方についてであります。3か年の委託事業である本事業の募集は既に終了しております。次年度以降について、新規の申込みが可能かどうか、現在、道に照会しておりますので、その結果を見ながら今後について考えてまいります。

(「議長、5番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 5番、大橋一弘議員。

5番(大橋一弘議員) 答弁漏れ等はないというふうに思っておりますので、予算特別委員会の中で質疑をさせていただきます。

議長(見楚谷登志) 以上をもって、会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時48分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 見楚谷 登 志

議員 菊 地 葉 子

議員 井 川 浩 子

平成20年
第4回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成20年12月10日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐	々	木	勝	20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	鷹	副	市	長	山	田	厚
教	育	長	菊		讓	水	道	局	長	小	軽
総	務	部	長	山	崎	範	夫	財	政	部	長
産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一	医	療
福	祉	部	長	長	川	修	三	生	活	環	境
建	設	部	長	嶋	田	和	男	小	樽	病	院
消	防	長	安	達	栄	次	郎	小	樽	事	務
監	査	委	員	宮	腰	裕	二	教	育	部	長
監	事	務	局	長	貞	村	英	之	会	計	管
総	務	部	長	田	中	泰	彦	保	健	所	次
企	画	政	策	室	長			財	政	部	財
総	務	部	総	務	課	長		木	下	正	樹

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、吹田友三郎議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし第36号及び報告第1号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第36号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第36号国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきましては、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金について加算措置を設けるものであります。なにとぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

6番（成田祐樹議員） 本日のトップバッターを務めさせていただきます。気分だけでもイチロー選手のように、こつこつと市政に対するヒットを打つつもりでいきます。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

まずは、先月出された小樽市立病院改革プランの原案についてお尋ねします。

具体的な取組項目の中に経営情報の分析・強化という部分がありますが、その中に財務情報の開示とあります。開示とあわせて外部からの監査やアドバイスを受けるというお考えはあるのでしょうか。監査などに関する記述がなかったので、その部分に対する御見解をお聞かせください。

再編・ネットワーク化に関してお尋ねします。

再編・ネットワーク化協議会での協議内容からも、各病院の医師から早く進めてほしいとの要望が上がっており、また、市内民間病院の院長などからも同様の声が上がっております。この部分について、さらなるスピードアップを図ることができないのでしょうか。

さらに1年かかるということから、この作業の部分については遅いというふうに感じられます。ある意味計画自体、この再編・ネットワーク化を待っている状態であり、この部分に一番パワーを費やすべきではないでしょうか。スピードアップできないのであれば、その要因となっているものは何か、御見解をお聞かせください。

医療職給与の導入が計画の中にありますが、病院内では総体的に事務職の給与が上がってしまうことが考えられるのではないのでしょうか。特に年齢の高い事務職員などの場合には、年齢に給与が比例しているため、病院内において高い給与を支払うというふうに解釈することができます。現場の医療職にとっては、自分たちだけの給与が下がるという部分でモチベーションが下がる原因となるとともに、事務職給与が民間より明らかに高いことが現在の経営圧迫の要因の一つとなっていると思いますが、この事務職においては医療事務を学んだ若い職員を雇用し、全体の給与比率を下げることを考えてはいいのでしょうか。御見解をお聞かせください。

統合を見据える中で職員配置の見直しが必要となってきますが、統合に当たって、両病院の連携交流

をどう図っていくのでしょうか。

小樽病院、第二病院と同じ小樽の市立病院ではあっても、違う建物で仕事をしてきたわけです。当然、仕事に対する考え方ややり方について微妙な差異があると思われます。これを埋めていくためには早くから連携を図る必要があると思いますが、具体的にどのようなことをしていくのか、お聞かせください。

統合後は診療科目の減少や病床数の減少などから、医療職の役職者の比率が多くなってしまふことが考えられます。本当に仕事のできる人には給与面でも、そして責任のある仕事を任せるとよいというふうに考えておりますが、そのためには新しいポストをつくってもよいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

12月8日の代表質問において、共産党の新谷議員の再質問に対し、全部適用で成功した武弘道氏の名前を市長は挙げておりましたが、武氏は看護師副院長制度の導入をするとよいとの意見を持っておられ、それに関する著書も出されております。医師の確保も非常に大切なことであると思いますが、医師を支える看護師も欠かすことのできない大切な存在です。現場の看護師の意思疎通をトップから図りやすくするためにも必要であると思いますが、これに関する御見解をお聞かせください。

病院事業管理者に、札幌医科大学の並木教授が内定しましたが、大学の医局として札幌医科大学の色が強くなってしまふことが否めません。この部分についてはきれいごとではなく、今後、北海道大学の医師の流出が避けられなくなってくるのではないかという心配が出てきます。これに対して具体的な対応策はとられるのでしょうか。病院規模の縮小を含めて考え、医師流出は覚悟の上でのこういった決定なのか、御見解をお聞かせください。

第二病院の名称の変更が挙げられておりますが、どのような名称になり、その目的がどうなるのかお聞かせください。

統合を目前にしての名称の変更は何かしらの意図があつてのことかと思われまふ。しかし、統合後、その名称を変更した施設がなくなってしまうのであれば必要ないものであるかと思ひますが、病院統合後も継続して名称を変更した施設として運営していくものなのか、お聞かせください。

今後、不良債務が解消した後に地方独立行政法人化などを考えるとの御答弁が以前にありましたが、いずれは札幌医科大学にお任せするなどの考えがあつて、今回の改革プランであるのか非常に気になりました。ある意味、市立病院としての存在にこだわらなくとも、例えば札幌医科大学附属小樽市民病院といった形で経営をお任せできるのであれば、それも一つの手法だと考えます。全部適用の後の方向性を見据えての今回の改革プランであるのか、それともあくまで全部適用だけのことを考えたプランであるのか、御見解をお聞かせください。

次の質問に移ります。

世界的な金融不安の影響で各方面に影響が出ておりますが、まずしわ寄せがレジャー産業に大きく降りかかる可能性が高いというふうに感じられます。そこで、築港地区にマリナーを持つマリナーウェーブ小樽についてお尋ねします。

近年、契約艇数の減少が見られています。収入の大きな部分は契約艇数に比例するものであり、この数が非常に大切であるというふうには考えておりますが、今年に入ってから景気の後退などもあり、減少しているのではと考えております。自分自身がマリナーの近くに住んでおり、散歩をしているときにマリナーのほうを見ると、だんだんと寂しくなっているというふうに感じられるからです。

ここで契約艇数の推移を、平成17年度から20年現在までの範囲でお聞かせください。

契約艇数が減少しているのならば、本年度の収益減に大きく影響してくると思ひますが、それにつ

いての収支見込みをお聞かせください。

来年度以降は不確定要素の多い部門の収入を当てにすることはできず、軸としては契約艇数の増加が必要と思われますが、どのような対策をとり増加につなげていくか、御見解をお聞かせください。

マリンウェーブ小樽の民間への売却などを考えているのでしょうか。マリンウェーブ小樽は小樽市の財産であり、観光資源として価値のあるものであります。努力次第ではさらなる黒字を生み出すこともできるものではないかというふうに考えますが、この一時的な金融不安をきっかけに売却などの検討をされているのではないのでしょうか。これは小樽市が手放すべきではない財産だと思うので、これについて御見解をお聞かせください。

最後に、不登校児の実態の把握についてお尋ねします。

先日、札幌市において、8年間にわたる自宅での監禁事件が起こりました。被害に遭った女性は小学校3年生のときから徐々に登校する回数が減り、その後、学校の担任などによる家庭訪問などが幾度となくされましたが、結局会うことができず、保護されたときには21歳でした。その結果、女性は自力で立つことすらできず、会話も十分にできないなど、大変痛ましいものであるというふうに伺っています。児童虐待は決して無視のできない案件であるとともに、家庭への干渉などを含めて現状を把握することが非常に難しい分野であるというふうにも考えられます。

そこで、本市では、不登校と把握されている児童・生徒は何名いるのか、その中で実際に直接会うことのできない児童・生徒は何名いるのかお聞かせください。

また、近隣住民などから相談・報告を受けたときの対処方法として、実際に直接会うという部分まで実行されているのか、現状をお聞かせください。

このような事件を受けて、さらなる対応策の強化が必要だと思われます。今後においてどのような活動がされていくのか、計画をお聞かせください。

各地の児童相談所において児童を保護することへの判断において、その批判を恐れてなかなか勇気ある決断がなされていない状況にあります。その問題の多くは、保護する権限のある所長に福祉職の職員ではなく、行政職の職員が着任している場合が多いからだというふうに言われています。児童虐待を解決しようと動くときには、だれかが泥をかぶらなければ救うことができないというふうに言われています。本市の行政においてももう一度見直しをして、強く活動に出ることを希望しております。

以上、再質問を留保し、質問を終了します。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市立病院改革プランについての御質問でありますけれども、まず財務情報の開示に合わせまして、外部監査など外部からの意見を求めるのかどうかということでもありますけれども、改革プランの実行に当たりましては、プランの進ちょく状況の点検、評価、公表について、評価の客観性を確保するため、新たに外部委員からなる評価委員会を設置することとしておりまして、現時点では外部監査を実施することは予定しておりません。

また、現在も経営改善に取り組む中で学識経験者の御意見を伺ってきておりますし、今後も必要に応じて専門家のアドバイスをいただいてまいりたいと考えております。

次に、再編・ネットワーク化の協議会を早く進められないかという御指摘でありますけれども、本年

6月に第1回目の協議会を開催して以降、4回の協議を重ね、市内の地域医療の現状や課題などについて協議してまいりましたが、再編・ネットワーク化の結論を出すにはもう少し時間が必要であるとの判断がなされ、来年10月をめどとして引き続き協議をしていくこととなりました。再編・ネットワーク化は異なった運営主体間の調整でありますし、またそれぞれの医療機関において、医師確保の状況などが変化していく中で役割分担はそう簡単にできるものではありませんが、早急に協議を進めなければ地域医療全体に大きな影響が出てくると認識しておりますので、今後も精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医療技術職員に対する医療職給料表(2)・(3)の導入でありますけれども、この給料表は既に道内市立病院設置市においては7割以上が導入済みのものでありまして、国や北海道からの指摘も受けて、国家公務員を超える給与制度の是正の一環として導入を予定しているものであります。病院事務職員の給与費につきましては、これまでも不断に組織で見直しや委託化を進めることにより職員数を削減し、その圧縮に一定の効果上げてまいりました。地方公営企業法の全部適用、いわゆる全適後におきましては管理者の権限となりますが、効率的な病院経営に向け、事務部門においても、今後プロパー職員の採用など必要に応じた柔軟な職員配置がなされ、また、さらなる委託化の検討もしていくことになるものと考えております。

次に、職員配置の見直しでありますけれども、全適により両病院が管理者をトップとする一つの組織となりますので、将来的な統合新築に向けても、より両病院の人事交流を進め、連携を図っていくことは重要なことと考えております。現在、管理者の権限が行使しやすい内部組織の検討を進めておりますが、全適後は管理者の下で、両病院の統合新築に向けて病院間の人事交流がより活発に行われ、組織の一体感と活性化が図られることを期待しているところであります。

次に、有能な職員に対する給与・ポストの処遇でありますけれども、職員間で給与の差を設けるためには人事評価制度の整備が必要であり、現状では全庁的に試行段階であるため、病院事業に限らず、この制度を本格的に導入する段階で検討することとなるものと思っております。

また、補職ポストの新設でありますけれども、全適後は職員の任免その他の人事権は管理者が有することとなりますので、経営上の必要に応じた適切な組織体制と適材適所の人事配置が図られるものと考えております。

なお、看護師からの副院長等の登用につきましては、事業管理者の就任後、管理者のほうで決めていただきたいというふうに思っております。

次に、全適に伴う医師確保への影響でありますけれども、今回の人選につきましては、両病院の院長とも話し合いを行い、現在在籍する医師や派遣元であります各大学医局への配慮も十分行いながら進めてきたものであります。今後、より一層各大学医局との連携を密にして医師確保に努めてまいりたいと思っております。

次に、第二病院の名称変更でありますけれども、その目的は第二病院が後志二次医療圏である小樽・後志地域における脳・精神・循環器疾患治療の専門病院として質の高い医療を提供するとともに、24時間365日救急医療を積極的に推進することを役割としており、経営戦略上、病院の持つ特性を全面的に押し出して患者増を図るとともに、医師確保にも役立つためであります。具体的な名称につきましては、第二病院の特性を表し、かつ両病院の統合後も引き続き使用できる名称となるよう、現在検討を進めているところであります。

次に、全適後の経営形態のさらなる見直しについてでありますけれども、本市病院事業におきましては来年度に全適導入を予定しているところであり、現時点では管理者の下で経営改善が進むことを期待

しているところであります。

また、市立病院を取り巻く医療環境の変化や制度改正の状況なども見ながら、引き続き地方独立行政法人化など、多様な経営形態についての研究を進めていく必要もあると考えております。

なお、現状におきましては、特定の大学や法人を相手方とする指定管理者制度の導入や民間譲渡は考えておりません。

続きまして、マリンウェーブ小樽についての御質問でありますけれども、まず契約艇数の推移でありますけれども、平成17年度末275隻、18年度末272隻、19年度末267隻、本年11月末255隻と減少してきております。このため艇置場使用料が減少し、厳しい経営状況にありますが、本年度はボート免許講習やボート・ヨット販売、クルージング事業などの収入増対策や経費節減の努力により、一定程度の利益が生じるものと見込んでおります。

次に、契約艇数の増加対策でありますけれども、契約艇数は景気の動向に大きく左右されますが、その増加につなげるためには、ボート・ヨットに対する需要を喚起することが大切であると考えております。このため、まずクルージングやヨット体験事業を実施することなどにより、多くの方々に海洋レジャーへの興味を持っていただくとともに、ボート免許取得者を増やすことが必要であると考えております。さらにはキャプテン体験やレンタルボート事業などにより、ボート免許取得者のボートやヨットの購入意欲を高めることで、契約艇の増加につなげてまいりたいと考えております。

最後に、マリンウェーブ小樽の売却というお話でありますけれども、マリンウェーブ小樽はこれまでマリナーの管理・運営を通じ、海洋レジャーの振興や観光拠点の形成など本市の活性化に寄与するとともに、北海道の海洋レジャー拠点として大きな役割を果たしてきておりますことから、引き続き第三セクターとして経営していくことには変わりありません。したがって、売却については考えておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 教育長。

教育長(菊 讓) 成田祐樹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、小樽市における児童・生徒の状況についてであります。平成19年度、30日以上欠席した不登校の児童・生徒は、小学生26名、中学生59名で、合計85名であります。また、11月に実施した北海道教育委員会の調査では、本市において学校の教員が30日以上直接会えていない児童・生徒数は、小学生3名、中学生8名でしたが、保護者に対する粘り強い働きかけにより、昨日までに小学生2名、中学生6名に会うことができました。残りの3名についてはまだ会うことができていないことから、関係機関とも密接に連携しながら面会を求めている状況にあります。

次に、直接会うことのできない子供への対処方法についてであります。小樽市教育委員会では、学校から、毎月定期的に不登校の児童・生徒に対する指導の状況について、具体的にその記録の報告を受け、一人一人の状況把握に努めるとともに、学校の取組以外に、スクールカウンセラーとの面接や適応指導教室との連携などについて指導助言をしております。その結果、12月1日現在、適応指導教室に18名の児童・生徒が在籍し、14名が通級をしながら学んでおります。学校では家庭訪問も行っていますが、子供に面会させることを拒否する保護者もいますことから、学校だけの対応も難しく、福祉部子育て支援課などと連携しながら対応している状況にあります。今後も関係機関との情報の共有化を図りながら、子供に直接会うことができる体制を整えてまいります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 6番、成田祐樹議員。

6番(成田祐樹議員) 1点だけ再質問いたします。

病院にかかわること全般についてなのですが、すべての御答弁がかなり来年4月からの病院事業管理者任せになっていて、市としての方針がほとんど見えず、もう後から来た人に任せるといったような形が見え見えなのです。そのような形で果たして本当にうまくいくのかということが非常に心配なのです。仮にまだ議決はされていないですけども、並木教授になるとして、実際その方が来たときにすぐ、ではこれもあれもと物事を全部お願いしますというような、大変作業量が多い状況になってしまうのではないかと思うのです。その部分で最低限でも市として何かしらもう少し方針を出さなければ、果たして新しい病院事業管理者がうまくできるのかという心配があるのですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 全部適用を導入するのは、病院事業管理者の経営裁量が目的であり、それがなくなったら今までと同じになってしまい、管理者を置く意味がなくなります。当然まだ市の病院ですから、いろいろなことの相談はしますけれども、あまり関与をしたら意味がありませんので、やはり管理者の経営の自由度といいますか、リーダーシップというものは十分発揮してもらったほうがいいだろうと思います。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

6番（成田祐樹議員） もちろんそういう経営をサポートする面においてもう少し、実際に全部適用になってからも、市側が積極的に協力できる部分は協力してほしいと思うので、それだけお約束を願えばというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 当然できる限りの協力といいますか、連携をしながら、大部分のものは管理者にお任せしますけれども、いろいろな面でサポートしていくのは当然だと思いますので、それはもう十分やっていきたいと思っています。

議長（見楚谷登志） 成田祐樹議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 一般質問をいたします。

地方分権と地域の自立に向けた取組についてお伺いいたします。

地方分権の時代と言われて久しく、地方分権の歩みは大きな流れとして定着しておりますが、こうした取組が進められている一方で、地方議会に身を置く者としては、全国の地域間格差はますます広がる一方であると実感せざるを得ません。そこで、改めてこの地方分権と今後の地域の自立に向けた取組などについて、何点が市長のお考えをお伺いしたいと思います。

そもそも地方分権は、平成5年6月の国会の地方分権の推進に関する決議に始まり、7年7月の地方分権推進法の施行、10年5月の地方分権推進計画の決定、そして12年4月のいわゆる地方分権一括法が施行された時期までの一連の改革が、一般的に第1期地方分権改革と呼ばれています。

そこで、まずお伺いしますが、この第1期地方分権改革法はどのような成果をもたらしたとお考えか、

お聞かせください。

また、この改革は、財政制度改革など幾つかの重要な課題が残されたとの指摘もありますが、その後、平成16年から18年にかけて、国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革という三つの改革を一体としたことであり、地方分権を進めるためには国から地方自治体へ権限を移譲すると同時に、そうした権限を適切に行使するための基礎としての税源を移譲することが必要であり、その意味で三位一体としての改革を訴えたことは、政治的戦術としては正しかったものと思われま

す。この三位一体改革の目的は、地方分権の理念に沿った歳入・歳出両面の地方の自由度の拡大であり、受益と負担の関係の明確化の下、真に住民に必要な行政サービスを、地方みずからの責任で自主的に自立的に提供することがあったと思えますが、残念ながら現実の改革は、補助金の削減に伴う地方への影響力の低下を恐れる中央省庁の抵抗に加え、厳しい国家財政の再建を優先し、地方交付税の大幅な減額に比べ小幅な税源の移譲を主張する財務省の姿勢を、平成18年までの改革においては十分に抑制できず、結果として国の借金を地方に負わせる形となり、地方財政の危機を加速していることは否定できません。

そこで伺いますが、現在の本市の財政の危機的状況を引き起こした原因はもちろん国にもあると思われま

すが、小樽市自身の財政運営上の問題点はどのようなものがあったと認識しておりますか、お示し

ください。また、この三位一体の改革による本市における影響額はどれぐらいのものか。税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革のそれぞれについて改めて伺います。私も山田市長が初めて当選した平成11年に議員となり、以降これまで市長と認識をともにしながら、折に触れて地方への支援を求めてきたつもりではありますが、それにしてもこの三位一体の改革による地方交付税の削減は、交付税に依存する割合の高いぜい弱な財政基盤の本市にとって、特に大きな影響を及ぼしたものと考えます。地方交付税は地方の固有の財源であり、税源の偏在による地方公共団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準の維持のためには不可欠であり、その財源調整、財源保障機能が整備されることが必要であります。

そこで伺いますが、本市における平成15年度以降の地方交付税と市税とを合わせた一般財源の推移をお示し

ください。また、地方交付税の削減が本市にどのような影響を及ぼしたとお考えなのか、市長の御見解をお伺い

します。私も、市長がこれまで言われているとおり、当面は地方交付税の復元・増額が必要と考えますし、そのため、私どももさらに強力に国へ要請していかなければならないと考えますが、この地方分権を進め、将来的にも安定した地方財政を確立するためには、税源移譲を含めてどのような措置が必要なのか、望ましいのか、市長としてのお考えをお聞かせください。

平成18年に入り、骨太方針2006が閣議決定され、平成22年までの時限立法である地方分権改革推進法が成立し、第2期地方分権改革がスタートしました。平成19年4月からは地方分権改革推進法に基づき設置された地方分権改革推進委員会で調査審議が行われ、本年5月には第1次勧告が、また、先日の8日には第2次勧告が行われ、それらを踏まえ、政府において講ずべき必要な法制上、また財政上の措置などを定めた地方分権改革推進計画が平成21年には策定されることになっています。

そこで伺いますが、市長は今後地方分権改革に何を期待しておられますか、お示し

ください。次に、地方分権と財政力格差の調整について伺います。

地方分権の基本哲学は、いわゆる補完性原理と呼ばれている、市民に一番近い基礎自治体、いわゆる地方自治が基本的にはすべての行政責任を担うものであり、道州政府や国家といった政府は地方自治にできないことのみ行うという考えであります。現在の我が国における地方分権も、この哲学に従って

るわけでありますが、三位一体の改革も、国からの補助金という形で用途を明示した財政的支援を行うものではなく、財源移譲という形で、初めから地方自治体に財源を配分することで財政の分権化を進めるというものでありますが、現実には国と地方の役割分担は整理できておらず、補助金改革も不十分なままです。根本的には税源移譲を大幅に進めた場合、地域により財政力格差が生じることになりますが、その調整方法については、総務省が査定する極めて透明性の低い地方交付税制度が中核に存在するままであります。今後、地域間の財政調整制度の枠組みが示されるのではないかと考えられます。

そこで伺いますが、都道府県レベルの北海道と他の都府県の間には財政力格差があるだけでなく、道内の自治体との比較でも、本市と他の地域との間には財政力に格差があり、こうした地域差を引き起こしている要因は何と考えられるのか、伺います。

また、本市としては、こうした地域間の財政力格差はどのようにして調整すべきと考えているのか、お聞かせください。

今後の地域の自立に向けた取組について何点かお伺いします。

そもそも真の地方分権は、政治、行政をはじめ経済、文化、その他社会全般にわたって集中・集権から分散・分権へ、画一から多様化へと行政システムが改められ、地域の行政は地域住民自身が決定し、その責任を自分たちが負うという自己決定、自己責任、自主自立を基本理念とするものであります。そのような観点からしますと、地方分権に必要な権限や税源の移譲はもちろん重要であります。さらに言えば、国の政策に影響されにくい骨太な自治体運営を目指して、自主財源である地方税財源の充実を図っていくべきではないかと考えます。

平成14年第1回定例会の質問の中で、私は「歳入の自治なき歳出の自治はあり得ないことだし、歳入の自治がなければ、財政の自己決定権も確立できない。地方自治体が税収を確保するには、国と地方の税源再配分、地方税の時代の進展に対応した負担の見直しが必要であり、同時に法定外目的税など課税自主権の活用と自助努力が必要である」と述べました。

私は今もこうした考えに変わりはありませんが、自主財源である市税の充実によって根本的に必要なのは、その基礎である人口対策ではないかと考えます。現在の本市の状況を踏まえれば、現実的には定住人口の増加を望むことは難しいところですが、人口は自治体運営の基礎であり、まちを支える力を維持していくためには、人口対策は最も重要な課題の一つです。市は現在、小樽への移住促進の取組などを進めていますが、私はこの財政難の中で市独自の施策だけでは限界があり、例えば特区制度の活用や関係機関と連携して、自衛隊とかカジノの誘致などを行い、人口を増やし、地域を活性化させ、市税財源の充実を図っていくことが非常に大切であると考えております。

また、本市は、古くから食料、資源、エネルギー、海上輸送、環境、レクリエーションなど、漁業や港湾活動に広い分野で海の恵みと恩恵を受け、海ではぐくみ、海洋で漁を営み、港で多くの人たちと出会い、先人の業績に感謝することによって発展を重ね、まちづくりが進められたまちであります。最近では海上輸送関係が大きく変動し、小樽港は船の入らない空(から)の港という意味では空港化状態となっていることから、残念なことに多くの市民も市職員も、意識が海を活用するということから遠く離れているように思われます。今、まさに本市の発展は原点に戻り、海と港に活路を見いだしてはいかでしょうか。

また、特に全道の海洋に関する調査・研究を行っている北海道立地質研究所海洋地学部がある築港駅周辺地区には、海洋工事の技術開発や港湾整備など海洋開発の一翼を担っている北海道港湾事務所や、プレジャーボートの係留施設である小樽港マリナーの親水緑地としての築港臨海公園などが集積しており、海洋開発研究機能と海洋レクリエーション機能が融合した地区となっております。今後もゾーン設

定の中で関係機関と連携した政策を進めていくべきと考えます。

そこでお伺いしますが、海洋レクリエーション施設の中で、市民が潤い、豊かな海洋と身近で楽しく集える、親子と一緒に憩える観光都市小樽として集客が見込まれる、小樽で初めての観光釣り公園を創設してはどうか。また、水上オートバイのニーズに合わせるため、新たに航行水域を設定した形で水上オートバイの施設を創設してはいかがでしょうか。市長の御見解をお示してください。

また、今日、我が国を取り巻く安全保障環境は日々大きく揺れ動いており、周辺海域での各種軍事行動に加え、東シナ海での海賊船対策を含む北朝鮮工作船事件と、その後出没する不審船の暗躍、後を絶たない航空機の領空領海侵犯、各種ミサイルの試射のほか、テロ支援国家による軍事技術、兵器、核物質の移転などがあり、不穏な状態が続いています。常に国際的な軍事の現状を見守り、国益に照らして日本はどうあるべきかの議論も重要であると考えます。

防衛省、自衛隊も近年、国家の防衛という主たる任務に加え、各種テロ活動の封止、災害救助、人道支援など幅広い活動が求められてきており、国民各層に自国の安全はみずから真剣に考えるという基本精神が一層盛り上がることを期待されます。

また、本市においても、我が国の日本海北部、北海道域に位置し、特に後志管内には北海道で唯一の原子力発電所を有していることで、国際テロなど不測の事態も想定される中で、危機管理体制の必要性から見ても、その歯止めとしての効果を期待することで、小樽の重要性をより積極的に評価すべきではないかと考えますが、市長は人口対策を含めた海上自衛隊の誘致についてお考えをお示してください。

次に、カジノ誘致についてお伺いします。

観光都市小樽が観光振興の起爆剤の一つとして、近年話題を集めているカジノに関して、現在の国の方針と法整備の進展状況についてと、また、市長の考え方と誘致推進運動の取組についてお示してください。

また、カジノ誘致が成功した場合は、地域には大変な影響が考えられると思われませんが、地域振興のための策として大きく期待されるとともに、世界的な観光振興策として、世界各国から多くの人々が訪れる施設として期待されるところであります。

また一方、社会的なリスクとして最も懸念されるのはギャンブル依存症の問題などがありますが、市民の皆様方にカジノに対する正確な情報を提供し、協力や理解をしてもらうための、市長のお考えをお聞かせください。

最後に、第3期山田市政も折り返し地点に来ています。市長は公約の中で、「北海道や小樽の経済はまだ停滞から脱しきれず、小樽市財政も厳しい環境にあります。しかし、この小樽のまちと人には困難をチャンスに転換できる力があると確信しています」と述べられています。また、まちづくりに当たったの基本姿勢の中で、安心・安全・活力あるまちづくりの推進を掲げ、まちづくりの基本目標として技術力、観光知名度、港など小樽の強みを生かし、元気なまちづくりを進めると述べられています。

そこで伺いますが、この小樽の強みを生かした元気なまちづくりの取組についてお示してください。

以上、再質問はいたしませんので、明快な答弁をお願い申し上げます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 成田晃司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地方分権に関連して、第1期分権改革の成果についてでありますけれども、平成7年の地方

分権推進法の成立から、12年のいわゆる地方分権一括法施行までの一連の改革では、それまで戦後日本の地方自治における大きな課題とも言われてきました機関委任事務制度が廃止され、法制度上、国と地方公共団体とは、その基本的な枠組みにおいて対等協力の関係に改められたところであり、このことが最大の成果ではなかったかと考えております。

また、この関係を推進するために、地方自治法に国の地方公共団体に対する関与の基本原則が定められるなど、改革が図られたところでありますけれども、一方で国から地方への税源移譲など、いわゆる財政改革は先送りされ、その後の課題として残ったものと認識しております。

次に、これまでの市自身の財政運営上の問題点ということでもありますけれども、本市は元来、財源の半分以上を地方交付税に依存せざるを得ないという、いわゆる財政基盤のぜい弱な団体であります。そのような中でも工夫を凝らしながら、多様な市民ニーズにこたえるべく努力をしてきたところであります。一時、バブル期に市税収入や地方交付税が増加し、懸案であった公共施設等の整備に積極的に取り組んだことが後の公債費の増加につながり、財政悪化の一つの要因となったことは事実ではありますが、これらにつきましても、公債費の一定割合が後年度に交付税措置されることなどを前提としたものでありまして、財源留保よりも市民ニーズへの対応を優先すべきとの判断があったものと考えております。

総額として交付税がこのように削減されることは想定にない中でのこれまでの財政運営でありまして、決して本市の特有の事情ではないこと、また、その後の市税収入をはじめとする厳しい財源動向や扶助費の増加がある中で、人件費をはじめとする市の内部経費の削減はもとより、長期的な視野で建設事業の厳選による市債の抑制などにも努めていることにつきましては、御理解をいただきたいと思っております。

次に、三位一体の改革による本市における影響額についてでありますけれども、この改革が始まる前の平成15年度と18年度を比較いたしますと、税源移譲分としては約10億100万円の増、国庫補助負担金改革では約11億7,600万円の減、地方交付税改革では臨時財政対策債を合わせて約22億3,400万円の減となっております。

次に、本市における平成15年度以降の地方交付税と市税を合わせた一般財源の推移であります。臨時財政対策債を含めて申し上げますと、平成15年度が340億9,100万円、16年度が322億2,600万円、17年度が319億4,400万円、18年度が311億3,500万円、19年度が310億7,200万円となっております。三位一体の改革が始まる前の平成15年度と19年度を比較しますと、30億1,900万円の減となっております。

次に、三位一体の改革などによる地方交付税の削減の影響でありますけれども、これまで申し上げておりますとおり、この地方交付税の削減によりまして、事務事業や受益者負担等の大幅な見直しにも踏み込まざるを得なかったところでありまして、本市が直面する大変厳しい財政状況の最も大きな要因であると思っております。現在も市民の皆さんの御協力をいただきながら、他の団体にも増して懸命に歳出削減等の努力を続けておりますが、市税収入が減少傾向にある中で、現在の行政サービスを今後も維持していくためには、この交付税の復元が絶対条件であると思っております。

次に、安定した地方財政を確立するための措置でありますけれども、先月決定されました全国市長会の地方分権改革の推進に関する決議の中で、住民自治を可能とする地方税財政制度の構築の断行とともに、国から地方への税源移譲による地方の財政自主権の拡充や、地方消費税の充実を含む安定的な税収を確保できる地方税体系の構築などのほか、特に地方交付税総額の復元・増額が盛り込まれたところであります。私といたしましても、これらについては認識を同じくするところでありまして、いずれにいたしましても健全な財政運営を行っていくためには地方一般財源の一層の充実確保が必要であります。

で、今後とも全国市長会などとも連携をして、国に対して強く訴えてまいりたいと考えております。

次に、今後の地方分権改革への期待でありますけれども、現在、内閣府に置かれた地方分権改革推進委員会では、国と地方の役割分担の見直しや、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備などの事項が調査審議されているところでありまして、平成21年度中には地方分権改革推進計画が閣議決定される予定と聞いております。この委員会が昨年5月に示した地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方の中では、分権型社会への転換や地方の活力を高め、強い地方を創出、地方の税財政基盤の確立などの目指すべき方向性が掲げられているところでありますが、今後の地方分権改革におきましては、第1期地方分権改革や三位一体の改革など、今までの地方分権改革が積み残した課題を踏まえ、将来的にも安定した地方財政の確立や、地域の自立に向けた取組が促進される改革がなされるように期待しておりますし、市といたしましても市長会と歩調を合わせながら、引き続き地方分権改革の推進について訴えてまいりたいと考えております。

次に、本市と道内他都市との財政力格差の問題でありますけれども、地方公共団体の財政力を示します財政力指数は、平成19年度決算において本市は0.477でありまして、道内の人口おおむね10万人以上の10市の中で2番目に低い数値となっております。このことは本市の財政が地方交付税に依存する度合いが高いことを示すものでありますが、言いかえますと税収基盤がせい弱であるということでありまして、例えば道内10市の中で財政力指数が高い苫小牧市や札幌市、室蘭市などは、いずれも人口1人当たりで比較しますと固定資産税や法人市民税が本市を大きく上回っておりますので、この税収の違いが本市との財政力の差の大きな要因であると考えております。

また、地域間の財政力格差が調整されるためには、先ほども申し上げましたとおり、基本的には地方消費税の充実を含む、税源の偏在性の少ない安定的な税収確保ができる地方税体系の構築が必要であります。加えて税収の少ない地域においても極端に行政サービスに格差が生じることのないように、地方交付税制度が本来有しております財源調整・財源保障の両機能が十分発揮されることが不可欠であると考えております。

また、財政力を強化するためには、自主財源の根幹である市税収入の確保が必要でありますので、市といたしましても今後とも経済団体等とも協力をしながら、地元企業の経営基盤強化のための振興策の実施や観光客の誘致促進のほか、小樽産品の販路拡大や企業誘致など、市としてできる限りの地域経済活性化策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の地域の自立に向けた取組ということでもありますけれども、初めに観光の釣り公園についてであります。現港湾計画には南防波堤基部に魚釣りを楽しみ、外洋を眺められる親水緑地を位置づけておりますが、現在、観光資源であります小樽運河の浄化対策や第3号ふ頭基部周辺の環境整備など、緊急度の高い事業を優先的に進めておりまして、当面新たな公園を整備する状況にはありません。

また、水上オートバイの航行水域についてであります。水上オートバイの水域利用につきましては、現在も築港臨海公園前面の旧貯木水面で開催されるイベント等において、利用水面を限定して許可をしておりますが、マリンレジャーには水上オートバイのほかカヌーやヨットなど多様なニーズがあることから、今後ともそれぞれの要請にこたえながら、港湾区域内の安全で秩序ある水域利用を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような観光振興につながる構想については、将来的には若竹地区のウォータフロントを生かした親水空間の形成の一環として検討が必要と考えております。

次に、海上自衛隊の誘致ということでもありますけれども、まず安全保障対策につきましては国の専管事項ですから、私から申し上げることはございません。

また、小樽港は基本として商業港という位置づけがありますので、人口対策ということでの海上自衛隊の誘致につきましては、今のところ考えておりません。

次に、カジノ誘致に関する国の方針と法整備の進展状況であります。現在、カジノに関する国の方針は出されておられません。また、法整備の進ちょく状況ですが、自民党と民主党においてカジノ・エンターテイメント導入に向け、法律の制定も視野に入れた議論・検討を開始しているものと聞いております。

近年、道内には東アジアをはじめとした多くの外国人観光客が訪れておりますが、これらの方々に少しでも長く滞在していただいて小樽で楽しんでもらうためには、カジノも一つの大きな観光資源になると考えられます。市といたしましては、近々商工会議所が中心となって設立が予定されておりますカジノ誘致を検討する民間レベルでの会議にも参加をしまして、市民の意見を十分に伺うなど、誘致につきまして積極的に考えていくべき時期が来ているのではないかと考えております。

次に、カジノの誘致にかかわる市民のコンセンサスでありますけれども、カジノ誘致に伴う一般的な問題・課題につきましては、立法化されている先進140か国においても既に対応がなされているところであります。こういった他国での取組事例や他府県の動き、さらにはカジノ誘致にかかわっての日本における諸課題の解決策などの情報については、会議所が設立を予定しております民間レベルの会議にオブザーバーとして参加をしまして、会議における意見も伺いながら情報の共有に努めるとともに、市民との話し合いの中で理解と協力が得られていくものではないかと考えております。

最後に、本市の強みを生かした元気なまちづくりの取組でありますけれども、御承知のとおり、本市には恵まれた自然環境、すぐれた産業技術、全国的にも高い観光知名度、多様な機能を有する港など小樽ならではのすぐれた特性があります。これらの強みを生かした元気なまちづくりの取組につきましては、まず地場産業の振興と、高度な技術力を有する企業の事業展開を支援するものづくり市場開拓支援事業や、地場製品の販路拡大のための東アジア・マーケットリサーチ事業などを実施しております。観光の振興としましては、新たな観光資源の発掘や外国人観光客の誘致などによりまして、経済波及効果の高い時間消費型観光への移行に向け取り組んでいるほか、今年度は観光都市宣言を行い、市民と行政が連携をした観光まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

港湾の振興としましては、中国などの対岸貿易を拡大する一方で、市民によるクルーズ船の歓迎体制を整え、寄港促進を図るなど、にぎわいのある港づくりを進めております。今後ともこれら小樽の強みを生かした各種施策を確実に実施することによりまして、元気なまちづくりの実現に向け積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（見楚谷登志） 成田晃司議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時25分

議長（見楚谷登志） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 一般質問をいたします。

小樽市の粗大ごみの取扱い、収集方法と再利用について伺います。

本年6月に焼却炉、リサイクルプラザを見学する機会がありました。リサイクルプラザの展示室には

再生処理されたたんすが一さおさみしく置かれていました。北しりべし廃棄物処理広域連合の広域化基本計画及び施設整備事業計画の中では、リサイクルプラザ整備計画で次のようにうたわれています。

基本計画では一般市民を対象として、ごみの分別、排出方法等の指導、又はごみの中の資源リサイクルの必要性及び回収方法等の重要性に係る情報の中心基地として、啓もう・啓発することを目的とした施設とする必要がある。この基本計画に基づき、家具、自転車の修理再生のために再生工房設備の設置、また、定期的に市民還元を行うことを前提として、再生品の一時貯留室を確保した、このように承知しております。

リサイクルプラザが稼働を始めて1年8か月が経過したところです。焼却炉とともにリサイクルプラザの建設や維持費には市財政からの負担金が投入されていますから、この施設が大いに活用されて、粗大ごみのリサイクルが進むことを願うものです。

平成16年3月に、小樽市廃棄物減量等推進審議会から受けた「家庭ごみの減量化施策とその方策としての有料化について」とする答申書にも、不用家具など粗大ごみのリサイクルについても、市の責任として検討する必要性が指摘されています。本市では、家庭から排出される粗大ごみの収集については、市民が直接収集運搬許可業者へ連絡して、有料で処理をすることになっています。それぞれの業者が具体的にどういう収集の仕方をしているのか把握されているのでしょうか。原形をとどめて収集運搬されて、修復され、貯留されるというシステムがつくられているのでしょうか。本市は減量推進審議会の答申を受け、粗大ごみの資源化に向けた取組について検討されたのか。検討されたとしたら、克服されなければならない課題は何か、それぞれについてお答えください。

市民から、長く使用していた愛着ある家具が目前でパッカー車によって圧縮されていくのは見るに忍びないというようなことや、せめて1年に一度でよいから粗大ごみの全市一斉収集を行ってほしいという声があります。他市町村ではごみの祭典などイベントを開催しながら、積極的に粗大ごみの再利用を進めているところが少なからずあります。循環型社会の形成に向け、粗大ごみの再生利用に明確な方針と具体的な計画を持つべきと考えます。市長の御見解をお示しください。

カジノ構想についてお尋ねします。

「カジノ誘致活動が加速」といった記事が新聞の見出しを飾り、誘致を考える市民組織の立ち上げも検討されているとの報道も目にします。11月18日の「地域づくり推進会議 in 後志」での席上、市長は高橋はるみ北海道知事にカジノ誘致に支援を要請したとの報道もありますが、こういった立場で要請されたのか、要請の中身はどういったものなのでしょうか。それぞれについてお尋ねします。

そもそもカジノとはどういうものだと思認識していますか。カジノを誘致することでこういった効果を期待しているのかお聞かせください。

北海道知事政策部が取りまとめている道民提案の実現手法等に関する整備一覧表というものがあります。小樽市へのカジノ設置については、特区提案として検討すべきものとして分類された要望が記載されています。カジノ特区に関しては、平成14年度に他県より構造改革特区申請がされていますが、特区としては対応はできないと、既に法務省の見解が示されていると聞いています。この法務省の見解について詳細をお知らせください。

小樽市が魅力あふれる観光地であり続けるために、観光振興策としてカジノ誘致を行う。小樽市に外国人のみが行うことができるカジノをつくり、F1を開催するなどして各国の富裕層を誘致する。これらは北海道知事政策部が取りまとめているカジノ誘致に関する道民提案の概要です。実現した場合に考えられるメリット・デメリット等についても記載されていますが、デメリットでは暴力団組織犯罪介入、犯罪増加など、治安や環境の悪化への懸念、青少年への悪影響及びギャンブル依存症の増加に対する懸

念、インフラ整備などによる社会的コストの発生とあります。市長はこうしたデメリットをどうお考えですか。

1999年に東京都知事が、東京都への外国人観光客誘致にとカジノ構想を打ち出して以降、全国でカジノ誘致に名乗りを上げる自治体が後を絶ちません。この北海道でも小樽市以外に釧路市、夕張市、千歳市などでカジノ誘致の動きがあるようです。北海道経済界で小樽市へのカジノ誘致はどうとらえられているか。北海道の経済界の重立った方々で構成する「明日の北海道を考える会」という会が今年の2月に、「北海道の特性を生かし、環境を軸にした自立的発展を目指す：特徴ある産業育成についての提言」というものを発表しています。この提言に賛同するものではありませんが、北海道の経済界の方々がこういった構想をお持ちなのだということについて考察したく、例示させていただきました。

医療・介護・健康特区という構想を立てた提言の中に、「北海道を健康の拠点とするブランドづくりを目指すべきである。我が国の個人資産は1,500兆円を超える世界有数の豊かな国であることに着眼し、富良野、夕張、千歳近郊を具体的候補地に、大型ディスカウントショップ、健康、温泉、自然、さらにはカジノといったやしを複合的に楽しめる健康ビジネスの拠点として、健康カジノ特区構想を推進すべきである」といったくだりがあります。ここではカジノも含めた健康ビジネスに明確に国民の個人資産の活用を期待しており、そのこと自体大いに問題だと考えます。これでは老後の安心のためにこつこつ蓄えたとらの子の財産も根こそぎ奪われる感じがします。カジノ誘致の場所としても千歳近郊と言いきっていますから、ここでも小樽市は候補としては期待視されていないのではないのでしょうか。カジノ誘致に名乗りを上げている自治体は、どこでも外国人観光客をターゲットにカジノを誘致しようとしています。小樽市の経済界の方々も外国人観光客をターゲットにしているようですが、こうした参入競争で小樽市が他の自治体より有利だと考える根拠はどこにあるのでしょうか。市長はどのように考えておられるのでしょうか、お伺いします。

今、世界の経済を混乱に陥れ、雇用の悪化を引き起こしているアメリカ発の金融危機は、金融・証券の自由化で失敗すれば大損、成功すればばく大な利益という、ばくち同然のカジノ資本主義が破たんしたものです。こういうときに企業誘致もまじめにやらないで、ばくちのカジノ誘致に熱を上げている場合か、これが市民の率直な声です。小樽観光は克服すべき幾つかの課題を抱えており、より質の高い時間消費型観光のまちを目指すとして観光都市小樽を宣言したのはこの10月のことです。この宣言の中でうたっている新たな観光資源がカジノ誘致だとしたらもってのほかです。行政の立場でカジノ誘致の音頭取りを行うことには再考を求めますが、市長の御見解を伺います。

再質問を留保して、質問といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 菊地議員の御質問にお答えいたします。

初めに、粗大ごみの再生利用についての御質問でありますけれども、まず粗大ごみの収集についてありますが、本市では以前から収集運搬許可業者に市民が直接依頼する収集方式をとっておりまして、各業者とも業務の効率性を考慮して、大部分がパッカー車による収集を行っております。したがって、再生利用を前提とした収集から市民還元に至る一連のシステムは、現在のところ形成されておられません。

次に、粗大ごみの資源化に向けた検討と課題でありますけれども、平成16年の小樽市廃棄物減量等推

進審議会の答申を受けまして、リサイクルプラザの稼働に当たっては他都市の状況も踏まえながら、粗大ごみのリサイクルに向けた収集体制などについて検討した経緯があります。その検討においては、再生利用を前提とした場合、現行の許可業者による収集方式のあり方や、家具などを原形のままで収集運搬するために必要な車両や作業員の配置に伴って増加する費用負担のあり方などが課題として挙げられております。

次に、粗大ごみの再生利用の方針と計画であります。粗大ごみの再生利用は重要な課題と認識しております。これまでも許可業者の協力を得ながら、再生利用が可能な家具を収集し、リサイクルプラザへ搬入して修復を行ったことがあります。システムを構築するまでには至っておりません。市といたしましては、再生利用の仕組みづくりにかかわる諸課題の解決に向けて、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、カジノ構想についての御質問でありますけれども、初めに仁木町で開催されました地域づくり推進会議における私の発言であります。現在、自民党などにおいて、立法化も視野に入れた議論・検討がされていると聞いております。また、全国的にも自治体や民間団体がカジノ誘致への機運が高まっている中で、小樽市におきましても経済関係者を中心として、カジノ誘致について検討する市民会議を設ける動きがありまして、市としても積極的に参加する意向であることを話ただけでありまして、特に要請したということではありません。知事は、北海道としても誘致を検討しているが、地元が一体となって誘致の立場をとるのであればありがたいというお話をされておりました。

次に、カジノについての認識と効果でありますけれども、現在、我が国で検討されているカジノは、その地域での観光や、レジャースポーツ施設などの複合的なエンターテインメントの一つとしてとらえられているものと承知しております。また、近年、小樽には東アジアをはじめとした多くの外国人観光客が訪れておりますが、これらの方々にも少しでも長く滞在をしていただいで、小樽を楽しんでもらうためにも、カジノも一つの大きな観光資源になるものと考えております。

平成14年に出されましたカジノの構造改革特区申請に対する法務省の見解でありますけれども、「刑罰法規の基本法である刑法の適用について、日本国内の特定の地域においてのみその適用を排することとするとはできない。なお、従前より、これらの犯罪の構成要件に該当する場合であっても、特別法により、その違法性が阻却されるとされてきたところであり、カジノ等を所管することとなる省庁において、これを規定する法律を立案することとなれば、その法律で規定するカジノ等について、当省が個別に刑法上の違法性阻却事由該当性等に関し、当該省庁との協議に応じることはある」となっております。

次に、カジノのデメリットに対する考え方ですが、御質問にございましたようなデメリットについては、既にカジノを導入している先進140か国においても検討されまして、対策が講じられているものがありますので、今後、日本においても合法化とあわせて制度的な対応がなされるものと考えております。

次に、カジノ誘致に向けての外国人観光客をターゲットにした場合における本市の優位性であります。カジノ誘致を表明している他都市と比べ、小樽市が特別有利であるとは思っておりませんが、ただむしろ沖縄などに比べると出遅れているのではないかと考えております。しかしながら、近年、市内を舞台に撮影された映画が東アジアで上映されたことも相まって小樽の知名度が向上し、東アジアをはじめとした諸外国から多くの外国人観光客が小樽を訪れている状況や、国際観光都市札幌と隣接していることは、誘致に向けての好条件であるとは考えております。

次に、カジノ誘致に関して行政の立場での考えについてでありますけれども、現在、我が国で検討されているカジノは、単に金銭をかけてスロットなどに興じる場ではなく、楽しい雰囲気の中で時間を過

ごすエンターテインメント性を持つ複合的施設として検討されておりまして、合法化された場合は新たな観光資源の一つになり得るものであると考えております。また、外国人観光客により長く時間を過ごしていただくことにより、地域経済への波及効果も大きいと考えられますが、種々の問題・課題を懸念する声があることも事実でありますから、行政の立場で申し上げますと、まず合法化され、誘致について市民の合意が得られるならば、今後、官民一体となって積極的に誘致を進めていきたいと考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) 何点か再質問をさせていただきます。

粗大ごみの収集、再生利用についてなのですが、審議会の議論の中で、粗大ごみで再利用できるものは、パッカー車ではなくトラックで収集し、市のホームページなどで公開し、希望者にとりに来てもらってはどうかという意見に対して、再利用可能な粗大ごみは将来平ボディのトラックで収集し、修理して再生したい。修理施設はリサイクルプラザに設置する予定と答えています。

こういった審議を経て、さきの答申になったと思うのですが、この答申を受けて4年たっていますから、検討した経過はありながらも課題を克服できずにいる。ただ、努力をしていきたいと市長は先ほどお答えになりましたが、それでは具体的にどういう努力をしていこうとされているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

次に、カジノ問題です。法務省の見解についてお伺いしました。カジノについては、刑法第185条あるいは第186条のと博罪に該当するというふうにとらえられているものだと思うのです。先ほどの自民党の成田晃司議員の質問にも、市としてオブザーバー参加をしていきたいというようなことをおっしゃっていましたが、こういったまだ合法化されていない立場にあるカジノ誘致について、オブザーバーとはいえ、小樽市の職員なり小樽市がそういうところに参加していくのは、これは大いに問題ではないかというふうには私思うのですが、その点についてお伺いします。

それと、ラスベガスとかマカオ、こういうところで地域経済に大いに貢献しているという一定の評価はあるのですが、リスクもまたたくさん抱える問題であるということは市長もお認めになりました。実はアメリカの国家ギャンブル影響評価委員会の調査報告というものが出ているのですが、この中でギャンブルに関しては依存症の問題などマイナス面も非常にある。国家ギャンブル影響評価委員会が1999年6月に大統領と連邦議会に対して報告された中身です。500億ドル以上稼ぎ出してダイナミックに成長し続けるギャンブルに対して、これ以上の拡大については一定の歯止めが必要である。一度立ちどまって、ギャンブルの及ぼす社会的及び経済的影響について、細かく調査をする必要性を強調して勧告を出している。これぐらい成功していると言われていたアメリカでも批判があるという中身なのです。

市長は、どこでもこういうギャンブルに対しては、それ相応の対応をしているとおっしゃいますけれども、賛成もあれば反対もあるといった市民合意をつくっていく中では、こういったきちんとしたいろいろな資料提供がされなければならないと思いますし、ギャンブルに対して、そういうふうには手だてがされていると考えますという市長の簡単な御答弁だったのですが、これはかなり重要な問題だと思しますので、起爆剤にもなるけれどもリスクもかなり大きいし、その影響を受ける市民がたくさんいるのだということについては、相当な慎重さを要するものだというふうに思います。

それと、ラスベガスでカジノが成功しているのは、ただ単にカジノということではなくて、一番人気があるのはショッピングで、二つ目に家族がみんなで楽しめる遊戯的な施設、そして三つ目にカジノなのです。だから、それぞれの地域で起爆剤になるときは、カジノだけが成功するわけではなく

て、中途半端な施設だったらむしろ要らない。それぐらいの気持ちが必要だと思うのです。小樽にそういうものがつくられていくというのが、本年10月に小樽市議会議員全員で参加してつくった小樽観光都市宣言の精神に沿うものなのかどうか、そのことも含めて市長の御見解を求めるものです。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝廣） 今、経済界の方々が取り組んでいます、自民党なり民主党のほうでもいろいろ議論をして、導入の可否について検討をしているわけです。仮に万が一合法化されたときに、合法化されたから、手を上げましょうでは、もう間に合わない。いろいろな話を聞きますけれども、全部が全部手を上げたら認められるという話でもないようなことも言っています。特定の地域しか認めませんという話もあります。ですからあちらこちらで声を上げているのだと思いますけれども、我々のカジノのイメージは、私は行ったことはありませんけれども、マカオとかラスガベスのようなカジノバーみたいなところをだれも意識しているような感じはありません。以前、私もニュージーランドのダニーデンに、前議長とか商工会議所の会頭と行きまして、たまたまホテルの地下にカジノがあったものですが、ちょっとのぞいてきましたけれども、ワンフロアだけで、人もそんなにあふれているほどいませんし、淡々とといいますか粛々とというか、皆さん静かに楽しんでたという雰囲気を見てきました。それもありませんし、それからカジノには、いわゆるラスベガス型とヨーロッパ型という二つの方式があるのだそうです。ラスベガス型というのは、どちらかというとかくちみみたいな感じなのです。ヨーロッパ型というのは、どちらかというとか紳士淑女の集まりみみたいな、そういう雰囲気の中で楽しんでいるというのがあるのだそうです。ヨーロッパ型の方と何回か接触して話を聞いていますけれども、そんな皆さん方が心配するようなおかしなことはありませんという話はしています。ただいろいろ問題もあるやに聞いていますから、それは今、商工会議所が立ち上げる研究会みたいなもので意見を出し合って、何がどうなればどうなるのだというような、要するに議論を詰めましょうという話をしているので、まだ合法化されていませんから、今すぐどうなるという話ではありませんので、いつ法律が通るのかもわかりませんから、ただいろいろな準備といいますか勉強はしておきましょう。たまたま小樽の場合は外国人の観光客が非常に多い、既に年間4万人ぐらいの観光客が外国から来ているわけで、そのうちの3万5,000人は東南アジアからということであり、そういった方々はもう既に自分の国にカジノはあるわけですから、小樽に泊まって雰囲気を楽しむという、そういうこともあり得るのではないかと。

したがって、これからの滞在型観光で一日でも泊まってもらうということから考えれば、そういう場があってもいいのではないかと。こういうふうにして今進めているわけですし、ただ研究会に行くこと自体もだめだというのは、それはちょっと我々としてはそうは思っていないので、違法な場所へ行っているわけではありませんから、そういうものを研究している場所に顔を出すのは、別に問題はないというふうには思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

生活環境部長（小原正徳） 菊地議員の再質問にお答えいたします。

粗大ごみのリサイクルに向けた努力ということでございますが、北しりべし広域クリーンセンターが供用開始される平成19年度以前に、この中にございませりサイクルプラザの活用に向けて、粗大ごみから排出されるもののリサイクルをどうするかということについては、御指摘のとおり検討はいたしました。その中でやはり大きな問題になったのは、有料でございますので、それに加えてリサイクルを実現

するための費用を加算することになります。その加算される費用負担をどうするのかということでした。一つは収集運搬業者の中でのトラックなどの運搬手段の配備と、粗大ごみといってもリサイクルに供するものを運ぶわけですから、丁寧に扱わなければならないということになりますと、人員の配置も必要になってきます。そういったもろもろの経費が、有料に加えてまた加算されてくる。なおかつその粗大ごみの中からリサイクルが可能なものをどこが判断するか。排出される市民の方は、これはやはりリサイクルとして使ってほしいというふうに判断されても、修理の程度によっては、これはなかなかやはりリサイクルするには難しいというふうに、運搬する側が判断する場合があります。そういった市民の理解もどうやって得られるか。そういったもろもろのリサイクルに向けた仕組みづくりをする上で、それぞれの部門でいろいろな課題があるということで、いまだ解決に至っていないということはございます。

ただ、やはりリサイクルプラザはございますので、その活用に向けては、何らかの形で研究を進めていかなければならないだろうというふうに判断しているところで、そういう点では議員のほうからも御指摘がございましたイベントを開催して、そういうシステムづくりに向けた一步を踏み出すといったことができないかどうか。こういったことも、今ある収集運搬業者の方々と私どもが話し合いを持って進めていきたいというふうに考えているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

7番(菊地葉子議員) カジノの問題については、今、市長から御答弁をいただきました。あまり積極的な賛成でもないのかと、私が勝手にそう思っただけでしょうか。要するにそういう地域経済の起爆剤になるということだけを考えて、いろいろな市民生活にリスクが大きく及ぼされるようなものには絶対にしていただきたくない。

また、起爆剤と言いながら、これまで公費も投じながら、基盤整備をしながら、いろいろな事業をやってきた。それが必ずしも成功していないという経験も踏まえながら、公的なものを提供するものではないのではないかと、私は思いますし、その辺については、今後ともこの問題については意見を述べていきたいと思います。

一つ粗大ごみについて再々質問なのですけれども、他都市では、市民の方々には安い使用料で市が直接収集をしているところが多いのです。そして祭典などで市民に還元している、そういった経験がたくさんありますので、努力の方向で、審議するときには、もちろんそういった他都市の事例なんかも研究をしながら検討していくことになると思うのですが、ちょっと業者の方に聞いたら、それはもう小樽市が市の直営でやるのが一番いいのではないかと御意見もいただいていますので、そういう方向もぜひ考えていただきたいと思うのです。使用料及び手数料の問題でいきますと、粗大ごみに関しては、他都市に比べて、小樽市民がこれ以上の使用料及び手数料の上乗せでリサイクルしていくという方向にもならないと思いますし、業者に負担をさせるわけにもいかないと思う。ただ、循環型社会をつくるという意味では、行政が果たさなければならない役割は依然としてありますし、そういう方向での施設もつくっているわけですから、そこはしっかり活用していくという立場で、一つはモデルケースの地区などをつくりながら、ここで1年ちょっとやってみようではないか。そういう市民合意もつくりながら、方向性を早期に見つけていっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長（山田勝廣） カジノの件はまだはっきりわかりませんが、仮に誘致をするとなったときに、今考えられているのでは、行政が申請をしなければならぬということで、民間が申請をするというわけにはいかないのだそうです。ですから、民間の方が一生懸命やっているのに、行政が後ろを向いているのでは前に進みませんので、そういう意味では、我々としては民間のほうでぜひやりたいということであれば、後押しをしていきたいというふうに思いますし、それから市民生活にリスクがあるのではないかということからいけば、パチンコもみんなそうなのです。パチンコ店には結構いっぱい人が来ていまして、年配者の方もいて、生活保護を受けている方がパチンコに行っていると、最近投書が来るのです。私は、ケースワーカーにパチンコ店に行って調査をし、もし、生活保護を受けている方がいたら、帰宅させるよう指示をしています。ですからギャンブルとなったら、もうとにかく日本の場合は競艇から競馬からたくさんありますので、非常にリスクということからいけばいかがなものかと思えますけれども、日本人の楽しみの一つなのかということもありますから、これは慎重に対処していきたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 生活環境部長。

生活環境部長（小原正徳） 再々質問にお答えいたします。

先ほど、市の実態も伝えたところですけれども、私どももほかの都市の調査をいたしまして聞いておりますが、直営でということですが、結局が大方のところは、直営とはいってもそれを業者に委託をしているという実態でございます。ですから、小樽市は全面的に収集運搬業者に粗大ごみについてはお願いをしているところですけれども、実態としては特に変わらず、ただその費用負担をどこがするかということでは市がするというふうに思います。

今、私どもも現状を踏まえて考えておりますのは、市の責任は当然でございますが、市と業者との費用負担がどうこうということではなく、まず今の体制の中でこういったことから始められるか。先ほどモデルケースというようなお話もございましたが、そういったことも踏まえて、その具体化に向けて話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

議長（見楚谷登志） 菊地議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 18番、山口保議員。

（18番 山口保議員登壇）（拍手）

18番（山口保議員） 一般質問を行います。

私は、この間、本市をはじめとする地方都市財政の惨たんたる現状を見るにつけ、もはやこの国の制度設計の根本的な見直しなしに、その解決はあり得ないのではないかと考えてまいりました。市民生活においてもその衰退は顕著に表れております。この10年の経済構造の変化は著しく、全国規模の量販店や大型小売店、フランチャイズ店の進出などで小売や卸売業は苦境に立たされ、本市の統計で見る市内卸・小売業の年間販売額の推移では、平成9年の4,077億9,000万円から、統計直近の16年、3,199億円と、7年間で約22パーセントも減少しております。

また、この間の市民所得の変化は、市民税の所得区別所得金額の推移で見ますと、平成9年度1,900億6,528万円から、19年度1,480億6,676万円と、22パーセントの減少であります。

また、この統計は平成18年度から年金所得者の課税対象が140万円から120万円へと引き下げられ、統計に加えられる人数が増加をしたことから、7,000万円ほど前年度に比べ増えており、それを差引き前年度までと同様な統計指標で推計をすれば、19年度も1,410億円程度となり、実に10年間で26パーセントも

の減少となります。この間の人口減少率は約10パーセントですから、市民経済の縮小や市民所得の減少がいかに劇的に進行しているかがわかると思います。

一方、国ベースで見ますと、財務省の民間給与実態統計調査によれば、10年前の1998年の給与支給総額は222兆8,375億円であり、統計直近の2007年は198兆1,473億円と、10年間で実に24兆6,900億円の減少となっております。アメリカのサブプライムローンの破たんにつながる金融危機以前、ついこの春までは、戦後最長の好景気が続いていると言われていたにもかかわらず、給与所得者の所得は10年連続で減り続け、10年で10パーセント以上も減少をしているわけであります。どうしてこういう事態が起きてしまうのでしょうか。

この間の法人企業の経常利益の推移を財務省の年次別法人企業統計調査で見ますと、2001年の小泉内閣発足時の28兆2,000億円から2007年度には53兆5,000億円とほぼ倍増しており、また、株主への配当金は、1999年の4兆2,206億円から2007年には14兆390億円と、3倍以上の増加であります。企業の内部留保や配当に給与所得者の減収分が所得移転したことになるわけであります。

しかも、この間、源泉徴収された税額は、2007年の約10兆円と1998年時と同額であります。OECD対日経済審査報告書2008年版、日本の法人税の項では、法人税を支払っている企業は全体の3分の1、上場企業では2分の1にすぎない。法人税減税には租税特別措置を削減するとともに、高い控除枠の引下げが必要と指摘しております。

またこの間、資本金1,000万円までの企業と10億円以上の企業の収益格差は4倍から24倍に広がっていたと言われております。特に給与所得者の収入の減少は、雇用者総数5,326万人のうち35.5パーセント、1,893万人にも上る非正規労働者の増加が起因していることは言うまでもありません。非正規労働者の8割が年収200万円以下と言われております。北海道新聞によれば、道内の非正規労働者の割合は、2007年で44パーセントにも上るそうであります。

このような中小事業者や給与所得者の所得の減少や不安定雇用の増大は、地方税収の減少や扶助費の増加につながり、地方財政を圧迫し続けております。そして、さらに追い打ちをかけるように地方交付税の減額であります。

本市においても平成16年、国の三位一体の改革により、5年間で29億円も削減されております。本市はこれまで市職員の削減や人件費の削減、使用料・手数料の見直しや市民サービスの一部カットなど、苦しい財政運営を強いられております。市民も市職員も限界にまで追い詰められている状況ではないかとさえ感じております。この10年間で、本市職員数は10年の2,293人から19年には1,799人と、22パーセントの削減、人件費は141億800万円から107億8,300万円と、24パーセントの削減であります。今定例会でも一部施設使用料の見直しが提案されておりますけれども、ほとんど財政効果が期待できないものであります。今後、どのような財政運営の展望を持っておられるのか、まずお尋ねいたしたいと思っております。

医療や年金といった社会の安全保障の根幹も、また揺らいでおります。今月1日の朝日新聞には、本年4月にスタートしたばかりの後期高齢者医療制度で、全国の地方自治体のうち72市区で保険料の滞納者が、本年10月時点で約20万6,745人もいることがわかったと報道されております。1年間滞納が続けば、病気など特別な事情がない限り、原則保険証の返還を求めるとなっていると聞いております。年金からの天引きが原則となっておりますけれども、年金額の少ない高齢者は口座振替や現金での支払となっております。こういう人たちが無保険に陥りかねない状況が想定されるわけであります。国民健康保険でも、親の保険料の滞納で、全国で3万3,000人の中学生以下の子供が無保険状態にあると最近報告されたばかりであります。本市ではどのような状況になっておりますか、お聞かせください。

また、そうした事態にどのように対処をされていかれるのか、お伺いいたします。

最後のセーフティネットと言われる生活保護も、直近の厚生労働省報告では、2008年5月概数では全国で112万4,855世帯と、1995年の約60万世帯からほぼ倍に急増しております。本市でも平成10年からの10年間で、2,629世帯3,940人から3,597世帯5,273人と増加をしております。保護費も72億8,400万円から84億3,300万円に増加をしており、そのうち4分の1を市財政が負担をするわけでございますから、今後予想される経済状況の急速な悪化を考えると、保護世帯の急増は、もはや自治体では支えきれないところまで追い込まれるのではないかと心配をするものであります。

さきの第3回定例会の予算特別委員会で少し触れさせていただきましたけれども、自治体の元市長や現役の県や市の職員、党派を超えた地方議会議員や大学、シンクタンクで構成をされましたNPO法人が、「地方自治自立へのシナリオ、国と地方を救う「役割分担明確化」の視点」という研究報告の中で、国と地方の二重行政を改め、補助金改革だけで1兆5,652億円のコスト削減効果が見込まれ、18兆7,000億円と言われる地方公共団体向けの年間補助金総額のうち、7兆8,261億円は廃止。廃止後には、地方に地方交付税や一括交付金として移譲できると分析・提言をしております。

道路特定財源の一般財源化に伴う地方への1兆円の地方交付税の配分を表明した麻生首相の発言も一夜にして後退し、どうやら道路整備など用途を限定した交付金へと変わるようであります。一国の首相の発言も、まさに朝令暮改、権威失墜であります。

そして定額給付金であります。2兆円といえば年間の地方交付税総額が15兆円でありますから、いかに大きな額か想像されます。札幌市ではおおむね230億円、本市でも21億円と推計されております。私は、この給付金が個人を対象にせず、交付金として自治体に支給されるべきと考えております。小規模事業者に対する融資保証枠の拡大や、自治体による市道補修などの小さな公共事業や失業対策事業、また、投資的経費などの財源のない本市にとっては、美術館、文学館の拡充整備と懸案である旧手宮線跡地との一体化による新たな観光拠点の創出など、その用途を市民議論にゆだね、官民一体となった事業など相当数が実現できるものと考えております。

いずれにしても、るる述べさせていただいたように、税の配分や補助金のあり方など根本的な国の制度のあり方の見直しを、具体的に地方から国に強く求めていくべき時期にまさに来ているのではないかと考えております。市長の御所見をお聞かせいただきたいと思っております。

次は、カジノ問題であります。

御存じのように、一昨年、自民党のカジノ・エンターテイメント検討小委員会がカジノ導入に向け検討を開始し、カジノの施行主体を地方自治体とし、運営を専門業者に委託。設置は全国で最大10か所、当面二、三か所に限って実施することなどとする基本検討案を示したことに端を発し、本市でも小樽商工会議所が、一昨年、カジノ・エンターテイメント特別委員会を発足させて、誘致に向け検討をされていると伺っております。さきの第3回定例会では市長も、先ほどの御答弁もそうでしたけれども、誘致に前向きな御答弁をされておりました。

しかし、私はなぜ私たちのまち小樽でカジノ誘致なのか理解ができません。小樽運河保存運動以来、市民の手によるまちづくりを旗印に、先人の残された貴重な歴史遺産を再生し、その落ちついたたたずまいを資源とし、全国有数の観光都市へと変ぼうを遂げ、水と緑と歴史のまちづくりを真っすぐに突き進み完成させていくことが、このまちを再生させる唯一の道だと信じて、今もその活動の中に身を置かせていただいている私にとっては、断じて認めがたいものであります。先般の本市観光都市宣言もそうした理念を推し進め、都市としての品格をより高め、多くの小樽ファンともいえる訪れる観光客と小樽市民が、このまちの歴史や自然や文化を通して交流をしていただくことが、小樽観光の質を高め、ひいては目指すべき滞在型観光につながっていく、そうした本市観光の目指すべき道を全国に向けて高らか

に示したものではありませんでしょうか。

カジノはと博であります。昭和25年、最高裁大法廷判決は、と博を罪とする理由をこう述べております。「国民をして怠惰浪費の弊害を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基盤をなす勤労の美風を害する。甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し、又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある」以上であります。私は国がカジノを合法化し、その財源を自治体に組み入れることを認めるといふなら、年間28兆円と、国民医療費にも匹敵する売上げを誇る世界最大の合法的なギャンブル産業であるパチンコ業界に、自治体が独自に課税できる仕組みを国に求めることのほうが合理的な判断ではないかと考えます。

ついでに申し上げておきますけれども、カジノ産業はラスベガスでわずか5兆円、アメリカ全土でも10兆円産業であります。

以上、市長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

次に、観光についてであります。

本年度上半期の観光入込客数が報告をされ、10年ぶりに400万人を割り込む結果となりました。一方で、外国人宿泊者数は人数、延べ数とも増加をしておりますけれども、アメリカ発の金融危機以降、対ドルでの円高以上にアジア通貨に対する急激な円高が進んでおり、近年、宿泊延べ数で1万人を超え、着実に伸びてきておりました韓国では、100円が800ウォン前半だったものが、昨日、今日の段階で1,600ウォンとほぼ半分の価値に下がっており、雪あかりの路に来ていただいているボランティアの皆さんも大変な思いをされていると聞いております。

アジア通貨の下落や日本経済の急速な縮小は、本市下半期の観光や来期の観光に大きな影響を持たらすのではないかと心配をしております。このようなときこそ足元を固め、次の展開に備えるときではないでしょうか。

堺町では観光プロジェクト推進会議が中心となり、営業時間の延長や商店街組織の立ち上げが議論をされていると承知をしております。堺町通りは北一硝子が石造倉庫を生かした3号館を出店されて以来、ガラスやオルゴール、クラフトの専門店街として、また、近年は菓子や昆布の専門店が加わり、風情ある歴史観光商店街として評価され、小樽観光の中心地としての役割を担ってまいりました。

一方で、近年はそうした風情のある専門店のはざまに、歩道の点字ブロックにまでせり出した露店や旗ざおなど、せっかくの風情のある景観を損なう店舗が目立ち始め、問題視をされるようになってまいりました。商店街として組織され、そしてそうした問題の解決にも取り組まれ、もう一度居ずまいを正した歴史観光商店街として発展されることを願うばかりであります。

こうした観光プロジェクト推進会議の皆さんの取組に対して、市としても積極的にかかわり、働きかけを強めていかれるものと承知をしておりますが、御決意をお聞かせいただきたいと思います。

観光都市宣言で示された時間消費型交流観光へのステップのためには、さまざまな滞在型ソフトの発掘や開発、ハード面では旧手宮線の整備や沿線の再生、天狗山の眺望やおたる自然の村公社との連携によるさまざまな体験型商品の開発、祝津、オタモイや港周辺の整備や客船ターミナルの整備など、短期・長期に実現されるべき課題が山積いたしております。私は本市観光の第2期の戦略を一度庁内で議論し、整理をした上で道筋を示されるべきと考えますが、御所見をお聞かせください。私は、本市経済の主要産業となった観光を産業として粘り強く育て続けていくことが、必ず本市の再生につながると固く信じております。

最後に、街路樹のせん定の見直しについてお尋ねをいたします。

日銀通りのプラタナスの並木は平成16年、日銀通り景観協議会との合意の下、それまでの強せん定が

ら、一部の余分な枝を整理する程度の弱せん定へと変更され、5月の連休には枝々に芽吹いた若葉の見事な並木道を再現しております。秋の落ち葉は、地先の方々の協力や市民ボランティアの清掃作業で目立つ苦情はないと伺っております。

本年も11月16日と23日の2日間、市民ボランティアや市職員の皆さんもボランティアで参加をさせていただいて、延べ80人程度で落ち葉の清掃が行われておりました。落ち葉は手宮公園で本市建設部建設事業課緑化公園グループが腐葉土にして利用されると伺っております。今回の清掃作業に龍宮通りのプラタナス並木も日銀通りと同様に弱せん定にできないものかと考えておられる地先の方も参加をされておりました。町会にもぜひ働きかけをしたいとお話もされておりました。

旭川市では、市民の集めた落ち葉を市で収集し、たい肥化しているそうであります。私はせん定のコストを下げ、その分を少額でも地先の町会に助成し、落ち葉を集めていただければ、苦情も町会で処理され、龍宮通りのプラタナスの並木や、小樽商科大学に続くナナマカドやカエデの並木などに広げていけるものではないかと考えております。本市の積極的な取組を期待しておりますが、御所見をお聞かせください。

これで私の質問を終わります。なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 山口議員の御質問にお答えいたします。

初めに、国の制度の硬直化と自治体の現状ということに関連しまして、本市の今後の財政運営の展望についてでありますけれども、今から7年前の2001年、国は今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針を発表して、以来、これまで主に財政再建を主眼に構造改革を推進してきております。多額の長期債務を抱える我が国全体の財政再建の必要性について異を挟むものではありませんが、この間、私ども地方が一貫して申し上げているのは、国の再建のために地方が疲弊しつつあるということでありまして、国から地方へ権限を移すとしながらも、いまだに基本的な財源フレームが描かれていない実情であります。御意見にもありました景気の後退等による中小事業者や給与所得者の所得の減少は、地方にとってより深刻な状況にありますので、しっかりと国において今後の経済対策については議論されることに期待いたしておりますし、あわせて真に自立した地方自治となり得るような財源の裏づけが確実に担保されるよう強く望んでいるところであります。

いずれにいたしましても、本市の将来の財政運営も基本的にはこのような安定的な財政基盤なくして明るい展望は描けないと思っておりますので、当面は地方交付税の復元・増額を要望するとともに、全国市長会などとも連携をしまして、これまでの地方の健全化の努力が無に帰することのないように、地方一般財源の充実確保について、さらに強く国に対して訴えてまいりたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度と国民健康保険における資格証明書の取扱いについての御質問でありますけれども、まず後期高齢者医療制度についてであります。保険料が滞納となり督促状を発送した方は、被保険者2万486人のうち、5期10月分で615件となっております。資格証明書の取扱いにつきましては、北海道後期高齢者医療広域連合において低所得者に配慮し、均等割額や所得割額の軽減の適用を受ける方は資格証明書交付の対象外とすることを検討しているところであります。

また国民健康保険におきましては、本年9月15日現在、小中学生のいる資格証明書交付世帯は17世帯であり、そのうち小学生が14名、中学生10名となっております。その後の実態調査では、現在13世帯が

解決済みでありまして、面会できない世帯が4世帯となっております。

資格証明書の取扱いにつきましては、一昨日の代表質問において新谷議員からの同様の御質問に対し、窓口において子供の受診の申出があった場合には、国からの通知に基づき短期証の発行に努めてまいりたいとお答えをいたしました。しかしながら、与党などにおいて、来年4月から資格証明書対象者である中学生以下に一律6か月の短期証を交付する旨の合意があったと昨日報道がありまして、また、国民健康保険中央会からの情報も受けましたので、早速内部で協議した結果、本市においては来年1月1日から、この内容と同様の取扱いをしたいというふうに考えております。

次に、国の制度のあり方の見直しを国に求めることでありますけれども、内閣府に置かれた地方分権改革推進委員会が昨年5月に示した「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」の中では、分権型社会への転換や地方の活力を高め、強い地方を創出、地方の税財政基盤の確立などの目指すべき方向性が掲げられているところでありまして、私といたしましても今後の地方分権改革におきましては、第1期地方分権改革や三位一体の改革など、今までの地方分権改革が積み残した課題を踏まえ、将来的にも安定した地方財政の確立や地域の自立に向けた取組が促進される改革がなされるよう期待しているところであります。現在、国において検討がなされている道路特定財源等に関する御意見もありましたが、地方にとって住民が必要とする事業は数多くありますので、先般、地方の自立につながる行政面での分権改革と、住民自治を可能とする地方税財政制度の構築の断行という強い決議を行った全国市長会などと歩調を合わせながら、引き続き国の制度のあり方の見直しなど、真の地方分権改革の推進について訴えてまいりたいと考えております。

次に、カジノの誘致に関連する御質問でありますけれども、カジノ誘致よりも、国にパチンコ業界への課税を要請して財源を得てはどうかということでもありますけれども、企業に対する課税は既に事業税として制度化されております。市といたしましては、訪れる多くの外国人観光客に小樽を楽しんでもらい、より多くの時間を費やしていただける一つのサービスの提供の素材として、カジノ誘致を考えてもいいのではないかと考えているところであります。

次に、観光問題についての御質問でありますけれども、初めに観光プロジェクト推進会議の取組であります。これまで推進会議においては本年10月に行った観光都市宣言の文案作成のほか、現在、観光基本計画の主要施策である時間消費型観光の推進に結びつくようなアイデア、特に夜の魅力づくりを重要項目に据えた具体的な検討を行っていただいております。こうした中で小樽観光が発展し続けるためには、本市の代表的な観光スポットである堺町地区の時間延長や商店街としての組織化が極めて重要であるとの認識から、それらの可能性について地先の主要商店の皆さんと意見交換会を行ったところであります。その席には商工会議所会頭、観光協会会長とともに私も参加いたしました。今後とも話し合いは継続されることとなっております。その実現に期待いたしております。

いずれにいたしましても、市といたしましては引き続き推進会議の提言等を踏まえながら、観光施策の推進や諸課題の解決に取り組んでいくとのスタンスに変わりはありません。

次に、観光施策を推進していくための戦略についてでありますけれども、観光基本計画においては、本市の観光振興を着実に進めていくための四つの主要施策と五つの重点地域を定めており、平成27年度までの10年間の計画期間の中で、短期的、中・長期的に戦略を持って取り組むべき課題があるとの認識は持っております。当面は即効性のある時間消費型観光、ひいては滞在型観光に結びつくような施策に取り組むべきとの考えから、さきの観光プロジェクト推進会議を中心に具体的検討に入っているところであります。今後、可能性や熟度が高いと判断した施策については、実現に向けてその方向性を明確にしたいと考えております。

最後に、街路樹のせん定の見直しと市民参加でありますけれども、街路樹のせん定は、地先の方々の落ち葉などに対する苦情や歩車道の建築限界の確保、標識・信号機の視界の確保などから実施しているものであります。特に成長の早いブラタナスについては毎年せん定を行わなければならない、回数を減らしてのコスト削減は困難であります。

なお、地先の方々の理解や落ち葉拾いなどの協力が得られる場合は、地元の意見を聞きながらせん定方法について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 18番、山口保議員。

18番(山口保議員) 1点だけ再質問をさせていただきます。カジノについてです。

私は小樽観光が、先ほども質問の中で述べましたけれども、多くの小樽を訪れていただいているリピーターの観光客の皆さんというのは、このまちの先人が残していただいた歴史資産を再生させた、そうした小樽のまち並みに対して、非常に落ちついたたずまいでふるさとのようだと、そういうふうにおっしゃって来ていただいているわけです。そうした雰囲気の小樽ブランドというものを形成しているのだと私は思っているわけです。雪あかりの路に毎年いらっしゃるお客さんもいらっしゃるわけですが、そうした小樽の持っている特性、私はそういうものとカジノといういわゆる博遊興です。いくら落ちついたヨーロッパ型のカジノとおっしゃっても、カジノはなにせと博なのです。いずれにしても諸問題がたくさんあるわけです。そういうものと相入れるかということ、私は入れるとは絶対に言えないのだと思います。

そういうことも含めて、私は慎重に、いずれにしてもこれは市が関与するわけですから、検討をいただきたいというふうに思うわけです。いずれにしても、我々が一生懸命築いてきたこの小樽のまちのアピールできるイメージを一気に崩すようなことをすれば、私はどちらもだめになります。そういう認識を持っておりますので、よくよく検討をしていただきたい、それも含めて再度御答弁をお願いをさせていただきます。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 今、商工会議所を中心に議論しましょうというふうになっています。これはもうとにかくいろいろな問題点がたくさんあるのしょうから、そういうものを全部出し合って、それをどう解決していくのか、解決できるのか、そういうものを出し合って市民合意を得ていきたいというような考え方で進めたいと言っていますから、今すぐ明日からどうするという話ではありませんので、じっくり議論して結論を出したほうがいいというふうに思っています。

議長(見楚谷登志) 山口議員の一般質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時50分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行いたします。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 質問に入る前に、先ほどの山口議員への答弁に関して一言述べておきます。

国民健康保険料滞納世帯の子供に保険証を発行すべきと要求した8日の我が党の新谷議員への答弁と今回の山口議員への答弁で、大変大きな違いがあります。山口議員と新谷議員の質問との間に、この間2日間の時間差があるとはいえ、政府・与党の動きに関しては既に伝えられていたことでもあります。政府・与党の正式決定を待つまでもなく、市長はその方向はわかっていたはずであります。全国の数多くの自治体でも、独自判断で小学生、中学生への保険証発行に踏み切るとい自治体が多く出ていました。それをあえて、今回、与党議員への答弁の場をかりて、市長の態度変更を表明するやり方は、公明正大なやり方とは言えません。今後そのようなことのないように、最初に注意しておきます。

それでは、一般質問を行います。

本格的な雪の季節がやってきました。最初に平成20年度除雪体制について伺います。

まず、六つのステーション別に大枠で結構ですから、その除雪の対象区域、共同企業体名、除雪路線総延長についてお聞かせください。各共同企業体との委託契約に当たり、請負金額の算出はどのような基準で積算されるのか、その主なものについて説明願います。

契約書第18条、請負代金額の変更の規定では、共同企業体側が増加費用を必要とする場合、双方の協議で定めるとされています。平成17年第3回定例会の予算特別委員会で、私は当時の契約で特に仕様書に明記されていた設計変更のあり方の改善を求めました。つまり、過去5か年間の平均降雪量に対してプラスマイナス20パーセントを超えた場合、上乘せあるいは減額変更がされるという契約でありました。その年は大変な豪雪被害が発生した冬でありました。しかし、不思議なことに、降雪量は市の降雪量資料によりますと、逆に統計をとって以来、下から2番目に少ないという推計値で記録され、これを基にして豪雪であるにもかかわらず、設計変更に該当しないとされた問題が生じた年であります。質疑のやりとりが何度となく予算特別委員会で行われました。最後に答弁に立った助役は、検証する必要がある、このように答弁し、改善方を約束されましたが、御記憶にある方もいらっしゃると思います。今年度の契約書第18条は、請負業者の経営を守る点でも大事な規定だと思えます。業者側が必要とする場合とは、具体的にどんな場合を指すのかお示してください。

除雪内容についても何点か伺っておきます。

新雪除雪の場合です。2種路線で、通常の場合、車道除雪の出動基準と作業時間はどのようになっているか、お尋ねします。

拡幅除雪です。市民から苦情や疑問の声が寄せられてはいないでしょうか。あればお聞かせください。わかりやすく例えて私の住む周辺のこと話をいたします。オタモイ南ヶ丘団地では、隣接する有沢団地を含めて、ロータリによる拡幅除雪は入りません。拓北団地には、さきの冬1回だけあります。しかし、同じく隣接するパークシティ幸では、除雪11路線の半分にロータリ除雪が入り、そのうち幹線道路とはいえ2種路線ですが、実に7回も入っています。なぜこうした極端な違いが出るのか、御説明いただきたいと思います。

この疑問は市内全域を見た場合にも生じます。例えば第3ステーション、桜、朝里、新光地域に比べて、なぜ第4ステーション、銭函、桂岡地域が約4倍ものロータリ出動になっているのか。今年度の出動基準、作業方法は果たしてこうした市民の疑問に答えるものになっているのかどうか、お答えください。

置き雪対策についてです。平成19年度の試行の実績とその評価をどのようにされているのか、お聞かせいただきたいと思えます。アンケートや除雪懇談会などで市民や町会からどのような意見が出されていたのでしょうか。お聞かせください。

除雪問題の最後は、市の除雪路線でありながら、実施されていない路線の状況についてです。この問

題は、8年前に私が取り上げて以来、この間、例えばオタモイ地域などでは、一部改善が見られていますが、現時点で除雪路線水準別に未実施の路線延長は幾らになるのか。そして、今後の総合除雪体制の中で、改善に向けた取り組み方向について伺っておきます。

さて、私の残された時間の範囲で、整備新幹線問題について伺います。

まず、政府・与党の新幹線整備の基本条件について伺います。

第1に、安定的な財源見通しが確保されていること。第2に、収支の採算性があること。第3に、投資効果があること。第4に、JRの同意を得ること。そして第5に、並行在来線の経営分離、つまりJRの撤退ですが、これについては沿線自治体の同意が必要であること。この五つが基本条件だと言われています。第1の財源見通しから第4のJRの同意まで、財源、採算性、JRの同意、投資効果、わかりやすく説明をいただきたいと思います。

財源見通しについて言えば、既着工5区間分では、当初建設費が4,100億円増の約3兆9,900億円に膨らんだと伝えられています。既に平成16年の申合せに基づき、29年度までの財源、公共事業関係費、前倒し活用を含んだ既設新幹線譲渡収入、地方公共団体負担分、これらはすべて使いきっている状態にあります。国土交通省はこのほど、8月試算額の約倍に当たる6,000億円まで建設財源が確保されるとしました。しかし、これ自体、開業済み3区間の剰余金の水増し、さらには今後のさらなる建設費の増などを考えると、早期着工3区間で2兆円以上と言われる建設費、既に今朝の朝日新聞では、この建設費については2兆円でなく2兆5,000億円と報道されています。この建設費は到底賄えないと思うのですが、いかがでしょうか。

財源見通しに関してもう一点、当市負担分についてです。概算で結構ですから、示してください。あわせて、新駅建設に付随する駅周辺の各整備事業とその事業費の概算額及びだれが負担するのかについても伺っておきます。

基本条件5が大事な問題です。そこで伺います。新幹線の整備は、在来線からのJR撤退が前提になっています。では、この並行在来線の経営分離区間は一体だれが決めるのか。だれが沿線自治体の同意を取りつけるのか。そして、関係自治体は同意、不同意を決める際に、住民の声はどのような方法で反映されるのか。この点についてお聞かせください。

御承知のように、昨年の第4回定例会において、北海道新幹線の建設促進を求める意見書が、自民、公明の賛成多数で可決されました。これをめぐって不可解な動きがありました。実は議会内最大与党である自民党から我が党に対し、この意見書を緊急かつ全会一致で上げたい旨の申し入れがありました。その際、要望項目では、JR撤退が前提になっていること。このままでは、我が党としては協議に入れないこと。函館本線・並行在来線はJR直営で残す、この1項目を追加するように提案しました。結果、同項目を4番目に追加挿入をした意見書案が成文化され、再度協議の申し入れがされたという経緯があります。我が党は当然協議の用意ありとの立場を表明しました。後日、これが御破算になってしまいました。公党間のいわば公的な協議が、いとも簡単にほごにされてしまったわけであります。どんな力が働いたのか、実に不可解であります。このことに関して、市長、理事者側の関与があったのかどうか、念のため伺っておきますので、慎重にお答えください。

時間の制約がありますから、以下、具体的に何点かお尋ねします。

まず、新函館 - 札幌間の並行在来線とは、どの路線を指すのか。始点から終点まででお答えください。あわせて、JRの経営分離区間、つまり撤退区間ですが、市民に明らかにされる時期についてもお聞かせください。中でも、現時点で最も心配される区間は、1日に上下35本の列車が運行されている長万部 - 小樽間ではないでしょうか。そこでお尋ねします。

まず第1に、長万部 - 小樽間の利用状況です。1日当たりの乗降客数、そのうち通勤、通学、通院など利用動向についてもぜひお示しいただきたいと思います。整備新幹線建設後に、最初に第三セクター化されたのは、長野のしなの鉄道であります。ここを例にお尋ねします。仮に長万部 - 小樽間がJR撤退の対象路線になり、第三セクター運営会社へと移行しなければならない場合、JRからの鉄道資産の譲渡価格、しなの鉄道を例にどれくらいと予想されるでしょうか。しなの鉄道の運賃は、管内JR鉄道運賃と比較した場合に、おおよそ25パーセントの割増し運賃になっています。こうした運賃値上げなどによってさえ、経営は困難を極めています。たとえ決算上黒字の年度があっても、そこには第三セクターの母体である各自治体からの持ち出し負担、これが増えているのではないのでしょうか。経営状況、自治体出資分、経営収支に関する負担状況などについてお答えください。

期成会など新幹線推進団体、建設促進団体に関し、心配な点についてお尋ねします。各種団体等には、新幹線駅の設置が予定されている自治体はもとより、他のすべての関係自治体、議会、経済組織の代表などで構成されています。新駅は設置されない、その上、在来線の廃止さえあり得る、こうした自治体関係者、何よりもそこに住む住民の声は、どのように酌み取られているのでしょうか。これが心配です。言うところの温度差はないのでしょうか、お聞かせください。

九州長崎ルートでの一点突破を受け、現行スキームの事実上の見直しなど変化が生じています。例えば長野県であります。本年度の議会答弁において、並行在来線はどんなことをしても残したい、このように知事は答え、続けて並行在来線の持つ意味、役割及びしなの鉄道で大変苦勞した長野県の経験を踏まえ、並行在来線を存続させるために、合理性、安定性、公平性という観点から、現行のスキームの見直しが必要だ、このように述べた上、地方とJRの双方が協力し、国の十分な支援の下で、引き続き存続経営するという方向性を提案している、このように議会で述べています。また、中心をなす長野市の市長は北陸新幹線市町村協議会の総会場で、存続以外の選択肢は100パーセントあり得ない、このように強調されていました。しかるに、北海道はどうか。我が小樽市はどうかであります。このままの取組では、政府・与党合意のままに進んでいくし、管内の生命線である函館本線からJRは当然のように撤退していくこととなります。この問題、つまり函館本線がどうなるか、全く示されない。情報が市民、住民に提供されない、沿線自治体や住民の議論もないまま、ただやみくもに一刻も早く延伸、これだけでは道民、市民の納得は得られません。今日、新たに新幹線を建設していこうという状況の下で、新幹線問題の核心は、すぐれて並行在来線をどのように残していくのか、この点にあるのではないのでしょうか。小樽には山もあり坂もあり海もある。まちのそここでは、歴史が顔を出し、ロマンあふれ、暮らしが懸命に息づくまちであります。同時に、この小樽は鉄道のまちであります。北海道の動脈、函館本線を支えてきたと自負するまちであります。在来線函館本線は何としても守り抜く、この賢明な態度表明を期待しつつ、一般質問を終わります。

なお、再質問は留保いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝麿市長登壇）

市長（山田勝麿） 古沢議員の御質問にお答えいたします。

平成20年度の除排雪体制についての御質問でありますけれども、初めにステーション別の対象区域、企業体名及び除雪路線延長でありますけれども、第1ステーションの対象区域は蘭島から長橋4丁目、5丁目までの区域で、請負共同企業体は協誠・みかみ外2社共同企業体、除雪路線延長は約101キロメー

トルとなっております。第2ステーションは稲穂、入船から松ヶ枝、天神までの区域で、嶋田・創建外2社共同企業体、約77キロメートルとなっております。第3ステーションは桜、朝里、新光区域で、鹿島・建友外1社共同企業体、約111キロメートルとなっております。第4ステーションは張碓から星野町までの区域で、小田・丸進外1社共同企業体、約72キロメートルとなっております。第5ステーションは手宮から祝津までの区域で、日道・三景外2社共同企業体、約60キロメートルとなっております。第6ステーションは緑及び市内中心部から海側の区域で、秋津・和田建外4社共同企業体、約67キロメートルとなっております。

次に、設計の積算基準でありますけれども、北海道土木部積算基準を準拠し、道路除雪については、担当地域の除雪路線種別ごとの延長と過去のデータに基づく施工単価を採用し、排雪作業については過去のデータに基づく処理量及び施工単価を採用して設計しております。

次に、契約書第18条第3項の共同企業体が増加費用を必要とした場合についてでありますけれども、設計図書に示された数量や施工内容などが実態とそぐわない場合や業務の中止などから、請負金額に変更を生じた場合は、共同企業体側から協議を申し出ることができることとされております。

次に、新雪除雪における2種路線の出動基準と作業時間ですけれども、連続した降雪で出動時に降雪量が15センチメートル以上を超えることが見込まれると判断し、除雪作業が必要なときとなっております。また、作業時間は一般的には通勤、通学に間に合う午前7時に完了することとなっております。

次に、拡幅除雪に対する市民からの苦情や疑問でありますけれども、ロータリによる拡幅除雪を行った際、地域の空き地などの雪捨て場に通じるスロープが削られ、段差が生じ、ママさんダンプでの雪投げができなくなるなどの苦情があります。また、疑問の声としては、自分の団地内道路がなぜ他の団地よりも拡幅除雪の回数が少ないということや、作業に入る時間がなぜ遅いという声があります。

次に、拡幅除雪の地域による回数の違いでありますけれども、除雪の基本はかき分け除雪としておりますけれども、かき分け除雪で有効幅員の確保が難しく、交通確保が困難と判断したときに、ロータリによる拡幅除雪を行っております。このことから、地域ごとの降雪状況や道路幅員の違い、さらに周辺に空き地があるなど、それぞれ路線に特性があることから、拡幅除雪の回数が異なる状況となっております。

次に、市民の疑問に答えられる除雪作業についてであります。地域の意見や道路パトロールによる道路状況の把握を行い、地域に即した作業を行ってまいります。

次に、置き雪対策の試行実績とその評価であります。昨年度の実績は五つのステーションで76世帯で実施しました。昨年度は1年目であり、サンプル数が少ないことから、市民の要望を的確に把握、判断することが難しいため、2か年の試行終了後に評価したいと考えております。

次に、置き雪対策の試行世帯の意見は、玄関前の間口を二、三メートル除雪したことについて、60名中30名が満足しているという意見がありました。また、対象者の条件として、65歳以上の除雪が困難な世帯、又は身体に障害を持ち、除雪の困難な世帯としたことについては、59名中47名がよいとの意見がありました。さらに、費用負担については、57名中38名が全額負担又は一部負担してもよいという回答がありました。次に、市民対象の懇談会では、置き雪対策よりは、全体の除排雪の水準を上げるべきとの意見や、対象世帯を町会で推薦するのは難しいなどの意見がありました。

次に、除雪路線で未実施の道路延長でありますけれども、1種路線で0.3キロメートル、2種の3、1.7キロメートル、3種の4が0.9キロメートル、3種の5が12.2キロメートルで、合計15.1キロメートルとなっております。

次に、地域総合除雪体制の改善に向けた今後の取組であります。地域間格差の解消や効率的な凍結

路面对策を行うため、道路パトロールの強化に努めることや高齢者や障害者に対する置き雪対策の試行を行っていきたいと考えております。

次に、整備新幹線についての御質問でありますけれども、初めに平成12年の政府・与党申合せの整備新幹線の取扱いについての基本的な考え方がありますが、安定的な財源見通しの確保とは、新たな着工を行うに当たっては、公共事業のあり方について、効率化や重点化などの観点から見直しが進められているので、しっかりと安定した財源見通しを立てるというものであります。

次に、収支採算性と投資効果とは、新規着工の際に、これらについて十分吟味すること。また、JRの同意とは、当該路線について新幹線を建設すること、新幹線を運行することについて確認するものであります。

次に、建設財源の見通しでありますけれども、先月の与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームの会合で、国土交通省が新規着工区間の3区間に充てられる財源を5,100億円から約6,000億円とした試算額を提示しましたが、この額では当然北海道を初めとします3区間の総事業費には不足しているものであります。

次に、新幹線と駅周辺整備事業に係る市の財政負担でありますけれども、新駅舎、鉄道施設などは、本年度予定されております駅部調査などを基にして今後検討されていくこととなります。このようなことから、現時点では、建設費の当市負担分を試算できる状況にはございません。また、駅前広場など駅周辺の整備につきましては、一昨年に駅周辺整備構想という形で示しましたが、各施設の事業主体がどこになるかということも含めて、関係機関などと協議しながら具体的な整備内容を整理していかなければならないことから、これにつきましても建設費を試算する段階には至っておりません。

次に、並行在来線の経営分離についてでありますけれども、現行のスキームでは経営分離区間は政府・与党の検討委員会で区間ごとに収支採算性や用地確保などの見通しを確認した上で、工事実施計画の認可前に確定されます。なお、沿線自治体の同意やJRの同意については、国土交通省が確認するものと伺っております。

また、住民の声の反映につきましては、あくまでも認可着工後になりますが、地域住民の足を確保することを前提に北海道が中心となって沿線自治体に参加して、地域の公共交通機関を検討する協議会が設立されると伺っておりまして、その中で話し合いがされていくものと考えております。

次に、昨年の第4回定例会での意見書案修正にかかわる市側の関与ということでありまして、そのようなことはございません。

次に、札幌延伸に伴う並行在来線についてでありますけれども、JRからの経営分離区間につきましては、当該区間の工事実施計画の認可の前に、国土交通省から示されるものと伺っておりまして、したがって認可が決定していない新函館 - 札幌間につきましては、どの時点で公表されるのか、明らかにされておられません。

次に、長万部 - 小樽間の1日当たりの乗降客数と利用動向でありますけれども、JR北海道に照会しましたところ、有人の駅につきましては、1日平均の乗車人数は公表しておりまして、平成19年度の長万部 - 小樽間では、小樽駅が8,640人、余市駅が680人、倶知安駅が520人、ニセコ駅が130人、蘭越駅が100人、長万部駅が230人です。なお、小樽 - 長万部間の乗降客数や利用動向につきましては、把握をしていないとのことでありました。

次に、仮に長万部 - 小樽間が第三セクターに移行される場合の鉄道資産の譲渡価格につきましては、JRに照会いたしましたところ、試算はされていないとのことでありました。

次に、並行在来線の第三セクター運営会社の経営状況と第三セクター母体の各自治体の負担でありま

すけれども、しなの鉄道では、県が鉄道資産購入費相当分の貸付金の債権を放棄したことなどによって、単年度黒字が実現しましたが、依然として厳しい経営状況が続いていると承知しております。

次に現在、しなの鉄道が公表している出資額と出資割合につきましては、長野県が17億8,200万円、75.36パーセント、長野市など9市町の合計が3億5,200万円が出資割合は14.91パーセントとなっております。

3点目の経営収支に関する負担状況等につきましては、先ほど話しました県の債権放棄はありましたが、市町においては、各年度の経営収支に伴う負担はしていないと伺っております。

次に、新幹線の建設促進活動を行う各自治体や住民の声は酌み取られているか、あるいはまた温度差はないのかという御指摘でありますけれども、確かに管内には地理的に新幹線の駅から比較的離れている町もありますが、新幹線の開業による観光客などの交流人口の拡大はさまざまな波及効果をもたらし、後志の活性化に大きな役割を果たすものと期待をして、管内の全市町村と民間団体が期成会に参加し、昭和47年の設立以来、36年間ともに新幹線誘致活動を続けておりまして、今後も一致団結して要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、札幌延伸に伴う函館本線の存続についてでありますけれども、この問題につきましては、今後札幌延伸の工事実施計画などの手続が進められていく中で、北海道や沿線町村、JR北海道などと話し合いをしていかなければならないと考えております。先ほどもお答えしましたとおり、現段階では並行在来線としてJRから経営分離される区間が決まっておりませんので、小樽市の立場といたしましては、現在の線路は残していただきたいと考えているところであります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 除雪の問題は1点だけ、詳しくは所管の委員会でお尋ねしようと思っておりますが、新雪除雪の場合の作業時間ですが、一般的にというふうに市長はお答えになりました。実は広報おたるでは、これを原則というふうに表現しています。原則午前7時、市長は一般的に午前7時というふうにお答えになりました。それで、要するに一般的であれ、原則であれ、特別の場合を除けば、こういう形容詞は必要がないのです。7時以前に終わるという契約内容ですから、この点はぜひ確認していただきたいと思っております。作業時間は午前7時前に終わるといふことですね。

そこで、若干関連しますけれども、これも実際に暮らしている周辺で感じている点ですから、参考までに紹介をしながらぜひお答えいただきたいと思うのですが、昨年一冬私が住む住宅群周辺では、例えばパークシティ幸が幹線道路部分で除雪出動が15回されています。2種路線です。その他路線で8回ないし10回程度。それから私の住むオタモイ南ケ丘、ここもやはり8回程度。ところが、その隣になる拓北団地、有沢団地というところになりますと、実はこの午前7時までに作業時間が終了するという状態になっていない。日中に入る。しかも入っている回数は4ないし5回程度、こういうふうになっているのですが、先ほども触れましたけれども、それではこういう拓北団地などで行われているような日中の除雪、これが常態化して何年も続いている。仕様書施工基準の下になぜこのような違いが生じるのだろうか、この点だけは聞いておきたいと思っております。

新幹線です。もし手元にお答えいただける資料があれば、最初に着工区間である新青森 - 新函館間の建設費の問題、2003年の当初計画額が幾らで、今春2008年4月段階で見直しがかかっている建設費は幾らになっているか、これが一つです。仮に新函館 - 札幌間の建設費を示されているように約1兆800億円として考えた場合、北海道の負担は約3,600億円です。うち起債が90パーセント、交付税措置が2分の1、このほど2分の1から7割、50パーセントから70パーセントの範囲でというふうに扱いが変わったよう

でありますけれども、これはまれには70パーセントに近づく場合があるけれども、通常は2分の1というふうに読み替えたほうがいい措置だと思えます。しかし、これを示されているのを満額見込んだとしても、3,600億円のうち少なくとも1,400億円から2,000億円、この建設費が北海道の負担分として必要になります。しかし、これは平成15年の当初計画1兆800億円ですから、建設費の経年増、膨張が心配されてきます。既に先ほどお尋ねしたように、朝日新聞では2兆円が2兆5,000億円というふうに今朝報道されているわけですから、しかもJRの在来線、函館本線からの撤退後、第三セクターによる鉄道維持となれば、その用地、鉄路、駅舎など鉄道施設の取得に巨額の費用が必要になる。運営会社設立に向けて出資などが必要になる。さらに、第三セクター鉄道の既に先行している例を見るまでもなく、経営が大変だ。場合によっては、穴埋めを自治体がしなければならなくなる。こういうことが容易に想定されるにもかかわらず、今、国の財源は水増しした上で約6,000億円といっていますけれども、その先は一步も出ません。こうした状況が言うに及ばず、北海道や小樽市を含めた市町村の財政負担について概算といっても示すことができない。現状では、いわば白紙の小切手を出せと、これを迫っているような無謀な計画、そういうふうに言われても仕方がないのではないのでしょうか。市長の見解をこの点では再度お伺いしておきたいと思えます。

長野県佐久市があります。私ども議員団でここにある総合病院を視察した機会がありまして、その際に、新幹線佐久平駅を利用いたしました。広大な空き地にこつ然と新駅がつくられる。周辺の整備が進められたと、そのように思われました。佐久平駅周辺には生活感が薄く、違和感さえ感じました。この佐久平駅の建設に伴って、佐久市の地元の負担額、同時に一帯原野らしかった広大な空き地を周辺整備をしたわけですから、整備事業やそれぞれの事業費などについて、手元に資料があれば、お示しいたきたいと思えます。

それから、一言言っておきますが、昨年第4回定例会の意見書との関係で、市長は関与なしと明言されました。そうしますと、よく議会のやりとりで出てくる消去方式というのですが、賛成したのが自民、公明だけです。4項目めに成文化されたやつが、消えたやつに賛成したわけです。行政側の関与がないとすれば、どんな力が働いたのかというのは、おのずからわかってくるのだというふうには私は理解をします。これは質問ではありません。

住民の合意の問題で、これは看過できない。報道機関では北海道の新幹線に関しても、各種の世論調査が行われています。例えば北海道新聞、今年の年明けに1度やっていますし、最近では4月23日付けの報道で世論調査の結果が示されていました。新幹線は必要ないと答えたのが53パーセントです。必要だと答えたのが46パーセント。この傾向は札幌市に限っての世論調査においてもほぼ似通った傾向を示しています。私は札幌の場合は、大きく必要だというふうには答える人が多いのではないかと思ったのですが、傾向としては札幌市においても同じでした。基本条件の五つ目に挙げていた沿線自治体の同意が必要だとの関係において、こうした道民世論を市長はどのように受け止めておられるか、お答えください。

長崎ルートの問題です。JR長崎本線の経営分離が問題になりました。肥前山口から諫早の間だったと思いますが、この沿線に鹿島市と江北町など幾つかの自治体が存在しています。中でも鹿島市と江北町は自治体ぐるみで、住民ぐるみで、経済界ぐるみで、とにかくありとあらゆる組織を挙げて、JR長崎本線、肥前山口から諫早までを残さないのであれば、新幹線は要らないという運動を何年も続けたのです。新幹線建設促進の期成会ではなくて、JR長崎本線を残せという期成会の運動を何年も続けたのです。そして、このほどこうした鹿島市や江北町の皆さんの大方は不満でありましようけれども、実は新聞報道によれば、長崎県と佐賀県、これにJR九州の3者で実は合意がされた。長崎本線肥前山口 -

諫早間の路線は県が買い取る。もう一つ、新幹線開業後のJR九州は20年間全線運行を保証する。こういう内容で合意したというのです。で、これを受けて先ほどお尋ねした長野あたりでは、県知事や沿線自治体の首長などの態度が大きく変わってきたのかというふうに思うのですが、こうしたいわば頭越しに沿線自治体の合意が必要ないという、ある意味では新しいスキームの下で実は長崎ルートに手が入るといったことになりました。いわば、こうした状況について、市長の感想を聞かせていただければありがたいと思います。

それから、私は並行在来線とのかかわりで、大きな疑問があります。新青森 - 新函館間で、なぜ江差線が並行在来線になるのだろうか。五稜郭から木古内、木古内から江差はどうなるのだろうか、いろいろ疑問が出ます。この在来線というのは、実は一体どこでどの時期に決められるのかというのは、これは沿線自治体住民にとっては、大きな関心事というか、心配事であります。ですから、今、五稜郭 - 木古内間での利用状況、動向調査が実施されているというふうに、今年度から調査が入りました。場合によって第三セクター、もしくはバス転換、こういったことが検討されるようですけれども、後先が逆ではないかと私は思うのです。JR函館本線がなかったとすれば、どれだけの経済的影響を小樽市は受けるか、市民は受けるかということをきちんと調査を事前にして、そしてJR側が撤退しても心配のないあり方、スキームを住民の前に明らかにして、新幹線問題というのならわかります。先ほど聞いたように、とにかく白紙の小切手を出しなさいと。まずは建設だといって、それで押し切ろうとする。そして、建設が決まった後、おっ取り刀で調査をしましょうというのは、全く後先逆だと思うのです。先にぜひそういう問題を小樽市としても調査をしていただきたい、そのことをお願いしたいと思います。

再質問の最後です。本年の第3回定例会の予算及び基本構想特別委員会で、民主党・市民連合の斎藤博行委員の質問に対する答弁で、市長は小樽 - 札幌間はぜひ存続ということで強力に推し進めていく、このように答えています。この立場に変わりはないのか、念のためお聞かせください。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝麿） 初めに、新青森 - 新函館間の建設費ですが、これは総務部長のほうからお答えします。

それから、この計画が無謀な計画だという御指摘ですね。無謀な計画かどうかはわかりませんが、基本的には北海道から鹿児島まで背骨をつくろうという大きな計画ですから、その全体が一進に進んでいるわけではなくて、部分的に進んできているわけで、北海道が一番遅れているといいますが、そんな状況ですから、これからいろいろな問題が整理されていく、我々も細かい情報を全部いただいているわけではございませんので、的確にお答えできるかどうかわかりませんが、基本的にはそういう関係で進んできましたので、具体的に着工のゴーサインが出れば、いろいろな問題が出てきまして、いろいろな試算もしていくと、こういう状況になるのだろうかというふうに思います。

それから、佐久平駅の関係も、総務部長のほうからお答えします。

それから、住民合意の関係で、道民世論をどう受け止めているかというお話ですけれども、北海道商工会議所連合会、札幌商工会議所ですが、この皆さん方が署名活動をやって50万人の署名を持って国土交通省へ行ったというふうには聞いております。一番北海道が問題なのは、よその県と違いまして、よその県は、1本の線路でもって県が三つも四つも五つもあるのです。それで、北海道から行くのは北海道知事一人だけということで、いつも我々が行けば、北海道は熱意がないという話になってしまうのですけれども、確かに、函館から札幌までの沿線の首長がみんな我々も札幌市長を先頭にして行くのです

けれども、それ以外の例えば旭川であろうが、釧路であろうが、そういったところは全然そういう運動がないのです。北海道市長会としては要望活動をしますけれども、よそのまちでは全然要望活動をしていませんから、他県から見たら北海道はやはり熱意がないのだというようなとられ方をしています。したがって、全体として道民の世論もその影響で少ないのかという感じはしますけれども、やはり北海道新幹線は、今、新函館までやっていますけれども、函館でとまってしまったのでは、全然新幹線の効果がないと言われていて、これは延伸しなければ、効果は発揮できないと言われていて、青函トンネル自体が、これはJR北海道の所有だそうで、かなり老朽化してきているというのです。ですから、早く新幹線を通して利用料金を上げなければ、青函トンネル自体も危ないというふうに言われております。したがって、一日も早い北海道新幹線の札幌延伸が必要だというふうに我々は理解しております。

それから、長崎の感想というお話ですけれども、確かに他の2線と比べまして、北陸、北海道と比べまして、長崎は大分出遅れたということになりましたけれども、今、足並みがそろったようですけれども、今そういった並行在来線の問題がネックにあったのだらうと思っています。ですから、この問題ももちろん大きな問題だらうというふうに思っています。

それから、並行在来線の問題、木古内の関係はちょっとわかりませんが、詳しく聞いていませんけれども、これは全部こういったものをクリアしてから話を進めるというのではなくて、いろいろな問題を同時並行で進めていかなければならない問題だらうと思っていますから、一つ一つ物が解決していけば、次の段階というふうな順番があるのだらうというふうに思いますので、そういったことでひとつ御理解願いたいと思います。

それから、小樽 - 札幌については、これはもう私から言わせてもらえば、なくなるのはちょっと考えられないような感じがしますので、これはぜひ小樽市の立場としては、これは確実に残してもらうように要望していくと、そういうふうに思っています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 総務部長。

総務部長(山崎範夫) 最初に、新幹線の新青森 - 新函館間の工事費の見直しの関係でございますけれども、2003年時点の計画額4,700億円から900億円上乗せをされまして、2008年には5,600億円となったというふうに承知しております。

それから、長野新幹線の佐久市の関係の御質問がありましたが、佐久平駅という新駅ができて、平成9年に開業をしておりますが、当時の本体工事、これは駅舎、鉄道施設等ですが、それに伴う市の負担額としては4億3,200万円、その他駅前広場等の市の負担額として7億8,900万円ほどあったというふうに承知をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 建設部長。

建設部長(嶋田和男) 古沢議員の再質問にお答えします。

除雪問題では除雪の作業時間のお話でした。あくまでも私どもは通勤、通学に影響のない午前7時までに完了するというで動いていますので、御理解をいただきたいと思います。

もう一つ、例示のありました団地によっては朝7時までには終わっていないというお話でございますけれども、小樽市内でこの例示以外の団地の中でも、さまざまな条件があって、それに沿わないところがあります。たまたま例示の団地については、平成12年当時に、その当時の町会長との話合いの中で、時間を遅らせてもいいというお話もあってこのようにしてございますけれども、今回、新たに早い時間という御要請もございましたので、もう打合せをさせていただきますので、町会の意見を十分聞いた中で対応

したいというふうに考えてございます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

21番(古沢勝則議員) 除雪の問題は、町会の役員から昨晚そういう報告を私はいただいていますから承知はしています。そもそも7年も8年も前に亡くなっておられる町会長との話合いで、日中に入っていいということになったから、ずっと続けていたということは、問題ではないかというふうに私は思ったのです。契約書にはどこにも出てこないわけですね。だから、そんなことがほかにもあるというふうにおっしゃいましたから、それはぜひ解決、改善していくべきだと思います。これは意見ですから、答弁は必要ありません。これは建設常任委員会のときに、また時間があればお尋ねします。

それで、新幹線のほうです。

わずか5年で、新青森-新函館間の建設費が2割増しになりました。ですから、これはもっと増えていくだろうと思うのです。ですから、2兆円が2兆5,000億円という朝日新聞の報道もあながち根拠のないことではないと、私は今朝新聞報道を見て、そういうふうに思いました。2兆5,000億円が3兆円、あるいは当初の計画の倍になって4兆円になるかもしれないという、とてつもない大きなプロジェクトが、新函館-札幌間の新幹線建設事業、その3路線の一つとして組まれているということになります。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、佐久市の場合をお答えいただきました。佐久市はお答えいただいた以外に、あそこの周辺を新駅周辺の整備を区画整理事業を導入してやっているのです。これだつて市の負担になりませんか。ですから、これらを入れると、佐久平駅の建設と周辺整備で約100億円弱かかっているのです。そうしますと、小樽市の場合は天神と言われているから、周辺は住宅地です。ですから、そうしますと、用地取得、移転補償など、いわば原野、空き地に駅をつくるのとは違ったそうした費用負担というか、そういうものが想定されてくるということは、当然あると思うのです。ですから、そういうことと比較をして佐久平駅では約100億円ぐらいかかったと。ほかの駅になったら、またかかり方が違います。事業の立て方が違ったりしますから。ですから、例えば佐久平駅がそうです。それでは、平成26年に開業が予定されている同じ長野の飯山市、例えばこういったところの例なども参考にして、小樽もいよいよ大詰めに入ってきているというこうした事業内容に伴う概算事業費、おおよそというふうな形でもなぜ示すことができないのかというのは、大きな疑問です。これが一つです。

それから、市長、しつこいようですけれども、長崎ルート問題を見る上で、なおかつ肝心なこと、改めて言いたいと思うのですけれども、鹿島市長、江北町長を先頭にして、長年にわたって運動を続けてきた。長崎本線がJRに撤退されたら、とんでもないことになると言って頑張ってきた。その結果、大きな不満は残るといっても、それまでのスキームを一点突破することになったというふうに私は見たいのです。その反映が、長野県での議会のやりとりの中に落ちてきていることだし、長野の首長は知事も市長もしなの鉄道でえらく苦労もしたと。今後は在来線はやはり残してもらおうというふうにスキーム自体の見直しを提案していくということを言っているわけです。そういう姿勢に立つべきだというふうに思うので、改めてそれに関連しますが、札幌-小樽間は残したい、市長がおっしゃった。本年の第3回定例会で斎藤博行議員に答えているし、改めて今日もおっしゃった。

では、お聞きしたいのですけれども、市長は北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会の会長を務めている。そのあなたが、いわば他に抜け駆けするように、我が事だけは、つまり小樽まではJR存続だと態度表明をする。小樽の先はわからないとも言っていました、本年の第3回定例会では、小樽の先というのは、同じ小樽でも塩谷、蘭島を含みます。とりあえず小樽駅まで来ればいいというのが市長のスタンスです。こういう会長の下で、一路札幌まで期成会の運動が進められているわけです。右手で行け行

けどどんの旗をかざして会長を務めておられる。その市長が、他の首長にはこっそりと、左手ではJRは小樽までだけは残してほしいと手を結んでいる。こういうことを知ったらどういうふうに思いますか。新函館から札幌までの間にかかわりのある沿線自治体は14の自治体があります。新しい駅舎がつくられる、乗り入れられるというのは、そのうちのわずか四つの自治体です。10の自治体は駅もなければ新幹線の鉄道も入ってこない。JRの鉄道がなくなってしまうかもしれない。こういうときに、いやいやそういうことは先行きみんなて相談すればいいと言って期成会運動をやっておられる。その会長が、自分のところは何としても残すぞというのでは、これはちょっと話が違うのではないですか。それは期成会を挙げて、函館本線をぜひ守ってほしいという、そういう立場に立って会長職を務めるというのがあなたのあるべき姿ではないですか。ぜひお答えください。

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

市長（山田勝慶） 建設費ですけれども、新函館 - 札幌間は、1兆800億円ということを言われていますけれども、これは当然平成15年から16年ぐらいの試算ですから、当然まだ建設費は上がるというふうな見方を皆さんしております。

それから、天神の問題ですけれども、駅周辺整備、どういった整備をするかまだ決まっていますから、それを概算を出せというのは、これは無理な話でございますので、これはどういうふうにこれから進めていくのか。もちろん財政負担も伴いますから、そんな豪華なものではできないと思いますけれども、駅ができるということであれば、一定の整備をしていかなければならないわけですから、これは皆さん方との議論の中で計画をつくっていくというふうになると思います。

それから、長崎の関係は、やはり並行在来線の問題がこじれたものですから、予算がついても使わなかったという、結局事業が遅れたのですね。ですから、そういった問題がありますから、これはやはり同時並行でなかなか難しいのだろうと思いますので、よく長崎のほうの話は。

（「地元の人は新幹線要らないと言っている」と呼ぶ者あり）

いや、要らないという人もいるし、要るという人もいるのです。ですから、両方いるわけです。ですから、経済効果をいろいろ考えて、それはやはり判断されたのだと思います。

それから、在来線ですけれども、私は、別に先ほども答弁しましたけれども、並行在来線についてはぜひ小樽市の立場としては残していきたいと、こういう立場でいきたい。ただ、先ほど小樽 - 札幌間はどうするのだというから、これは当然あえて運動しなくても、残るのではないかという期待感で申し上げているわけです。ですから、小樽から先のほうについては、まだ全然沿線の皆さん方と議論していませんので、これからどういった議論にしていきたいのか、これからやっていきたい。期成会として正式にやっていますから、これは、ですから、これから議論になっていくのだろうというふうに思います。

議長（見楚谷登志） 古沢議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

2番（千葉美幸議員） 2008年最後の一般質問をさせていただきます。

女性を取り巻く社会環境や生き方は、少子高齢化などを背景に大きく変化をしております。女性のライフサイクルは変わり、女性の社会的活躍は目覚ましいものがございますが、このような時代の中で、女性が抱える不安や課題も形を変え、増加していると言われております。我が公明党は、女性の人生に

大きな影響を与える分野である出産、子育て、仕事、健康を中心に政策をまとめ、実現に向け全力で取り組んでいるところであります。

初めに女性の健康づくりについてお伺いいたします。

女性は思春期、妊娠、出産、更年期と、生涯にわたってホルモンのバランスが大きく変わります。そのために、近年男性中心のデータによる病気の原因や治療法には、無理が生じることが明らかになってきました。性差に基づく医療の重要性が指摘される時代になったところでございます。2001年ごろから女性が気兼ねなくさまざまな病気や体調の不安を、同性の医師に相談できる女性専門外来のニーズは高く、普及が少しずつ進んできております。現在、小樽市では女性専門外来を診療科とする病院はあるのか、また、その必要性について市長のお考えをお聞かせ願います。

北海道では、今月から女性特有の健康上の悩みに対応する「女性の健康サポートセンター」を、26の道立保健所に開設をしております。この開設に至った経緯や目的、相談体制など内容についてお教えてください。女性特有の健康上の悩みは、年齢を重ねるごとに複数表れ始め、何の診療科にかかったらよいのかわからないとの声もあります。また、成長の過程にある性的な悩み、さまざまな不安を考えたとき、女性が気軽に相談できる道案内のような専門家によるワンストップ相談窓口の設置は必要と考えます。保健所設置市である小樽市では、道と同様に「女性の健康サポートセンター」設置のお考えはないのか伺います。

また、道との連携は今後どのようになさるのか、お聞かせ願います。

次に、女性特有のがん対策についてでございますが、早期発見が重要であり、検診の受診率を上げることが自治体の役割であります。今年に入り、友人、知人に相次いで乳がんが見つかり、その病魔との闘いを目の当たりにし、定期的な検診の重要性を本当に実感しております。小樽市の乳がん、子宮がん検診の受診率は、平成19年度において乳がん19.6パーセント、子宮がん30.8パーセントとの新聞報道がございました。そこでお尋ねいたしますが、年代別の対象者数に対する受診率はどのようになっておりますでしょうか。傾向性も含めてお答えください。

また、乳がんは20人に1人がかかるがんとも言われており、30代からり患率が上がってくることから、現在40歳から助成をしております検診年齢を拡充するお考えはないのか、お伺いいたします。

次に、今後のがん検診の啓発についてでございますが、検診の重要性を訴えるためにも、小樽市として事業評価の結果を十分に市民の皆さんに説明することが大切だと考えます。検診の周知、啓発について具体的な進め方をお聞かせ願います。

また、受診しやすい環境づくりのため、休日や夜間検診実施のお考えはないのか、可能性も含めたお考えをお聞きいたします。

次に、妊婦健診についてお伺いいたします。昨年12月の第4回定例会の中で拡充の必要性を訴えさせていただきましたが、小樽市でも今年度から妊婦一般健康診査の公費負担が全国平均並みの5回になりました。しかしながら、出産までに受けることが望ましいとされる健診は14回です。10月30日に発表された政府・与党の新たな生活対策では、この14回分の健診費用無料化が盛り込まれ、妊娠から出産まで母子の健康と安心を守るため大きく前進をした対策であると感じております。ただ、財源につきましては、地方財政措置がされていない9回分につきましては、半分は国庫補助、残り半分は地方財政措置となっていることや、この対策が2010年度までの措置であることに不安を抱いております。公明党として永続的な制度となるよう国に求めていくことはもちろんでございますが、小樽市が抱える財政的な問題から新年度から永続的に妊婦健診14回分の無料化がしっかり行われるのか、要望も込めて市長の御見解をお伺いいたします。

また、14回の妊婦健康診査助成が実施された場合、市の財政負担はどの程度増加するのか、平成19年度出生数で換算しお教えてください。

関連して、里帰り出産につきまして質問させていただきます。

里帰りして居住地を離れ出産する予定の妊婦から、小樽市の妊婦健診の受診票、後期の3回分は市外の実家に帰るから使えないとの声や、持病があり、通院している市外の総合病院で産科も診てもらっているが、受診票が使用できず残念などの声が聞かれます。本来、妊婦健診無料化推進は母子の健康状態をチェックし、安全な出産準備のため、また経済的負担を少しでも軽減するため、さらには少子化対策の柱として公費助成するものであり、全国どこでも受診できるようにしなくてはならないと考えます。

昨年度から本会議や委員会で質問をさせていただき、全道のほかのまちで受ける環境は整ってきたのではないかといい、道と相談をしてみたいとの御答弁をいただいておりますが、その後の進捗よく状況はどのようになっているのか、道内各自治体の状況もあわせてお聞かせ願います。

また、道外他都市では、居住地以外の都道府県での使用についても、委託契約や償還払いなど積極的に推進をし、経済的不安を抱えることなく、安心して全国どこでも妊婦健診を受けることができる環境を整えておりますが、そのようなお考えはないのかお聞かせ願います。

この項の最後に、母子家庭就業支援についてお尋ねいたします。

総務省の国勢調査で、母子世帯数は平成17年、74万9,048世帯で、12年に比べ19.7パーセント増加となっております。また、厚生労働省の調べで18年母子世帯の母の84.5パーセントが就業し、うち常用雇用者が42.5パーセント、臨時、パートが43.6パーセントとなっており、完全失業率におきましては、一般世帯の4.1パーセントに比べ、母子世帯は7パーセント、通常の求職者より就職が厳しい現状がうかがえます。小樽市の母子世帯数の推移はどのようになっているのか、国勢調査による12年と17年の数字をお示しいただき、その傾向性についてお聞かせ願います。

母子世帯の1世帯当たりの平均所得が211.9万円で、全世帯平均所得の4割に達しておらず、不就業者のうち8割近い母親は就職を望んでおります。しかし、一定期間働くことのなかった母親が短期間に就職先を見つけることや、子育てをしながら求職活動をするのには、厳しい現実もあり、不況の折なかなか就職が決まらず、最も大切な働く意欲を持ち続けること自体が難しい状況になっているのではないかと、懸念をしております。

このようなことから、小樽市で実施してございます母子家庭自立支援給付金支給事業等とあわせ、就業に向けきめ細かく継続して支援をする母子自立支援プログラム策定事業を実施するお考えはないのか、市長の御見解を求めます。

次に、小樽港について伺います。

小樽港は古くから商業港として栄え、その歴史や風景は時として市民にロマンや力を与えてくれます。小樽市では平成19年度に小樽港将来ビジョンを示し、今後の港湾行政における指針として三つの基本目標を掲げておられます。1、物流の活性化、2、まちづくりとの連携、3、石狩湾新港との連携でございます。中でも物流の活性化については、11月に心配な報道がございました。ロシアの関税の値上げ報道であります。対岸諸国との貿易拡大を進める上で、小樽に与える経済的な影響が非常に大きいものと推察され、懸念をしております。さきに始まっておりますロシア産針葉樹丸太の輸出関税におきましては、2006年度からロシア国内の木材加工産業振興のため、段階的な措置をとっており、2007年7月から20パーセント、2008年4月から25パーセントに引き上がっております。2009年1月から80パーセントの引上げは、1年間延期される方向が出たものの、この動きの中で、道内のロシア産針葉樹輸入実績は、本年1月から9月まで前年比89.6パーセントも減少したとの報道がございました。小樽港のロシア産針

葉樹の輸入については、どのような推移になっているのかお示しいただき、段階的な関税引上げとの関係性についてお教えてください。

次に、このたびロシア側が示しております輸入中古車にかかる関税の引上げにつきましては、特に道内の中古車輸出数を大きく占めている小樽港にとりまして影響が考えられるところでございます。そこで、お尋ねいたします。平成18年と19年の中古車輸出台数と輸出価格の推移をお答えください。

また、小樽における中古車販売業者に与える影響はどのように考えられるのか。特にロシア向け輸出販売に売上げを大きく頼っている販売業者はないのか。また、それに付随して小樽経済に与える影響についてお答えください。

昨今のロシア経済の動向やこの関税引上げなどにより、ロシアとの貿易は後退しないのか、また他品目への影響など市長の御所見をお聞かせ願います。

さらには、港湾使用料など収入面でどのような影響が考えられるのか、お聞きいたします。

次に、ビジョンの物流の活性に示されております極東ロシア・サハリンとの貿易促進では、北海道におけるロシア貿易の拠点港を目指すところでございます。具体的にどのような取組がなされるのか、また関税引上げによる影響はないのか、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、小樽市の経済についてお伺いいたします。

ロシアとの輸出入の影響以外にも、小樽市内の企業の業況は原油高騰の影響や金融不安などから、ますます悪化するのではないかと危惧しております。実際に平成20年に入り、企業の倒産が続き、失業者も増加傾向にあると考えます。そこでお聞きいたしますが、19年の小樽市内企業倒産件数と従業員数、負債金額をお示しく下さい。また、20年10月末現在で、同じくそれぞれお示しいただき、市内の大型倒産として報道がございました日交タクシー従業員の方々の再就職状況はどのようになっているのか、お教え願います。そして、業種別倒産集計などから読み取れる小樽市経済動向を市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

企業の経営が悪化し、失業者が増え、消費が落ち込む状況が長引けば、小樽市財政への影響は避けることはできません。そこで、新年度の予算編成についてでございますが、財政健全化計画では、平成21年度以降、歳入の地方交付税を20年度予算を踏まえ、再算定しております。個人市民税につきましては3パーセント減、法人市民税につきましては20年度と同額となっております。金融不安による日本経済への影響がそのスピードを速める中、さきに述べた小樽市内の企業倒産や消費の落ち込みにより、21年度の税収が確保されるのか、非常に心配されるところでございます。計画どおりの収入が見込めるのか、市長の御見解をお聞かせ願います。

次に、普通交付税でございますが、新たに地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたものの、本年度の普通交付税の予算額に対して2億3,400万円の減、決定額は今年度の市財政に大きな影響を及ぼすと考えます。財政部では、この減額に対して各部局に経費節減を訴えたとお聞きしておりますが、具体的にどのように取り組んだのか、お聞かせ願います。

また、予算に不足した2億3,400万円は確保できるとお考えか、市長の御見解をお聞かせ願います。

次に、観光についてお伺いいたします。

道内の観光産業は、アメリカ発の世界的金融危機や円高の影響により、減少傾向はより強まったと言えます。特にニセコでは、外資投入に陰りが見え始め、開発見直しや宿泊客のキャンセルも増えているようであります。訪日外国人統計を見ましても、2008年1月から6月の前年同月比は平均10パーセント伸びておりましたが、7月には2.1パーセントまで伸び率が落ち込み、ついに8月以降はマイナスに転じました。今年度の小樽の外国人観光客宿泊数の状況は、上半期では初めて2万人を超えたものの、訪日

外国人統計から下半期の推移は期待できないことや、国内消費低迷から日本人観光客も旅行の行き先を近郊に移したり、宿泊期間を短くする傾向が強まり、ますます宿泊客数は減少するのではないかと不安視しております。小樽にとりまして、ホテル、旅館、輸送、飲食、土産品店などに与える経済的影響が懸念されます。小樽市の観光産業に与える影響を市長はどのようにお考えかお聞かせ願います。

第3回定例会では、小樽観光都市宣言を決議し、通過型から時間消費型観光を目指す小樽市ですが、小樽市を宿泊地とするツアーが少ないとの声から、その原因は何にあるとお考えか、市長の御見解をお聞かせ願います。

また、各旅行会社等への働きかけを行っていることと存じますが、小樽市を宿泊地とした場合のメリット・デメリットなど、どのような御意見が聞かれるのか、お教え願います。

観光も含めたさまざまな事業や取組のPRには、ミスおたるを初め、報道機関や小樽市の各界の方々にお力添えをいただいているところでもあります。そのほか、自治体によっては、その土地の特産品やイメージを生かすキャラクターを作製し、地域の活性化に一役買っているところも多数出てきております。いわゆる「ゆるキャラ」であります。彦根市の「ひこにゃん」は有名で、御当地で行われた「ゆるキャラまつり」では、開催2日間で2億円の経済効果、4万5,000人を集め、宿泊施設も満室だったとの報道がございました。また、羽後町の地元特産米あきたこまちは、パッケージに人気イラストレーターが描いた「萌えキャラ」により、一時は販売が追いつかない状態になったそうであります。二つの例は、全国ネット成功例ではありますが、近隣の岩内町の「たら丸」は、テレビで一躍人気者になり、地元で愛される宣伝マンとして活躍しております。小樽市でも、ホームページ観光サイト上などに、さまざまなPR事業に一役買うキャラクター的存在を考えてみてはいかがでしょうか。市長の御所見をお聞かせ願います。

また、11月には「商大生が小樽の観光について本気で考えるプロジェクト」事業が開始されてございます。これは若い方々の視点や小樽の新しい魅力を発掘していただけるのではないかと、大いに期待をするものでございますが、このプロジェクトの目的や取組内容についての概要をお教えてください。

また、小樽市はこのプロジェクトに対し、どのようにかわり連携していただけるのか、お示しく下さい。

最後に、第4期小樽市介護保険事業計画についてお伺いいたします。

第4期介護保険事業計画策定に当たっては、第3回定例会の厚生常任委員会で進ちょく状況の説明がございました。その後、介護保険料中間値に関する新聞報道もあり、私も大いに関心を持って推移を見ております。他都市と比較した小樽市の介護保険料の高さにつきましては、以前より議論のあるところでございますが、第4期計画ではどのような手順で保険料が設定されていくものなのか、お教え願います。

また、中間値段階では、値下げとの報道もございましたが、その後国においては介護報酬3パーセント引上げを決定したことが報道され、この報酬改定の影響を踏まえて、現時点での保険料の見込額はどのように変わっていくのか、お答えください。

第3回定例会の報告では、第4期計画の策定における課題が何点か挙げられておりました。介護報酬の改定や療養病床転換などが国の方針や医療機関の意向で決まっていき、小樽独自の選択の余地は基本的にないと思われれます。

そこでお伺いいたします。この3年間で現在入院中の高齢者の行き先がしっかりと確保されるのかどうか、見込みについての御見解をお聞かせ願います。

また、今後の方向としまして、地域密着型サービスや地域支援事業、さらに低所得者の軽減措置に対

して、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞かせ願います。

この項の最後に、介護給付費準備基金の取扱いの方向をお聞きし、再質問を留保して私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 市長。

（山田勝磨市長登壇）

市長（山田勝磨） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

初めに、女性支援策についての御質問でありますけれども、まず女性専門外来についてですが、本市においては、女性専門外来を設置している医療機関はありませんけれども、道内では札幌医大附属病院、市立札幌病院など一部の医療機関に設置されている状況であります。女性専門外来は従来の内科、婦人科などの診療科に属さず、女性の心と体を総合的に診療すること、また女性が気兼ねなく病気や体調の不安を同性の医師に相談できる機能を持つと聞いております。このように性別や一人一人のライフスタイルにも考慮され、患者個人に合った診療が行われることは私としても望ましい医療サービスの一つであると思っております。

次に、道立保健所において「女性の健康サポートセンター」が開設された経緯と目的でありますけれども、女性特有の健康上の悩みは多種多様であり、対応窓口も多岐にわたっています。このため北海道では、女性特有の各種相談にワンストップで対応する窓口を設置し、関係部局と緊密に連携しながら総合的に問題解決をしていくことを目的に、本年12月1日、すべての道立保健所に女性の健康サポートセンターを開設しました。相談窓口には専任の担当者を配置し、妊娠や子育て、不妊、家庭の問題などさまざまな相談に応じるとともに、必要に応じて専門の担当者と連携するなど、適切かつ迅速な問題解決を図っていく体制となっております。

次に、本市における「女性の健康サポートセンター」の設置についてでありますけれども、女性の生涯を通じた健康を初めとするさまざまな問題に対して、気軽に相談できる体制の整備は重要であると認識しております。現在、女性に関する相談は内容によって保健所や福祉部、生活環境部において担当をしております。当面これらの相談窓口について、広報誌やホームページなどを通じて市民にわかりやすく通知していくとともに、今後ワンストップサービスの実施につきましても、関係部局で協議を行い検討を進めていきたいと考えております。

また、虐待や不妊に関する相談など、より専門性が求められる問題につきましては、従来どおり道と緊密な連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

次に、乳がん検診と子宮がん検診の年代別受診率と傾向でありますけれども、乳がん検診の受診率は40歳代が31.5パーセント、50歳代25.9パーセント、60歳以上は13.8パーセントとなっております。年齢が上がるに従い受診率は低下しております。また、子宮がん検診の受診率につきましては、20歳代が62.8パーセントと最も高く、30歳代59.3パーセント、40歳代44.5パーセント、50歳代29.5パーセント、60歳以上が16.5パーセントとなっております。乳がん検診と同様に年齢が高くなるに従い、受診率は低下しております。

次に、乳がん検診の対象年齢の拡大でありますけれども、がん検診の対象年齢は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において定められておりまして、小樽市もこれに準拠しております。この指針は40歳代後半の乳がん罹患率が急増していること、30歳代で乳がん検診の発見率が低いことから、平成16年度に見直され、乳がん検診の対象は30歳以上から40歳以上に引き上げられまし

た。この見直しの中で、30歳代の乳がん検診の方法は、引き続き調査・研究を進める必要があるとなっていることから、対象年齢の拡充につきましては、国の動向を見極めながら対応してまいりたいと思います。

次に、がん検診の周知・啓発でありますけれども、これまで本市では広報や保健所ホームページ等において定期的に検診の案内を行うとともに、がん検診の啓発チラシを全戸配布し、受診勧奨に努めてまいりました。今後の周知・啓発の取組といたしましては、毎年検診により多くの方ががんが発見されていることから、検診の有効性について正しく理解していただき、受診率の向上につなげていくため、リーフレット等による情報発信や町会、企業での健康教育を積極的に展開していきたいと考えております。

また、受診しやすい環境づくりといたしましては、特定健診とがん検診を同一医療機関で受けられるセット健診の実施や、各地域にがん検診車を派遣しておりますが、さらなる利便性の向上に向け、一部の医療機関等で実施している早朝、日曜検診の拡充など、市民ニーズの把握を行いながら、今後とも市民が受診しやすい検診のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、妊婦健康診査についてでありますけれども、少子化対策の一環として、妊娠中の母体と胎児の健康を保持し、経済的負担を軽減するため、国の指導に基づき本市では本年度より健診回数を2回から5回に増やしたところであります。今回の妊婦健診14回分の公費負担については、現在、国では追加経済対策として、第2次補正予算に盛り込む方向で具体的な制度設計を行っております。現時点では事業内容が明確になっていないことから、詳細が明らかになった時点で検討してまいりたいと思います。

また、仮に14回分を公費負担で実施した場合の市の財政負担については、財源措置であります国庫補助以外の地方財政措置の方法も未定であるほか、健診費用の精査も必要なことから、現段階では財政負担額の算出は難しいと思っております。

次に、道内での里帰り出産による妊婦健診の公費負担でありますけれども、既に実施済みの他市町村においては、北海道が市町村の代理人となり、道内の医療機関と協定を締結して実施しております。小樽市はこの協定に参加するため、北海道に対して協定への参加依頼をしたところであり、来年度からの実施に向けて今後も引き続き協議をしてまいります。

なお、道内での実施状況は、平成20年度では、実施している市は30市、実施していない市は小樽を含め5市となっております。

また、北海道以外の地域で受診した場合の公費負担でありますけれども、道内においても実施する市が出てきていることもあり、母子の健康と安心のさらなる充実を図るため、取扱方法を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、母子家庭の就業支援についてでありますけれども、初めに小樽市の母子世帯数の推移でありますけれども、国勢調査では平成12年が1,210世帯、17年が1,413世帯で、12年と比較して203世帯、16.8パーセントの増加となっております。

次に、母子自立支援プログラム策定事業の実施でありますけれども、本市では現在母子家庭への就労支援につきましては、就業指導員がハローワークと連携しながら個別の相談に応じて就業に結びつくよう努めているところであります。母子家庭の経済的な自立を支援することは必要なことでありますので、母子自立支援プログラム策定事業について、他都市の事例なども研究してまいりたいと考えております。

次に、小樽港の物流活性化と小樽市の経済についての御質問でありますけれども、初めに、ロシアの関税引上げによる小樽港への原木輸入の影響についてでありますけれども、小樽港のロシア産原木の輸入量の推移は、平成17年3万8,000トン、18年4万トン、19年5万7,000トンとなっておりますけれども、本年9月までは前年同期に対し約35パーセントに減少しております。これはこのたびの関税の引上げによる影響

と相まって、道内の景気低迷による住宅建築需要の減少によるものと聞いているところであります。

次に、小樽港からの中古車の輸出台数と輸出額でありますけれども、小樽税関支署によりますと、平成18年2万1,681台、130億6,000万円、19年は2万5,759台、186億2,000万円となっております。本年11月14日からのロシアでの関税引上げは、解体中古車に対するものであり、小樽港からの輸出中古車も解体したものはほとんど見受けられなくなりましたが、船舶代理店などの情報によりますと、現在のところ輸出台数に大幅な減少はないものの、影響が出るとしますと、来年に入ってからではないかと言われております。また、小樽港を利用している中古車業者の多くがロシア向けが中心であり、その影響は少なからず出るものと考えております。

次に、ロシア経済の動向や関税引上げなどによるロシア貿易の影響でありますけれども、本市が市場調査などを目的に11月23日から27日まで、ロシア沿海地方に派遣した調査団によりますと、近年、ロシア経済は原油や天然ガスなどの輸出により、高い経済成長を続けてきたものの、最近の原油価格の下落や世界的な金融危機により、ウラジオストクとナホトカでも自動車の販売台数の減少や住宅建設の中断など一部に影響が出始めているとのことであります。しかし、中古車を例にとりますと、関税引上げが当面解体車に限られることや、日本車に対する人気と信頼性が根強く、中古車ビジネスにかかわっている人々が多いことなどを考えますと、直ちに入港船舶や中古車輸出に影響が表れるかどうか判断は難しいものと考えております。

なお、ロシアとの貿易が減少した場合の小樽港の収入面での影響は、入港料や係留施設使用料、保税地域使用料などが減収となるほか、荷役業者や船舶代理店などへの影響が考えられます。

次に、極東ロシア・サハリンとの貿易促進の取組でありますけれども、平成18年度に北海道と連携し、休航状態になっているホルムスクと小樽との定期フェリーの再開に向けて、航路運航者に対する運航再開の働きかけや、ロシアの貨物等動向調査を実施するとともに、このたび極東ロシアの市場調査を通じ、ロシア側の情報収集等を行ったところであります。また、関税引上げは小樽港がロシア貿易の拠点港を目指す上で少なからず影響するものと思われまので、今後ともロシアの市場調査や情報収集などを進めるとともに、貿易政策の動向を的確に把握するなどの努力が必要であると考えております。

次に、企業倒産と本市経済についてであります。市内企業の倒産状況につきましては、平成19年倒産件数22件、従業員数182名、負債総額29億8,800万円となっております。本年につきましては、11月末現在で倒産件数が21件、従業員数238名、負債総額は大型倒産が2件あったことから、79億8,600万円と前年を大きく上回っております。

また、日交タクシーを解雇された方々の再就職状況であります。ハローワーク小樽によりますと、11月末現在、解雇者90名のうち31名の再就職が決定しております。

次に、本市経済の動向であります。近年、市内企業は原油や原材料費の高騰、公共工事の減少、さらには消費低迷の影響を受けて、運輸、建設、卸小売業を中心に厳しい経営を余儀なくされてきたものと認識しております。加えて本年9月以降、世界的な金融危機により、輸出が落ち込んでいることから、今後はこれまで輸出の恩恵を受けてきた企業も影響を受けるものと考えられ、市内経済はさらに厳しさを増すのではないかと懸念しております。

次に、平成21年度予算編成に当たっての市税収入の見通しでありますけれども、これまで見積りに当たりましては、税制改正の動向などを踏まえ、過去数年の実績なども勘案しながら行っております。現時点では、来年度の国の税制改正の動向などが不透明であり、財政健全化計画と比較しての具体的な見通しは申し上げられませんが、近時の石油製品や原材料費の高騰のほか、金融不安や消費の落ち込みなどにより、企業業績などへの影響は避けられないものと考えており、市税全体として相当厳しい見積

りになるのではないかと考えております。

次に、本年度の普通交付税の予算割れに関連して、庁内各部局へ通知した内容でありますけれども、約2億3,400万円という減収額の大きさを踏まえ、このままでは財政健全化計画上の単年度収支均衡という目標の達成が困難となることから、7月末に財政部より歳出予算における一般管理経費や行政経費といった事務的経費の一般財源のおおむね10パーセント相当額について、その後の執行予定事業の執行方法の見直しや経費節減により捻出するよう協力を求めたものであります。

また、その普通交付税の減収額の補てんについてでありますけれども、年度内の残された期間、市税や税外収入などの歳入の確保に全力を挙げるとともに、減収補てん債等の導入なども検討し、歳出予算の執行に当たっては、それぞれの事業の緊急性などを改めて見極め、ただいま申し上げましたとおり経費の節減を図るなど、収支両面の取組により補てん財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、観光についての御質問ですけれども、初めに世界的な金融危機や円高が、小樽の観光産業に与える影響でありますけれども、上半期においては本市への外国人観光客の入り込みが初めて2万人を超えたものの、下半期に入り韓国や台湾などからの入り込み客の減少が伝えられており、今後の影響が懸念されるところであります。また、国内においては、景気の後退による旅行に対する消費マインドの冷え込みが心配されているほか、昨今の円高を反映し、韓国などへの海外旅行が好調との報道がなされておりますことから、北海道観光全体の入り込み客の減少傾向が加速され、本市への入り込みにも影響が生じてくるものと考えております。しかしながら、下半期には小樽ロングクリスマスや小樽雪あかりの路といった集客力のあるイベントが開催されますので、これらに大きな期待を寄せているところであります。

次に、本市に宿泊するツアーが少ない理由でありますけれども、旅行業者の商品はそのツアーの人数や料金などの要素をもとに企画開発されるものでありまして、道内最大の宿泊地である札幌市においては、宿泊施設数や収容人員、価格設定も多種多様であることから、商品開発を行う上でさまざまな顧客ニーズに対応できるのに対し、本市においてはこれらの面で限界があることが大きな要因であると考えております。

また、本市に宿泊する場合のメリット・デメリットでありますけれども、観光客にとりましては、天狗山からの夜景や小樽運河、歴史的建造物のライトアップなどといった、昼とは違うまちの表情を楽しむことや、小樽ならではの食をゆっくり時間をかけて味わうことができるといったメリットがあります。一方で、夏場でも観光施設の閉館時間や観光客が集中する地域の商業施設、中心商店街の閉店時間が早いなどといった課題があるなど、夜の観光メニューに乏しいというデメリットが指摘されております。

次に、本市のPRキャラクターについてですけれども、観光のまち小樽においては、運河を中心にガラスやオルゴール、そしてノスタルジックなまち並みなど、本市の持つさまざまなファクターが融合し、小樽独自のイメージを形成しているものであり、物産展やPR事業を行う場合には、これらがキャラクターと同様の役割を果たしているものではないかと考えております。

次に、商大生による観光プロジェクトでありますけれども、この事業の目的は、学生が大学で学んだ知識を実践的に活用するための社会人基礎力の育成であり、小樽商科大学が経済産業省の委託事業に応募し、採択を受けたものであります。内容や本市とのかかわりについては、学生の社会人基礎力の育成のために、本市から国際観光化、札幌圏マーケティング、ブランド商品創出、滞在型観光推進といった観光についての四つの課題を提示し、複数グループが現場体験やグループワークを通じて、同じ課題に取り組み、競い合うことで、より質の高い提案になるよう努めていくものであり、今年度中に成果が発表される予定であります。

また、小樽市との提携でありますけれども、事業の実施に当たりましては、本年3月に大学と締結しました包括連携協定に基づく事業として取り組んでいくものであり、市としてもより実現性の高い提案となるよう、今後とも情報提供などを初めさまざまな協力を行ってまいりたいと考えております。

次に、第4期小樽市介護保険事業計画についての御質問でありますけれども、初めに保険料設定の手順であります。基本的な仕組みとしましては、国から配布されますワークシートに、これまでの人口や高齢者数、サービス等、過去の基礎データを入力して、平成21年度から23年度までの高齢者人口や被保険者数、介護サービスの推計を行い、保険料を算出し、それらを中間値として国に報告し、その後この中間値に策定委員会での介護サービス量等の考えを反映し、最終的に保険料基準額を決定することになっております。

なお、策定委員会の中では、本計画での保険料の引上げ要素となる地域密着型サービスや地域支援事業の拡大、65歳以上の被保険者の負担率の変更分や介護報酬の改定のほか、引下げ要素となる療養病床転換や介護給付費準備基金の取扱いなどについて慎重な検討が行われているところであります。

次に、介護報酬改定を踏まえた現時点での保険料の見込みでありますけれども、介護報酬を一律3パーセント引上げと仮定をしまして、先ほど申し上げました引上げ、引下げの要素や策定委員会で御議論いただいた給食サービスの地域拡大や介護用品助成対象者の拡大なども加味しますと、現行の基準月額より510円低い4,387円程度となる見込みであります。

なお、最終的な額の確定は、国からの報酬改定の詳細が示される来年1月下旬と考えております。

次に、現在入院中の高齢者の行き先の確保でありますけれども、御指摘のとおり大きな課題として療養病床の転換の取扱いがあります。8月1日付けの調査では、転換しなければならない介護療養病床647床のうち老健施設や一般医療病床などへの転換を希望している359床のうち123床が未定であり、また残り288床が医療療養病床への転換を希望していますが、北海道では85床のみの存続を考えており、それ以外の203床については、存続が認められない可能性もあります。したがって、これら326床の転換状況が不透明であります。市といたしましては、第4期計画では74床分を見込むこととし、未定である医療機関に対しては確実に転換されるように、また北海道に対しても医療療養病床の枠の拡大を要請するなど、入院中の高齢者の受入れ先の確保に向けまして努力してまいりたいと考えております。

次に、地域密着型サービス等に対する今後の方向性でありますけれども、5月調査時点での特養待機者数は933人で、そのうち6か月以内の入所希望者が309人となっております。先ほど申し上げました療養病床の転換先未定分など74床を含めた383人に対する整備が必要と考え、地域密着型サービスで小規模特養2か所、グループホーム12か所を整備するほか、有料老人ホーム3か所を整備する方向で、現在、策定委員会において検討をいただいております。

次に、地域支援事業につきましては、要介護認定者が増加する中で、これらを最大限に予防するため、介護予防に力を入れたいと考えておまして、介護予防の重要性をイベントなどを通して学ぶ介護予防普及啓発事業や読み書き計算などの教材を使用する認知症予防教室の拡大を図るとともに、独居高齢者等給食サービスの対象地域の拡大や介護用品助成事業の対象者の拡大を考えております。

また、低所得者層の軽減措置については、税制改正の影響による激変緩和措置は終了するものの、国から、税制改正の影響を受け非課税から課税に変更になった者や、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな対応をすることが示されておりますので、引き続き負担軽減を継続したいと考えております。

次に、介護給付費準備基金の取扱いでありますけれども、平成20年度末残高は約6億7,000万円を見込んでおります。この基金につきましては、今後予想されるサービスが増大した場合への対応として約10パーセントの7,000万円を残し、残りの6億円を介護報酬改定分や低所得者軽減措置分を含めた保険料引

下げに充てたいと考えております。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 2番、千葉美幸議員。

2番(千葉美幸議員) 1点だけ再質問をさせていただきます。

観光の中で「ゆるキャラ」についてなのですけれども、確かに小樽市のイメージというのは、運河ですとか、ガス灯ということで、そのもの自体がキャラクターだと私自身も思っております。ただ、小樽観光都市宣言をしまして、一部で市民の方々の観光都市小樽に対する意識が薄いのではないかという意見も聞かれることから、やはり子供から大人まで、また小樽を訪れるファミリー向けのキャラクターづくりというのは、非常に重要ではないかと思えますし、着ぐるみをつくるまではいかないにしても、観光サイト上で楽しく小樽のまちを検索しながら、このまちに子供たちを連れて行ってみたいと思われるようなそういうキャラクターづくりは、非常に大切であり、有効ではないかというふうに思いますので、いま一度市長の御意見をお聞かせ願います。

議長(見楚谷登志) 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

市長(山田勝麿) 今、観光プロジェクト推進会議が開かれておりまして、今日もやりましたけれども、その中でひとつ検討してもらいたいと、こういうふうに思います。

議長(見楚谷登志) 千葉議員の一般質問を終結いたします。

以上をもって、一般質問を終結いたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号について先議いたします。

本件につきましては、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

原案どおり可決とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第2号ないし第8号、第10号ないし第13号、第15号ないし第20号、第23号、第25号ないし第27号及び第31号ないし第34号並びに報告第1号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、大橋一弘議員、中島麗子議員、斉藤陽一良議員、山田雅敏議員、濱本進議員、林下孤芳議員、新谷とし議員、成田晃司議員。以上であります。

なお、委員中、事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第9号及び第35号は総務常任委員会に、議案第21号は経済常任委員会に、議案第14号、第28号、第29号及び第36号は厚生常任委員会に、議案第22号、第24号及び第30号は建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

まず、平成20年第3回定例会で継続審査と決定いたしております陳情第646号について、提出者より取

り下げたいとの申出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、取下げを許可することに決定いたしました。

次に、今定例会に新たに提出されました陳情につきましては、別紙お手元に配布の議事事件一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明12月11日から12月21日まで11日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 5時41分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 吹 田 友 三 郎

議 員 林 下 孤 芳

平成20年
第4回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成20年12月22日

出席議員（28名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	鈴	木	喜	明	4番	吹	田	友	三郎
5番	大	橋	一	弘	6番	成	田	祐	樹
7番	菊	地	葉	子	8番	中	島	麗	子
9番	高	橋	克	幸	10番	斉	藤	陽	一良
11番	佐	野	治	男	12番	山	田	雅	敏
13番	佐	藤	禎	洋	14番	濱	本		進
15番	井	川	浩	子	16番	林	下	孤	芳
17番	斎	藤	博	行	18番	山	口		保
19番	佐々木	勝	利		20番	新	谷	と	し
21番	古	沢	勝	則	22番	北	野	義	紀
23番	横	田	久	俊	24番	成	田	晃	司
25番	前	田	清	貴	26番	大	竹	秀	文子
27番	見	楚	谷	登	28番	久	末	恵	子

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	山	田	勝	磨	監	査	委	員	木	野	下	智	哉							
副	市	長	山	田	厚	教	育	長	菊					讓							
水	道	局	長	小	軽	米	文	仁	総	務	部	長	山	崎	範	夫					
財	政	部	長	貞	原	正	夫		産	業	港	湾	部	長	磯	谷	揚	一			
医	療	保	険	部	長	佃	信	雄	福	祉	部	長	長	川	修	三					
生	活	環	境	部	長	小	原	正	徳	建	設	部	長	嶋	田	和	男				
小	樽	病	員	局	長	吉	川	勝	久	消	防	長	安	達	栄	次	郎				
教	育	部	長	大	野	博	幸		監	査	委	員	官	腰	裕	二					
会	計	管	理	者	中	塚	茂		総	務	部	長	貞	村	英	之					
保	健	所	次	長	小	林	修	一	企	画	政	策	室	長							
財	政	部	財	政	課	長	木	下	正	樹	総	務	部	総	務	課	長	田	中	泰	彦

議事参与事務局職員

事務局長	松川明充
庶務係長	北出晃也
調査係長	関朋至
書記	大崎公義
書記	島谷和大

事務局次長	佐藤正樹
議事係長	中村弘二
書記	相澤幸
書記	小林由美子
書記	高野香織

開議 午後 1時00分

議長（見楚谷登志） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高橋克幸議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「議案第2号ないし第36号及び報告第1号並びに平成20年第3回定例会議案第8号ないし第23号並びに陳情及び調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、使用料及び手数料の改定に関する質疑といたしましては、今回の見直しに当たっては、平成17年度に行った施設使用料の全面改定の際に定めた中学生以下は無料に、高校生と高齢者は半額などの料金区分の考え方に変更はないのか。

障害者については施設によって減免制度を設けているところもあるが、今回、使用料が引上げとなる中で、実負担額が増える施設はあるのか。

減免制度に変更がなくても、使用料そのものが改定されることで、減免後の額が引上げになってしまう場合もあるため、今後の改定に当たっては、そうしたことも考慮して検討する必要があると思うがどうか。

銭函市民センターの遊戯室については、建設当初、児童・生徒の利用を目的としていたため、これまで無料としてきたが、高齢者の利用が多いという実態を踏まえ、来年度からは大人の利用については有料にする考えを示している。しかし、銭函地区では高齢者が気軽に集える唯一の施設として福祉施設的な役割も兼ねてきたと認識しているが、市はこれまで施設利用者と十分な話し合いを行ってきたのか。

同じように利用されている市中心部にある総合福祉センターが無料であることと比較すると、不公平感は否めない。高齢者の生きがい対策という観点から、市の政策的な判断で高齢者を無料にするのを検討してほしいと思うがどうか。

市は、高等看護学院の授業料の値上げと入学金の新設をする考えを示しているが、これは、来年度からの新カリキュラムへの移行に伴う教材・教具の充実や実習経費の増加、また学院が移転したことによる管理経費の増加に対応するため行うものであるという。金額は、道内他都市の水準を参考にし、かつ、ルールに基づく一般会計繰入金を含めて収支均衡となるよう設定しているとのことだが、現在、病院事業会計に対して行っている不良債務解消のための繰出しに比べると、値上げによる増額は極めて少額であることから、将来を担う医療従事者の養成をより充実させていくためにも、政策的な判断で授業料の値上げ幅を抑えることを検討してほしいと思うがどうか。

昭和50年から52年生まれでポリオワクチンの予防接種を受けた人は、他の年代と比較し、抗体保有率が低いことが判明したため、国は任意で有料の予防接種を受けることを周知する旨、自治体に通知を出している。これは、そもそも国が指定したワクチンを接種したにもかかわらず起こったことで、該当者に新たな費用負担をさせるのは言語道断であり、全額、国が負担するよう求めていくべきではないのか。

そうした中、市は、来年度からポリオ任意接種の料金値上げを予定しているが、既に受けた該当者と比べ、不利益が生じるような改定をすべきではないと思うがどうか。

また、乳幼児等の虫歯予防のため実施しているフッ化物塗布の料金も値上げを予定しているが、乳幼児医療費の無料化を進める自治体もある中、これは時代の流れに逆行するものであり、今後、医療費抑制の観点からも、予防を対象とした医療にも減免制度を設けるよう、ぜひ検討してほしいと思うがどうか。などであります。

次に、その他の質疑といたしましては、市は、小樽市立病院改革プランの柱の一つとして、来年度から地方公営企業法の全部適用を導入し、経営改善を図る考えを示しているが、現在の経営悪化の原因は深刻な医師不足に加え、たび重なる診療報酬の引下げ、そして三位一体の改革に伴う地方交付税の削減にあり、経費削減そのものは現在の体制のままでもできることから、全適のメリットがあるのか疑問であるがどうか。

また、今後は管理者に人事権や予算権が付与されるため、診療報酬の改定に合わせ、柔軟に職員配置を変更できることになるというが、実際に働く職員の労働環境の悪化につながるのではないかと。

改善の効果が見られない場合は、非公務員型の独立行政法人化などさらに経営形態の見直しを行うことも視野に入れているようだが、今回の全適の導入が、公立病院としての責務を放棄し、民間病院に移行するための一里塚となるおそれはないのか。

平成19年度の連結実質赤字比率は早期健全化基準をわずか0.6ポイント下回ることができたが、金額にすると約1億9,000万円しか余裕がない状況にある。今年度に、これ以上赤字額を増やさないためには、さらなる経費の節減に努めるのみならず、歳入の面では、市税の滞納繰越分で予算額を上回る収入を確保しなければならないのではないかと。

市税や税外収入の滞納繰越分の予算計上額については、これまでも実際の調定額に比べてかなり少なく見積もっており、これは過去の収入率を参考に決定しているとのことだが、当初から、目標値となる予算額を高く設定し、それに向けて徴収努力を続けるという姿勢をとることが、さらに収入を増加させることにつながると思うがどうか。

財政健全化計画の達成に向け、市は人件費、管理経費の削減や普通建設事業費の圧縮等を行っているが、歳出面からの取組は既に限界に達している感があり、今後は歳入の増加に主眼を置くことが重要と思われる。同計画にはその方策の一つとして、遊休等資産の売却を掲げているが、売却実績や、今後の見通しはどうなっているのか。

また、入湯税の課税免除の見直しについては、燃料費の高騰など経営が圧迫されていることなどを理由に事業者の理解が得られておらず、一向に進展している様子が見受けられないが、見直しを断念したのか。あるいは段階的に課税をしていくといった提案をするなど、今後とも粘り強く交渉を続けていくという考えなのか。

第2回となる全国学力・学習状況調査における都道府県別の順位を見ると、北海道は、昨年度に引き続き下位となり、本市の結果については、その全道平均よりさらに低いことが想定される。その要因としては、教員の資質、指導力の問題、市教委の支援不足などが考えられるが、現在までの取組を踏まえ、20年度に策定する改善プランを着実に実践して、21年度と同調査では、納得のゆく結果を示すことが重要と思うがどうか。

現在、市教委は、それぞれの学校に応じた改善プランをとりまとめているとのことであるが、市内の児童・生徒の学力向上のためには、具体的な改善目標を設定し、危機感を持って取り組まなければ、同じ結果を繰り返すことになるのではないかと。

来年度も改善されなければ、大人が子供を指導するという責務を果たしていないと受け取られかねない大きな問題だと思うがどうか。

国の学校支援地域本部事業について、この事業の運営に当たっては、ボランティアの調整役となる地域コーディネーターの存在が重要であるが、市は、他都市で行っているような学校関係者や市教委が行うことは望ましいものではなく、本来ボランティアで取り組むべき事業であるとし、市P連の協力も得られなかったことから、同事業への応募をかたくなに拒み、道内では小樽だけが未実施となっている。しかし、市P連は過去に地域パトロールボランティアを立ち上げるべく努力をした際に、コーディネーター役が見つからず、結果として立ち消えとなった経緯から民間だけでの取組には限界があるとの思いがあるため、難色を示したものであり、まずは市が主導して国の事業に参加し、地域と学校の連携を強めて、地域コーディネーターのあり方を協議していくべきではないのか。

今後、学校支援ボランティアの活用を拡大していく必要性は、市教委も認識しているとのことだが、これまでは同事業の導入に関しては真剣に検討しているという姿勢が見えない。追加の募集がなされるとの情報もあることから、積極的に導入する方向で、応募に向けた作業を進めてほしいと思うがどうか。

このほど国の事業に採択されてスタートした小樽商科大学の「小樽の観光について本気で考えるプロジェクト」は、市から与えられた小樽観光の課題に対し、学生が解決策を提案することを通じ、社会人としての基礎力を育成するという取組で、テレビの全国ニュースで扱われるなど注目を集めている。その活動の中で学生から出た共通の意見は、本市の観光についてはPR不足であるということだが、市は、それに対してどのような見解を持っているのか。

また、現在はインターネットを通じ、情報が世界中に発信されているが、映像が充実していれば翻訳した文章がなくとも、十分な観光PRが期待できるため、これからの季節であれば「小樽雪あかりの路」など、本市の魅力ある映像を動画として配信してはどうか。

こうした動画の編集は市販のソフトで可能であり、自前で行うことで、著作権の問題もクリアできることから、市は、積極的に取り組んでほしいと思うがどうか。

現在、アメリカ発の世界的な金融危機の影響を受け、日本経済も急速に悪化し、非正規雇用労働者の解雇が大きな社会問題となっており、国は「生活防衛のための緊急対策」として、各自治体が雇用創出の事業を行うために地方交付税を1兆円増額するという施策を打ち出している。そうした中、標茶町では、国の政策を先取りし、町独自で町有林の枝払いを行うなどの雇用対策を実施しており、本市においても同様に独自の対策を検討すべきではないのか。

また、現在、失業者対策として、雇用保険未加入者に対しても失業給付を行うべきであるなど、さまざまな意見が出されているが、市は正確な情報収集に努めるとともに、市民に対しても積極的に周知を図ってほしいと思うがどうか。

近年、地方銀行の預貸率が低下する一方、預証率が上昇傾向にあるが、これはハイリスクな証券化商品に手を染め、その処理に資金を要するため、貸し渋りや貸しはがしを行っていることが原因と考えられる。市内の銀行や信用金庫は、店舗ごとの預貸率などを明らかにしていないが、地元企業の経営を守るためには、市内の金融機関が適正な貸付けをしているかどうかを確認すべきであり、市は、情報開示を求めていく必要があると思うがどうか。

国のセーフティネット保証制度について、市の認定を受け、信用保証協会の承諾も得ているにもかかわらず、融資要件とかかわりのないノンバンクからの借入れがあることを理由に、融資をしないケースが市内で発生している。この融資は、例え回収できなくても全額保証されるという仕組みになっており、強固に融資しない背景には、本店の指示で手持ち資金をより多く確保するといった、別な理由があるのではないか。

このままでは、中小企業の命綱とも言えるこの制度の根幹を揺るがすことになり、金融機関に対して、

このような不適切な対応は早急に是正するよう強く求めるべきと思うがどうか。

この制度は、あくまでも中小企業に対する金融円滑化のための施策であるが、自行のプロパー融資に
つけ替えるという、明らかに制度の趣旨に反する悪質な金融機関の事例が全国的に問題となっており、
市内でもそうした事実の有無について、実態を調査すべきではないのか。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融不況のあおりを受け、国内の中小企業
の倒産が増加傾向にある中で、国は緊急経済対策として、「原材料価格高騰対応等保証制度」「セーフ
ティネット保証制度」を創設し、中小企業に対する資金繰り対策を実施しており、本市においてもマル
タル資金を、償還期間が5年未満で利用する場合については、金利を0.1パーセント引き下げるなど、利
用者の負担軽減を図る予定とのことである。しかし、これらの公的な各種融資制度について知らない企
業もまだまだ多く見受けられるため、市ではインターネットや広報を通じた周知を図るとともに、年末
に向け、つなぎ資金の確保に奔走する企業に対して、相談に乗る機会を増やしてほしいと思うがどうか。

昨年5月、祝津マリーナ横の副防波堤にあるテトラポッドが高波にさらわれ、所管する北海道が一部
を補修したものの、その後も波の影響により、現在2か所が侵食された状態にある。この防波堤には観
光客がよく入り込んでいるが、未然に水難事故を防ぐためにも、改修を行うなどの対処方を強く要請し
てほしいと思うがどうか。

また、銭函地区の海岸には、3本の普通河川が流れているが、すべての河口に土砂がたい積するため、
河川管理者である市は、春先と秋口に除去作業をしていると聞く。川がせきとめられてしまうと、海へ
栄養分が十分に行き渡らなくなり、昆布が育たなくなるなど、沿岸漁業への影響も懸念されることから、
河口付近の抜本的な改良について、海岸管理者である北海道と協議をしてほしいと思うがどうか。

先日、長年障害者のためにボランティアとして活動されている方から、車いすを寄附したい旨の申出
があったが、貸出し用ではなく、もっと利用頻度の高い用途に活用してほしいとの寄附者の要望に対し、
市の積極的な姿勢が見られなかったとして、実現には至らなかったと聞く。今後は、こうした市民の善
意にきちんとこたえるために、寄附者の気持ちに十分配慮した対応をしてほしいと思うがどうか。

バブル崩壊後の長引く不況により、生活保護受給者の増加は著しく、さらに近年は、長期化する傾向
もあるため、自治体財政にとって扶助費は、大きな負担になっている。そのような中、横浜市では、ハ
ローワークに勤務した経験のある就業支援専門員を福祉事務所に配置し、ケースワーカーとともに就労
指導に当たることで、扶助費の削減に大きな成果を上げているが、本市では、現状どのような指導を行
っているのか。

また、受給者は近所づき合いが疎遠になりがちであり、日々の生活に活力を与えるためにも、地域の
ボランティア活動や町会行事への参加を促すなどの施策を検討してほしいと思うがどうか。

妊婦一般健康診査は、母子の健康を守り、安心して出産を迎えるための大切な健診であり、市として
も、今年度から無料健診回数を2回から5回に増やしているところである。しかし、中には一度も受診
せず出産に臨むなど、その重要性を認識していない妊婦もいると聞くため、健診に対する理解を一層深
めてもらうことが必要と思うが、市はどのように周知を図っているのか。

また、銭函方面に住んでいる妊婦は札幌市で受診する例が多いことや、いわゆる「里帰り出産」で実
家のある他市町村で受診する妊婦もいるが、無料健診の際に必要な受診票を市外では使用できないこと
に対する不満の声も聞こえる。来年度からは、市外でも受診票を使用できるよう関係機関と協議中との
ことだが、確実に実施されるよう一層の努力をしてほしいと思うがどうか。

まちづくりを進める上で、そこに暮らす住民が、自分のまちを将来どのようにしていくのか、理念を
持って取り組むことが大切である。例えば、先ごろ駅前の歩道橋が撤去されたが、市内には、まだ多数

の歩道橋が存在しており、高齢化の進展や、多くの公的施設でバリアフリー化が当然になっている中で、旧態依然の階段式の歩道橋は、ほとんど利用されていないのが実態となっている。設置当時とは、交通事情も大きく変化をしており、車中心の道路のあり方を見直すべきとの意見もあることから、歩行者中心のまちづくりを目指すためにも、市内のすべての歩道橋の必要性について検証し、可能などころから撤去を検討すべきではないか。

また、観光客が集中している運河周辺から、市の中心部へ人の流れをつくり出すためには、歩行者が安全に安心して楽しみながら散策できるよう、現在の道路構造の転換を図り、駅前交差点のスクランブル化や臨港線沿いに緑地帯を設けるなど、歩行者を中心に考えたまち並みを形成していくことが必要と思うがどうか。

このような構想に対して、公安委員会は渋滞を懸念して難色を示しているようであるが、歩行者優先の「まちづくり」を目指すためには、市民がみずから強い決意を持ち粘り強く要請を重ねていかなければならないと思うが、市としてはどのように考えているのか。

今年度から施行した「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり寄附条例」については、ふるさと納税制度への理解の広がりや小樽への強い思いが相まって、大変好調で多くの方から寄附が寄せられているとのことである。しかし、制度があることは知っているが、具体的な中身をよく理解していなかったり、手間がかかり面倒であるとの思いから寄附に消極的な人も数多くいることが予想され、今後、新規の寄附者を開拓していくためにも、例えば本市出身のタレントや著名人に直接寄附の依頼文を送付するなど、積極的な働きかけを行っていくべきではないのか。

また、初年度は物珍しさから寄附をしてくれた人もいると思うが、今後も継続して寄附をしてもらえよう、寄附金がどのように使われているかがわかる写真を送付することや、寄附手続を簡素化するなどの便宜を図る方法を検討し、リピーターの獲得に当たってほしいと思うがどうか。

市営住宅の駐車場は、現在、1,320区画のうち265台分があいており、これらが埋まれば単純計算では年間約960万円もの収入増になると聞く。建物の老朽化などの要因で入居率が減少していることに加え、車を使用しない高齢者が増えているため利用台数の伸びは期待できないと思われることから、市は、歳入確保の観点からも有効活用する方策を検討すべきと思うがどうか。

市営住宅は国の補助事業で建設しているため、さまざまな制約があるというが、例えば、西宮市では、目的外使用として居住者以外の駐車を許可している。あいたままの駐車場は、近隣の住民から見ても行政の無駄遣いと感じるものであり、市は、他都市の取組事例について、ぜひ研究を進めてほしいと思うがどうか。

下水道工事における予定価格5,000万円以上の入札については、7件中4件が1社しか応札していない状況にある。設計段階で必要な見積り依頼には、複数社が提出に応じているにもかかわらず、実際の応札が1社というのは極めて不自然であり、適正な競争原理が働いているのか疑問である。入札に参加した企業は談合の疑いをかけられるため、あえて参加しない手法により、業者間の受注調整を図っているという話も耳にするが、市は公正な入札がとり行われるよう十分な調査をする必要があるのではないか。

また、札幌市が発注した下水処理施設の電気設備工事において談合の疑惑が報道され「立入検査中」の業者を、市はまだ処分が決定されていないとの理由で入札に参加させているが、これらの業者の入札は認めるべきではなかったと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第5号、第10号ないし第13号、第15号ないし第19号、第23号及び第25号ないし第27号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも可決と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告には反対、議案第5号、第10号ないし第13号、第15号ないし第19号、第23号及び第25号ないし第27号については否決を主張し、討論をいたします。

地方自治体の財政は、平成16年度以降の三位一体改革による地方交付税の大幅な削減により、いまだ厳しい状況を脱しきれずにいます。大企業、財界優遇の税制改革と社会保障費抑制政策が国民に過大な負担を負わせ、2008年では13兆円にも上ります。

医師不足や偏在、診療報酬の相次ぐ改定は、住んでいるまちで出産ができない、病院をたらい回しにするという状況を生み出し、国民の命さえ守られない事態になっています。地方財政の確立とあわせ、公立病院の果たす役割は緊急・重要性がますます高まっています。しかし、構造改革の名の下に、あらゆる分野で規制緩和が進められ、雇用の分野では非正規労働者が働く人の3分の1にまで拡大され、格差と貧困の広がりが深刻な社会問題になっている中において、アメリカ発の金融危機が世界の経済を混乱に陥れ、日本では輸出産業の大企業が経営悪化を理由に期間工、派遣労働者の解雇、内定の取消しなど、率先してリストラ、人員削減を行っていることは、社会的、道義的に見て許されることではありません。

地元企業が年末の資金繰りに苦勞することは毎年のこととはいえ、今年はさきの金融危機の影響もあり、とりわけ資金繰りの苦しさにあえいでいます。年の瀬を迎え、従業員とその家族の生活に直結する重要問題です。

政府は、金融危機の中で世論の高まりを受け、この10月、緊急融資保証制度を創設しました。緊急融資保証制度で小樽市にも申込みがあり、いずれも保証協会の100パーセント保証付で100件を超えて認定していますが、国の要件をクリアし、保証協会の保証がつけられているにもかかわらず、北陸銀行が拒否したことは重大です。

我が党は資本主義の下で、カジノ的な投資に走っている業務を正常な銀行業に戻し、また銀行のモラルハザードを正してほしいという立場で、融資問題についても質問を展開してきたところです。本来、銀行、金融機関の業務は、預金者から集めたお金を地元企業に貸し出し、企業を育成し、ひいては消費者ニーズにこたえるためのものであります。これが日本経済を活性化させ、景気を立て直す上で欠かせない大道です。ところが、低金利が長期に続き、さらに長期にわたる不景気が重なり、企業に貸し出すことが難しくなっています。しかし、だからといって、こうした苦勞を回避し、本来の銀行業務から離れ、ハイリターンを求めて、いわゆるハイリスクを伴う証券化商品に投資するカジノ資本主義の方向に預金を預かっている金融機関が走ることが重大な問題になっています。

金融庁の資料でも、日本の預金取扱金融機関の2008年6月末で購入し保有している証券化商品の総額は、23兆5,030億円に上っています。このうち、損金で処理されたのは1兆5,400億円です。この数字は、金融危機の始まる前のものですから、現在ではさらに増えていると見るのが妥当であり、このまま推移したならば、最悪の場合、23兆円全部が紙くず同然となる可能性もあります。

こうしたことが、各銀行、金融機関が資金ショートに陥り、貸しはがし、貸し渋りが広く行われる原因となっており、ばくちで損をしたツケを地元中小企業に回すやり方が重大問題となっています。こうした金融のあり方を、本来の姿に戻すために、努力することは当然です。もちろん銀行が事業者に融資をするからには、その条件を満たしているか慎重に審査することは当然です。だからといって、今日の経済状況の下で、危機に陥っている中小企業を救済するために設けられた国の緊急融資制度の与信にあたり条件を満たし、信用保証協会の保証がつけられている申込みにもかかわらず、銀行が融資しないということは、国の制度そのものを否定する暴挙としか言いようがありません。景気が悪い中で企業に融資することは以前より苦勞が伴うとは思いますが、しかし、銀行の本来のあり方で利益を追求することが、日本の社会を正すために避けられない問題です。これは、いざというときの地元企業へのセーフティネットの一部として使われる出えん金を昭和24年以降2,050万円を出している小樽市としても、看過できない問題のほうです。

次に、銀行、金融機関のモラルハザードについても触れておきます。

小樽市が国の金融保証制度を106件、12月16日時点では認定していますが、このうち市の窓口に来た業者が来ないで、銀行、金融機関が業者にかかわって申請に来た例は86件になっています。今、全国的に社会問題となっているのは、銀行、金融機関が業者から、いわば白紙委任状を取りつけ、国の緊急融資制度を悪用して、以前の融資残高と振り替えることが横行していることです。金融庁もこういうやり方は、緊急融資制度の悪用だと言っています。小樽市の窓口に来た銀行、金融機関の取扱いのうち、制度の悪用がないかどうかを調べ、地元業者を守ることを小樽市としても求められています。

こうした企業の資金繰り、雇用の不安や国民負担が増している中であって、市民が安心して生活できる制度を整えることこそが、今、地方自治体がなすべきことです。

使用料・手数料の値上げは市民の健康増進、生きがいを奪うものであり、財政効果も期待できないものであり、賛成できないものです。

介護保険事業についてです。第4期保険事業計画の中で、介護認定の聞き取り調査の項目が大幅に削減される方向です。適切な介護認定をしてもらえるのかといった不安が事業者に起きています。介護認定の聞き取り項目削減を前提にしたシステム変更の補正予算、このことにも問題であり、賛成することはできません。

以上、各議員の皆さんの御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 6番、成田祐樹議員。

（6番 成田祐樹議員登壇）（拍手）

6番（成田祐樹議員） 平成会を代表し、議案第15号小樽市病院事業条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案に対し賛成の討論をいたします。

しかし、この議案に対しては、もろ手を挙げての賛成というわけではありません。現状のまま存続か廃院か全部適用にするのかという限られた選択肢の中で、全適という選択肢は、とり得ることのできる最善の手であったにほかならず、最適ではないと考えます。今後の病院運営においては、さらに厳しい状況が考えられ、うまくいかないと感じたときには、早急に方向転換を促さざるを得ません。人件費削減、人員の再配置、サイズダウン、医師に対する処遇の改善、地域の病院との連携、将来人口を見越した運営、情報公開など、御答弁をいただいたとおりには改革できない場合には、不良債務解消後の独立行政法人化への転換などを強く求めていくこととなります。

決してそれは病院運営の失敗を願っているのではなく、この心配がき憂で終わることを望むにほかな

りません。そのためには、今後とも病院運営にさらなる厳しいチェックが入ることを申し上げて、平成会の討論とさせていただきます。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第5号、第10号ないし第13号、第15号ないし第19号、第23号及び第25号ないし第27号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

平成19年度決算は、10年前に比べ緊縮財政が進んだ結果、財政規模は200億円も減少しており、歳入では全体の6割を占める市税と地方交付税が大きく減少し、歳出では、特に普通建設事業費が9割もの減少となっている。繰出金についても病院事業会計を除く各会計へはおおむね法や繰出し基準どおりにしか繰り出していないとのことであり、歳出の削減努力はもはや限界に来ているというのが市の認識と受け止めてよいか。

地方交付税については、19年度は予算を約3億3,000万円も下回っており、非常に厳しい財政運営を強いられたが、20年度もまた予算より約2億6,000万円下回っている。前年度に、この財源不足を解消できなかった状況からすると、新たな手だてがなければ今年度もこの穴を埋めることは困難ではないのか。

こうした厳しい財政状況を踏まえると、市は、今後の予算編成に当たって、これまでの延長線上での考え方ではなく、変える必要がある事業は何としても変えるという強い決意で英断を下す必要があるのではないのか。

臨時財政対策債については、地方交付税の不足分を市が借り入れ、後年度にわたるすべての元利償還分を国が交付税措置するものとされているが、償還額に対する交付税の算入額は平成14年度以来、応分の額で推移してきているものの、19年度については4,000万円ほど下回る結果となった。これは国が定める借入条件に基づき、算入額を理論計算しているため、実際の償還額と若干異なるためであるとしているが、来年度以降も同様になるおそれはないのか。

また、償還期間については20年と長期であり、将来にわたってこのやり方を続けることには非常に不安を感じざるを得ない。国の税収が不足しているために、交付税の振替措置として行われるものというが、本来の姿どおりきちんと交付税として措置するよう、国に強く求めるべきと思うがどうか。

本市の財政状況は、健全化判断比率の4指標がいずれも早期健全化基準を下回っているとはいえ、4年連続で赤字決算となり、まさに正念場を迎えているが、この状況を市長はどのように受け止めている

のか。

また、自主財源に乏しく、依存財源に頼っている上、扶助費などの義務的経費が増高しているが、将来の財政運営を硬直化させないために、改善に向けてどのような取組を検討しているのか。

平成16年度からの国の三位一体の改革の影響により、交付税が大幅に減額されてきており、市は、来年度以降も同様に削減された場合、市民サービスの見直しも検討せざるを得ないとの見解を示した。市民は市の動向に注目しているが、今後、新年度予算の編成に当たって、どのような方針で取り組む考えなのか。

いわゆる地方財政健全化法により、地方自治体は四つの財政指標を新たに公表することとなったが、単にこうした数値を示しただけでは、市民が市の財政状況を理解することは困難と思われる。より具体的にわかりやすい情報を提供することで、これまで手厚い行政サービスを望む傾向にありがちな市民も、市の財政健全化の取組などに一定の理解を示してくれると思うがどうか。

本市は職員給与の削減をはじめ、あらゆる財政健全化策に取り組んでおり、この10年間で財政規模は30パーセントほど減少する結果となっているが、この大きな要因は国の三位一体の改革で交付税が減額されてきたためであり、本市以外の多くの自治体でも危機的な財政状況となっていることから、地方にばかりしわ寄せされている感が否めない。一方、国も約800兆円の債務を抱えているため、国の出先機関と地方の二重行政の解消や国庫補助事業の一括交付金化により事務の効率化と経費削減を図らなければ地方に配分できる財源が確保できないのが現状と思うが、市の認識はどうか。

国は、これらの行財政改革になかなか手がつけられないのが現実であることから、市は、地方六団体を通じたこれまでどおりの要望活動に加えて、より具体的な提言を行ってほしいと思うがどうか。

国は、三位一体改革の一環として、平成19年に国税から地方税に税源移譲を行う一方で、これによる自治体の税収の増加を見込み交付税を削減しており、地方分権の推進を図るための財源手当というより、国の交付税削減の口実にしてしまうとしか思われぬ。しかも近年、景気の後退により、市税全体の収入が年々減少しており、むしろ交付税の削減による悪影響が出ていることから、税源移譲が市財政へどれほど寄与しているか非常に疑問であるが、その辺について、どのように認識しているのか。

また、税源移譲による所得変動に伴い、所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかったり、所得が減って所得税が課税されなくなった場合は、自己申告があれば、その相当額を住民税から控除したり還付するとしているが、国民健康保険料の減額措置のように、申告がなくても最初から減額をして対処するような方法を検討する余地はないのか。

本市で超過課税を採用している税目は法人市民税のみで、標準税率の1.2倍の基準を設け、平成19年度決算では標準税率で課税した場合と比較し、約2億300万円の超過収入を得ているとのことである。

現在、地方交付税も年々減額されており、このままでは市民サービスへの影響も懸念されるが、この対策として考えられる財政運営の手段として、与えられた歳入の範囲内で身の丈に合った運営をする方法と、超過課税を採用して税収を増やす方法が考えられるが、本市はその辺について、どのような見解を持っているのか。

財政運営の基本は、入りをはかりて出を制することであると考え、市もこの基本姿勢は崩さない方針であると認識してもよいのか。

本市における市税と税外収入の未収金は、決算ベースで平成18年度は45億400万円だったものが、19年度は46億9,100万円と増加している。財政再建推進プランでは、収納率の向上を目標として掲げ、収納体制の見直し等に取り組むとしているものの、決算を見る限り効果が表れていないと感じられるが、具体的にはどのような対策を行ったのか。

本来は、18年度末時点で未収金の解消が急務と認識していたはずであり、19年度当初から最優先で取り組む必要があったのではないかと。

よもや収納率の向上をねらって意図的に不納欠損処分をしていないと思うが、監査委員は、その処理が適正に行われているかどうかのチェックを行っているのか。

例えば、現在、各部局ごとに行っている未収金回収業務を一元管理する部署を設け、専門的に業務に当たることで効果的な対策が期待できると思うが、市の考えはどうか。

財政状況が非常に厳しい折、いわゆる税外収入で収入未済になっている部分が大変多く見受けられる。

未収金を回収していくことは、厳しい市の財政にとっては重要なことであり、市は、どのような収納対策を考えているのか。

また、市税の滞納についても、これ以上、不納欠損を出さないよう預貯金等の差押えを執行するなど、滞納整理に一層力を入れてほしいと思うがどうか。

また、現在本市では、利用料金1,000円以下の入湯施設に係る入湯税は条例により課税免除をしているが、厳しい財政状況の中、市の自助努力も限界に来ており、今後、施設経営者にも応分の負担をしてもらうため、引き続き話し合いを行うなど、さらなる努力をしてほしいと思うがどうか。

平成19年度事務執行状況説明書によると、市が支出した補助金及び交付金の総額は約7億2,800万円になるとのことである。18年度と比較すると約2,000万円の減額になっているというが、中には毎年度継続して助成しているものもあり、本市の厳しい財政状況を踏まえると、補助金については一層の削減努力が必要である。今後の予算編成に当たっては、その必要性について関係団体などもきちんと協議をして、ゼロベースから見直す必要があると思うがどうか。

平成19年度の一般会計繰出金は、各会計における資産の売却や、低利の起債への借換えなどの経営努力により当初予算と比較し、4億3,900万円ほど抑えられた結果となっているが、病院事業会計に関しては、不良債務解消分として3億6,300万円も、多く繰り出している状況にある。病院事業会計には今後も同様に、毎年度8億円程度の繰出金が必要になってくるとのことであるが、病院の経営自体がさらに悪化し、計画どおりの収益が上がらない場合、さらに一般会計で負担をしていくことは可能なのか。

今後、財政健全化計画を進めるに当たり、繰出金を抑制していくことは不可欠であるが、市は積極的な対策を講じているのか。

本年8月末の病院事業会計の医業収益については、昨年度の同時期と比較し、既に2,300万円ほど減少しており、退職した医師3名の補充がされない場合には、収支でさらに2億円もの減少が想定されることである。相次ぐ医師の退職で、市立病院の行く末に不安を抱いている市民も多く、何と少しでも医師を確保することが急務であるが、そのためには医師の負担を極力軽減するなど働きやすい環境を整えとともに、医師の給与や手当についても配慮していく必要があると思うがどうか。

小樽市ホームページの広告料収入は約142万円あるにもかかわらず、運営経費については、サーバ使用料と光回線利用料の約22万円しかかけていない現状にある。ホームページは、「市の玄関口」とも言えるものであるが、現在のデザインでは、目的の情報に素早く到達できないなど、使い勝手が悪く、時代遅れになっており、もっと視覚に訴えることができ、見やすい画面とするため、広告料収入を財源として、専門業者にホームページのデザインの再構築を依頼してはどうか。

また、観光に関しては、国内のみならず、海外からのアクセスも今後増えていくことが想定されるため、観光都市宣言を行った本市として、国際化を踏まえ、外国語にも対応したサイトにすべきと思うがどうか。

平成19年度のマイクロバス等運行経費には、昨年10月から新たに民間に運行を委託している長橋小学

校と銭函小学校のスクールバスの経費分としての約680万円が含まれているとのことである。今後、いわゆる小中学校の統廃合計画を進める際、スクールバスの運行については、白紙撤回された前回の計画時と同様、保護者の重要な関心事の一つになることが予想されるが、市教委はどのように認識しているのか。

今後、仮に統廃合により10校が残ると仮定した場合、現行の委託料から試算すると約3,000万円から4,000万円もの経費を要することになると思うが、市教委は、あらかじめ通学のためにスクールバスを運行するという基本方針を立ててから、統廃合計画を進めていくつもりなのか。

平成19年度決算において、教育研究所費は950万円ほどであり、その内訳としては人件費が大半を占め、本来の目的である研究に要する経費は少額であるが、これで市民が納得できるような成果を上げられたのか甚だ疑問である。本年行われた全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、子供の学力向上を図るために研究所が十分な役割を果たせるよう、予算の増額を検討すべきではないか。

また、学校図書整備費については、小中学校ともに前年度より減額されているが、「あおばとプラン」には読書活動の推進をうたっており、その最大の手だてである学校図書が整備されないのでは、絵にかいたもちと言わざるを得ない。本市は、そもそも国の学校図書館図書標準を満たしていないが、教育への投資はまちの将来をも左右するものであり、計画的な図書の整備に努めるべきと思うがどうか。

奨学金制度については、経済的な理由で修学が困難な学生を支援する目的で、奨学資金基金を原資として、毎月、給与分4,000円、貸与分3,000円を措置している。しかし、償還すべき貸与分に係る滞納額が平成19年度決算では720万円にも及んでおり、市財政が厳しさを増している中、市からの支援も見込めず、このままでは基金の運営に支障が出かねない状況となっている。この制度は将来にわたって継続して維持すべきであり、そのためには、少しでも未収金を減らす努力をしてほしいと思うがどうか。

また、学校給食費については、生活に余裕があっても支払わない保護者がいるなど、滞納の増加が社会問題となっているが、本市においては、滞納額が19年度で760万円と前年度から55万円増となっており、学校では対応に苦慮している。中には校長みずから未納世帯を訪問して回るケースもあると聞くが、市教委は各学校に対し、どのような助言をしているのか。

小樽駅前第3ビル周辺地区再開発事業については、それに伴い約8億円の補償金収入があった一方、事業主体に対する再開発事業費補助金のうち、市が負担するものは約6億5,000万円であり、差額の約1億5,200万円は一般会計の赤字の穴埋めに充当しているとのことである。再開発に伴い室内水泳プールが廃止となった経緯からして、本来、補償金は新たなプールの建設や少なくともプール関連事業に充てるべきであるにもかかわらず、高島小学校温水プールの改修事業費のほぼ全額を新たな起債で充当したのはなぜか。

財政運営が厳しいのは理解するが、マイカル誘致により多大な借金をつくってきた市に大きな責任があるのは否めず、補償金までも赤字財源対策に充てるという、市民を犠牲にした市の姿勢は大いに反省すべきではないか。

市は今年度、稲穂駐車場を今後の維持・管理が困難として、指定管理者である小樽駅前ビル株式会社に5,000万円で売却したが、現状は工事関係者の車が利用していることにより経営状況が安定しており、今後も十分に収益が見込まれる施設であると思われるが、市の財政状況が厳しいというのであれば、売却せずに直営で維持し、少しでも収益を確保すべきではなかったのか。

また、過去の売買事例に照らして、かなり安価で売却されており売買価格に疑問を感じるが、どのような経過で売却に至ったのか。

市は今後、施設の売却やさらに指定管理者制度の導入を拡大していく予定であるようだが、市民の命

や生活に直結する部門を公的管理から外していくことについては、市民に責任を負う立場として、十分な検証が必要と思われるが市の見解はどうか。

市が昭和56年に取得した、当時の毛無山ろく開発に伴う将来の小学校建設予定地など、市内には土地開発基金で購入したまま、塩漬けとなっている土地が点在している。基金を利用して公共の用に供する土地を先行取得する場合は、利用目的が明確になっていることが条件となっているにもかかわらず、将来的な見通しのない土地を購入し、遊休地にしておくことは、非常に不適切であり、市はこれらの土地の活用や処分を本当にすることができるのか。

望洋シャントツェは、平成15年度には6,100人もの利用があったが、19年度は、冬期間のジャンプ競技が行われなかったことや、夏期間に遠足等にプレーキング・トラック部分が利用されることがなかったなどの理由で、利用実績はゼロとのことである。このジャンプ台は、市内の公的施設の中でも新しく設備も充実しており、今後は積極的に大会を誘致するなど、利用促進に努め、もっと活用していくべきではないか。

また、夏期間については、近隣のホテルやパークゴルフ場と連携することで、いずれの施設においても利用客の増加が見込めることから、有効に活用できる取組を検討してはどうか。

昨今の全国的な原油価格の高騰などにより、本市における中小企業の経営も大変厳しい状況が続いており、本年9月現在で、後志管内の企業倒産が24か月連続して発生しているとのことである。本市で実施している中小企業等振興資金制度に基づく融資は、金融機関との協調融資という形で行われており、市が原資を預託し運用しているが、平成19年度決算では多額の不用額が生じており、せっかくの制度が活用されていないと感ずるが、昨今の先行きが不透明な景気動向の中、危機的な状況を回避するためにも、限度額や期間の見直しなどを含め、制度の弾力的な運用をぜひ検討してほしいと思うがどうか。

本年、小樽市は、全市一丸となって観光の振興に取り組む決意を表明するため、「小樽観光都市宣言」を行っており、小樽観光の窓口とも言える観光案内所の果たす役割は、ますます重要になると思われるが、今後、案内所機能の拡充や人的・質的な向上について、市はどのようにかわっていくつもりなのか。

本市の基幹産業として、ここまで成長してきた観光産業をさらに発展させるためには、市も積極的に観光施策を展開することが求められる。そのために、関係各部署が参加して観光施策の戦略的展開を協議する場を設けることや、民間と連携した事業が必要と思われるが、財政状況が厳しい中であって、市はどのように取り組むつもりなのか。

在宅老人対策事業の一つである在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業は、もともと理美容組合がボランティアで行っていた事業に市が助成するようになったのが発端とのことである。そのため、組合の通常料金をベースに利用料を定めているが、今後、利用者負担の軽減を図る観点から、現在、理美容の職についていない有資格者で社会貢献を希望する人をボランティアとして登録し、より安価でサービスが供給できるような取組をぜひ検討してほしいと思うがどうか。

また、福祉除雪サービス事業では、サービスを希望する登録者数が500世帯ほどあるとのことだが、除雪を希望する日とボランティアが協力できる日の折り合いがつかないため、業者に発注するケースも多いと聞く。今後、ますます需要が高まることが予想されるが、このままでは人手不足により、希望にこたえられなくなることが懸念され、安定したサービスを提供するためにも、広くボランティアを募る取組に一層力を入れてほしいと思うがどうか。

生活保護受給者の中には生活態度に問題がある者もあり、近隣の市民から不正受給に関する情報が寄せられることもあるが、市民に不公平感を抱かせないためにも、生活実態をきちんと調査し、不正受給

水は市民生活にとって必要不可欠なものであることから、今後も降雨量を十分注視し、安全・安心な水道水の供給に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成20年第3回定例会議案第8号ないし第18号及び第20号ないし第23号につきましては、採決の結果、賛成多数でいずれも認定と決定いたしました。

次に、平成20年第3回定例会議案第19号につきましては、採決の結果、全会一致で認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、平成20年第3回定例会議案第8号ないし第18号、第20号ないし第23号について不認定の討論をします。

平成19年度の取組として、市内小中学校を対象としたバス通学助成の通年助成、燃料費高騰に対する冬期特別生活支援金の実施、子育て支援対策としての休日保育事業の開始などについては評価します。

平成19年度一般会計は、1億1,258万円の赤字を計上し、4年連続の赤字決算となり、20年度に12億9,659万円の赤字額を引き継ぐ結果になりました。

我が党は、19年度一般会計予算に対し修正案を提案しました。国の税制改悪のため負担増となる市民税非課税世帯や低所得者を対象に介護保険料、国保料の軽減、ふれあいパス自己負担分を軽減し、また障害者自立支援法による障害者の自己負担分の軽減を図るものでした。財源は所得税定率減税廃止による増税分と障害者自立支援制度で持ち出しが減った市の負担分を充て、さらに不要不急の事業の見直し、中止を行い、予算規模を8億6,000万円縮減し、基金借入金も5,300万円減らし、市債は2,400万円圧縮するものでした。

最初に、一般会計です。19年度予算では、地方税法改悪、定率減税廃止による道・市民税は、17年度と19年度比較で見ると、5億4,000万円の増税となり、増税に伴う所得段階引上げの影響により、介護保険では2億7,000万円、同じく国民健康保険料は1億3,300万円の増額となりました。さらに、障害者自立支援法の原則1割負担分9,000万円を合わせると、市民には新たに10億円を超える負担になりました。このような市民負担の上、所得税から住民税への税源移譲により、個人市民税は大きく増収になりましたが、法人税、固定資産税、都市計画税及びたばこ税はいずれも減収で、全体の市税収入は依然として下降傾向のままです。

19年度の職員給与は1割削減した上、新たに駐車料金を徴収し、職員の負担を拡大してきました。20年4月から始まった後期高齢者医療制度は75歳で新制度に移行させ、保険料は年金から天引きし、2年ごとに引上げです。75歳以上が対象の診療報酬に差別医療を導入し、高齢者の医療費削減を目的にしたものでしかありません。19年度一般会計には、後期高齢者医療制度実施に向けて、事業費や北海道後期高齢者医療広域連合負担金が関係諸費として計上されており、認められません。

駅前第3ビル内にあった室内水泳プールは、18年に廃止され、19年は代替プールとして高島小学校温水プールの改修が実施されています。プールの権利床補償金約7億円は、新しいプール建設に使うべきという市民要望にこたえることなく、大企業の駅前再々開発事業の補助金に充てています。19年度普通交付税は、国の納税義務者の過大な見積りのために、小樽市の予算額に対し3億3,500万円の減額となり、

単年度赤字決算の大きな要因となりました。国の算定違いを是正し、適正な交付税措置を求めることは市長の役割です。今決算特別委員会の中で市長は、今年度も普通交付税が市の当初予算比2億6,000万円減となる見通しに対して、このままでは市民サービスをカットしていくことになる」と表明しましたが、今後の財政対策と努力の方向も示さないまま、市民負担の拡大で財政対策をしていくことは認められません。以上の理由によって、議案第8号一般会計決算は不認定とします。

議案第9号港湾整備事業特別会計決算です。小樽港で取り扱う一般貨物取扱量は、平成19年は158万8,764トンで、過去最低でした。一方、石狩湾新港は419万8,736トンで過去最高となり、小樽港の取扱高は新港の38パーセントにすぎません。平成8年に小樽港と石狩湾新港の取扱貨物量が逆転して以来、その後も小樽港は基本的に減少し続け、新港は伸び続けており、石狩湾新港推進を前提にした予算には反対です。

議案第12号小樽市国民健康保険事業特別会計決算についてです。小樽市国民健康保険事業特別会計は、平成13年度には33億3,872万円もの累積赤字を抱えていましたが、15年度から縮小され、19年度決算は1億6,800万円圧縮、累積赤字は17億6,600万円も減らし、15億7,300万円になっています。国保料を納めている市民の平均所得に占める保険料の割合は、12年度の12.8パーセントから19年度は13.8パーセントに上がり、重い負担になっています。国保料は、医療給付費など療養諸費支給総額等を見込んで決定されますが、この3年間を見ても4億円から8億円近い不用額を出しているにもかかわらず予算額は減らしていません。市民に高い保険料を負担させ、保険料設定の段階で療養諸費を意図的に多く見積もり、赤字解消の財源としてきたことは問題です。19年度決算においても、不用額3億7,000万円のうち3億2,500万円が保険給付費の不用額であり、過大見積りは明らかです。国保会計における赤字膨張の原因は、国の見込み違いによる退職者医療の別建てによる交付金の大幅な削減や保険料収入率に対する国のペナルティであり、政府の責任です。それにもかかわらず、加入者に高い保険料を課し、保険給付費を過大に算定し、赤字を解消してきた決算を認めるわけにはいきません。

また、19年度保険料には税制改悪による負担分が反映していることも、不認定の理由に挙げておきます。

議案第13号土地取得事業特別会計決算です。本会計は利用目的が明確で、小規模な土地購入が必要なときに、土地開発基金から借り入れて土地を購入するためのものです。この性格から、基金を基本的に全額運用しなければならないのに、平成19年度決算では買う目的もなく、売る気もないのに基金から借り入れており、認定できません。しかも、我が党が質問で指摘しように、土地を買う6,000万円を計上しながら、この6,000万円を一時借入金として運用していたという、形式上とはいえ同じ6,000万円を二つの目的に使うという、考えられないような小樽市の資金運用の実態が明らかにされました。

また、土地開発基金は、基金によって取得した土地は、その目的に沿って必要な事業予算によって買い取られ、再び基金に戻さなければならないものです。しかし、小学校建設予定地、公共施設用地との理由で、農協の不良債務解消の目的に使われ買い取った土地は使われる見込みもなく塩漬けされたままです。これらは一つや二つではなく、今後このような市民の貴重な税金を無駄に使うことのないよう強く要求しておきます。

議案第17号小樽市介護保険事業特別会計決算です。平成19年度決算では、歳入126億4,872万2,000円に対し、歳出は124億7,097万2,000円、差引き17億7,750万円の剰余金を出しています。そのうち3億151万6,000円を介護給付費準備基金に積み立て、基金総額は5億7,641万円となりました。さらに、19年度介護保険料には、定率減税廃止と各種控除の廃止・縮小による保険料の引上げ分が含まれています。18年度からの第3期保険料を新たに1億7,300万円増額し、市民の負担を拡大し、19年度決算では保険料収

入は予算より2,000万円増の中身になっています。歳出では保険給付で2億8,100万円、地域支援事業費では1,895万円、計3億2,800万円の不用額です。保険料の過大な徴収と制度改悪による介護認定の引下げ、サービス抑制で多額の不用額を残した決算は認められません。

議案第18号小樽市産業廃棄物処分事業特別会計決算です。桃内の最終処分場は第1期工事で建設された調整池や浸出水の処理施設は、国の朝令暮改の基準変更で第2期工事で埋め立てられる浸出水の処理ができないことが明らかになりました。そのための改修工事として、第1期埋立地閉鎖工事が行われることになりました。これは平成12年度変更以前の基準自体が、廃棄物最終処分場の浸出水の処理ができないということを示しています。国の基準の不備を補う工事に対して、国からの補助金は当然です。小樽市としても、国に請求し財源とすべきです。

議案第20号小樽市病院事業決算について。平成19年度決算では、4年ぶりに4,632万2,000円の純利益が出たといいますが、上半期では収支計画に対し3億6,000万円の収支不足となり、その後の計画変更で不良債務の病院負担分を10分の1以下に縮小し、一般会計の負担を増やさざるを得ませんでした。44億円の不良債務は5億3,500万円縮小したといいますが、病院解消分の1億7,200万円のうち1億4,000万円が退職手当債ですから、病院事業で解消するめどがつかません。また、新病院建設の基本設計は契約解除し、病院建設は一時中断となり、市民からは病院はどうなっているのと、心配の声が絶えません。我が党は病院規模が確定せず、44億円の不良債務解消の見通しもなく、現在地に建設を求める市民と築港地域しかないとする建設地をめぐる問題を残したままの基本設計契約には反対しました。結果的には、医師の退職が相次ぎ、不良債務の病院負担分解消のめどが立たないまま20年度を迎えることになりました。病院事業の深刻な経営難の背景には、政府の患者負担増や診療報酬の引下げ、医師過剰論による医学部定員削減などの政府の低医療費政策の大きな責任があります。小樽市は性急に基本設計を予算化し、結果的には契約を解除するということになり、このような19年度決算は認定できません。

議案第21号小樽市水道事業決算、議案第22号小樽市下水道事業決算についてです。このいずれの会計においても、発注工事に係る入札執行状況では、いわゆる高値落札の問題で改善が見られません。平成19年度執行の土木・建築に係る工事は、平均落札率が81.6パーセント、これに比べて水道工事では94.6パーセントと、約13ポイントも高い異常な執行状況が続いています。下水道工事においても88.7パーセントとやはり高く、中でも札幌市で談合疑惑ありとされた電気設備工事関係では、この談合問題と関連している重電9社のうち4社が当市の下水道電気設備工事で直近3年間でわかるだけでも11工事を落札、その平均落札率は92.4パーセントです。市内の土木・建設業者が激減している普通建設事業費の中でも、必死に競争性を発揮していることを考えれば、到底認められるものではありません。

以上、主なものについて述べましたが、他の議案については、消費税転嫁、受益者負担増のため不認定といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成20年第3回定例会議案第8号ないし第18号及び第20号ないし第23号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時10分

議長(見楚谷登志) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、25番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 25番、前田清貴議員。

(25番 前田清貴議員登壇)(拍手)

25番(前田清貴議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

まず、陳情第1118号に関する質疑といたしましては、平成19年度から本格的に実施された特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象となっている障害だけでなく、発達障害の子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するものである。市教委は、専門家による「こども支援部会」を立ち上げ、積極的に特別支援教育を推進しているが、一方、教職員団体は、特別支援教育の実施に向けた体制には、反対の態度を表明しており、市教委は、現場の教員が組合の方針に影響され、授業に支障が生じることのないよう実態を把握する必要があると思うがどうか。

また、他都市では、子供たちのかかりつけ医師や教員と保護者が連携して情報を共有し、きめ細やかな指導に当たっている例もあるやに聞く。市教委においても、現在策定中の学校教育推進計画の2次計画の中で、特別支援教育の充実に努める旨、明記していることから、今後は、障害のある子供一人一人の教育的なニーズに応じた個別指導に努めてほしいと思うがどうか。

市教委は、特別支援教育がスタートしてから関係機関が集まった協議の場を設置してきたとしているが、今後は、発達障害者支援法の目的でもある発達障害者の早期発見から生活支援という長い期間の取組が必要となるため、協議会等の組織のあり方について検討する必要があるとしている。しかし、成長著しい子供の発達や教育のあり方に関することであり、長い時間をかけ結論を先延ばしすることは許されず、速やかに関係部局と連携して協議会設立に向けた方向性を明らかにすべきと思うがどうか。

文部科学省は、特別支援教育を地域で推進するための連携協議の場として、障害を有する本人やその家族と、その他関係機関が参画した連絡協議会を設置するよう求めており、市教委も前向きに検討するとのことだが、設置に当たり陳情趣旨にあるように発達障害者を代表する団体に参加を求める考えはないか。

次に、その他の質疑といたしましては、平成18年度に試行した行政評価システムについて、これまで各部局で実施している事業の効果が検証しにくかったことから、これを客観的に評価するため、試行的に取り組んだものだが、その実施した結果を、どのようにとらえているのか。また、このシステム自体にどのような課題や問題点があったのか。

市は、新しい総合計画の進行管理ツールとしての導入を検討していたというが、試行的な実施であったとしても、せっかく行政評価システムを考案したのであれば、現在策定作業中の新しい総合計画の基本計画や実施計画に生かすべきと思うがどうか。

市は、石狩湾新港管理組合から協議のあった「平成21年度石狩湾新港湾関係事業予算要求」につい

て、経済界や関係団体の意見を踏まえ、緊急性や必要性を考慮し同意する方向にあるという。中でも、予算要求にある北防波堤の延伸については、港内の静穏度が国の基準を下回っており、船舶の接岸や荷役に支障があることを理由に挙げているが、現状でも岸壁の使用に何ら支障がないことや緊急性を主張しながら工事期間は10年間にも及ぶなど、事業の整備方針には矛盾があるのではないかと。

組合では、来年度の母体負担金を減らす方向で検討しているというが、小樽市をはじめ各母体では、いずれも財政状況がひっ迫し、普通建設事業費も激減しているため、いずれの自治体でも真に市民生活に直結している道路整備等ができない状況にある。この際、新港管理組合に対して、母体負担金の大幅な削減を求め、これをそれぞれの自治体で経済の活性化や市民要望の実現のための財源として活用すべきと思うがどうか。

平成20年度予算は、約17億円の財源不足分を他会計からの借入れなどでやりくりをした結果、財政健全化計画の目標である「単年度収支の均衡予算」としたものの、地方交付税が当初見込みより2億3,400万円も減少したことや市税収入の落ち込みなどで厳しい予算執行を余儀なくされている。今後、歳入不足が劇的に改善することは考えられず、財政健全化計画の目標達成に向けて、どのような財源手当を行っていくつもりなのか。

財政健全化計画における財源対策の一つとして見込んでいる下水道事業会計からの借入れについては、国が下水道事業の資金不足を補う目的で制度化した資本費平準化債の拡大分を活用し、これにより生じる財源を一般会計に貸し付けるという手法で行われており、21年度は約8億円が見込まれている。この借入金も、健全化計画の達成のために必ずの財源であるが、この資本費平準化債の拡大制度は、後年度も継続して実施されると考えてよいのか。

一方、健全化計画では、一般会計から病院事業会計への繰出金が21年度と22年度にかけてピークを迎えるが、財源が極めて不透明な中で、計画どおりに繰出しができるのか非常に心配である。財源手当ができない場合は、健全化計画そのものを見直すことにもなりかねず、21年度の予算については、これらの不安定要素を踏まえ、慎重に編成作業に当たるべきと思うがどうか。

市は、これまでも財政健全化計画の歳入増加対策として、遊休等資産の売却を進めており、当然、市有財産は年々減少しているものと認識していた。しかし、平成19年度の市有財産現在高状況調によると、建物については、評価総額が前年度に比べて約4億円も増加しており、財政状況が厳しい中であって、どのような要因により増加したのか。

19年度の市有財産残高は、台帳上の評価額で約1,629億円にも達しており、この数値だけを見た場合、小樽市にはまだ相当の資産があると感じられるが、これは民間企業の会計処理上の「資産」と同様に、市の財政状況を反映した金額と考えてよいのか。

学校教育推進計画の2次計画では、現在のあおばとプランを実施したことによる効果として「小中学校の目指すべき方向が明確になり、教職員の学校改善に向けた意識の高まりが見られる」と、教職員には十分に計画の主旨が伝わっていることを強調している。しかし、各学校における学力の育成などの取組を見ても、あおばとプランが現場の教員に対して周知され、なおかつ市教委が示す方針が確実に理解されているとは考えにくい。これまで学校現場では、教職員に対してどのように周知し、具体的にどう実践してきたのか。また、市教委は、このような現状については、どのように考えているのか。

重点目標である「確かな学力の育成」では、学習意欲の向上と学習習慣の確立のため、「総合的な学習の時間のねらいと小中学校間の連携」を実践項目としている。特に小中学校間の連携については、早くから小中一貫教育に取り組み、非常に高い教育的効果を上げている姫路市のように、学力向上が期待できると考えているが、本市においては、どのように実践していくつもりなのか。

市教委は、これまでの学校教育推進計画、いわゆる「あおばとプラン」の延長線上に位置づけられる2次計画を21年度から5年の計画で作成するという。中でも重点目標とされる「豊かな心の育成」では、道徳性の育成の観点から各学校における「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」を実践項目として掲げているが、これは職員配置定数の枠外で道徳専門の教員を増員するということなのか。

また、他の教員に対する道徳教育推進教師の役割や校内における具体的な取組については、どのように実践していくことになるのか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第35号につきましては、採決の結果、賛成少数により否決と決定いたしました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1004号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号及び第1119号ないし第1140号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案は可決と、陳情は採択と、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1118号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 7番、菊地葉子議員。

（7番 菊地葉子議員登壇）（拍手）

7番（菊地葉子議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対、議案第35号は可決と、新たに付託された陳情第1119号ないし第1140号については採択を、継続審査中の陳情についても願意妥当、採択を主張して討論をします。

議案第35号は、小樽市非核港湾条例案です。

提案するたびごとに世界の核兵器廃絶に向けた運動の広がりを紹介してきました。本年8月に開催された原水爆禁止世界大会では、「核兵器のない世界を - 2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議にむけて」の署名を大きく広げることを確認し、今この署名に共感が広がっています。

2000年のNPT再検討会議で、核兵器廃絶の明確な約束に核保有国も合意してから8年、この実行を妨害してきた米ブッシュ大統領が、内外政策への強い批判にさらされて退場に向かう一方、「核兵器のない世界」を掲げたオバマ氏が大統領選挙で勝利しました。

最悪の核抑止政策を進めたブッシュ政権からの転換を世界が求めていることは、この秋の国連などでの議論を見ても明らかです。潘基文（パン・ギムン）国連事務総長は、核抑止ドクトリンの危険を指摘し、国連憲章はじめ政治的な意思の力で国際平和、安全保障を強化するための第一歩を踏み出すことを呼びかけました。核保有国をはじめすべての国の政府が、速やかに核兵器禁止、核廃絶の交渉を開始し、締結することを呼びかけた署名に、海外から元外交官やNGOの賛同が寄せられています。

核保有国に核兵器廃絶の約束の実行を求めている圧倒的多数の国の努力とともに、核廃絶を目指す決定的な力は草の根運動にあり、核搭載可能な戦艦の入港にストップをかけ、平和な小樽港の発展を願う市民の思いを実効あるものに実らせていくことも議会の責任ではないでしょうか。

陳情についてです。

市営室内プールの建設については、次期総合計画の中に盛り込まれる方向性が示されています。具体

的な時期についてはいまだ明確ではありませんが、早期建設を求める署名が、この議会ではさらに264筆積み上げられ、9,544筆になりました。実現するまではと毎週こつこつと署名を集める姿には胸を打たれるものがあります。

こうした市民の声にこたえていくのも、また市民の負託を受けた議員のなすべき仕事であることを訴え、その他の陳情についても願意は妥当、採択を主張して討論いたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 17番、斎藤博行議員。

（17番 斎藤博行議員登壇）（拍手）

17番（斎藤博行議員） 民主党・市民連合を代表し、委員長報告に反対、議案第35号小樽市非核港湾条例に賛成の立場で討論します。

11月22日、23日、非核平和条例を考える全国集会が金沢市で開催されました。1997年9月に小樽港へのインディペンデンス入港を契機に始まったこの運動も、今年で11年目です。

今回の集会の基調講演は、前の岩国市長、井原氏でした。米軍基地との穏やかな共存を追求してきたこの市長が、今回の米軍再編による基地機能強化に反対し、国や防衛省と争った経過は、皆さんも御承知かと思います。井原氏は、「今以上の基地機能の強化は容認できない。国の安全保障と市民生活のバランスをどうとるのかを決めなければならない。安全保障に関する明確な理念や再編の必要性について合理的な説明がないのに、一方的に市民に負担を押しつけることは到底容認できない。市民の平穏な生活を求める基本的な権利は、国といえども合理的な理由がなければ制約することはできないのだ」と主張し、今回の裁判に至った経過をお話しされました。

また、特別講演では、新潟県の加茂市の小池清彦市長がおいでになり、講演を行いました。御承知のように小池氏は、防衛畑一本で歩んできた防衛官僚です。最終的には防衛庁の防衛研究所長や教育訓練局長を歴任した方です。集会の中でも、最初にそういった経歴を明らかにして、現行憲法下においても自衛隊の存在は問題がないのだという立場、そこをきちんとした上でお話をいただきました。また、憲法と自衛隊の関係についても、自衛隊員の中で今の憲法下における自衛隊の存在に不満を持っている人はそんなにいないのだ。自衛官は、政治行為を制限され、日本国憲法の遵守義務を厳しく課せられた公務員であることを自覚しているし、それが嫌な人はもともと自衛官になるべきではないのだと、そのようなお話をされました。そうした立場から、自衛隊のイラク派兵は、憲法が禁止する侵略戦争につながるから反対なのだ。また、憲法改悪は、海外派兵、ひいては徴兵制につながるものであり、これを認めるわけにはいかない、そのようなお話をされました。特に私どもが集会で注目したのは、国民保護法についての考えでありました。小池氏は、国民保護法が想定しているのは、あの太平洋戦争で沖縄で行われた地上戦を今日、今度は日本全国で展開することになる、そのような指摘をされています。国民保護法が軍隊と、そして市民の分離を考えていない、そういった中では、どこの地域においても市民は戦渦に巻き込まれ、沖縄戦と同じような状態が全国各地で発生することになるという指摘がありました。確かに、いろいろな場面で、例えば敵の上陸を水際でとめるための必要性を主張するなど、私たちとは必ずしもすべてで一致することはできませんでしたが、そこに貫かれている考えは軍と民の完全分離であり、この加茂市においては国民保護計画はつくっていないし、これからもつくる必要はない。仮に戦時になったら戦時平和都市宣言を行って市民を守るのが市長の責任なのだ。そのような考えをお示しになりました。

この井原氏にしても、小池氏にしても、いずれの話も国の安全保障、軍隊、そして地方自治体の役割についてのお話でありました。そして結論は、いずれも地方自治体が最終的には市民の安全を守る責任

があるのだ、国防は仮に国の専権事項であっても、市民の生活や権利を犠牲にすることはできないという考えでありました。

こうした問題については、私たちのこの小樽市議会においても、改めて市民の安全、市民の生命を守るとは何かということについて議論する必要があるのではないかと痛感したところであります。私は、小樽市議会においても、そういった議論は可能ではないか、そのように考えているところであります。

さて、議案第35号小樽市非核港湾条例案は、小樽港の平和的發展を望む多くの市民の気持ちを代弁するものです。今日の新聞を皆さんごらんになったと思います。政府の言うことをただ信じるだけでは、市民の安全、また小樽市の核兵器廃絶平和都市宣言の精神を守ることができません。市民の意思や、そして議会の意思で小樽市の平和を守っていく、そういったことが求められていると思います。改めてこの議案への賛成を訴えて、私の討論を終わります。（拍手）

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 4番、吹田友三郎議員。

（4番 吹田友三郎議員登壇）（拍手）

4番（吹田友三郎議員） 平成会を代表して、議案第35号小樽市非核港湾条例案につきまして、継続審査を主張し、討論を行います。

この案件につきましては、大変重要な問題であり、継続審査を主張いたしますので、議員各位の御賛同をお願いいたします。

なお、継続審査が否決された場合、その後の採決に当たりましては、平成会は自席にて棄権の態度をとることを申し上げ、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第35号について採決いたします。

委員長報告は否決であります。継続審査と意見が分かれておりますので、まず継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、陳情第1004号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第1005号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第3号、第4号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号及び第1119号ないし第1140号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 5番、大橋一弘議員。

（5番 大橋一弘議員登壇）（拍手）

5番（大橋一弘議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第21号小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案については、観光物産プラザ使用料の納付方法を原則前納とするものであるが、今回の使用料及び手数料の見直しの一環として、暖房料については、過去2年間の実績に見合った金額に引き上げるとともに、現在1時間ごととしている料金区分を、プラザ使用料と同じく午前、午後などにするという。市は、これまでも実態として暖房はプラザ使用料の区分どおりに使われていたとしているが、このことにより本当に利用者の負担増はないと認識してよいのか。

8月に道内の経済団体が行ったアンケート調査では、原油・原材料高騰の影響で、企業の厳しい経営実態が浮き彫りになっているが、市は、市内企業の業況についてどのような調査を行っているのか。

市は、中小企業に運転資金と設備資金を融資する「マルタル資金」について、制度を見直し、利用頻度の高い融資期間5年未満の融資利率は0.1パーセント引き下げるものの、これによる財政負担を抑えるために、5年以上については0.2パーセント引き上げる考えと聞く。今回の不況は史上最悪になるとの見方もあることから、中小企業救済のために国が緊急保証制度を開始した趣旨を酌み取って、5年以上の融資利率を当面据え置くことはできないのか。

このほど、政府は雇用情勢の悪化や景気後退に対応するため、23兆円に上る緊急対策を示し、その中で雇用創出のために地方交付税を1兆円増額するとしている。この予算案は年明けの通常国会に提案されるものと言われているが、市は、これが地方に交付される時期や配分方法に関して、どのような見通しを持っているのか。

この増額分については、雇用対策効果を上げるため、各自治体の実施した内容に応じて配分額に差をつけると見られているため、情報収集に努めるとともに、効果的な事業内容の検討を進めておくべきと思うがどうか。

政府の対策は大規模なものであり、これを十分に享受して、市内に効果が波及するよう、迅速に事業

を実施できる体制を整えておく必要があるのではないか。

市内に3か所ある雇用促進住宅のうち2か所の宿舍は既に廃止が決定されているが、国への要望活動や、議会としても意見書を提出したことが実り、退去期限が先延ばしされており、入居者は将来にわたって住み続けることを希望している。世界金融危機の影響により倒産やリストラが急増している中、国は、解雇等により住居を失った人について、雇用促進住宅へ入居することを可能にする方針を示したが、こうした住居に困っている離職者の受入先として宿舍を活用し、存続させるよう、国や雇用・能力開発機構に要望してほしいと思うがどうか。

市は、市内でのそうした離職者数は不明であるとし、これまでも失業者の実数については把握していないが、例えば労働実態調査の項目に加えるなどして把握すべきではないのか。

現在、国内の食料自給率低下が課題となっており、農地を守るとともに有効に活用することが重要であるが、このほど全国で耕作放棄地全体調査が行われた結果、本市については、草刈り等を行うことにより直ちに耕作することが可能な土地は約22万平方メートルであった。市は、この結果を受けて、どのような方策を講じるべきと考えているのか。

例えば、農地を所有していても耕作できない方もいるため、新規就農者向けに活用を図る取組をすることで、耕作放棄地の解消につなげることも考えていくべきではないのか。

この間、本市は目立った農業施策を打っていないと感じるが、傾斜地が多く小規模であるという実態を踏まえた有効な施策を検討するためには、農政部局に農業に精通した職員を配置し、農業者と農業の将来展望について議論を深める必要があると思うがどうか。

朝里川温泉センター跡地におけるリゾートホテル建設計画については、世界的な金融・経済状況の変化の影響を受けて事業主体の収益が悪化したため、状況が好転するまで凍結されたとのことである。この業者は、既に取得した用地の暫定的な活用方法について検討しており、市は地域住民の意見も聞いているとのことだが、具体的にはどのような内容が考えられているのか。

建設用地内にある青山ゆき路の歌碑と「定山和尚の袈裟かけ岩」については、地元のまちづくり組織が地域の観光資源として手をかけてきた経緯があり、建設と同時に同社の負担で朝里川の遊歩道に移設することが予定されていたが、これも困難になったということなのか。

現在の状況では計画の凍結はやむを得ないが、市民の中にはその行方を不安視する向きもあり、市は、今後の情勢を十分注視してほしいと思うがどうか。

本市の連結実質赤字比率は16.12パーセントであり、金額にして1億9,000万円ほどで早期健全化基準を超えるため、あらゆる増収策が必要な状況である。小樽港に関する収入の総額を見ると、過去3年間は微増傾向にあるが、現在の急激な円高や、ロシアでの輸入中古車への関税引上げなど、不安要素が出てきているため、そうした状況に十分注意して、収入の確保に努めてほしいと思うがどうか。

港湾関係の使用料の改定については、業界や他の港湾との兼ね合いがあり難しいというが、船舶給水施設使用料は長らく改定しておらず、石狩湾新港に比べても安価であり、厳しい財政状況を考慮すれば、早急に料金改定を検討すべきと思うがどうか。

また、今年度は「小樽クルーズ客船歓迎クラブ」を設立し、豪華客船の出迎えや見送りなどの活動を行ったとのことであるが、こうしたポートセールスの取組は、増収に結びつくものであり、今後も積極的な活動に努めてほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第1110号ないし第1114号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第21号は可決と、所管事項の調査は継続審査と、いずれも全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 20番、新谷とし議員。

（20番 新谷とし議員登壇）（拍手）

20番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1110号ないし第1114号は採択を求める討論を行います。

今定例会における経済常任委員会の審議の中で、小樽商工会議所が7月から9月に行った市内企業の経済動向調査で「業況悪化」と回答している企業は52.3パーセントという御答弁がありました。また、市の産業振興課が11月に行った融資状況調査では、業況は前年同期と比較して「好転した」と回答があったのはわずか6パーセント、「悪化した」と回答した企業は69パーセントに上っています。

市内の企業も、アメリカ発の投機マネー、金融投機による金融経済危機が広がる中で、大変厳しい経営を余儀なくされています。第3回定例会経済常任委員会の冒頭、陳情者から苦しい経営状況が話され、業者の営業と生活を守るための措置方についての訴えがありましたが、北海道商工団体連合会が行った全道調査では、ほとんどの業者が、経費が増えて利益が圧迫されているだけではなく、急激な売上げや受注の減少に遭遇し、営業と生活の困難は事業主や家族の健康をもむしばみ、廃業を考えている業者が増えているという実態が報告されています。

小樽市生活安全課生活必需品小売価格調査の灯油平均価格の推移を見ると、年間での平均価格は、平成2年から15年までは10年の39.4円を除き毎年40円台、その後17年は68.9円、18年77.8円、19年84.8円、20年は12月までの平均で108.8円となっております。12月1か月で見ると、灯油価格は前年同月より下がっていますが、原材料の価格は下がっていないことや、買い控えなど消費不況で経営状況は厳しく、市の融資制度で経営安定短期特別資金の申込みが9月末現在45件、前年同期比約3倍になっているというのも経営の大変さを裏づけるものです。

陳情に対しては、灯油価格は下がったとの意見もありますが、価格がさらに引き下がると、暮らしと営業を応援し、不況を打開することにもつながります。陳情の願意は妥当、他会派の皆さんの御賛同をぜひお願いします。

なお、今定例会の中で、市内企業に対する北陸銀行の生々しい貸し渋りの実態が明らかになりました。中小企業、小規模企業の金融の円滑な対応は、民間金融機関の最も重要な役割であると金融庁は国会で答弁しております。一方、現在進行している金融経済危機の中で、国会では貸し渋り対策と称して新金融機能強化法案が再議決され、投機的な資金運用で自己資本を棄損した金融機関に公的資金が投入されることになりました。損失の穴埋めを国民の税金で賄うのはやめて、銀行業界の共同の責任で計画的に返済すべきです。これまで公的資金が12兆4,000億円も投入されてきたにもかかわらず、中小企業への貸出しは1996年から今年8月までの間に84兆円以上も減らされているのは、大問題です。民間金融機関はその役割を果たし、市内企業に対する貸し渋りをやめるよう求めて討論いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第1110号ないし第1114号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 22番、北野義紀議員。

（22番 北野義紀議員登壇）（拍手）

22番（北野義紀議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市は、現在策定中の第4期介護保険事業計画の中で、計画期間中の保険料の算定に当たり、介護給付費準備基金約6億7,000万円のうち6億円余りを引下げに充て、試算すれば1人当たり年額6,120円の減額になるとのことである。このことは、今定例会に提出された陳情の願意でもあり、一定の評価はするが、そもそもこれだけの基金が余る原因は、サービスに比べ高すぎる保険料を徴収していたからではないのか。

また、国は来年度から要介護認定の調査項目を14項目削除し、6項目を追加することを検討していると聞くが、内容を見ると「ひとり言」などいわゆる問題行動が加えられている一方、「じょくそう」など重症度が高いと思われる項目が削られている。これでは、情報不足から要介護度の低い判定につながり、サービスが抑制されることも考えられるが、このことについて介護認定審査会ではどのような意見が出されているのか。

今後は適切な認定の下、必要なサービスを受けることができる保険制度であるよう要望するが、市はどのような認識でいるのか。

低所得者世帯への冬季支援制度であるふれあい見舞金については、今年度から社会福祉協議会の単独事業となり、市の事業は福祉灯油に一本化されるとのことである。今年度における福祉灯油の支給対象世帯は、昨年度より拡大しているが、北海道からの補助金を除く市の負担額は約1,000万円も減額になっていることから、支給対象年齢を70歳に引き下げるなど、さらに拡充すべきではなかったのか。

また、福祉灯油の実施については、灯油価格の動向や市財政の状況などを見極めながら毎年判断をし、ふれあい見舞金は、歳末に行われる募金が財源であるため、定額を担保するのは難しいと聞く。このままでは、どちらも実施されなくなることも危ぐされるが、最低限、福祉灯油については、福祉の大幅な後退を防ぐため、毎年度必ず実施すべきではないのか。

市は母子家庭への就労支援策として、安定した雇用を確保するために必要な資格を取得する費用を補助する「母子家庭自立支援給付金支給事業」や、就業指導員がハローワークと連携しながら行っている就労支援などを独自に行っているが、国が推進している児童扶養手当受給者を対象に、個々のケースに合わせてプログラムを策定し、継続的な自立・就労支援を行う「母子自立支援プログラム策定事業」については、実施していない。国が示す「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の中でも、「同プログラムの策定件数を平成23年度までに2万件以上にする」という目標を掲げていることから、本市としてもぜひ取り組んでほしいと思うがどうか。

また、これらの施策を進めるに当たり、市は、母子家庭の数や就労状況をしっかりと把握するとともに

に、制度の周知に一層力を入れてほしいと思うがどうか。

本年4月現在で、市内の認可外保育施設には、約300人の幼児が預けられており、認可保育所と比較しても保育の運営手法では引けをとることなく、多様化する保育ニーズに応じたよい部分がたくさんあると感じられる。しかし、ハード面については非常に不満を感じざるを得ず、こうした施設運営面の実態把握は北海道が立入り調査を行っているとのことであるが、小樽の大事な子供たちが預けられている施設に関することであり、市に直接の指導権限がないにせよ、保育環境を把握しておく必要があるのではないか。

現在、国では児童福祉法で定めている保育所の最低基準を見直しているが、認可外保育施設も含め、子供の適切な保育環境を判断する唯一の尺度になっており、施設関係者に適切なアドバイスをしていくためにも、今後の推移をしっかりと見ていく必要があると思うがどうか。

福祉部生活支援課では、来年度から暴力団関係者や暴力常習者など、処遇困難な生活保護受給者への対応を専門とした警察OBの嘱託員を配置し、原則、担当のケースワーカーと一緒に仕事に当たらせる予定と聞く。しかし、こうした対応に苦慮しているのは生活支援課だけに限ったことではなく、福祉部内の他課で同じような問題が起きた場合、この嘱託員の同行や同席を認めるような任用条件にすべきではないのか。

また、市民との理不尽なやりとりにより体調を崩し、勤務が困難になった職員もいることから、メンタルケアを手厚くすることや、苦情処理マニュアルを作成し職員に配布するなど、現行体制をもう一度見直す必要があるのではないか。

近年の長引く不況により失業者が著しく増加し、それに伴い生活保護に係る扶助費も増加してきている。特に最近では、アメリカ発の世界的な金融危機の影響を受け、非正規雇用労働者の解雇が問題となっており、国も総額23兆円規模の追加経済対策を行うと表明しているが、今のところ効果は不透明であり、今後、本市においても生活保護受給者の増加が一層見込まれる中、その辺の対策については、どのように考えているのか。

また、本市は、仕事がない上に中小企業も多いなど、市民にとって不安な要素が多いため、今後、失業者の精神的なダメージをケアする対策も考えてほしいと思うがどうか。

本年9月に発覚した、市が業務を委託している会社の職員による小樽市産業廃棄物最終処分場の処分手数料等の着服に関し、市は、今回の事件が会社ぐるみではなく一社員の不正行為であることや、事件発覚後、会社側が誠意ある対応をしたことを理由に、特に会社への処分は考えていないとのことである。しかし、以前、観光物産プラザで同様の着服事件が起きた際には、指定管理者に6か月間の指定停止の処分を行っており、今後、未然に事件を防ぐためにも、委託契約の解除など何らかのペナルティーを科すべきではないか。

着服のあった74件のうち最終的に金額等の内容が判明したのは60件であり、残り14件は未判明のままとのことである。賠償金額を確定し、和解することで、引き続き委託契約を継続することだが、未判明分があり、しかも一方的に相手側が悪いのに、なぜ和解をしなければならないのか。

今回着服されたものの中には、北海道の循環資源利用促進税も含まれており、道も税務調査に乗り出す姿勢を示している。本来は、この調査結果も踏まえた上で一定の結論を出すべきであり、市内にかわりの業者がないため、早急に事態の收拾を図っているようにしか思えないがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号につきましては、継続審査と採択に意見が分かれ、採決の結果、全会一致により、いずれも採択と決定いたしました。

次に、陳情第250号、第251号、第252号、第1003号及び第1115号第3項目につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第1141号及び第1142号はいずれも採択と、陳情第1115号第2項目及び所管事項の調査はいずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第1141号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 8番、中島麗子議員。

（8番 中島麗子議員登壇）（拍手）

8番（中島麗子議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、継続審査中の陳情第1115号第2項目以外のすべての陳情は採択を主張し、討論します。

討論に先立って、本委員会に報告された報告事項に関して意見を述べたいと思います。

第4期介護保険料については、介護保険料の引下げについて2件の陳情が署名数1,871筆とともに付託され、勤医協おたる友の会会長から陳情の趣旨説明がありました。その中では、小樽市の介護保険料がこれまでの3期とも全国平均額より高いこと、介護予防の導入で、これまで要介護1の認定でヘルパーの支援を受けてエレベーターのない4階の住居から外出していた高齢者が、要支援になったためにサービスが制限され、病院にも通えず、容態が悪化したなどの実態が訴えられました。

市は、介護保険事業特別会計の介護給付費準備基金6億7,257万円のうち約6億円を保険料の引下げに充て、1人当たり月額510円値下げし、現行保険料4,897円を4,387円に減額すると説明しています。平成19年度決算では、介護保険事業特別会計では17億7,750万円の不用額を出しており、これは保険料の過大な徴収と制度改悪による介護認定の引下げ、サービス抑制の結果です。

我が党は、多額の基金は次期介護保険料の引下げに充てるべきだと主張してきました。第4期介護保険料は、介護労働者の労働条件上げを求める運動も反映して、初めて介護報酬の3パーセント引上げになりましたが、その中で年間6,000円を超える介護保険料の引下げは、厳しい年末を迎える市民にとって朗報となることでしょう。今後、介護認定の調査項目変更による認定度の軽症化が危ぐされますが、市民にとってよりよい制度になることを引き続き求めていきたいと思います。

ふれあい見舞金についてです。

市は、今年度から、ふれあい見舞金は社会福祉協議会の単独事業とし、福祉灯油は別建ての市の事業にするといいます。福祉灯油は、灯油価格の動向などでその年ごとに判断するわけですからふれあい見舞金単独の実施になれば小樽市負担分をなくし、高齢者世帯や母子家庭、重度障害者で一律2,000円になり、これまでの支給額3,000円から4,000円に比べて大幅に削減されることとなります。最低でも従来の支給額を下回らないよう、市と社会福祉協議会の事業として実施するか、市の福祉灯油制度として毎年最低支給額を実施して、灯油価格の高騰時は上乘せすべきです。市の財政が厳しいとはいえ、低所得の皆さんへの見舞金の縮小・廃止はやめるべきです。

後期高齢者医療制度の資格証明書発行についてです。

政府は、75歳以上の高齢者に対して、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って資格証明書を発行するとしています。国においては均等割軽減世帯を対象外にする、北海道後期

高齢者医療広域連合においてはさらに所得割世帯も対象外にするなど、低所得者を対象外にするといいますが、そもそも医療の必要な高齢者から、どんな理由があるにしろ保険証の取上げは、命と人権にかかわる重大な問題です。ましてや高齢化に伴い保険料の支払が認知できないことも考えられ、悪質な滞納者としてだれが判断するのでしょうか。

厚生労働省の調査では、国民健康保険料あるいは国民健康保険税滞納のため資格証明書が交付になった世帯では、全国で3万3,000人の子供たちが無保険状態にあることが明らかになり、与党は来年4月から資格証明書対象の子供たちに短期保険証の交付を決定しています。小樽市では、これに先立ち来年1月から6か月の短期証を交付すると今定例会で明らかにしたところです。保険料滞納に責任のない子供たちからの無慈悲な保険証の取上げはやめようという道理ある主張が認められ、うれしく思います。

後期高齢者医療制度においても、保険料滞納に対するペナルティーでしかない保険証の取上げは根本からやめ、従来の老人保健法で資格証明書発行の対象外にしてきた趣旨を尊重し、高齢者に対する資格証明書交付はやめるよう求めます。

ふれあいパスです。

来年度からふれあいパスの市民負担をこれまでの100円から110円に引き上げるといことです。本年5月からの値上げ分については市民の負担にもできず、市が負担もせず、結果的には事業者負担としてきました。10円分の年間額は約2,500万円ということですが、小樽市で負担するためにどのような検討がされたのでしょうか。制度そのもののあり方や実施方法については検討したといいますが、いかにふれあいパスの経費を削減するかという立場からの検討で、結果的には財政難だからと市民への負担を決定したのではないですか。市の財政難の実態から市民の理解は得られるといいますが、せめて1年間は市が負担する、その後は市民の皆さんにお願いする、このような検討がされなかったのでしょうか。市民に深く定着したふれあいパス事業の今後の継続と発展を願う立場から、今回の10円値上げは大変残念で、賛成できません。

継続審査中の案件につきましては、陳情第1115号第2項目は、再度陳情者の趣旨を確認しましたが、福祉灯油は現金支給ではなく、金券を希望しております。市内の灯油取扱い業者への利益を図る目的と聞きましたが、過去に金券による混乱もあり現金支給でよいと考えますが、既に福祉灯油制度が実施されており、引き続き現金支給で問題ないことを確認するよう勧め、引き続き継続審査とします。

他の案件につきましては、すべて願意妥当、採択を求めます。

とりわけ陳情第1115号第3項目は、ふれあい見舞金の縮小をやめるよう求めるものです。小樽市は、ふれあい見舞金制度から市の負担分を廃止し、社会福祉協議会の単独事業に縮小しました。支給額も減額です。この財源も歳末助け合い募金の集まり次第ということであり、最悪の場合は制度の存続も不明ということですが。

継続審査を主張する自民党、公明党の皆さんは、何を継続審議するのでしょうか。判断が迫られていると思います。ふれあい見舞金の縮小に反対の態度表明を求めて、他会派の皆さんにはぜひとも御賛同を訴え、討論いたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。継続審査と意見が分かれておりますので、継続審査について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、陳情第251号及び第1115号第3項目について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第250号、第252号及び第1003号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(見楚谷登志) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、10番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 10番、斉藤陽一良議員。

(10番 斉藤陽一良議員登壇)(拍手)

10番(斉藤陽一良議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

議案第24号は、住宅地区改良法施行令の一部改正に伴い、市営住宅のうち改良住宅に係る家賃についての改正をするものであるが、これに抱き合わせるかのように、市営住宅の大部分を占める公営住宅の家賃の見直しも行おうとしている。これは、公営住宅法施行令の改正に伴うものとのことだが、本市の市営住宅条例では、家賃について「同施行令に規定する方法で算出した額」と規定していることから、条例改正等の手続は必要とせず、議会に諮られることなく自動的に値上げされる仕組みとなっている。この改正により家賃上昇の影響を受けるのは、入居者の2割強と試算されるが、本市では、国の通知で事業主体の裁量に任されている激変緩和措置の期間延長は行わず、施行期日の延期についても、条件に該当しないため適用できないというが、施行に当たっては、市民生活や地域経済が未ぞ有の危機にある状況を踏まえ、できる限り入居者の実態に即した対応をすべきと思うがどうか。

陳情第1143号は、雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続を求めるものであるが、前回の定例会において「雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書」を議決し、住宅廃止の前倒し決定の見直しや地方公共団体への無償譲渡の検討などを訴えてきたことで、雇用・能力開発機構は、退居時期は一部見直したものの、廃止の方針は変えず、あくまでも売却する考えである。雇用促進住宅の買取りに際しては、国から一定割合の補助があり、国は事業主体に対して、こうした制度も積極的に利用し、住宅セーフティネットを充実させるよう特段の配慮を求めており、市は、離職者の住宅として雇用促進住宅が注目されているという社会的背景も考慮し、銭函宿舍については、たとえ有償であっても譲渡を受け、守っていく必要があるのではないかと。

耐震改修促進計画（素案）にある被害状況の予想は、内閣府や中央防災会議の手法を取り入れているとのことだが、小樽市のように雪が降る地方では、屋根の積雪によって倒壊の危険性が高まることも考えられるため、計画の策定においては地域特有の条件も取り入れる必要があるのではないか。

また、住宅の耐震改修工事に伴う支援策については、固定資産税の減額措置はあるものの、ほとんど問い合わせもない状態である。本市は災害が少ないことから、市民の危機意識が比較的低いことも影響していると考えられるので、国や道で作成したパンフレットなども活用しながら啓発に力を入れ、耐震化を促してはどうか。

先進都市の事例も参考にしながら策定作業を進め、できるだけ早く市民に詳細な計画を示してほしいと思うがどうか。

市営住宅について、高齢者や障害者が住みやすいものになるよう求めてきた中、設計段階に入っている市営オタモイ住宅3号棟には、1号棟や2号棟に設置された車いす対応住宅をさらに発展させたユニバーサルデザインの採用を考えているとのことである。一方、市内にはペットを家族の一員としてとらえて、ともに暮らしている高齢者も多数いるが、市営住宅でのペットの飼育は、現在、禁止されている。今後、小樽市ではますます高齢化が進み、市営住宅への入居を希望する高齢者も増えることが予想されるため、住宅の使いやすさだけでなく、ペットの飼育を許可するなど、ニーズに合わせた住宅供給を検討することはできないか。

手宮公園は、四季を通して眺望景観がよく、最大の観光資源の一つとも言えるが、飲食施設がなく利便性に欠けている。駐車場に移動喫茶店を設置するなど、付加価値を高めることで、観光拠点としていくことが考えられるが、公園管理者としての意見はどうか。

また、今年度末に廃止される潮見台浄水場は眺めもよく、市街地から近いにもかかわらず自然環境が素晴らしいことから、跡地を都市型キャンプ場にしてはどうか。

このように市内にある隠れた名所の高度利用や老朽化により公的な利用には向かない市有施設の活用を、社会的活動に意欲のある市民や起業家の活動の場としてゆだねることで、社会的弱者の就業場所の確保にもつながることが期待できるため、市は柔軟に既存施設の活用方策を検討してほしいと思うがどうか。

鳥取市では、地域住民等との協働により、低コストで保育園や都市公園の芝生化を行うモデル事業に取り組んでいる。この事業は、ポット苗などの安価な材料を使用し、地域のボランティアが芝植えや芝刈りなどを行うことにより、行政側の負担を抑えることができるもので、通称「鳥取方式」と呼ばれ、全国的にも注目を集めている。一方、小樽市では、張り芝や種子の吹きつけで芝生を整備しているが、すべて行政側が負担しているため、材料費や維持管理費に多額の費用がかかることから、来年度以降も特に計画はないという。芝生の上でのスポーツは、転んでもけがやねんざをしにくいなどの利点があり、子供たちにとっても大変魅力的であり、近隣他都市と比べ、市内には芝生を敷いた施設が少ない現状にあることから、住民の協力を得て鳥取方式を取り入れ、公園のグラウンドに芝生を広げていくよう検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

議案第24号並びに陳情第1号、第246号、第644号及び第1143号につきましては、採決の結果、賛成多数により、議案は可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の議案につきましては、全会一致により、いずれも可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。

議長（見楚谷登志） これより、一括討論に入ります。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 21番、古沢勝則議員。

(21番 古沢勝則議員登壇)(拍手)

21番(古沢勝則議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第24号については否決を、そして今回提出された陳情第1143号及び継続審査中の陳情第1号、第246号、第644号は、いずれも願意妥当につき採択を求めて討論いたします。

まず、議案第24号です。小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案であります。

市長は、その提案説明において住宅地区改良法施行令等の一部改正に伴い、改良住宅の入居者資格に係る収入限度額等を改定するものだとしました。ところが、本市の市営住宅管理戸数のうち改良住宅はわずかに4.5パーセント、164戸にしすぎません。管理戸数の大宗を占めるのは、一般の公営住宅3,390戸であります。提案説明の際に使われた住宅地区改良法施行令等、この「等」に隠された条例改正の本体は、実は一般の公営住宅の住宅使用料値上げにありました。しかし、3月に住宅審議会にかけられて以降、この値上げ問題は、ただの一度も議会に報告あるいは資料の提供さえなかったものです。今回の報告事項もわずかに1分間、それも改良住宅につけ足しの報告でありました。市民の暮らし向きにかかわる案件が、しかも市営住宅入居者のうち2割強の方々が、収入が上がっていないにもかかわらず住宅使用料が値上げされるといいますから、少なくとも現入居者のうち約800戸に値上げの影響が及ぶこととなります。こうしたやり方は改めるべきです。到底認めることはできません。

本件の内容に即して言えば、使用料の値上げ問題に加えて、まず第1に、入居収入基準の引下げで政令月収が現行の20万円から15万8,000円に引き下げられることも大変大きな問題です。あわせて、裁量階層の入居基準、高額所得者となる収入基準も、それぞれ21万4,000円、31万3,000円に引き下げられました。つまり、入居対象者は、より所得の低い層に縮小され、また現在の入居基準では問題のない方が新基準では住宅明渡しの対象にされてしまいます。

第2に、家賃算定基礎額及び規模係数の見直しであります。家賃算定の基礎となる額が収入分位の見直しに伴い改正されています。規模係数では、現行は70平方メートルを床面積で割って求めています。その分母を65平方メートルに縮小することになりました。この結果、同一床面積であっても家賃は上昇することになります。国土交通省は、これらの改正により住宅困窮度の高い者に的確に公営住宅を供給することができる、あるいは入居倍率を下げるができることとしていますが、この見解には同意できません。問題は、公営住宅の供給不足にあります。住宅整備を拡充することなく入居基準を引き下げる、入居対象者を減らす、それで倍率が下がるといってはばからない、そこには政治のあるべき姿が見えてきません。

第3に、緩和措置の問題であります。本年7月に市が入居者に発したお知らせでは、新家賃が上がる場合、5年間で段階的にすりつくように緩和措置を講ずるとしてあります。この緩和措置に関し国土交通省住宅局長通知は、収入に大きな変化がないにもかかわらず急激に家賃が上昇する場合や、建替え事業などで新たな公営住宅に入居するような場合には最大11年間の緩和措置を講ずることができるとしています。道営住宅の場合は、この緩和措置がされるそうです。にもかかわらず、小樽市はこれを活用しようとし、あれもこれも5年間で引き上げてしまうといっています。我が党以外、各会派の皆さんもまた、だれ一人これに疑問を唱えようとし、異議ありの手を挙げようとし、なぜでしょうか。国が認め、道がそれを適用する。しかし、小樽市は別だという。こうした例は、私の知る限りほかには思い当たりません。

施行は来年4月であります。まだ時間があります。理事者にはぜひ、この緩和措置の延長について再

検討を求めるものであります。同時に、他会派の皆さんには、本件政令の一部改正、国土交通省住宅局長通知、これを受けた北海道の取扱い方についての研究・検討をされるよう要請するものであります。

陳情第1143号についてです。雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続を求めた同団地自治会長からの陳情であります。

御承知のように、さきの第3回定例会において雇用促進住宅廃止計画の見直しを求める意見書を全会一致で可決しました。その第1は、住宅廃止の前倒し決定を見直すこと。第2は、定期契約者にも十分な配慮をすること。第3は、地方公共団体への売却は無償譲渡などを検討すること。この3点が当議会の意思決定であります。直ちに政府と雇用・能力開発機構に要請、申入れを行ったところであります。全国の多くの自治体首長、議会などの働きかけもあり、機構側は一定の譲歩を余儀なくされました。銭函宿舍においても、それまでの一方的な退去通知が撤回され、改めて説明会が開催されたのは10月下旬のことです。入居期間が最長2年間、平成22年11月30日まで延長されました。入居者が一息ついたのは言うまでもありませんが、しかし肝心の売却方針は機構側も譲りません。

そこで提出されたのが今回の陳情であります。団地入居者の皆さんが当議会の第3回定例会での意見書のことを知り、文字どおり、わらにもすがる思いで提出した陳情ではないでしょうか。委員会の質疑でも紹介したように、仮に機構から有償譲渡を受けるにしても、機構が提示している条件は鑑定評価額の2分の1、国の補助制度を活用すればさらに2分の1、おおよそ私の推計では3,000万円程度で買い取ることができる住宅であります。春の退去通知以来、一部で退去者が始めているようですが、それでも管理戸数80戸、現在入居者は50戸であります。人口対策で考えても、これほど最少の費用で最大の効果を上げる策はありません。まずは当議会の意思決定を受け、無償で譲渡を受けるべく市として動くべきではないでしょうか。無償譲渡はもちろん、仮に有償であれ、何よりも入居者の居住権を守ること、これは自治体の責任であります。

継続審査中の陳情第1号、第246号及び第644号は、これまで何度もその願意の妥当性について主張してきました。ぜひ採択すべきであります。

言うまでもなく陳情とは、官公署や議会に対して一定の事項に関し利害関係者がその実情を訴えて、当局の相当な措置を要望する行為のことであります。これが住民の権利として確立したのは戦後、新憲法の下でありました。憲法第16条は、何人も平穩に請願する権利を有すると規定しました。陳情とは、この請願権に属するものであります。地方自治法第109条では、常任委員会は議案、陳情等を審査すると義務づけているように、陳情を請願と同じように扱うものとしています。以来、住民、市民にとっては、身近な地方自治体の行政全般について直接の意見を議会に反映させることができる、そしてそれを議会の意思とすることができるようになった。つまり、民主主義の柱、住民自治の根幹をなすものになったのが、この請願権、陳情権であります。同時に、それは議会の側にとっても、住民の直接の意見に基づいて活動を進めていくことができる、議会と住民との結びつきを強めるものとして、大変大きな意義を持つものであります。陳情案件の多くが事実上の棚上げとされる継続審査は、こうした議会と市民の関係において当議会のとるべき道ではありません。議会は、住民、市民の側にこそ立つべきであります。この点を最後に申し述べ、私の討論を終わります。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第24号並びに陳情第1号、第246号、第644号及び第1143号について、一括採決いたします。委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、19番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 19番、佐々木勝利議員。

(19番 佐々木勝利議員登壇)(拍手)

19番(佐々木勝利議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は、「小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化計画」の素案ができ上がった段階で、改めて地域説明会を開催するというが、今年7月に開催された地域懇談会では、開催日時や会場設定の問題が指摘されていたが、どのように改善していく考えなのか。

地域説明会の開催時には、案内文を配布し周知することと思うが、入学前の幼児も対象であることがわかる内容にし、かつ、すぐ目に入るように保育所などの施設の壁に掲示をさせてもらうなどの方法をぜひ検討してほしいと思うがどうか。

また、案内文が届いてから説明会の開催まで時間的な余裕がなかったとの声も出ていることから、次回は余裕を持った案内を心がけるべきと思うがどうか。

学校統廃合は、子供や地域にかかわる大変重要な問題であり、事前準備をしっかりとした上で、決してアリバイづくり的な説明会にならないよう要望するがどうか。

市教委は、適正配置を考える上で、小学校12学級以上、中学校9学級以上を望ましい学校規模としているが、この考えの基になっている「小樽市立学校の規模・配置の在り方検討委員会」から出された答申では、学級数の上限を小学校は18学級としているのに対し、中学校は明記されていないのはなぜか。

通学距離や通学時間の問題について、答申では小学校4キロメートル以内、中学校6キロメートル以内と示しているが、基本計画の素案では、その距離を超えた場合は、例えばスクールバスを使用するなど、内容がしっかりと明示されることになるのか。

望ましい学校規模という点では、陳情として付託されている過小規模校のことについては、どのように基本計画の素案の中に盛り込んで、地域説明会に臨むつもりなのか。

また、学級規模については、国の法令上、1学級40人を標準としながらも30人前後を維持することが望ましいと答申ではうたっているが、これを本市における学級規模のあり方の理想として、基本計画の素案の中で示すつもりなのか。

市教委は基本計画の素案の策定に当たり、現在の基準である通学距離が、小学校4キロメートル以内、中学校6キロメートル以内という要件を廃止し、存続校については各ブロックごとの協議により決定していくとしている。しかし、それでは自分の子供が通っている学校を残したいなどと思う保護者同士の話し合いが、平行線をたどることも想定されるため、通学距離、通学時間に関する客観的データを示した上で、理論的にはだれもが納得できる原案を示す必要があるのではないか。

これは実際に通学することになる児童・生徒のためにも必要なものであり、感情論が議論の中心にならないためにも、ぜひ取り組んでほしいと思うがどうか。

今回、当特別委員会に提出された学校規模・適正配置に関する資料によると、「現在の小中学校校舎

や敷地を利用して新たな学校をつくる統合も視野に入れる」とあるが、学校を新築することも想定しているという押さえでよいのか。

今回の適正化基本計画は、平成22年度からスタートし、前期8年間、後期7年間の計15年間と計画期間が大変長いものであるが、今回新たに示された市内六つのブロックごとで検討したときに、どこに新たな学校が建てられるのかなど、15年後の状況をしっかり見据えたシミュレーションを入念しておくべきと思うがどうか。

平成22年度からの開催を予定している適正化基本計画に基づく地区別懇談会は、新たに区分された市内六つの地区ブロックで一斉に進めていくとのことだが、市教委で早期の対策が必要と考えているブロックでも、住民との協議が調わず、なかなか計画が進まないものもあれば、逆に想定より順調に計画が進むなど、当初の見込みとは違った進み方をすることが十分考えられ、その辺の優先順位を決める判断基準についてはどのように考えているのか。

今回、提出された資料では、各ブロックごとの地区名だけが示されているが、学校の配置や学級数の資料などから、どこの学校が対象になるかのおおよその推測はつくため、基本計画の素案の中では、当然具体的な校名が示されるものと考えてよいのか。

ある程度推測がつくようなことに時間をかけすぎると、「市教委は、意図的に時間をかけてあいまいにしようとしているのではないか」といった憶測を市民に持たれるおそれもあることから、もう少しスピード感を持って進めるべきではないか。

全国学力・学習状況調査の結果を受け、市教委は今後の学力向上に向け、教員に対しては、学習指導に生きる研修会を開催していることや、児童・生徒には改善に向けた五つのポイントを掲げて、重点的な指導に当たっているとのことだが、いずれも具体的な効果が見えてこない。調査結果の正答率や順位に関することはばかりが話題になるが、それ以外に取組の成果を客観的に示す独自の指標はないのか。

また、以前から指摘している少人数教育の効果についても、「きめ細かな指導ができるため効果はある」などと一般論を繰り返すが、この件に関し国が行った調査では「学力が向上した」「授業につまずく児童・生徒が減った」など具体的な区分ごとの達成状況を示しているものもある。こうした国の調査を参考に、本市の状況を検証していくことも必要であると思うがどうか。

総論で傾向を語るだけでは、実態を把握しているとは言えないため、より詳細な分析をし、全体像をつかんでおく必要があるのではないのか。

秋田県は、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査の結果が2年連続トップであり、一方、北海道は昨年に引き続き限りなく下位という結果が出ている。本市の結果については、全道平均よりさらに低いことが想定されており、こうした現状の改善に向け、市教委は、秋田市に教育状況の視察に行ってきたとのことだが、参考になる特化した事例はあったのか。

視察に行っても成果を生かさなければ全く意味がないため、市教委は各小中学校と連携をとりながら、すぐに取り組める事例から積極的に実践していくべきではないのか。

小学生のころは、教員の指導により得意な教科が決まるなど、特に大きな影響を受けるので、市教委は、教員の指導に一層努めるとともに、少しでも学力を向上させるという気概を持って、教育現場が活性化するように取り組んでほしいと思うがどうか。

学校支援地域本部について、本市ではボランティアの調整を行う地域コーディネーターがいないことから導入を見合わせているようであるが、地域との連携が図られていない中で制度だけを導入しても、失敗に終わることが懸念される。今まず必要なことは、学校のコーディネーターとも言うべき校長が率先して、PTAや地域、そして教員ともかかわっていく姿勢を示すことであり、その姿を見ることで学

校は変わっていくと思われる。具体的には、地域からの意見を待つのではなく、学校として地域にボランティアを依頼したい項目をまとめ、伝えていくべきと思うがどうか。

何よりも大切なことは、地域に開かれた学校の中で、教員と子供の元気な笑い声があふれる環境になることと考えるが、市教委の見解はどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第260号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、討論に入ります。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 22番、北野義紀議員。

(22番 北野義紀議員登壇)(拍手)

22番(北野義紀議員) 日本共産党を代表し、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第260号小樽市立豊倉小学校存続方については願意妥当、採択を求める討論を行います。

市教委が小樽市立学校の在り方検討委員会に、小中学校のあり方についての総合的な検討について諮問したのが平成18年7月です。在り方検討委員会の中間報告は翌年の5月、最終答申は同年の10月25日です。この陳情が出されたのは、その後の20年2月26日です。陳情第260号の陳情代表者から学校適正配置等調査特別委員会として趣旨説明を受けたのが20年6月25日です。

こういう経過の中で昨年10月31日、学校適正配置等調査特別委員会での公明党の斉藤陽一良委員と市教委の豊倉小学校をめぐる質疑は、なかなか意味深長なものがありました。わかりやすく言えば、斉藤陽一良委員は、全学年ですべてが複式となっている学校はなくすべきだとの立場を表明しつつ、複式学級を含む学校を一律になくさなければならないのだというふうな意味ではないのではないかと、在り方検討委員会の答申について市教委の見解をただしています。続けて斉藤陽一良委員は、答申の次の部分、「地理的な要素や歴史的経緯なども踏まえて、近隣との学校配置の在り方の中で考えていく」この部分を引用し、一律に全部なくせばいいのだということではなく、もう少し慎重な姿勢というものも必要なのではないかと自己の見解を表明しています。これに対して市教委は、「人数がもう少し多くて学年で2けたくらいだったらというような、そういうことになれば、逆に複式ではなくなって、単式で規模は小さいですけども、6学級編制になることも考えられるわけです」と答弁しました。さらに斉藤陽一良委員の言い分を引用しつつ、複式は「やはり解消すべきではないかなという、そういう趣旨だと思いますので、もう少し増えれば一般的な単式学級になるのではないかとということでございます」。これらの答弁は、在り方検討委員会の最終答申を受けての議会の質疑であり、通学区域拡大などで単式で規模は小さいですけども、6学級編制になることも考えられると、市教委の見解を公式に表明したものとして重要な意味を持つものです。あえて言えば、市教委は斉藤陽一良委員に、児童数が増え単式6学級なら豊倉小学校は残せますと知恵をつけていると受け取れる答弁です。斉藤陽一良委員と市教委では、今指摘したように見解の相違は残されたままです。

ところで、平成21年度の豊倉小学校はどうなるか。豊倉小学校への入学予定者の児童数を見ても、新1年生のみのクラスとなります。また、6年生も1クラス編制のままの進級です。2・3学年と4・5学年が複式です。公明党の主張に照らしても、豊倉小学校は残すべき学校ということになるのです。

したがって、議会の質疑で公式に公明党は、現在の一部複式の学校は残すべきだとの見解です。こういう見解を明らかにしておきながら、豊倉小学校存続方についての陳情を継続審査にするとはいわずけません。どうかこの私の指摘を踏まえ、特別委員会の態度を変更し、本会議の採決に当たっては、ぜひ

採択に回っていただくことをお願いし、他会派の皆さんに強く要望し、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、市立病院調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、24番」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 24番、成田晃司議員。

（24番 成田晃司議員登壇）（拍手）

24番（成田晃司議員） 市立病院調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

小樽市立病院改革プランには、経営情報の分析強化の取組として病院会計準則を適用した財務情報の開示が盛り込まれたが、これを行うことにより、どのような効果を期待しているのか。

この準則に従うと、一般会計繰入金などは医業外収益に計上され、病院事業本来の財務状況が明確に把握できることから、半期ごとに示される業務状況説明書についても、同様の考え方にに基づき作成することはできないか。

改革プランの収支計画によれば、病院への繰出金のうち交付税を除く市の実質負担額は、平成21年度からの5年間で約54億円にも上る。仮に病院の不良債務が解消できても一般会計の赤字額が増加したのでは意味がないが、これを負担していくことについて市の認識はどうか。

また、改革プランの計画期間は25年度までであるが、公立病院としての使命を果たすためにも、少しでも前倒しで計画を達成できるよう、強い決意を持って取り組んでほしいと思うがどうか。

小樽市立病院改革プランでは「ITの活用による医療環境の整備」として、フルオーダリングシステムと電子カルテの導入時期を「前期」と記載している。これは平成21年度から23年度を表すものであり、他の項目の実施時期についても「前期」という記載が非常に目立つ上、目標数値の記載もないが、これでは具体的にいつ何を導入するのかわからないのではないか。

これらの費用は、発注方法によって大きく変動するため、現時点では収支計画に概数で盛り込んでいると聞く。今後は価格交渉のノウハウを取り入れていくとのことだが、現状どのような取組を行っているのか。

医師の退職や看護師の不足は収益の悪化につながるため、その歯止めをかける意味でも、院内のIT化による医療環境の改善を進めて、改革プランの収支計画を達成してほしいと思うがどうか。

小樽市立病院改革プランの収支計画では、3人の医師が退職した今年度は医業収益を81億円ほどと見込んでいるが、次年度以降は医師の補充を前提とし、85億円台に増額させる計画となっている。医師確保に向けた現時点での取組状況と見通しはどうか。

看護師についても退職後の補充が厳しい状況で、7対1入院基本料が安定的に見込めるかは不透明であり、市は、こうした要因で医業収益が計画を下回った場合、支出でさらなる削減に努めるといって、不良債務の解消さえできれば職員にしわ寄せが行ってもよいという考えなのか。

プランの策定に当たっては繰出し基準の見直しを行ったとのことであるが、この収支計画では、平成21年度から23年度までの一般会計からの繰入金が、3月に示された財政健全化計画に比べて減少しており、病院への財政的支援が減らされるとすれば問題ではないのか。

国が示した公立病院改革ガイドラインは、公立病院の効率経営、集約化を進めることに主眼が置かれているが、全国の自治体病院が経営難に陥り、地域医療の崩壊が問題となっている。これは診療報酬の引下げや医師不足に起因するものであり、本来はこうした課題の解決を図ることこそが、政策として示されるべきなのではないのか。

市は、このようなガイドラインに基づいて小樽市立病院改革プランを策定したが、これを進める方向性について、どのように考えているのか。

市立病院は、平成21年度から地方公営企業法の全部適用を導入し、改革プランを進めていくが、民間の経営手法により採算性を過度に重視するあまり、市民の病院としての公共性が軽視されるおそれはないのか。

住民の命と健康を守るという自治体の責務を果たすためにも、国が適切な医療政策を講じるよう求めていくべきではないか。

市立病院は、平成21年4月から地方公営企業法の全部適用を導入することとし、今定例会に関係条例が提案されているが、議決後のスケジュールはどのようになっているのか。

このたび新たに設置する病院事業管理者には、適任と考える医師から承諾を得ることができたと聞く。市は、管理者がリーダーシップを発揮できる体制を念頭に、病院に経営企画部門を設置し、全部適用のメリットを生かした柔軟な経営を行うものと期待されるが、就任予定者との準備段階での打合せなどはどのように進めるのか。

導入により、市長部局とは独立した組織となり、人事権は管理者に移るが、事務職についても専門的知識を有する職員を養成していくという観点から、固定化する考えはないのか。

新市立病院については、基本構想をベースに基本設計に着手したところで、国が求める公立病院改革プラン策定のため中断を余儀なくされている。改革プランの「再編・ネットワーク化協議会」は、市内の医療関係者とともに市立病院の果たすべき役割を明確化するもので、来年10月をめどにまとめる報告の内容いかんによっては、基本構想を再度修正するのか。

協議会の報告で市立病院のあるべき姿が固まれば、改革プランを改定した上で、基本構想を再度見直し、基本設計を再開して、その後は実施設計、建設工事と進めることができると思うが、開院までのスケジュールをどのように考えているのか。

市は、この協議会は、現在の市立病院について検討するものである上に、今は財政再建が最重要課題であるため、改革プランが達成できなければ新病院に向けて動き出すことはできないというが、再開の判断ができない状態は一体いつまで続くと考えているのか。

現在、医師不足が課題となっているが、医師の確保策を考える上で、魅力ある病院とはどのようなものと考えているのか。

両病院では病棟に1人ずつの医療クラークが配置され、患者の応対や事務手続など医師や看護師をサポートしているが、海外では医師1人に対して1人のクラークを配置し、業務負担を軽減することで診療に専念できるため、経営効率が高まったとの事例がある。本市も将来の導入に向けて検討をしてほしいと思うがどうか。

また、国からの通知では医師や看護師等と事務職員との間での役割分担の推進を求めており、この中では医師の指示の下で看護師が行える業務の範囲などを説明しているが、効率的な業務運営を行うために、その趣旨を理解するとともに、積極的に対応することで、医師の専門性が十分発揮できるよう努めるべきではないか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情第5号ないし第185号、第187号ないし第243号、第248号、第249号及び第254号につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により、決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第37号ないし第39号」を一括議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 市長。

(山田勝麿市長登壇)(拍手)

市長(山田勝麿) ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第37号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正による北海道からの権限移譲に伴い、優良住宅新築認定申請手数料について、連結法人に係る認定事務を加えるものであります。

議案第38号公平委員会委員の選任につきましては、関口正雄氏の任期が平成20年12月31日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任するものであります。

議案第39号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、北潟谷仁氏、高橋房子氏の任期が平成21年3月31日をもって満了となりますので、引き続き両氏を委員の候補者として推薦するものであります。

なにとぞ原案どおり御可決、御同意賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括採決いたします。

議案第37号は可決と、議案第38号及び第39号については同意と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「意見書案第1号ないし第6号」を一括議題といたします。

意見書案第2号ないし第6号につきましては、提案説明を省略し、意見書案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 7番、菊地葉子議員。

(7番 菊地葉子議員登壇)(拍手)

7番(菊地葉子議員) 提出者を代表して、意見書案第1号について提案説明をいたします。消費税の増税を行わないよう求める意見書です。

消費税が導入された1989年度から2007年度までの税収は、国と地方合わせておよそ188兆円になります。同じ時期、法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)の税収は、累計で159兆円減りました。このように消費税は、事実上、大企業の減税の穴埋めに使われています。一方、この間の国民の暮らしは、小泉構造改革以来の非正規雇用の拡大、福祉・医療の切捨て、原油・穀物の異常な値上がりに加えて、世界的な金融危機の下で悪化するばかりです。

消費税は1997年には3パーセントから5パーセントへと増税になりました。これによりバブル崩壊後、なべ底と見られていた不景気をさらに、な落に突き落とす結果となり、以後平成18年までおよそ10年間

にわたる異常な不景気に突入したことは記憶に新しいところです。

そもそも消費税は、所得が低い人ほど負担が重くなる逆進的な税金です。麻生首相は、3年後に消費税を引き上げ、段階的に10パーセントにすると説明しています。これでは貧困と格差を一層拡大し、消費が落ち込み、地域経済のさらなる悪化に拍車をかけるものです。よって、以下のことを要望するものです。

消費税の増税はやめること。

社会保障の財源は、大型開発や軍事費などの無駄遣いを改め、大企業や金持ちへの行き過ぎた優遇税制をやめ、もうけに応じた負担を求めて確保すること。

以上、各会派の皆さんの御賛同をお願いして、提案説明といたします。(拍手)

議長(見楚谷登志) これより、一括討論に入ります。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

議長(見楚谷登志) 20番、新谷とし議員。

(20番 新谷とし議員登壇)(拍手)

20番(新谷とし議員) 日本共産党を代表して、意見書案第1号について討論を行います。

小泉構造改革以来の国民負担増は、今や年間13兆円に上り、4人家族で約16万円の負担増になっています。65歳以上の市民は、公的年金控除の縮小、老齢控除廃止などで、市民税、国民健康保険料、介護保険料などの引上げで雪だるま式に負担が増えました。消費は落ち込み、景気はなかなか回復しない中、投機マネーによる原油高、原材料の高騰、アメリカ発の金融危機により経済悪化が進行し、経済界もこうした経済危機に対し、これまで体験したことのない不況だと話しています。麻生首相の言うように、3年間で景気が回復する根拠はありません。仮に景気が回復に向かうとしても、そのようなときに消費税を増税すると、たちまち景気が悪化するの明白です。今、食料品など生活必需品が軒並み値上がりをし、その負担は低所得者や高齢者、また景気悪化を口実に解雇された派遣や期間契約社員に重くのしかかり、消費税はまさに逆進性の最たる税金になっています。

麻生首相は、12月12日、生活防衛のための緊急対策を発表した記者会見で「3年後に消費税の引上げをお願いしたいと過日申し上げた。この立場は全く変わっていない」と表明しましたが、10月に日本経団連が出した「税・財政・社会保障制度の一体改革に対する提言」と麻生首相が打ち出した消費税増税スケジュールは一致するものです。麻生首相の下に設置された社会保障国民会議でも、11月の最終報告で2015年に3.3から11パーセント、2025年には6から13パーセントの大幅な消費税増税が必要という試算を打ち出しました。ここで問題なのは、公費負担分の増額分をすべて消費税で賄うことを前提に議論されていることです。

そもそも社会保障の財源として消費税は最もふさわしくない税金です。逆進性が強いだけでなく、大企業が負担しないという特徴を持っています。大企業は消費税を価格に上乗せして最終的に消費者に負担を転嫁しますが、それに対して中小零細企業は、消費税を上乗せできず、身銭を切って負担せざるを得ません。消費税は大企業が負担を逃れることができる仕組みになっているため、増税しても何ら不利益にならないどころか、輸出戻し税などで利益を生み出すものとなっています。消費税は導入以来、社会保障に充てるといった約束は守られず、社会保障は改悪の連続です。

半面、この間、大企業に対しては法人税率を引き下げるだけでなく、連結納税、研究開発減税、設備投資減税など、さまざまな手段で減税が行われ、年間ベースで減税は5兆円に上ります。消費税は、事実上、大企業の減税の穴埋めにされてきたのです。社会保障の財源は、こうした大企業の行き過ぎた減税、年間2兆円に上る金融証券減税などの優遇策の見直しなどで生み出すことができます。

税は、応能負担の原則に立つべきです。今、大企業は収益が減って大変だなどと言っていますが、上場企業の連結経常利益を見ると、2007年度決算では40兆円、2008年度の3月期決算でも30兆円もの利益を上げる見通しで、ITバブルのときの水準を上回っています。しかも内部留保は資本金10億円以上の大企業だけでも2008年度230兆円にも上っており、税を負担する能力は十分にあるはずで

す。経済危機と貧困と格差が広がる中、世論調査で消費税増税反対は6割を超えています。消費税増税に対する業界幹部の方々の声を紹介しますと、日専連仙台事務局長は「社会保障の財源不足というたびに消費税増税ありきだ。それに比べ法人税は引下げ論がやかましい。国民の審判を仰いでいただきたい」。長野県損害保険代理業協会会長は「消費税の増税は、ほとんどが人件費で仕入れ税額が控除できない業界にとって大問題だ。保険料も上がって、現在でも約8割にとどまっている自動車任意保険の加入者を減少させ、社会的問題ともなりかねない」。滋賀県漬物協同組合理事長は「袋、調味料が上がって、それに見合うだけの利益が取れていない。『日本経済は全治3年』というが、この1年でまだ大きく落ち込むのは疑う余地がない。仮に戻っても消費税を上げれば元のもくあみだ。増税で切り抜けようとするのは誤りだ」などなど、消費税増税に対する怒りの声を上げています。

今、ヨーロッパでは、欧州委員会が経済不況に対応するため、各国に消費税や労働者の所得税減税を勧告しています。イギリスでは2.5パーセント消費税引下げ、消費の拡大に取り組んでいます。イギリスでは、もともと食料品をはじめ水道水、新聞、書籍、医薬品、障害者用機器など生活必需品に消費税をかけず、国民生活を応援していますが、日本でも今こそこうした庶民減税策が必要です。政府は、多くの国民の声を受け止め、消費税増税をやめるべきです。

以上、全会派の皆さんの御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

議長（見楚谷登志） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（見楚谷登志） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（見楚谷登志） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

昭和から平成に年号が変わり、はや20年が経過をいたしました本年も、残すところわずかとなりました。

さて、今年1年の主な動きといたしましては、国際的には8月の北京オリンピックをはじめ明るい話題もありましたが、昨年来のアメリカの低所得者向け住宅融資、サブプライムローン問題に端を発した金融不安が一層深刻化し、今や世界じゅうの国々が100年に1度とも言われている金融危機から脱却すべく必死になって取り組んでいるのが現状であります。

国内に目を転じますと、7月に北海道で初めて洞爺湖サミットが開催され世界の注目を集めましたが、その後は、9月に福田首相の突然の辞任を受け後継に就任された麻生首相も、早々にこの金融危機の対応に追われるなど、政治的な混迷を深めています。我が国の経済は、石油危機に見舞われた昭和50年

以来、33年ぶりとも言われる大変な危機に陥っておりまして、これまで景気をけん引してきた自動車をはじめ産業界全体が生産調整や人員整理などの対応に苦慮しているのが実態であり、先行きの生活に国民の不安は募るばかりであります。

小樽市におきましても、市の財政再建への取組や市内経済に対する影響は避けられないものと憂慮いたしており、ますます気を引き締め、市と議会が一体となって危機克服のための取組を行っていかねばならないと強く感じているところであります。

さて、平成21年には、小樽市政の重要課題の一つであります市立病院における地方公営企業法の全部適用と事業管理者による病院経営の健全化への取組や学校規模・学校配置適正化基本計画の策定など、市民にとって極めてかかわりの深い事柄が予定をされております。市議会といたしましても、本年は新たに夜間議会や関係団体との議会報告・意見交換会の開催、本会議のインターネット中継など、より開かれた議会を目指して積極的に取り組んでまいりましたが、今後も引き続き市民の代表として、その与えられた責務を果たし、市政の発展を目指すとともに、現下の難局を打開するため、議員からも積極的に提言を行うなど、より審議の充実を図るため、さらに努力をしてまいりたいと考えております。

今年は総じて暗いニュースが多かったように思いますが、来年こそ少しでも明るい希望の持てる1年になることを願ってやみません。議員各位におかれましては、今後ともなお一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、この1年、微力な私にお寄せいただきました御厚情に対しまして、衷心より感謝を申し上げます。

終わりにになりましたが、議員並びに市長をはじめ理事者の皆様におかれましては、健康に御留意をされ、御家族ともども御多幸な新年をお迎えになられますよう祈念を申し上げます、本年最後の議会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

第4回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 5時35分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 見 楚 谷 登 志

議 員 高 橋 克 幸

議 員 濱 本 進

諸般の報告

今定例会に提出された意見書案

平成20年小樽市議会第4回定例会議決結果表

陳情議決結果表

諸般の報告（招集日印刷配布分）

（１）木野下智哉、久末恵子両監査委員から、平成２０年８月～１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

（２）平成２０年第３回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、次のとおり報告があった。

陳情第１１０９号「小中学校の耐震診断の即時実施及び耐震化工事実施方等について」は、小樽市内には、耐震性を確認する必要がある校舎や屋内運動場が約１００棟あり、それらを保有する小中学校が２９校あることから、短期間で全ての耐震診断を実施することは困難なことから、優先順位等を勘案しながら耐震診断を実施していくことといたしました。

当面の具体的な進め方ではありますが、耐震化優先度調査における優先度ランク１又は２の校舎を保有する学校で、今後においても標準規模が見込まれる小学校３校（長橋小学校、桜小学校及び朝里小学校）及び中学校２校（朝里中学校及び銭函中学校）について、１０月２０日に専決処分で予算計上し、今年度中に耐震診断を実施することになりました。

また、耐震補強につきましては、耐震診断の結果を見極めて判断していきたいと考えております。

なお、陳情者に対しましては、この旨を連絡してまいります。

以 上

消費税増税を行わないよう求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	菊 地 葉 子
	同	佐々木 勝 利
	同	新 谷 と し

今、国民の暮らしは、小泉「構造改革」以来の非正規雇用の拡大、福祉・医療の切り捨て、原油・穀物の異常な値上がりに加えて、世界的な金融危機の下で悪化する一方です。

ところが、麻生内閣の「追加経済対策」は、証券優遇税制の 3 年延長や大銀行への税金投入など大資産家や大企業向けの対策が中心で、国民向けとされる 2 兆円規模の「定額給付金」は、1 回限りで国の責任を地方に押し付ける無責任なものです。そのうえ、麻生首相は、「3 年後に消費税の引上げ、段階的に 10 パーセントに」を繰り返し言明しています。

消費税増税を社会保障のためとする議論もあります。しかし、消費税が導入されて 20 年、医療・年金・障害者福祉などの社会保障は改悪の連続です。この間の消費税の合計は 188 兆円、一方、法人 3 税の減収は 159 兆円に上り、消費税は事実上大企業の減税の「穴埋め」にされてきました。

そもそも消費税は、大企業は価格に転嫁して実際には 1 円も負担せず、大資産家は負担が軽く、所得が低い人ほど重い逆進的な最悪の税金です。増税になれば「貧困と格差」を一層拡大し、消費が落ち込み、地域経済がさらに悪化することは目に見えています。

よって、以下のことを要望します。

記

- 1 消費税増税はやめること。
- 2 社会保障の財源は、大型開発や軍事費などの無駄遣いを改め、大企業や金持ちへの行き過ぎた優遇税制をやめ、もうけに応じた負担を求めて確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 20 年 12 月 22 日
小樽市議会

議決年月日	平成 20 年 12 月 22 日	議決結果	否 決
-------	-------------------	------	-----

中小企業の経営を守るための緊急対策を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋元智憲
	同	大橋一弘
	同	濱本進
	同	林下孤芳
	同	新谷とし

国内需要の冷え込みや原材料の高騰で苦しい経営を強いられている中小企業は、アメリカ発の金融危機によって、倒産に追い込まれています。

麻生内閣は、中小企業への融資を円滑にするとして、地域金融機関などに公的資金の注入を可能にする「金融機能強化法」改正案を国会に提出していましたが、このほど同法案が成立、12月17日から施行されています。同法施行による最大の目標の一つは、金融機関に対して中小企業への融資拡大を求めることにありますが、なおこれまでの経緯からして、これが真に実効あるものにする必要があります。

この間、金融庁は9月末、全国の商工会議所の経営指導員らに対する聞き取り調査の結果を公表し、大銀行の中小企業への融資姿勢は「消極的」と答えた割合は35パーセントに上り、信金や信組の10.1パーセントの3.5倍にも達しています。

政府は1998年以来の10年間に、12兆4千億円もの公的資金を銀行に注入してきました。ところが日銀の調査によると、この間、銀行業界の中小企業向け融資は約250兆円から180兆円に減少しています。

よって、政府が、景気悪化の下で深刻化する中小企業の経営を守るために、以下の緊急対策を実施するよう要望します。

記

- 1 中小企業向けの貸出し目標が設定されていることから、確実に数値目標を達成させるため指導を強めること。
- 2 昨年10月に導入された信用保証協会の部分保証制度（責任共有制度）を改め、全額保証制度に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成20年12月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

雇用と暮らしを守る緊急対策を求める要望意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千	葉	美	幸
	同	大	橋	一	弘
	同	林	下	孤	芳
	同	古	沢	勝	則
	同	大	竹	秀	文

アメリカ発の金融危機が世界に広がり、景気悪化が深刻になる下で、大企業が労働者を大量解雇する動きが広がっています。既にトヨタ自動車とそのグループ企業で7,800人、日産780人、マツダ800人、スズキ600人、キャノン240人など（11月12日現在）、相次いで派遣社員や期間社員の削減計画が発表されています。

大量解雇の矢面に立たされている派遣社員や期間社員は、これまで「正社員の半分以下」の低賃金に置かれてきましたが、その多くは若者であり、蓄えも十分でなく、職を失えば直ちに路頭に迷ってしまうような労働者です。アメリカ発の金融危機などの影響により、厳しい状況に置かれている労働者の雇用を守るために、政府が直ちに以下の対策をとるよう要望します。

記

- 1 派遣社員、期間社員に対する不適切な大量解雇、「雇い止め」を中止し、雇用を維持するために最大限の努力をするよう、経済団体に対する指導と、主要企業に対する指導・監督を強化すること。
- 2 雇用保険の特別会計積立金を活用し、失業した労働者の生活と再就職への支援を抜本的に拡充すること。特に、失業給付を非正規で働いてきた労働者にもきちんと給付できるように改善するとともに、雇用保険から排除され未加入だった労働者を含めて、生活と再就職、職業訓練、住宅への支援を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成20年12月22日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

労働法制及び労働者派遣法の改正を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	成 田 祐 樹
	同	齊 藤 陽一良
	同	濱 本 進
	同	林 下 孤 芳
	同	新 谷 と し

バブル経済崩壊以降、我が国の雇用形態は大きく変化してきました。多様な働き方ができる社会になった半面、国際競争力維持のために雇用規制を緩和した結果、正規雇用と一時的な雇用の間で、賃金、待遇などの格差が広がっています。

特に長時間労働については、子育て期に当たる30代男性の約4人に一人が週60時間以上の長時間労働（月80時間を超える残業）をしているなど、こうしたことが、「女性の子育てへの負担感が大きい」ことに結びついているとの指摘があり、少子化を助長する一因ともなっています。

また、派遣労働者が急増し、低賃金で日雇派遣などの劣悪な雇用条件の改善を求める世論が高まり、政府は労働者派遣法の改正案を11月4日に閣議決定しました。

しかし、その内容は、若干の改善面はあるものの、十分とはいえません。例えば、日雇派遣については、30日以内の短期派遣は禁止するとしていますが、30日を超える場合は労働契約さえ結べば、職場を転々とする日雇・スポット派遣を続けることが可能、雇用が不安定な「登録型派遣」（派遣元に登録し、仕事があるときしか働けない）を温存し、対象業務についても原則自由化のままである、

偽装請負など違法行為があった場合、派遣先が派遣労働者に対して雇用契約を申し込むよう行政が勧告できるように改善されますが、偽装請負が認定されても派遣労働者を雇い止めにする企業がある現実を見れば、行政が勧告できるだけでは不十分、派遣先労働者との均等待遇は盛り込まれず、「考慮」するだけであり、登録型派遣の常用雇用化も「努力義務」にとどまっている、期間の定めのない派遣労働者について、派遣先が労働者を特定・選別することを認め、直接雇用の申込義務から除外しており、派遣労働者は「臨時的・一時的な業務に限定し、常用雇用の代替としない」原則に背くなど、十分な内容ではありません。

よって、労働法制及び労働者派遣法の改正は、以下の要点を盛り込むよう求めます。

記

- 1 法定割増賃金率の引上げやサービス残業に対する罰則規定を取り入れるなど、取締り強化を図ること。
- 2 労働者派遣は、臨時的・一時的業務に限定するとともに、派遣元に常時雇用される常用型を基本とし、登録型は例外として厳しく制限すること。日雇派遣・スポット派遣は直ちに禁止すること。
- 3 派遣期間の上限を1年とし、1年の雇用期間を超えた場合や違法行為があった場合は、派遣先が直接雇用したとみなすこと。
- 4 派遣労働者への差別を禁止し、正社員との均等待遇を保障すること。
- 5 派遣元のマージン率（派遣手数料）の上限規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成20年12月22日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	-------------	------	-----	-----	-----

「食の安全確保」への取組強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉	美幸
	同	吹田	友三郎
	同	中島	麗子
	同	井川	浩子
	同	斎藤	博行

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発しています。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展しました。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきですが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなただけでなく、被害を拡大させた責任は重大です。国民の不信、怒りは極めて大きくなっています。

現在、農林水産省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務、組織の見直しを行うための取組を進めているところですが、今後、同様の事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促します。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しています。政府の消費者行政推進会議の報告書（6月13日）によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっています。こうした縦割り行政の弊害を、消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきです。

については、政府において、以下の対策を講じられるよう強く要望するものです。

記

- 1 偽装表示を一掃するため、JAS法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。
- 2 農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。
- 3 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
- 4 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。
- 5 不正な取引を行う業者に対し、迅速な立入り調査に基づく販売禁止や製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成20年12月22日	議決結果	可決	全会一致
-------	-------------	------	----	------

国籍法改正に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	吹 田 友三郎
	同	高 橋 克 幸
	同	佐 藤 禎 洋
	同	佐々木 勝 利
	同	北 野 義 紀

現行国籍法では、出生後の認知により嫡出子たる身分を取得した子の場合、日本国民の父又は母の間に婚姻関係が存在することが日本国籍を取得する要件とされていますが、この婚姻の要件を除外することなどを内容とする改正法案が、今国会で論議され成立したところです。

本改正法案は、出生後日本国民である父に認知された子の日本国籍の取得に関する国籍法の規定は一部違憲であるとの最高裁判所判決があったことにかんがみ、父母が婚姻をしていない場合における認知された子にも届出による日本国籍の取得を可能とするために提出されたものですが、改正法の適正な施行に向け両院で附帯決議が行われたほか、国民の間でも偽装認知の防止をめくり懸念する声があります。

よって、国においては、この改正法の趣旨を踏まえ、偽装認知の防止など厳格な制度運用に万全を期されるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年12月22日
小樽市議会

議決年月日	平成20年12月22日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	-------------	------	-----	---------

平成20年小樽市議会第4回定例会議決結果表

会期 平成20年12月2日～平成20年12月22日(21日間)

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H20.12.2	市長					H20.12.10	可決
2	平成20年度小樽市一般会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
3	平成20年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
4	平成20年度小樽市住宅事業特別会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
5	平成20年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
6	平成20年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
7	平成20年度小樽市水道事業会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
8	平成20年度小樽市下水道事業会計補正予算	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
9	小樽市税条例等の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	総務	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
10	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
11	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
12	小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
13	小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
14	小樽市保健所使用条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	厚生	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
15	小樽市病院事業条例及び市立小樽病院高等看護学院条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
16	小樽市病院事業使用料及び手数料条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
17	小樽市墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
18	小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
19	小樽市浄化槽に関する条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
20	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
21	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	経済	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
22	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	建設	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
23	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
24	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	建設	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
25	市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
26	小樽市総合体育館条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
27	小樽市体育施設条例の一部を改正する条例案	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
28	工事請負変更契約について	H20.12.2	市長	H20.12.10	厚生	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
29	工事請負変更契約について	H20.12.2	市長	H20.12.10	厚生	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
30	不動産の取得について	H20.12.2	市長	H20.12.10	建設	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
31	公の施設の指定管理者の指定について(いなきた児童館)	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
32	公の施設の指定管理者の指定について(塩谷児童センター)	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
33	公の施設の指定管理者の指定について（総合体育館）	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
34	公の施設の指定管理者の指定について（福寿荘）	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	可決	H20.12.22	可決
35	小樽市非核港湾条例案	H20.12.2	議員	H20.12.10	総務	H20.12.16	否決	H20.12.22	否決
36	小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	H20.12.10	市長	H20.12.10	厚生	H20.12.16	可決	H20.12.22	可決
37	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H20.12.22	市長					H20.12.22	可決
38	小樽市公平委員会委員の選任について	H20.12.22	市長					H20.12.22	同意
39	人権擁護委員候補者の推薦について	H20.12.22	市長					H20.12.22	同意
報告1	専決処分報告（平成20年度小樽市一般会計補正予算）	H20.12.2	市長	H20.12.10	予算	H20.12.15	承認	H20.12.22	承認
20年3定第8号	平成19年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第9号	平成19年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第10号	平成19年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第11号	平成19年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第12号	平成19年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第13号	平成19年度小樽市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第14号	平成19年度小樽市老人保健事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第15号	平成19年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第16号	平成19年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第17号	平成19年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第18号	平成19年度小樽市産業廃棄物処分手業特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第19号	平成19年度小樽市物品調達特別会計歳入歳出決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第20号	平成19年度小樽市病院事業決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第21号	平成19年度小樽市水道事業決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第22号	平成19年度小樽市下水道事業決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
20年3定第23号	平成19年度小樽市産業廃棄物等処分手業決算認定について	H20.9.9	市長	H20.9.18	決算	H20.10.9	認定	H20.12.22	認定
意見書案第1号	消費税増税を行わないよう求める要望意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	否決
意見書案第2号	中小企業の経営を守るための緊急対策を求める意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	可決
意見書案第3号	雇用と暮らしを守る緊急対策を求める要望意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	可決
意見書案第4号	労働法制及び労働者派遣法の改正を求める意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	可決
意見書案第5号	「食の安全確保」への取組強化を求める意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	可決
意見書案第6号	国籍法改正に関する意見書（案）	H20.12.22	議員					H20.12.22	可決
その他会議に付した事件	経済の活性化について（経済常任委員会所管事項）				経済	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事項）				厚生	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査

陳情議決結果表

総務常任委員会
陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
3	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
4	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H19.6.22	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
186	新「小樽市室内水泳プール」早期建設方について	H19.6.25	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
262 ～ 356	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
358 ～ 370	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
373 ～ 643	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.2.29	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
647 ～ 1002	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.3.4	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1004	小樽市において泊原発3号機でのプルサーマル計画の説明会の開催要請方について	H20.6.13	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1005	米艦の入港に当たり、港湾管理者の権限を尊重し、市民不安の解消を図る意見書提出方について	H20.6.16	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1006 ～ 1084	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.6.17	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1086 ～ 1108	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.9.17	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1118	小樽市特別支援連携協議会の設立方について	H20.12.5	H20.12.16	採択	H20.12.22	採択
1119 ～ 1140	新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方について	H20.12.9	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査

経済常任委員会
陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
1110 ～ 1112	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1113	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査
1114	灯油価格引下げ等暮らしと営業を守るための措置方について	H20.9.17	H20.12.16	継続審査	H20.12.22	継続審査

厚生常任委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
247	障害者自立支援法の施行に伴う施策の実施方等について	H19.9.3	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
250	佐賀県で100パーセント成功している「パーキング・パーミット」制度の小樽市での早急な実施方について	H19.9.5	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
251	難病と重度の障害者の地域生活支援事業改善方について	H19.9.6	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
252	KDDI(株)がリーセント新光の屋上に設置予定の携帯電話基地局鉄塔建設の中止方要請について	H19.9.12	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
253	生活保護の「母子加算」廃止に反対する国への意見書提出方について	H19.9.13	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
258	生活保護基準の引下げ反対要請方について	H19.12.11	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
646	犬捕獲方法の改善方について	H20.3.4			H20.12.10	取 下 げ
1003	朝里・新光地域における多目的コミュニティセンター設置方について	H20.4.23	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
1115	平成20年度福祉灯油の改善方について(第1項目)	H20.9.17	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
	平成20年度福祉灯油の改善方について(第2、3項目)	H20.9.17	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
1116	「市民生活援助」の福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
1117	福祉灯油制度の拡充方等について	H20.9.17	H20.12.16	採 択	H20.12.22	継 続 審 査
1141	介護保険料の引下げ方について	H20.12.9	H20.12.16	採 択	H20.12.22	採 択
1142	介護保険料の引下げ方について	H20.12.9	H20.12.16	採 択	H20.12.22	採 択

建設常任委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
1	市道潮栄線の一部ロードヒーティング敷設方について	H19.6.14	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
246	市道桜18号線の道路敷地を最大限活用した幅員整備方について	H19.8.16	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
644	市道銭函石山線及び市道銭函神社線の坂道の手すり設置方について	H20.3.3	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
1143	雇用促進住宅銭函宿舍の公的住宅としての存続方について	H20.12.9	H20.12.16	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査

学校適正配置等調査特別委員会

陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
260	小樽市立豊倉小学校の存続方について	H20.2.26	H20.12.17	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査

市立病院調査特別委員会
陳 情

番号	件 名	提 出 日 年 月 日	委 員 会		本 会 議	
			議 決 年 月 日	結 果	議 決 年 月 日	結 果
5 ~ 185	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.22	H20.12.18	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
187 ~ 219	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.6.29	H20.12.18	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
220 ~ 243	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.7.2	H20.12.18	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
248、 249	築港地区での新小樽病院建設の是非を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.4	H20.12.18	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査
254	新市立病院の「築港建設の是非」を問う市民アンケート等の実施方について	H19.9.13	H20.12.18	継 続 審 査	H20.12.22	継 続 審 査